

Hofu city planning master plan



防府市の都市計画に関する基本的な方針

2018

|

2038

防府市都市計画マスタープラン

防府市の都市計画に関する基本的な方針

2018年（平成30年）4月

目次

序章 計画の定義

1 趣旨と目的.....	1
2 役割.....	2
3 位置づけ.....	3
4 対象地域.....	4
5 目標年次.....	4
6 構成.....	4

第1章 防府市の現況

1 防府市の概要.....	7
(1) 防府市の変遷.....	7
(2) 市街化の進展.....	8
2 人口・世帯の動向.....	9
(1) 人口の動向.....	9
(2) 世帯の動向.....	12
(3) 将来人口推計.....	14
3 産業・経済の状況.....	18
(1) 就業人口と通勤・通学の状況.....	18
(2) 従業者数の動向.....	19
(3) 商業の動向.....	21
(4) 工業の動向.....	22
(5) 観光の動向.....	22
4 土地利用の状況.....	24
(1) 土地利用状況の変化.....	24
(2) 用途別土地利用の現況.....	25
(3) 建築年次別建物分布と生活道路の状況.....	26
(4) 新築・開発動向.....	27
(5) 市街地開発事業の実施状況、地区計画の決定状況.....	28
(6) 生活利便施設の立地状況.....	29
(7) 災害想定.....	34
5 都市施設整備の状況.....	38
(1) 道路状況.....	38
(2) 都市計画道路の計画と整備状況.....	38
(3) 公園・緑地の計画と整備状況.....	39
(4) 公共下水道の計画と整備状況.....	40
6 交通の状況.....	41
(1) 公共交通の動向.....	41
(2) 市民の交通行動.....	43

第2章 まちづくりの課題

1	まちづくりの課題	45
(1)	総合課題	45
(2)	分野別課題	46

第3章 まちづくりの理念と目標

1	これからのまちづくりの考え方	51
2	まちづくりの基本理念	52
3	まちづくりの基本目標	53
(1)	まちづくりの基本目標	53

第4章 まちづくりの基本的な方針

1	将来都市構造	57
(1)	都市構造の基本的な方向性	57
(2)	都市の核と軸の形成	59
	将来都市構造図	61
2	土地利用の基本方針	63
(1)	都市的區域の基本方針	64
(2)	自然的區域の基本方針	66
(3)	市街化区域・市街化調整区域の区分に関する基本方針	67
	土地利用方針図	69
3	都市基盤整備の基本的な方針	71
(1)	市街地整備の基本的な方針	71
(2)	交通施設等整備の基本的な方針	73
	交通施設等整備方針図	75
(3)	公園・緑地整備の基本的な方針	77
	公園・緑地の整備方針図	79
(4)	河川整備の基本的な方針	81
(5)	供給処理施設整備の基本的な方針	82
(6)	その他の施設整備の基本的な方針	84
4	都市環境形成の基本的な方針	85
(1)	景観形成に関する基本的な方針	85
	景観形成方針図	87
(2)	福祉に関する基本的な方針	89
(3)	環境に関する基本的な方針	90
(4)	防災に関する基本的な方針	91

第5章 まちづくりの地域別構想

地域区分の考え方	93
1 中央地域	97
(1) 地域の概況と特性	97
(2) まちづくりの課題	101
中央地域課題図	103
(3) まちづくりの方針	104
中央地域方針図	107
2 新田・中関地域	109
(1) 地域の概況と特性	109
(2) まちづくりの課題	112
新田・中関地域課題図	115
(3) まちづくりの方針	116
新田・中関地域方針図	119
3 西浦地域	121
(1) 地域の概況と特性	121
(2) まちづくりの課題	124
西浦地域課題図	125
(3) まちづくりの方針	126
西浦地域方針図	129
4 牟礼地域	131
(1) 地域の概況と特性	131
(2) まちづくりの課題	134
牟礼地域課題図	135
(3) まちづくりの方針	136
牟礼地域方針図	139
5 華城地域	141
(1) 地域の概況と特性	141
(2) まちづくりの課題	144
華城地域課題図	145
(3) まちづくりの方針	146
華城地域方針図	149
6 右田地域	151
(1) 地域の概況と特性	151
(2) まちづくりの課題	154
右田地域課題図	155
(3) まちづくりの方針	156
右田地域方針図	159
7 玉祖地域	161
(1) 地域の概況と特性	161
(2) まちづくりの課題	164
玉祖地域課題図	165
(3) まちづくりの方針	166
玉祖地域方針図	169

8	富海地域	171
	(1) 地域の概況と特性	171
	(2) まちづくりの課題	174
	富海地域課題図	175
	(3) まちづくりの方針	176
	富海地域方針図	179
9	大道地域	181
	(1) 地域の概況と特性	181
	(2) まちづくりの課題	184
	大道地域課題図	185
	(3) まちづくりの方針	186
	大道地域方針図	189
10	向島地域	191
	(1) 地域の概況と特性	191
	(2) まちづくりの課題	194
	向島地域課題図	195
	(3) まちづくりの方針	196
	向島地域方針図	199
11	小野地域	201
	(1) 地域の概況と特性	201
	(2) まちづくりの課題	203
	小野地域課題図	205
	(3) まちづくりの方針	206
	小野地域方針図	207
12	野島地域	209
	(1) 地域の概況と特性	209
	(2) まちづくりの課題	211
	野島地域課題図	213
	(3) まちづくりの方針	214
	野島地域方針図	215

第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1	立地適正化計画の推進	218
2	将来都市構造を支える総合的な施策の推進	219
3	産・官・学・民の協働によるまちづくりへの推進	223
4	実現化に向けた進捗管理と見直しの推進	226

付属資料

An aerial illustration of a city with various buildings, streets, and green spaces. A semi-transparent blue rectangular overlay is positioned in the upper half of the image, containing white text. In the background, a body of water with a small boat is visible at the top.

序章 計画の定義

1 趣旨と目的

2 役割

3 位置づけ

4 対象地域

5 目標年次

6 構成

序章 計画の定義

1 趣旨と目的

現在の都市計画法は、都市計画制度の根幹となっており、人口や産業の都市部への急激な集中や無秩序な市街地の拡大に対応するため、1968年（昭和43年）に制定されました。この法では、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域を都市計画区域とし、当該区域の計画的な市街地の形成を図るため、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画、市街地開発事業に関する計画などを定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとされています。

1992年（平成4年）の法改正では、市町村は、長期的なまちづくりのビジョンを総合的かつ体系的に方針を示す『市町村の都市計画に関する基本的な方針』の策定に取り組むこととされ、2000年（平成12年）からは、全ての都市計画区域で定めることが義務付けられました。

本市では、1999年（平成11年）2月に『防府市の都市計画に関する基本的な方針』を策定し、その内容に基づいて各種施策を展開してきました。

しかし、本市を取り巻く環境は、策定から19年が経過した現在、少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化など、大きく移り変わろうとしています。

このような情勢を見据え、今後のまちづくりを計画的に進め、将来においても持続的に都市の運営を図ることを目的として、新たな『防府市の都市計画に関する基本的な方針』（以下『都市計画マスタープラン』という。）を策定します。

2 役割

① 実現すべき将来像等を具体的に示します

実現すべき将来像やまちづくりの方針、地域づくりの進め方などを分かりやすく具体的に示します。

② 将来のまちづくりや各種都市計画に対し、市民の理解を深めます

まちづくりの考え方を産・官・学・民が共通の目標として共有することにより、まちづくりに対する理解を深め、事業や施策への合意形成や参画・協働を容易にします。

③ 都市計画に関する方策や事業を決定、変更する際の指針とします

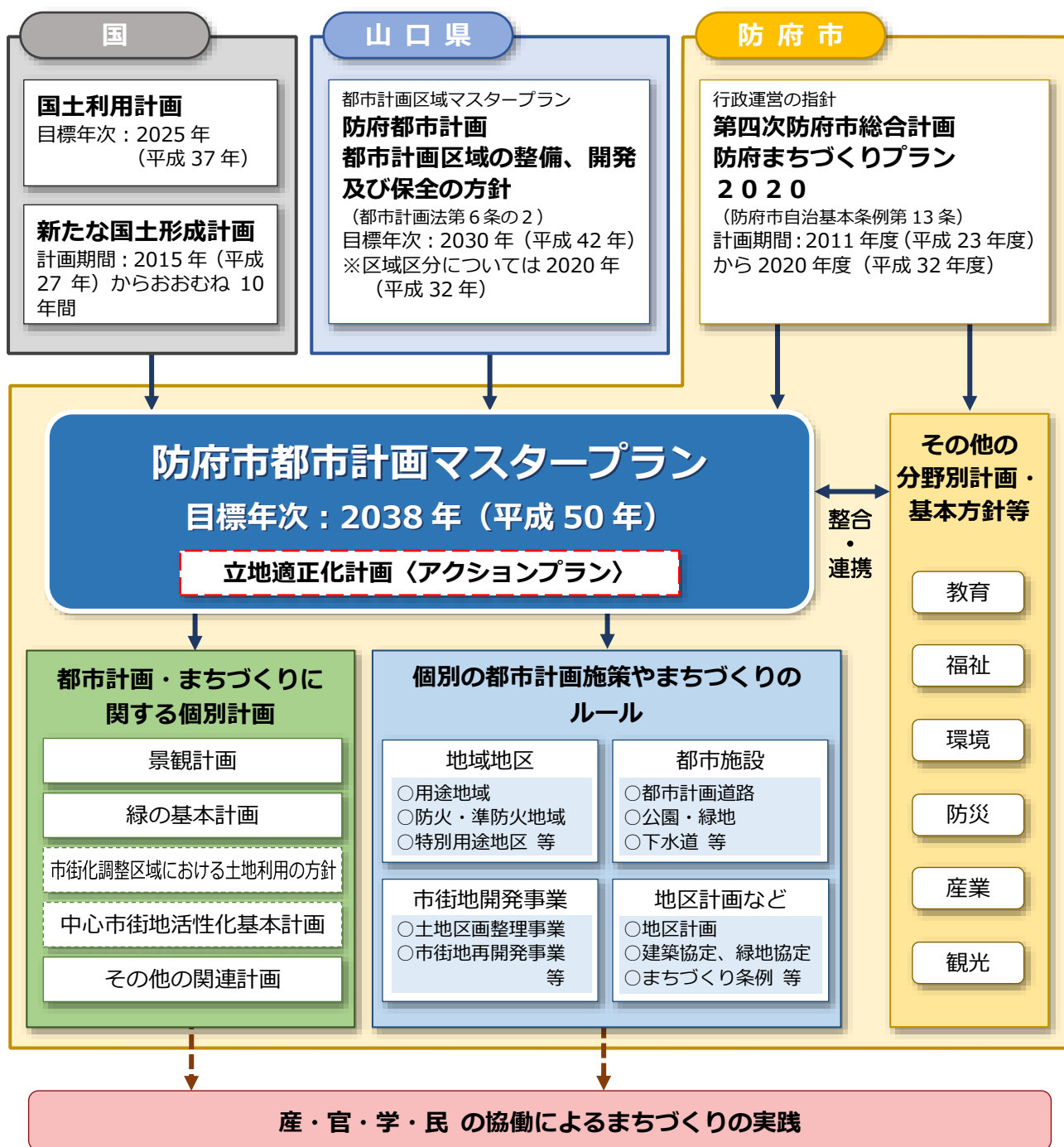
土地利用の規制・誘導の方針や道路・公園等、各種都市施設整備事業の計画などの具体的な都市計画を決定・変更する際の指針とします。

④ 関連計画との相互の連携を図ります

将来像の実現に向け、教育、福祉、環境、防災、産業、観光等の各分野の個別計画や基本方針との整合を図り、一体的なまちづくりを推進します。

3 位置づけ

本計画は、本市の『総合計画』及び山口県が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に即し、定めます。



※破線の計画は平成30年3月時点で未策定

4 対象地域

都市計画マスタープランは、都市計画区域を基本として策定することとされていますが、まちづくりの指針となる計画の性格や長期的かつ一体的なまちづくりを行う必要性から、都市計画区域外（小野、野島地区）についても策定対象地域としています。

5 目標年次

都市計画マスタープランは、2018年（平成30年）を改訂年次とし、20年後の2038年（平成50年）を目標年次とします。

6 構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」「地域別構想」「推進方策」で構成します。

「全体構想」では、まちづくりの基本理念や都市構造の考え方、分野別の方針など、本市全体のまちづくりの方向性を示します。

「地域別構想」では、市域を12地域に分け、より市民に近い地域単位におけるまちづくりの方向性を示します。

「推進方策」では、将来像の実現に向けた体制や方策を示します。

序章 計画の定義

全体構想

第1章 防府市の現況

- | | |
|------------|-------------|
| 1 防府市の概要 | 4 土地利用の状況 |
| 2 人口・世帯の動向 | 5 都市施設整備の状況 |
| 3 産業・経済の状況 | 6 交通の状況 |

第2章 まちづくりの課題

- 1 まちづくりの課題

第3章 まちづくりの理念と目標

- 1 これからのまちづくりの考え方
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 まちづくりの基本目標

第4章 まちづくりの基本的な方針

- 1 将来都市構造
 - (1) 都市構造の基本的な方向性
 - (2) 都市の核と軸の形成
- 2 土地利用の基本方針
 - (1) 都市的領域の基本方針
 - (2) 自然的領域の基本方針
 - (3) 市街化区域・市街化調整区域の区分に関する基本方針
- 3 都市基盤整備の基本的な方針
 - (1) 市街地整備の基本的な方針
 - (2) 交通施設等整備の基本的な方針
 - (3) 公園・緑地整備の基本的な方針
 - (4) 河川整備の基本的な方針
 - (5) 供給処理施設整備の基本的な方針
 - (6) その他の施設整備の基本的な方針
- 4 都市環境形成の基本的な方針
 - (1) 景観形成に関する基本的な方針
 - (2) 福祉に関する基本的な方針
 - (3) 環境に関する基本的な方針
 - (4) 防災に関する基本的な方針

地域別構想

第5章 まちづくりの地域別構想

地域区分の考え方

- | | |
|-----------|---------|
| 1 中央地域 | 7 玉祖地域 |
| 2 新田・中関地域 | 8 富海地域 |
| 3 西浦地域 | 9 大道地域 |
| 4 牟礼地域 | 10 向島地域 |
| 5 華城地域 | 11 小野地域 |
| 6 右田地域 | 12 野島地域 |

推進方策

第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて

- 1 立地適正化計画の推進
- 2 将来都市構造を支える総合的な施策の推進
- 3 産・官・学・民の協働によるまちづくりの推進
- 4 実現化に向けた進捗管理と見直しの推進

序 章

計画の定義

An aerial illustration of a city with a blue overlay. The overlay contains the title and a table of contents. The background shows a city with various buildings, streets, and a body of water with a ship in the distance.

第1章 防府市の現況

1 防府市の概要

4 土地利用の状況

2 人口・世帯の動向

5 都市施設整備の状況

3 産業・経済の状況

6 交通の状況

第1章 防府市の現況

1 防府市の概要

(1) 防府市の変遷

防府平野一帯は、大化の改新を機に周防の国の国府が置かれ、政治、文化の中心地として栄え、「防府」の名もこの「周防の国の国府」に由来しています。

室町時代には、天満宮の門前町として形成されていた宮市が、更に西の新町、今市と拡がり、地域の中心地として発達し、本市の市街地の礎を築きました。

江戸時代には、毛利氏が軍港とした藩の表玄関である三田尻港一帯が、港町として発達しました。また、毛利歴代藩主による塩田開発が大規模に行われ、製塩業の隆盛に伴い中関、問屋口、小茅などの港町も発達しました。

明治時代に入り、現在の防府市域となる31の地域は、1889年（明治22年）の大規模な廃置分合により、佐波村・三田尻村等10村に再編されました。1936年（昭和11年）には、防府町・中関町・華城村・牟礼村が合併して防府市制を敷き、以降、西浦村・右田村・富海村を編入、1955年（昭和30年）には小野村・大道村を編入して、現在の市域を形成しています。

図-1 防府市域の形成過程



表-1 市域の変遷

1879年 (明治12年)	1889年 (明治22年)	変遷		
東佐波令村 西佐波令村 宮市町	佐波村	1902年 (明治35年) 防府町	1936年 (昭和11年) 防府市	
三田尻町 三田尻村 新田村 野島	三田尻村			
仁井令村 伊佐江村 植松村	華城村	1926年 (大正15年) 中関町		
浜方村 田島村 向島	中関町			
江泊村 牟礼村	牟礼村			
西ノ浦	西浦村	1939年(昭和14年)編入		
上右田村 下右田村 高井村 大崎村 佐野村	右田村	1951年(昭和26年)編入		
富海村	富海村	1954年(昭和29年)編入		
真尾村 奥畑村 中山村 奈美村 鈴屋村 久兼村 和字村	小野村	1955年(昭和30年)編入		
台道村 切畑村	大道村	1955年(昭和30年)編入		

※1879年（明治12年）の各村は旧藩時代の町村です。

(2) 市街化の進展

本市の市街地は、防府天満宮の門前町で旧山陽道の宿場町として発展した宮市周辺と、港町として栄えた三田尻港一帯を軸にして、その中間に置かれた J R 山陽本線防府駅を中心に形成されてきました。

臨海部の工業地帯については、1933年（昭和8年）から1934年（昭和9年）に協和発酵バイオ(株)やカネボウ(株)が誘致され、1960年（昭和35年）に塩田が全面的に廃止されると、その広大な跡地と埋立地に、東海カーボン(株)、(株)ブリヂストン、マツダ(株)などの大規模工場が立地し、一大工業地帯を形成しました。

その後、市街地は高度経済成長に合わせて、市域南西部や旧国道2号沿線に拡大されました。

図-2 防府市の市街地形成過程と人口集中地区（DID）の変遷

【1960年（昭和35年）】

【1970年（昭和45年）】



【1990年（平成2年）】

【2015年（平成27年）】



2 人口・世帯の動向

(1) 人口の動向

① 人口

人口の推移（図-3）は、1985年（昭和60年）以降、減少傾向にあり、2015年（平成27年）の人口は約11.6万人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015年（平成27年）以降に減少幅が拡大していくと推計されています。

年齢3区分別人口構成の推移（図-4）は、65歳以上の構成比が、1985年（昭和60年）の12.4%から、2015年（平成27年）には29.0%まで増加しています。今後も増加が続き、2040年（平成52年）には35.3%まで増加すると推計されています。

図-3 人口の推移

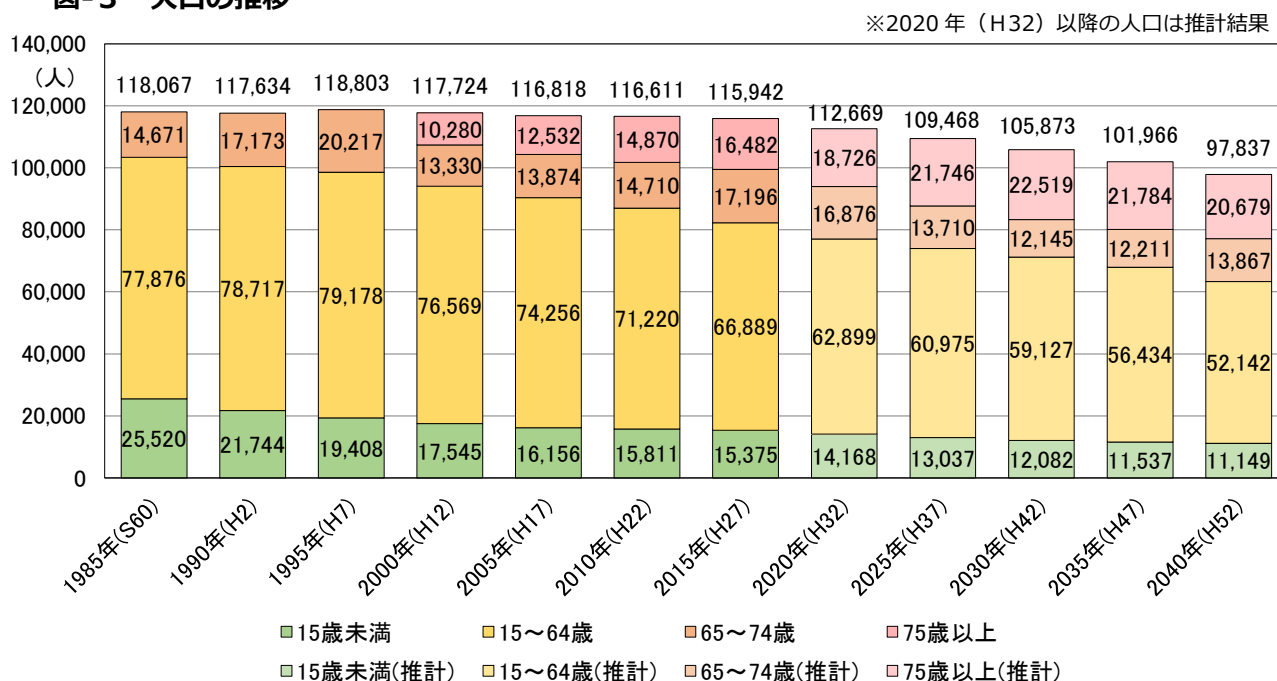
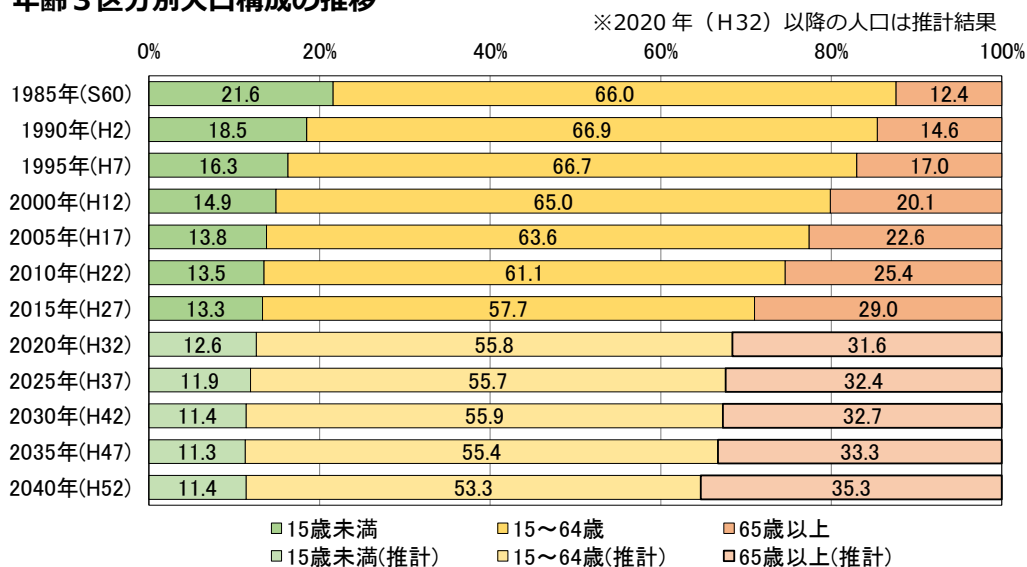


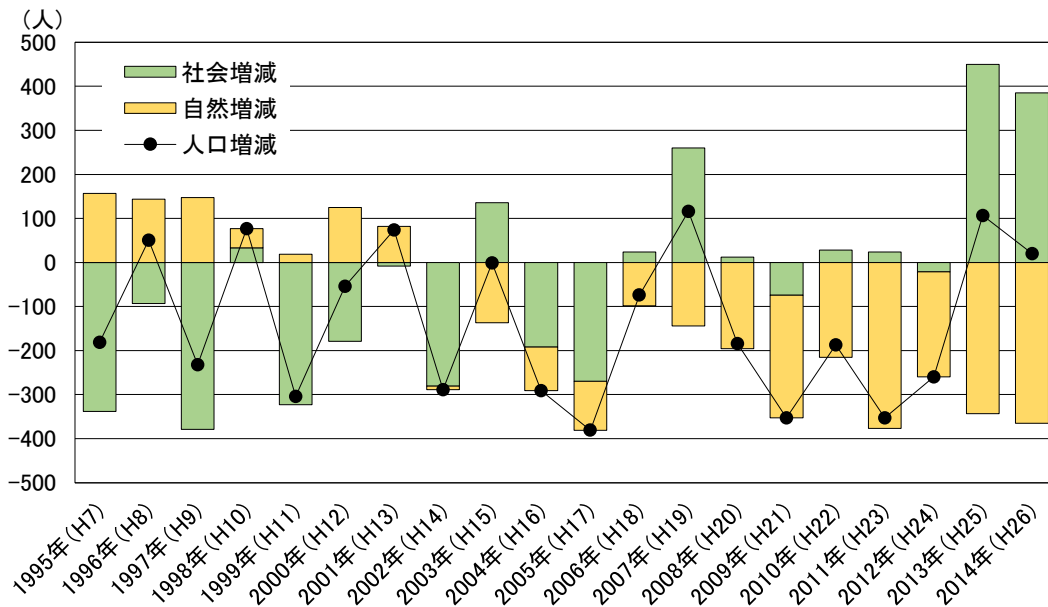
図-4 年齢3区分別人口構成の推移



② 人口動態

人口動態（図-5）について、自然増減は、2002年（平成14年）以降は出生数が死亡数を下回り自然減となっています。一方、社会増減は、年次により変動する傾向となっています。しかし、2013年（平成25年）、2014年（平成26年）においては、社会増となっています。

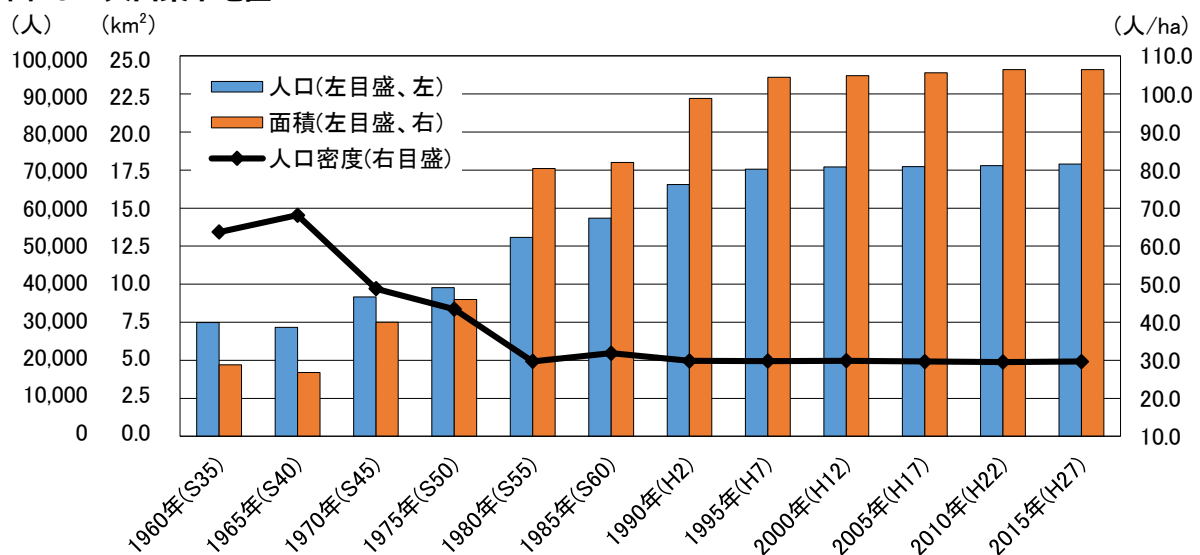
図-5 人口動態



③ 人口集中地区 (DID)

人口集中地区（図-6）は、面積が1960年（昭和35年）の4.7km²から2015年（平成27年）の24.1km²までに5.1倍に拡大してきました。（関連ページ：p.8）人口集中地区の人口は、1960年（昭和35年）の約3.0万人から2015年（平成27年）の約7.2万人へ2.4倍に増加しました。一方で、人口密度は、1960年（昭和35年）の63.7人/haから2015年（平成27年）29.7人/haまで減少しています。なお、1990年（平成2年）以降は、大きな変動がなく推移しています。

図-6 人口集中地区



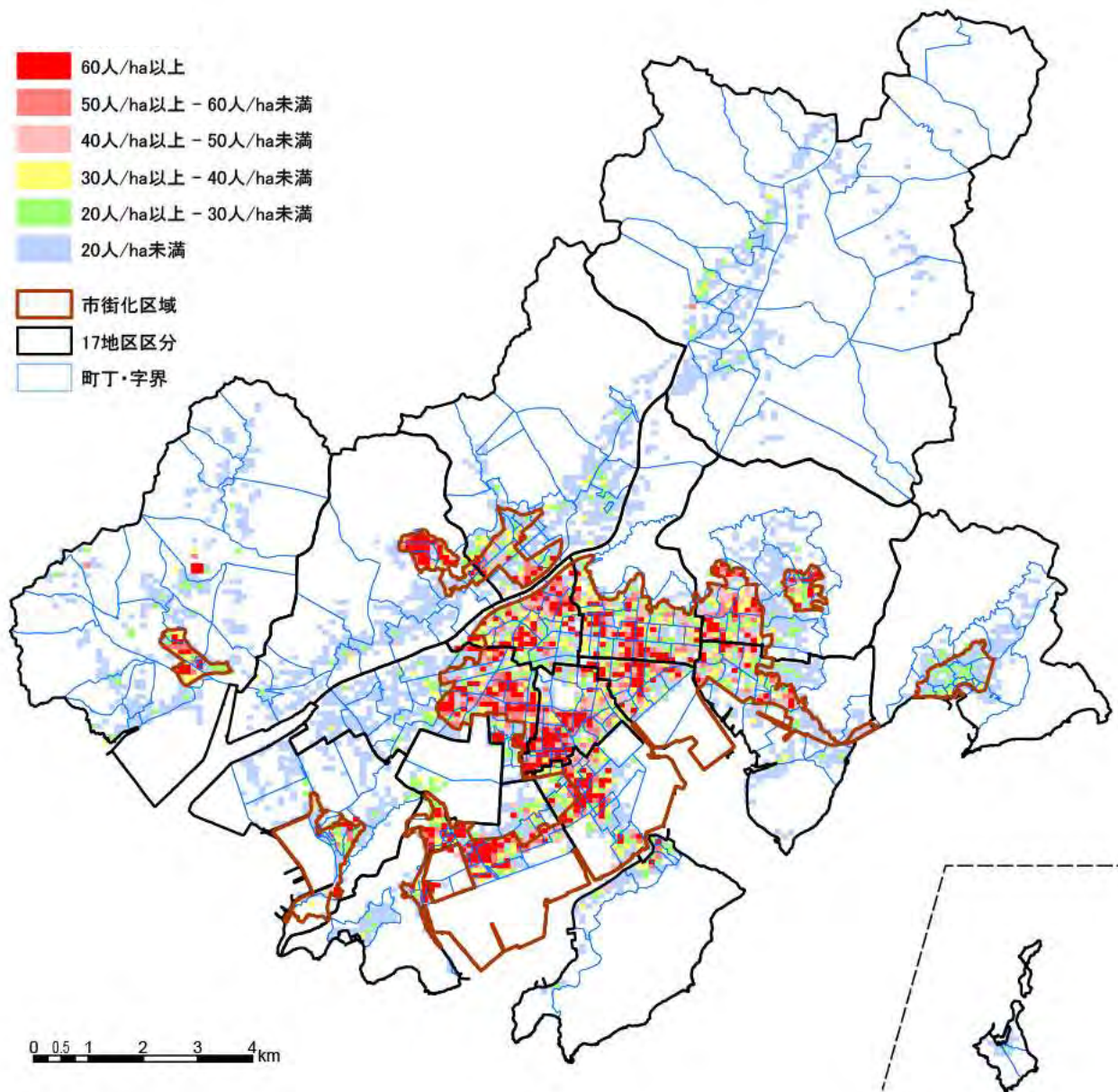
④ 地区別の人口分布

2015年（平成27年）の区域別人口（表-2）は、市街化区域が約8.7万人で、全人口の75.3%が居住しています。また、100mメッシュ人口分布状況（図-7）における人口密度は、市街化区域内の駅から離れた地域に、40人/ha以上のメッシュが多数存在している状況となっています。一方、駅周辺では、40人/ha以上のメッシュが少数となっています。

表-2 区域別人口

	市全域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
人口(人)	115,942	87,296	25,219	3,427
面積(ha)	18,937	2,982	11,339	4,616
人口構成比(%)	100.0	75.3	21.7	3.0

図-7 100mメッシュ人口分布状況

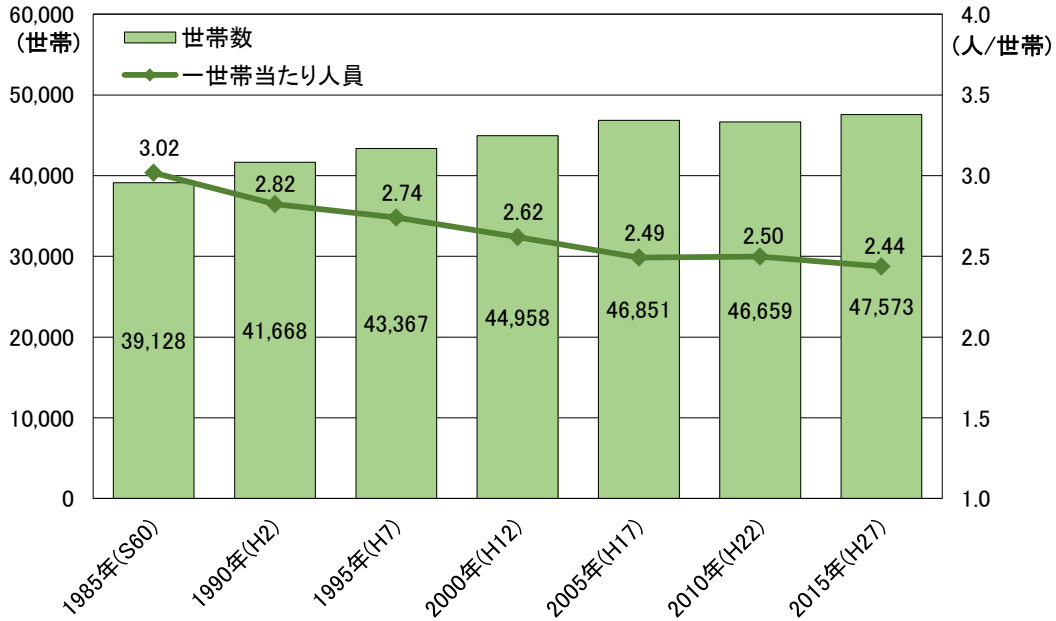


(2) 世帯の動向

① 世帯数

世帯数の推移（図-8）は、1985年（昭和60年）の約3.9万世帯から2015年（平成27年）の約4.8万世帯に増加しています。一世帯当たり人員は、1985年（昭和60年）の3.0人/世帯から2015年（平成27年）の2.4人/世帯に減少しています。

図-8 世帯数の推移

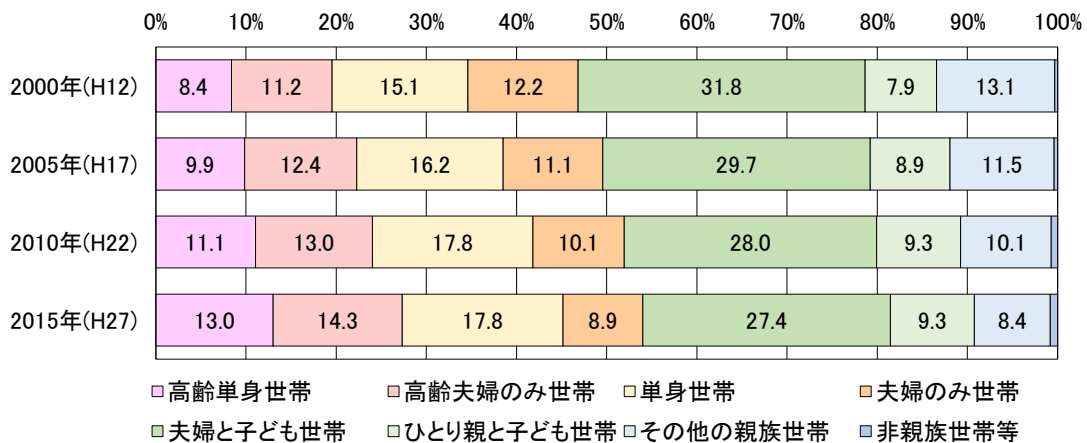


② 世帯の種類別構成

世帯種類別構成比の推移（図-9）において、夫婦と子どもからなる世帯の割合は、2000年（平成12年）以降減少しています。一方、単身世帯、高齢単身世帯^{※1}、高齢夫婦のみ世帯^{※2}の割合は、2000年（平成12年）以降増加しています。2015年（平成27年）の高齢単身世帯は13.0%、高齢夫婦のみ世帯は14.3%となっています。

※1 65歳以上の単身世帯 ※2 片方又は両方が65歳以上の夫婦のみ世帯

図-9 世帯種類別構成比の推移



③ 住宅の状況

住宅の建て方別世帯構成比の推移（図-10）において、一戸建は、2000年（平成12年）の74.4%から2015年（平成27年）の71.0%に減少しています。一方、共同住宅は2000年（平成12年）の21.8%から2015年（平成27年）の27.2%に増加しています。

住宅の所有関係別世帯構成比の推移（図-11）において、持ち家の割合は、2000年（平成12年）から2015年（平成27年）まで大きな変動はみられませんが、民営の借家の割合が増加し、公営・公社等の借家、給与住宅の割合が減少しています。

図-10 住宅の建て方別世帯構成比の推移

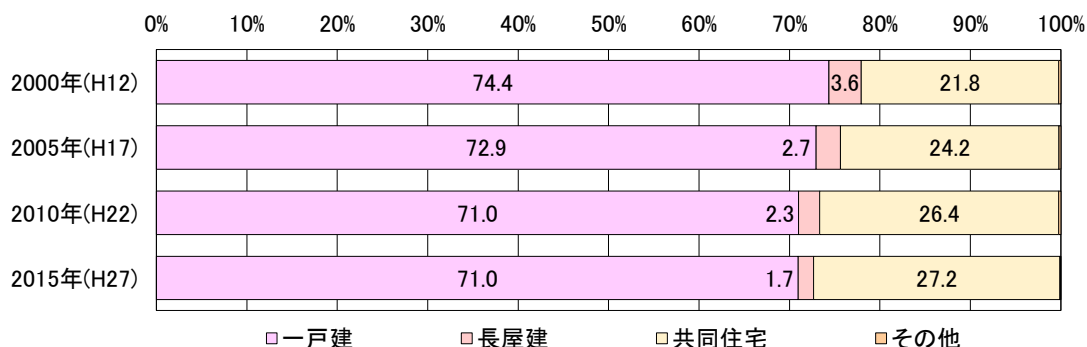
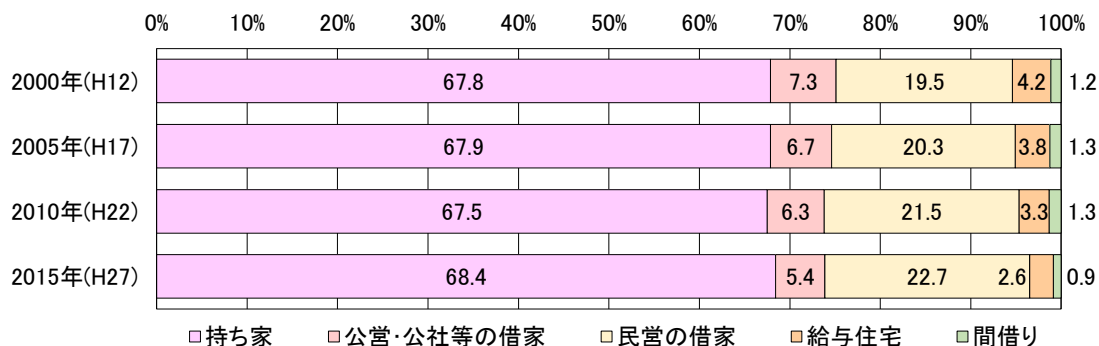


図-11 住宅の所有関係別世帯構成比の推移



(3) 将来人口推計

区域別の将来人口推計（表-3）において、本市の人口は、2015年（平成27年）の11.6万人から2040年（平成52年）には9.8万人となり、15.6%の減少が推計されています。少子高齢化による自然減の影響が大きいことが、人口減少の一因となっています。（関連ページ：p.9）

この推計結果を踏まえて、17の地区別の人口動向を基に、100mメッシュ単位で将来の人口推計を行った結果は、以下のとおりです。

将来人口推計

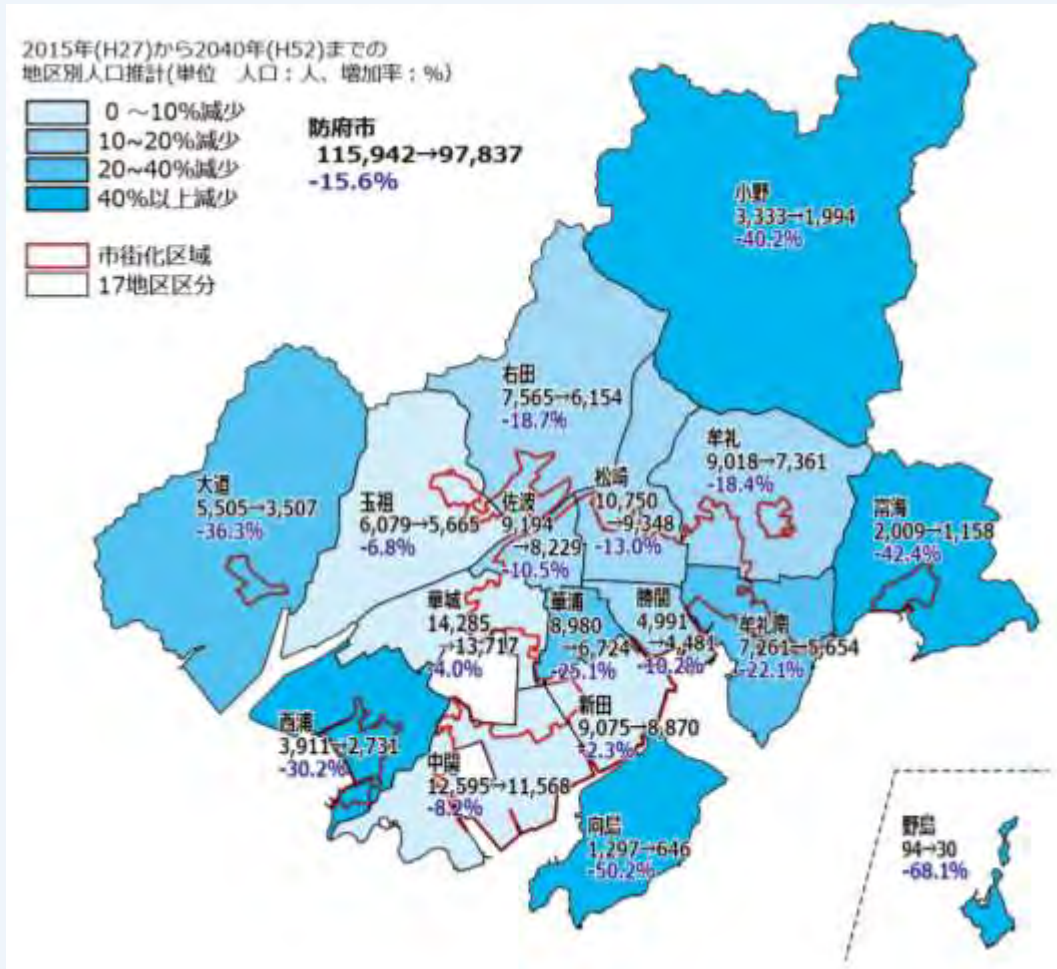
- 区域別にみると、市街化調整区域の減少が最も小さく、2.8%の減少にとどまります。市街化区域は18.5%の減少となり、構成比は2015年（平成27年）の75.3%から2040年（平成52年）には72.7%となると推計されます。（表-3）
- 地区別にみると、新田地区・中関地区・華城地区・玉祖地区では10%未満の減少にとどまりますが、富海地区・向島地区・小野地区・野島地区では40%以上減少すると推計されます。（図-12）

表-3 区域別の将来人口推計*

		防府市全域							
				市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域外	
2015年 (H27)	人口(人)	115,942		87,296		25,219		3,427	
	人口密度(人/ha)	6.1		29.3		2.2		0.7	
	区域別構成比(%)	100.0		75.3		21.8		3.0	
	14歳以下人口(人)、構成比(%)	15,375	13.3	11,788	13.5	3,259	12.9	328	9.6
	15～64歳以下人口(人)、構成比(%)	66,889	57.7	51,289	58.8	13,853	54.9	1,747	51.0
	65歳以上人口(人)、構成比(%)	33,678	29.0	24,219	27.7	8,107	32.1	1,352	39.5
2040年 (H52)	人口(人)	97,837		71,148		24,506		2,183	
	人口密度(人/ha)	5.2		23.9		2.2		0.5	
	区域別構成比(%)	100.0		72.7		25.0		2.2	
	14歳以下人口(人)、構成比(%)	11,149	11.4	8,599	12.1	2,350	9.6	200	9.2
	15～64歳以下人口(人)、構成比(%)	52,142	53.3	37,930	53.3	13,268	54.1	944	43.2
	65歳以上人口(人)、構成比(%)	34,546	35.3	24,619	34.6	8,888	36.3	1,039	47.6
2015年(H27)～2040年(H52)の増加率		-15.6		-18.5		-2.8		-36.3	

* 2015年（平成27年）は国勢調査結果、2040年（平成52年）は100mメッシュ単位で推計を行っています（区域を跨ぐメッシュは重心位置により振り分け）。

図-12 地域別の将来人口推計



- 人口密度の低い20人/ha未満の区域は、2010年（平成22年）の52.4%から、2040年（平成52年）には60.8%に増加すると推計されます。（図-13）
- 人口密度の推移を100mメッシュで見ると、2010年（平成22年）は人口密度が40人/ha以上の区域が25.6%であり、市街化区域内を中心に分布していますが、2040年（平成52年）には20.4%に減少すると推計されます。（図-13、図-14、図-15、図-16）

図-13 100mメッシュの人口密度別メッシュ数の変化

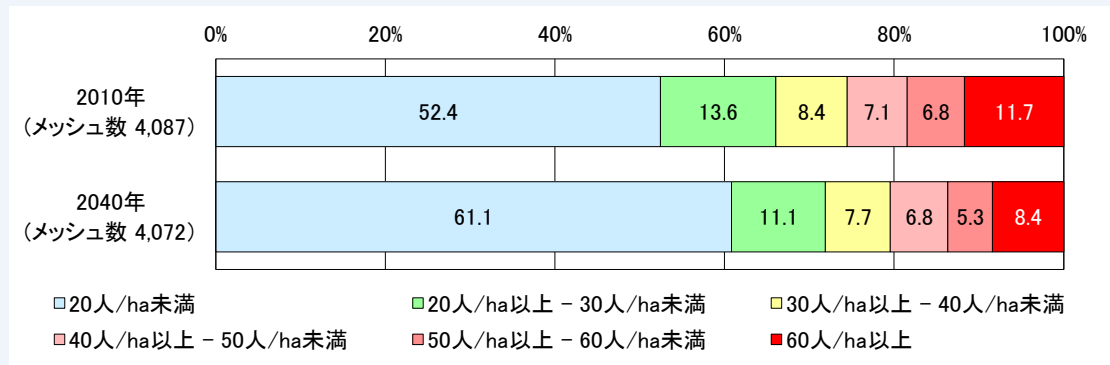


図-14 100mメッシュごとの人口推計【2010年（平成22年）】

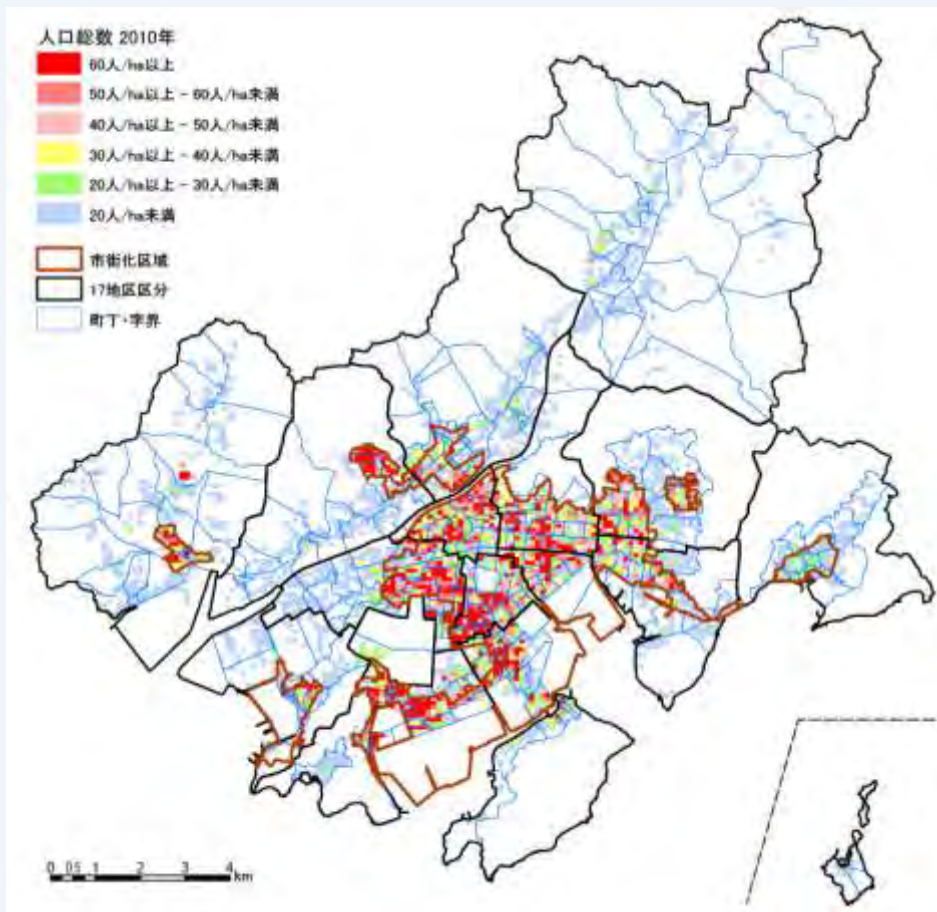


図-15 100mメッシュごとの人口推計【2040年（平成52年）】

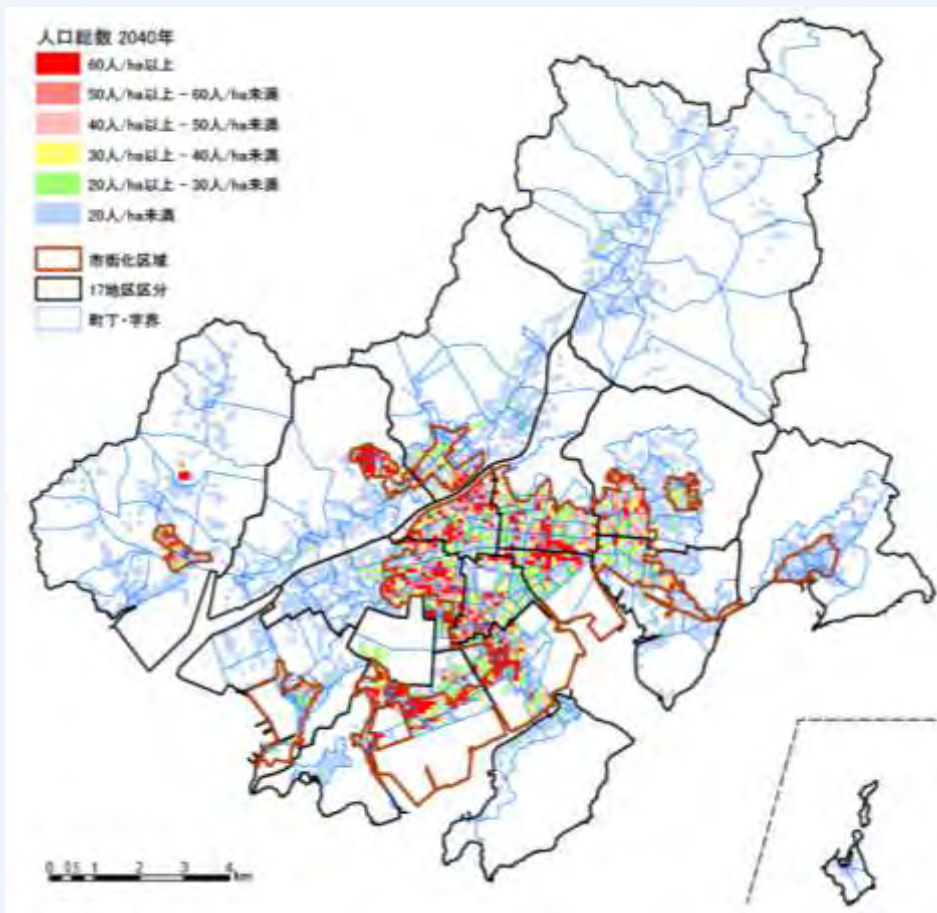
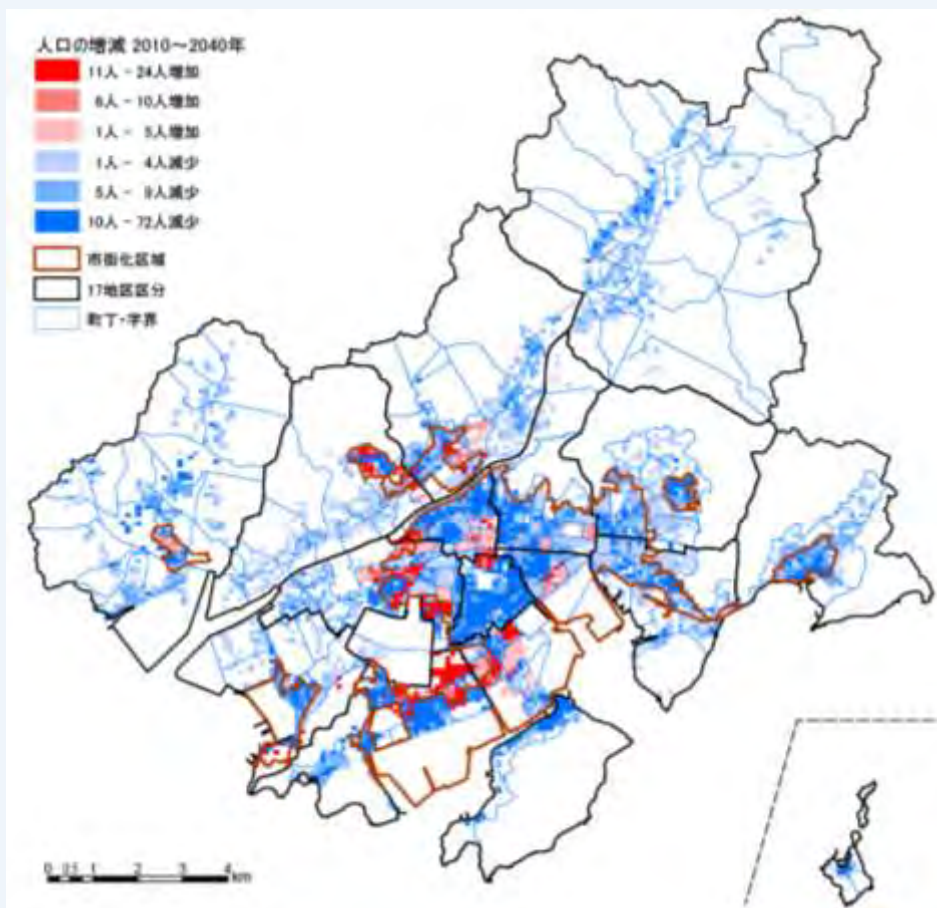


図-16 100mメッシュごとの人口推計【2010年（平成22年）から2040年（平成52年）の増減】



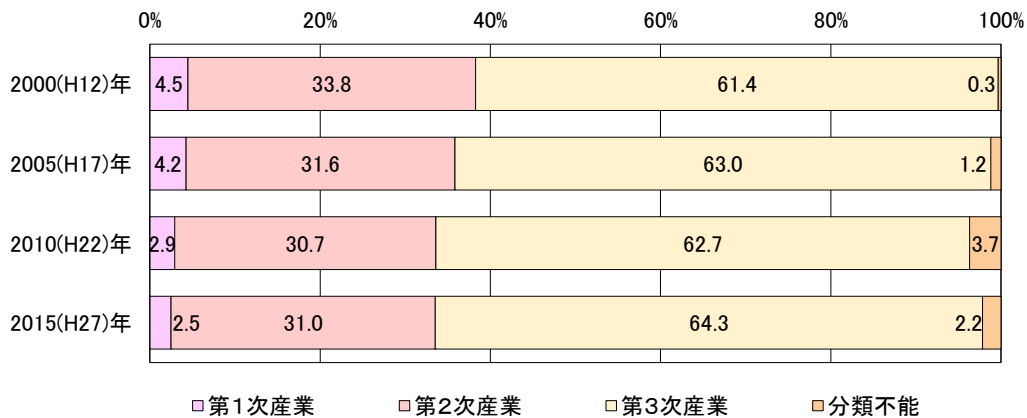
3 産業・経済の状況

(1) 就業人口と通勤・通学の状況

① 就業状況

本市に居住する就業者数は、2015年（平成27年）に約5.5万人で、人口の47.6%となっています。産業分類別就業者の構成の推移（図-17）においては、第1次産業が2.5%、第2次産業が31.0%、第3次産業が64.3%となっています。

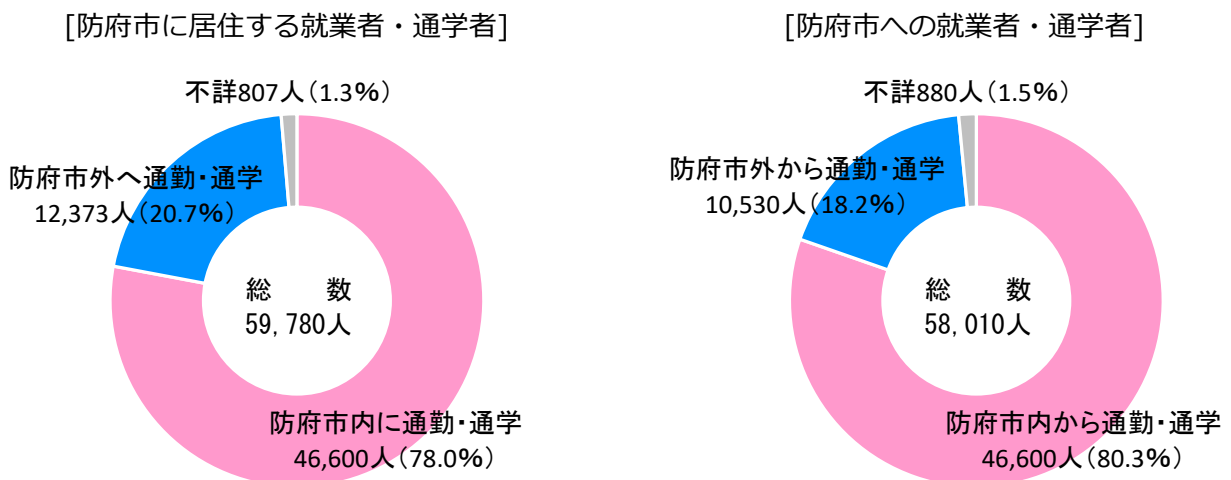
図-17 産業分類別就業者の構成の推移



② 通勤・通学の状況

通勤・通学の状況（図-18）において、2015年（平成27年）の本市に居住する就業者・通学者は約6.0万人で、そのうち市内に通勤・通学する割合は78.0%、市外へ通勤・通学する割合は20.7%となっています。また、本市への就業者・通学者は約5.8万人で、そのうち市内からの通勤・通学者は80.3%、市外からは18.2%となっています。

図-18 通勤・通学の状況【2015年（平成27年）】



(2) 従業者数の動向

産業大分類別従業者数の推移（図-19）において、本市の従業者数は、2014年（平成26年）時点で約5.5万人となっています。業種別では、2014年（平成26年）の製造業の従業者数が約1.3万人で構成比は24.3%、卸・小売・飲食が約1.3万人で23.6%と構成割合は高くなっていますが、従業者数は減少しています。次いで、サービス業が約0.9万人で15.7%、医療・福祉が約0.8万人で14.5%となっています。

地区別産業大分類別従業者数（図-20）においては、中関や西浦の臨海部に製造業の集積が、松崎・佐波・勝間・華浦・華城に卸・小売・飲食等の商業の集積がみられます。

また、地区別従業者数の推移（図-21）は、防府駅周辺では減少傾向にあります。

図-19 産業大分類別従業者数の推移

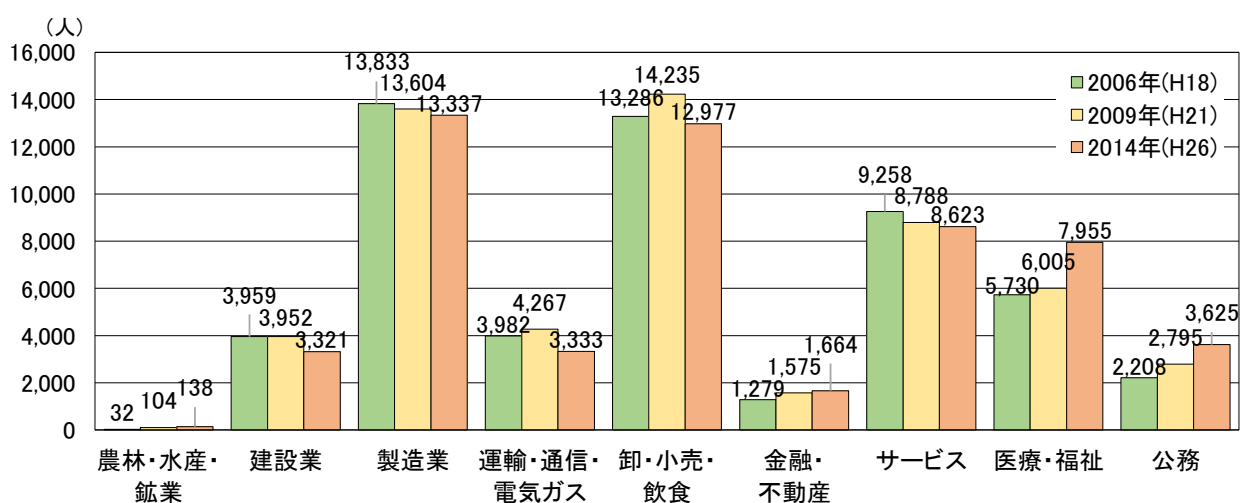
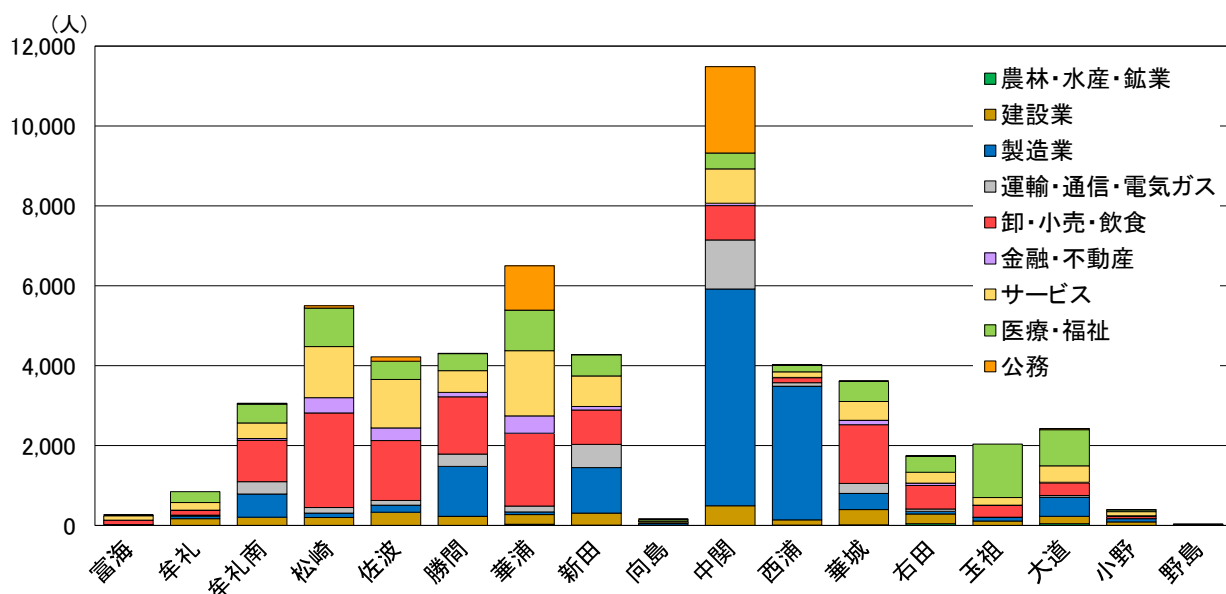
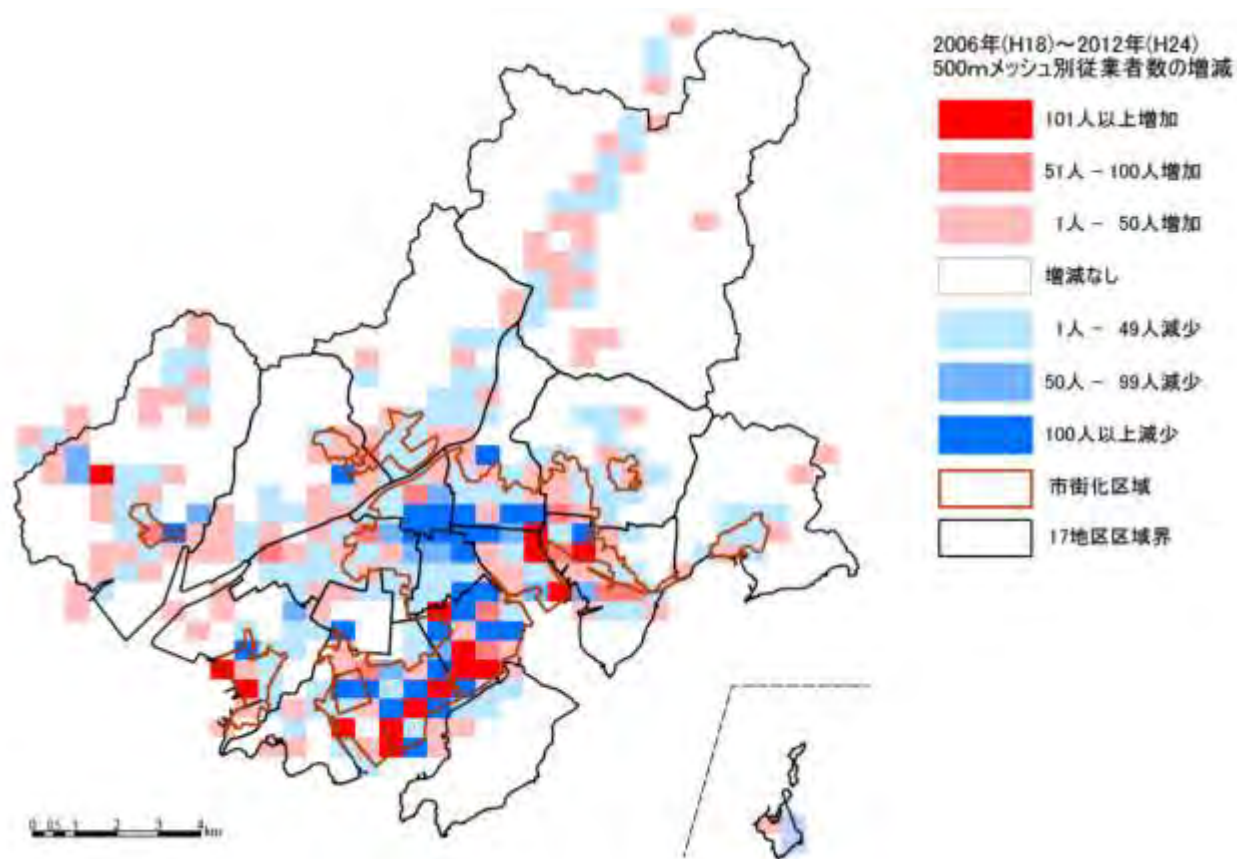


図-20 地区別産業大分類別従業者数※【2014年（平成26年）】



※ 大字浜方の従業者は中関に含む

図-21 地区別従業者数の推移



(3) 商業の動向

商業の動向（図-22）においては、商店数が1997年（平成9年）の1,409店舗から2014年（平成26年）には765店舗まで減少しています。これは、商業集積地[※]においても同様の傾向となっています。しかし、商業集積地の商業の動向（図-24、図-25）をみると、エリア別には中心部の商店街では大幅な減少がみられる一方で、郊外部では新たな商業の集積がみられます。

※ 商業集積地は、商店街等を形成する商業・近隣商業地域で店舗数が30以上集積する区域を指します。

図-22 商業の動向 [商店数]

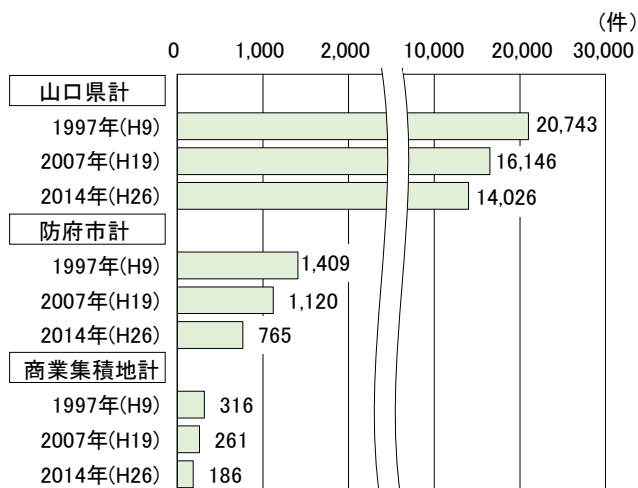


図-23 商業の動向 [販売額]

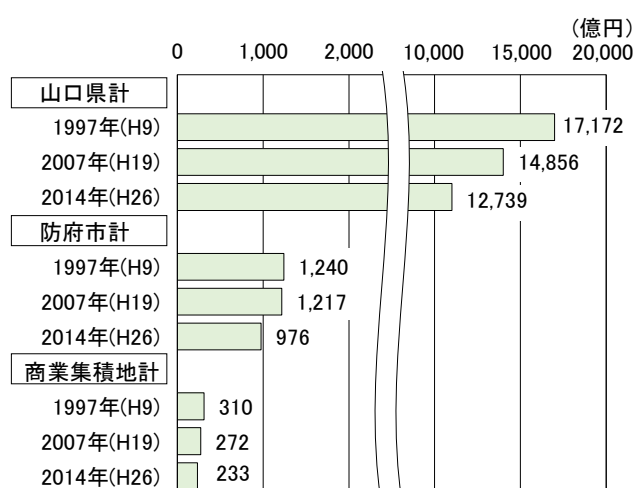


図-24 商業集積地の商業の動向 [商店数]

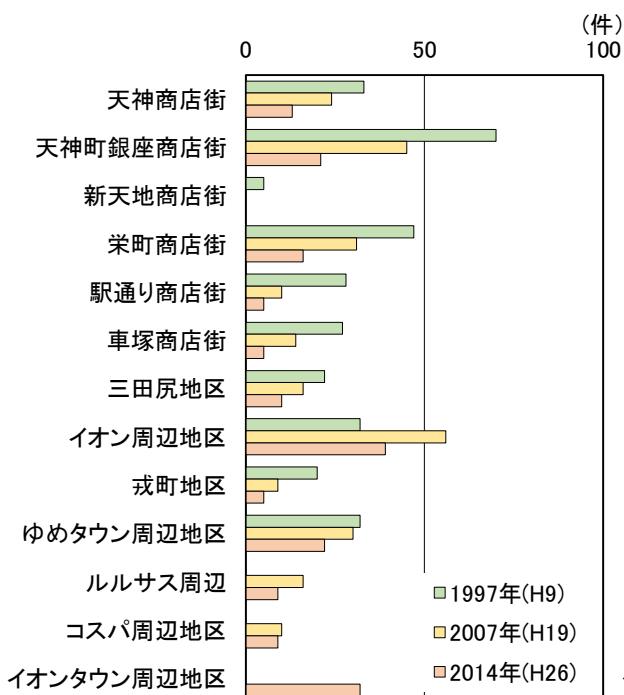
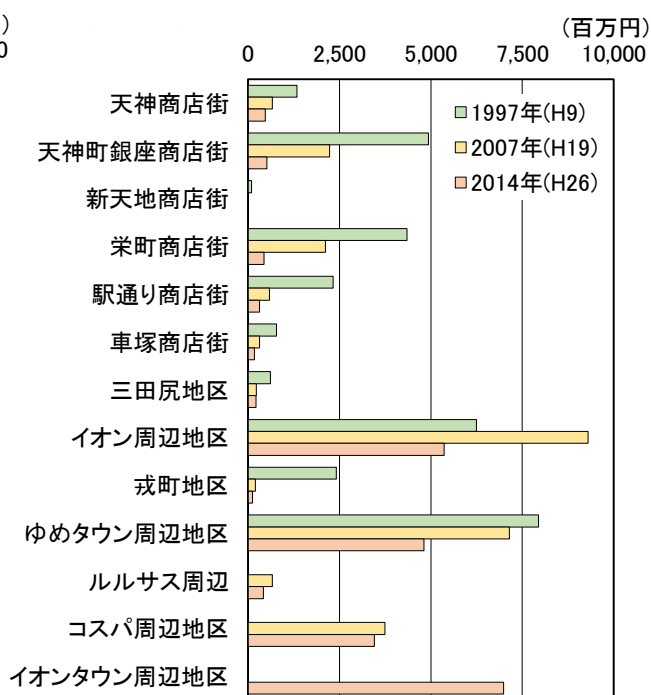


図-25 商業集積地の商業の動向 [販売額]



(4) 工業の動向

工業の動向（図-26）においては、2008年（平成20年）に発生したリーマンショックにより、以降の製品出荷額、従業者数はともに減少しましたが、2014年（平成26年）には上昇傾向に転じています。2002年（平成14年）からの増減は、製品出荷額が22%の増加、従業者数が17%の増加となっています。なお、製品出荷額の大部分は臨海部の工業集積地[※]が占めています。業種別製品出荷額（図-27）では、輸送用機械器具製造業が全体の74.0%と高くなっています。

図-26 工業の動向

【製品出荷額(左軸)と従業者数(右軸)の推移】

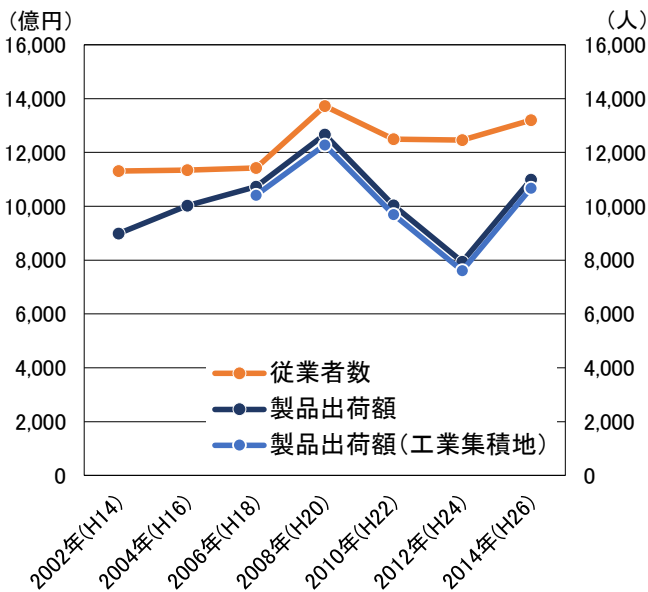
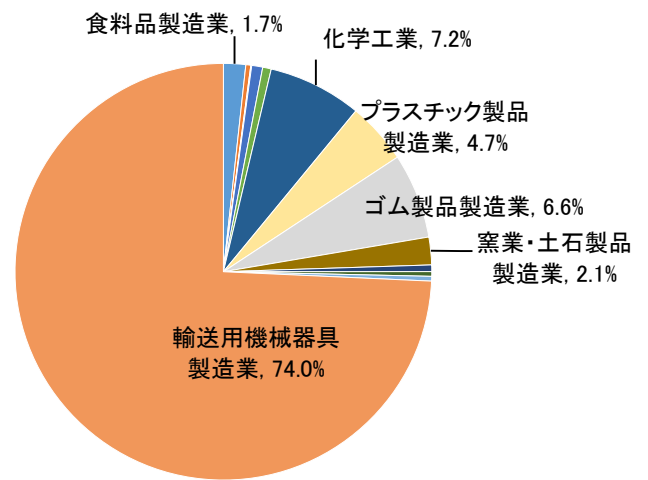


図-27 業種別製品出荷額

【2014年（平成26年）】



※ 工業集積地は、勝間、新田、中関、西浦の工業地が集積する区域を指します。

(5) 観光の動向

観光客数の推移（図-28）において、観光客数は、2012年（平成24年）以降は180万人台を超えており、2015年（平成27年）には山口県が舞台の大河ドラマが放送された影響に伴い、観光客数の増加がみられます。県内客の構成比はおおむね約70%、日帰り客が全体の97%で推移し、大多数が日帰り客という特性になっています。

観光資源の分布（図-29）をみると、旧山陽道、萩往還を軸に歴史・文化的な資源が分布し、臨海部に産業遺産などが分布しています。

図-28 観光客数の推移

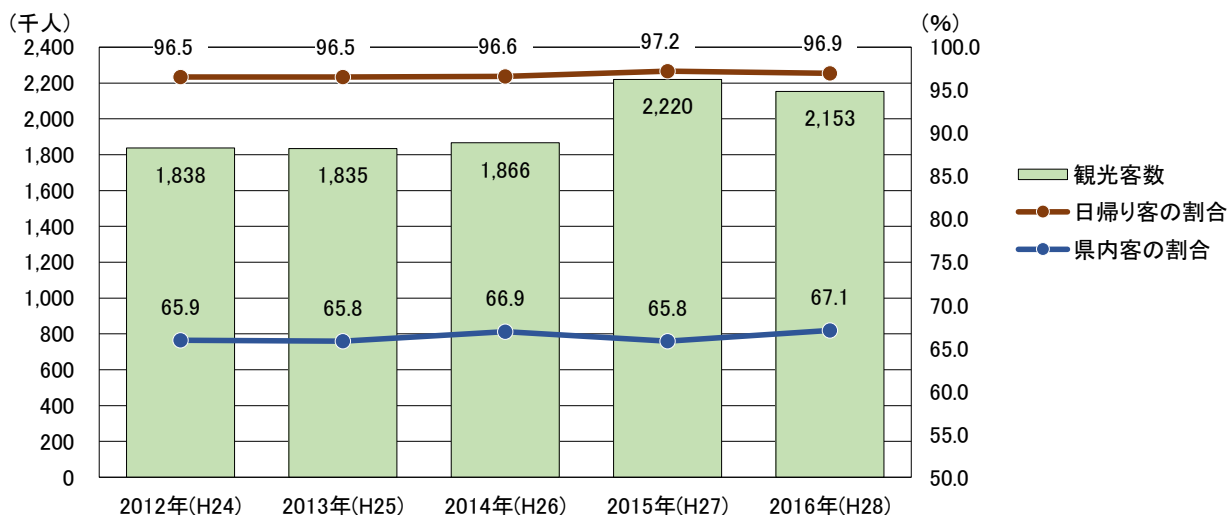


図-29 観光資源の分布

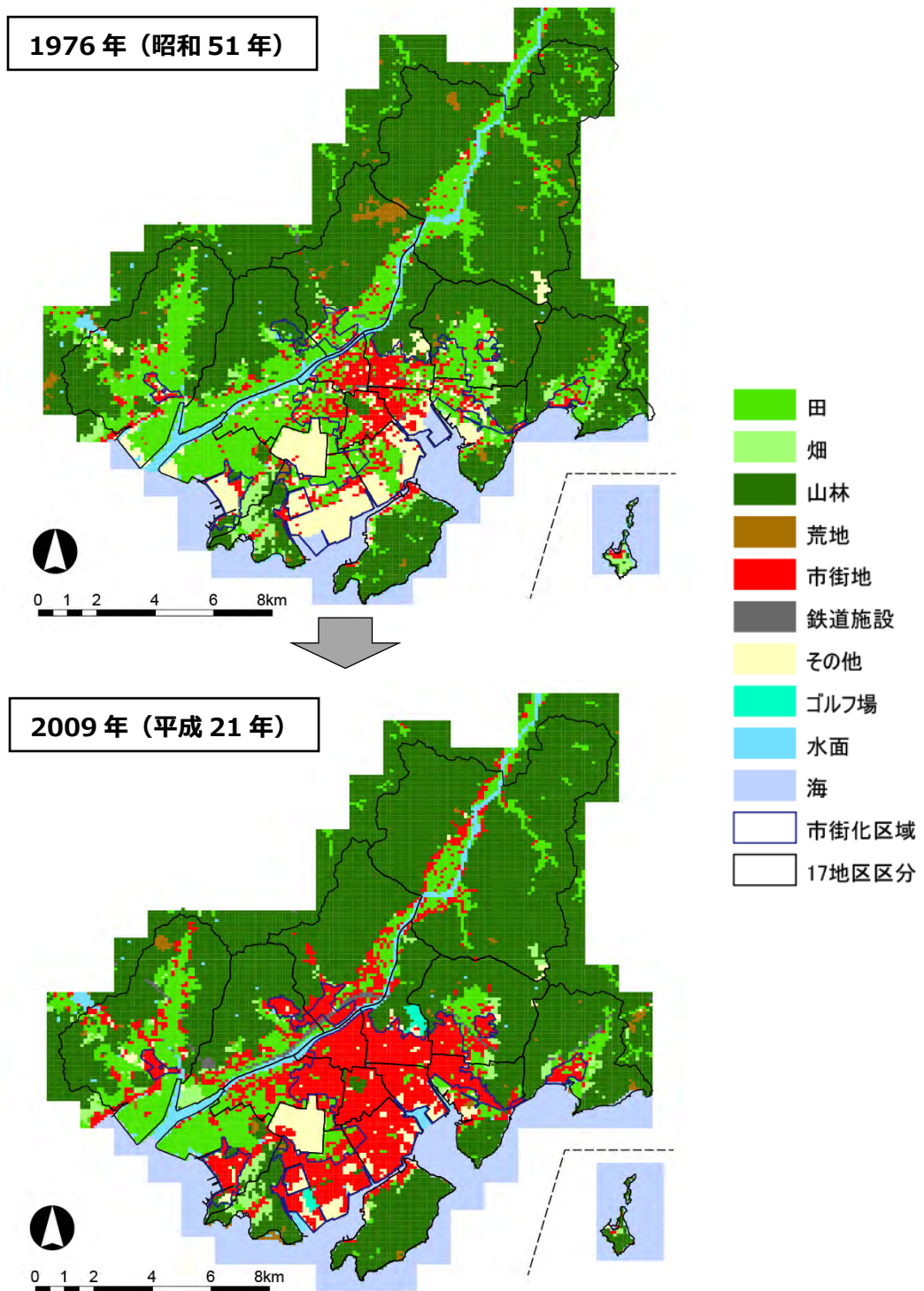


4 土地利用の状況

(1) 土地利用状況の変化

本市の土地利用の変化（図-30）は、1976年（昭和51年）から2009年（平成21年）までの33年間で市街地の面積が約2.8倍に拡大し、牟礼地区・新田地区・中関地区・華城地区の市街化区域の多くで市街化が進みました。

図-30 土地利用の変化

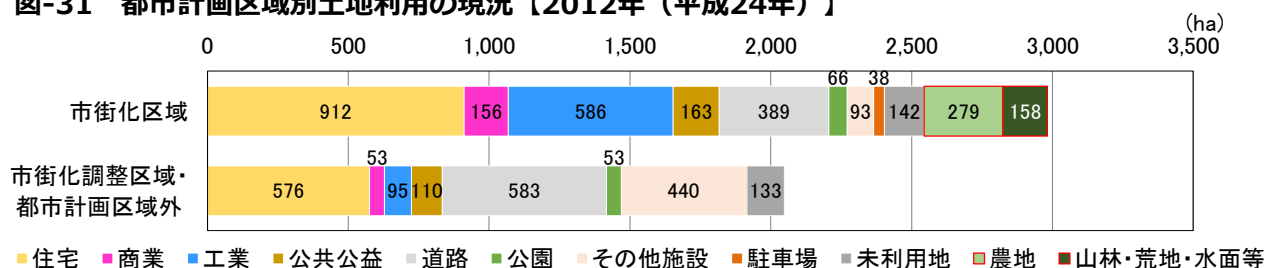


(2) 用途別土地利用の現況

都市計画区域別土地利用の現況（図-31）において、2012年（平成24年）の土地利用状況は、市街化区域内では住宅が912ha、工業が586haと2つの用途の面積が大きくなっています。

また、市街化区域内に残存する農地は279ha、市街化区域外の住宅地は576haとなっています。

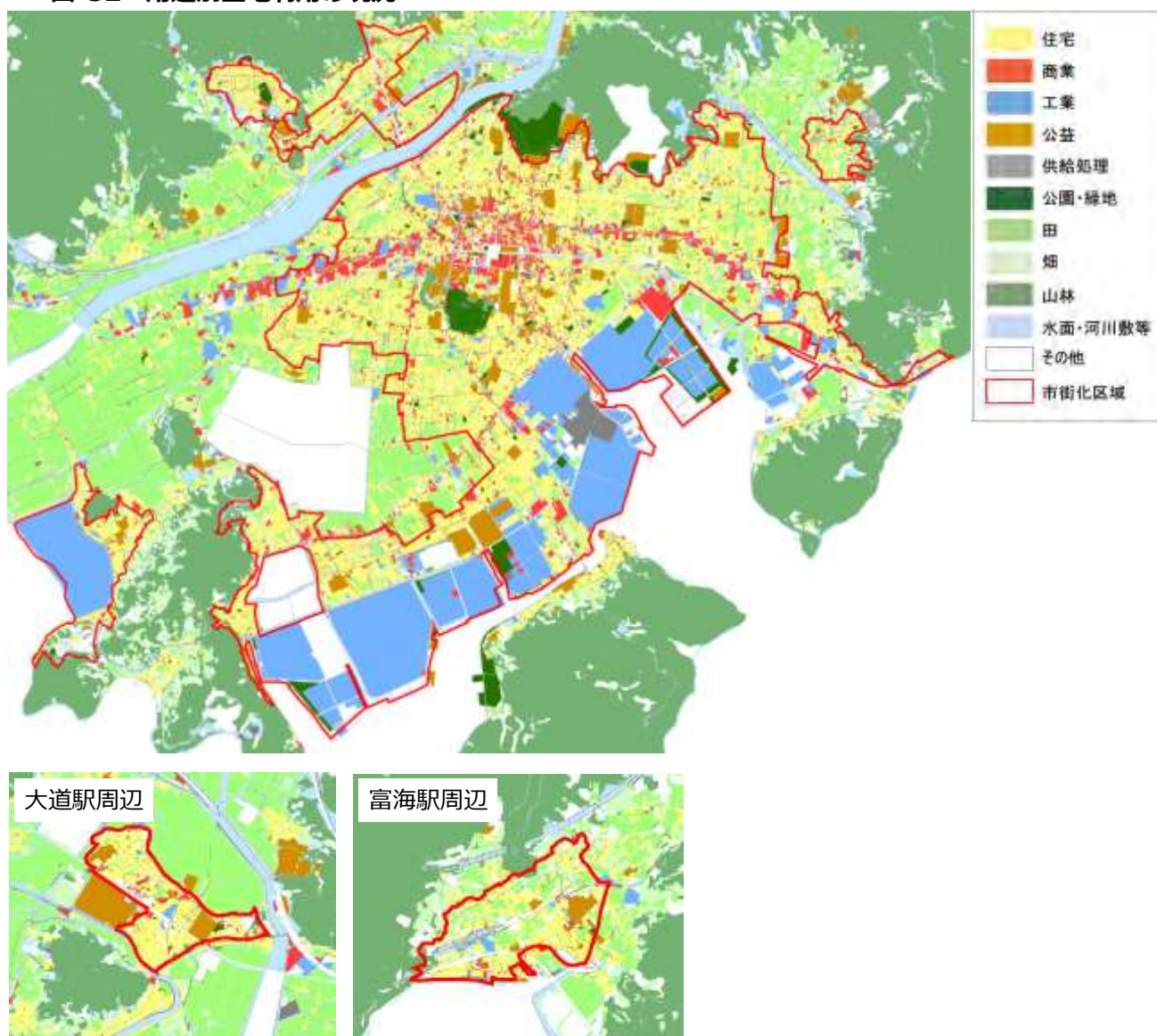
図-31 都市計画区域別土地利用の現況【2012年（平成24年）】



※1 その他施設には、処理場、交通施設、防衛施設、ゴルフ場等が含まれています。

※2 市街化調整区域・都市計画区域外のグラフには農地、山林・荒地・水面等は表示していません。

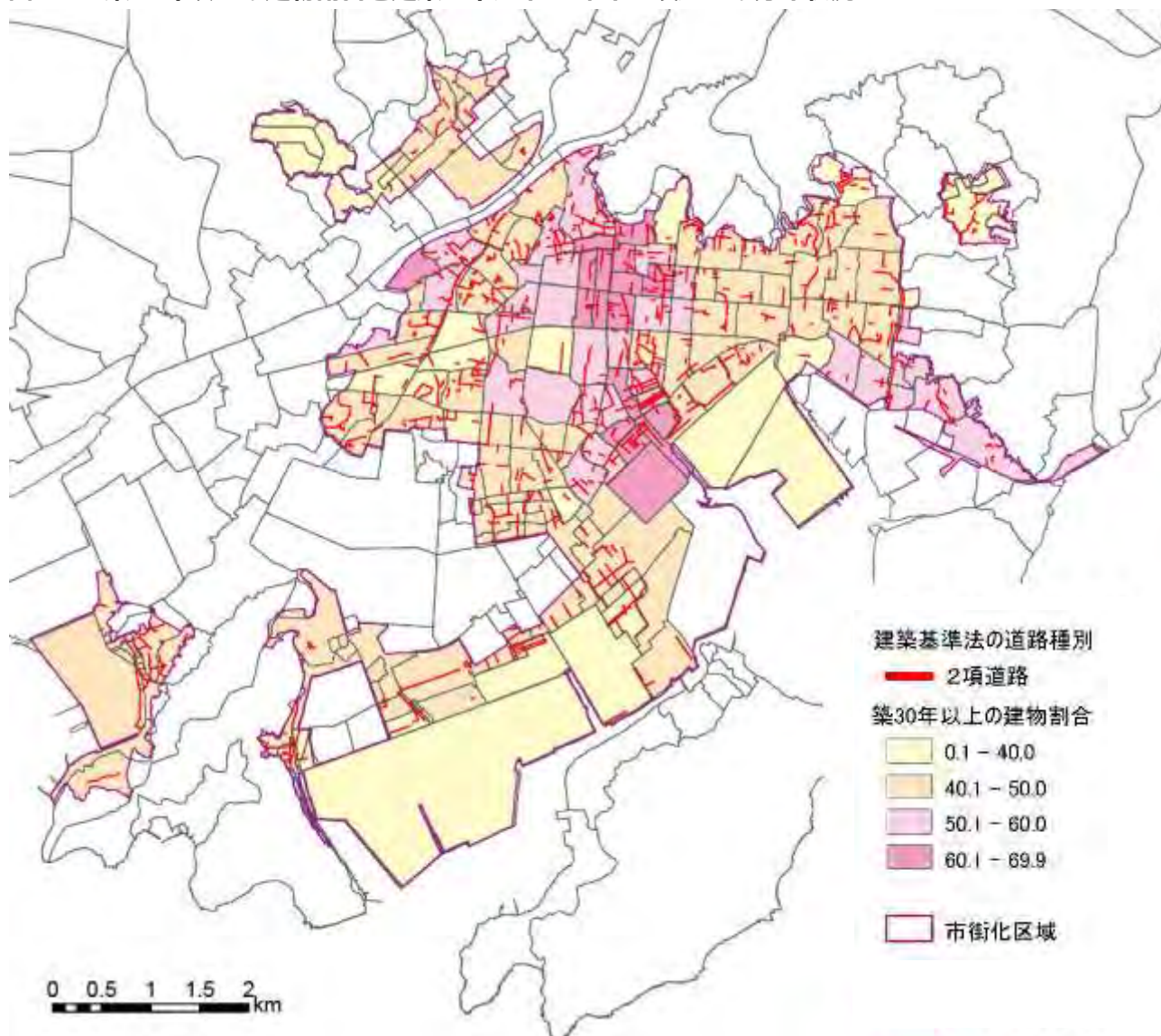
図-32 用途別土地利用の現況



(3) 建築年次別建物分布と生活道路の状況

築30年以上経過した建物は、2012年（平成24年）現在で、佐波地区・松崎地区・華浦地区などに多くみられます。この区域には建築基準法第42条第2項道路が多く分布しています。（図-33）

図-33 築30年以上の建物割合と建築基準法第42条第2項道路の分布状況*



* 市街化区域を対象に、町丁・大字単位別の築30年以上建物割合（都市計画基礎調査による2012年（平成24年）時点）を示しています。併せて、同区域の道路のうち建築基準法第42条第2項道路を表示しています。

(4) 新築・開発動向

新築動向（図-34）は、2000年（平成12年）以降、平均700件弱で推移しており、2009年（平成21年）以降は増加傾向となっています。このうち市街化区域の構成比は約70%で推移していますが、2009年（平成21年）以降は減少傾向となっています。

開発動向（図-35）は、2000年（平成12年）から2015年（平成27年）までの面積の合計が約148haとなっています。新築動向と同様に、2009年（平成21年）以降は増加傾向となっています。このうち、2015年（平成27年）の市街化区域の構成比は約29%となっています。

図-34 新築動向

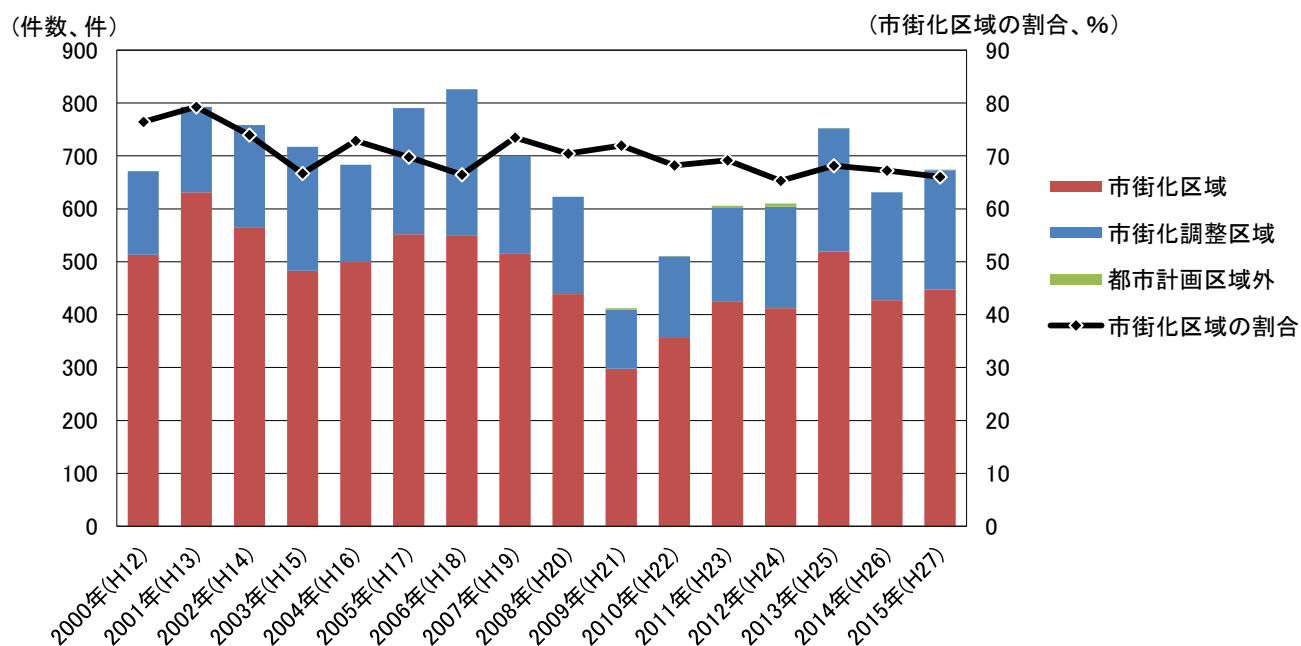
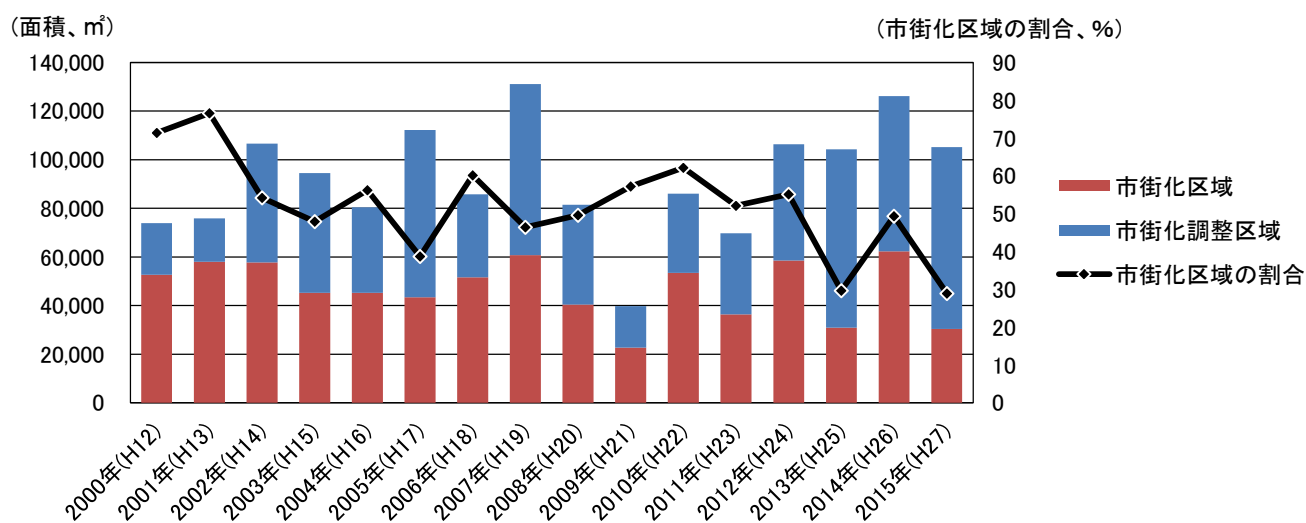


図-35 開発動向



(5) 市街地開発事業の実施状況、地区計画の決定状況

市街地開発事業は、市施行の土地区画整理事業として、防府駅周辺の防府駅南地区及び防府駅北地区の整備がされています。また、防府駅北土地区画整理事業区域内で、防府駅てんじんぐち第1種市街地再開発事業が組合施行として整備されています。(表-4)

地区計画は、土地区画整理事業の実施地区、団地開発等に合わせて、7地区で定められています。(表-5、図-36)

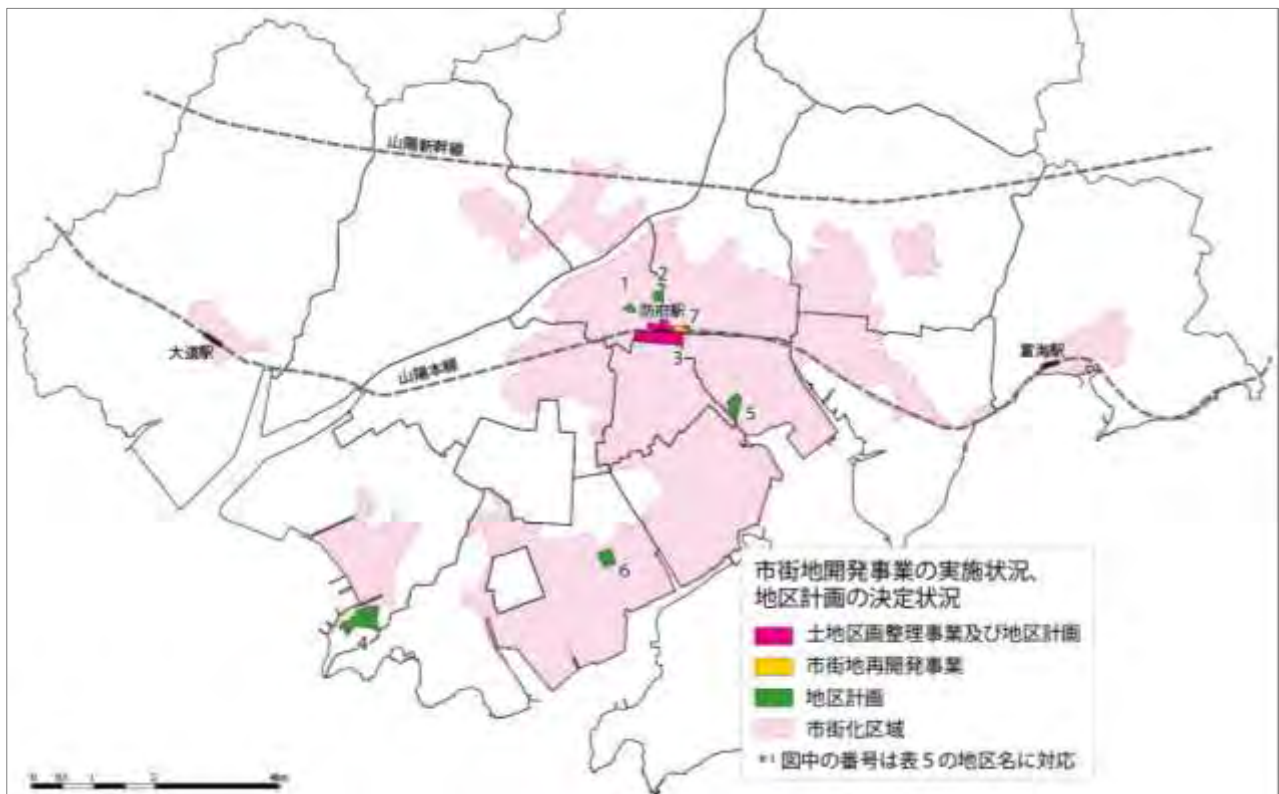
表-4 土地区画整理事業・市街地再開発事業の実施状況

	事業主体	面積 (ha)	計画決定	事業計画	完了
土地区画 整理事業	防府駅南土地区画整理事業	約13.1	S56. 12. 11	S58. 2. 1	平成8年度
	防府駅北土地区画整理事業	約 6.7	H 5. 2. 12	H 6. 7. 22	平成23年度
市街地 再開発事業	防府駅てんじんぐち 第1種市街地再開発事業	約 1.5	H14. 10. 17	H16. 12. 10	平成18年度

表-5 地区計画の決定状況

	名称	位置	面積 (ha)	計画決定	最終計画変更
1	西佐波地区地区計画	佐波二丁目の一部	約 1.3	S63. 8. 23	H12. 9. 1
2	中央病院跡地地区計画	八王子二丁目の一部	約 2.5	S63. 8. 23	H 5. 7. 14
3	防府駅みなとぐち地区地区計画	中央町及び駅南町の一部	約13.1	H 4. 8. 12	H12. 9. 1
4	西浦平原団地地区地区計画	大字西浦字平原の一部	約14.3	H 4. 8. 12	H12. 3. 10
5	鐘紡町地区地区計画	鐘紡町の一部	約 5.2	H 8. 4. 2	
6	防府卸団地地区地区計画	大字浜方の一部	約 4.7	H11. 3. 1	H12. 9. 1
7	防府駅てんじんぐち地区地区計画	天神一丁目、栄町一丁目、 戎町一丁目及び 八王子一丁目の各一部	約 6.7	H13. 3. 30	H18. 11. 27

図-36 市街地開発事業の実施状況、地区計画の決定状況



(6) 生活利便施設の立地状況

① スーパー

スーパー[※]は、市街化区域を中心に27か所立地しています。全人口に対し、スーパーから500m圏域の人口の割合は約40%、市街化区域内人口に対しての割合は、約50%となっています。（2016年（平成28年）8月1日現在）（図-37）

※ ここで対象としたスーパーには、ショッピングセンター、ドラッグストアを含んでいます。

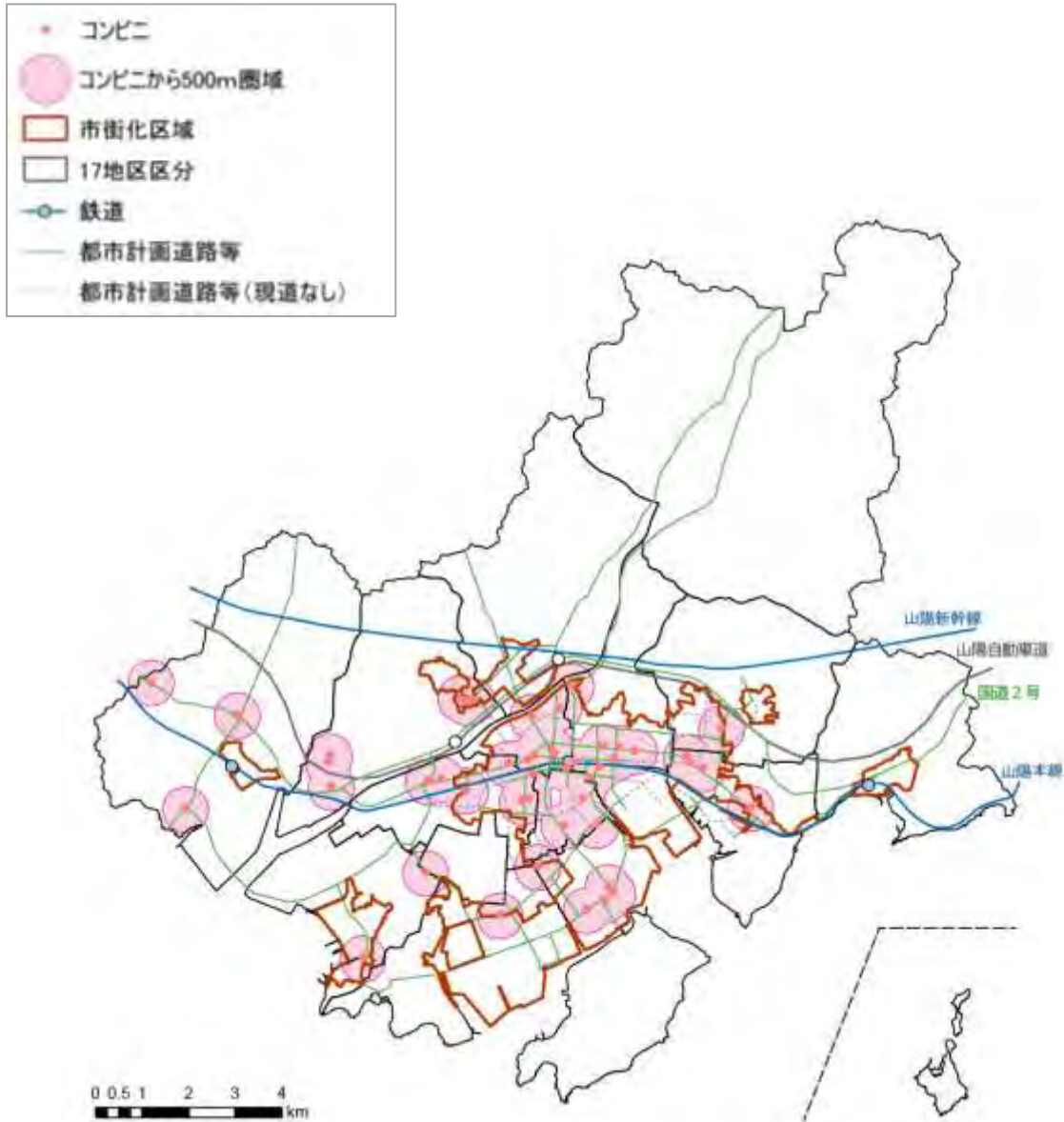
図-37 スーパーから500m圏



② コンビニ

コンビニは、市街化区域を中心に48か所立地しています。全人口に対し、コンビニから500m圏域の人口の割合は約47%、市街化区域内人口に対しての割合は、約58%となっています。（2016年（平成28年）8月1日現在）（図-38）

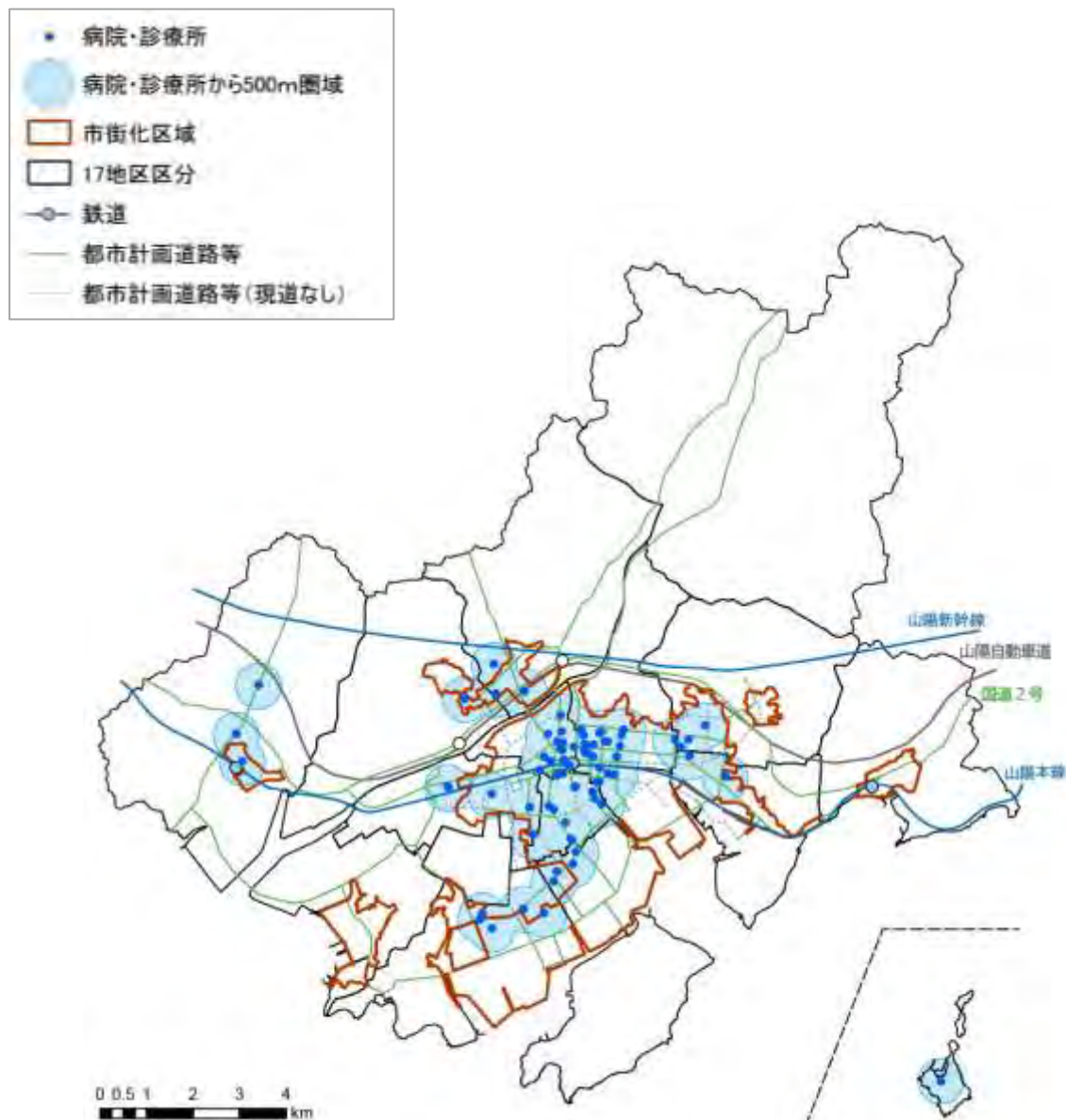
図-38 コンビニから500m圏



③ 医療施設

医療施設（病院・診療所）は、病院が10か所、診療所が66か所立地しています。全人口に対し、医療施設から500m圏域の人口の割合は約57%、市街化区域内人口に対しての割合は、約70%となっています。（2016年（平成28年）4月1日現在）（図-39）

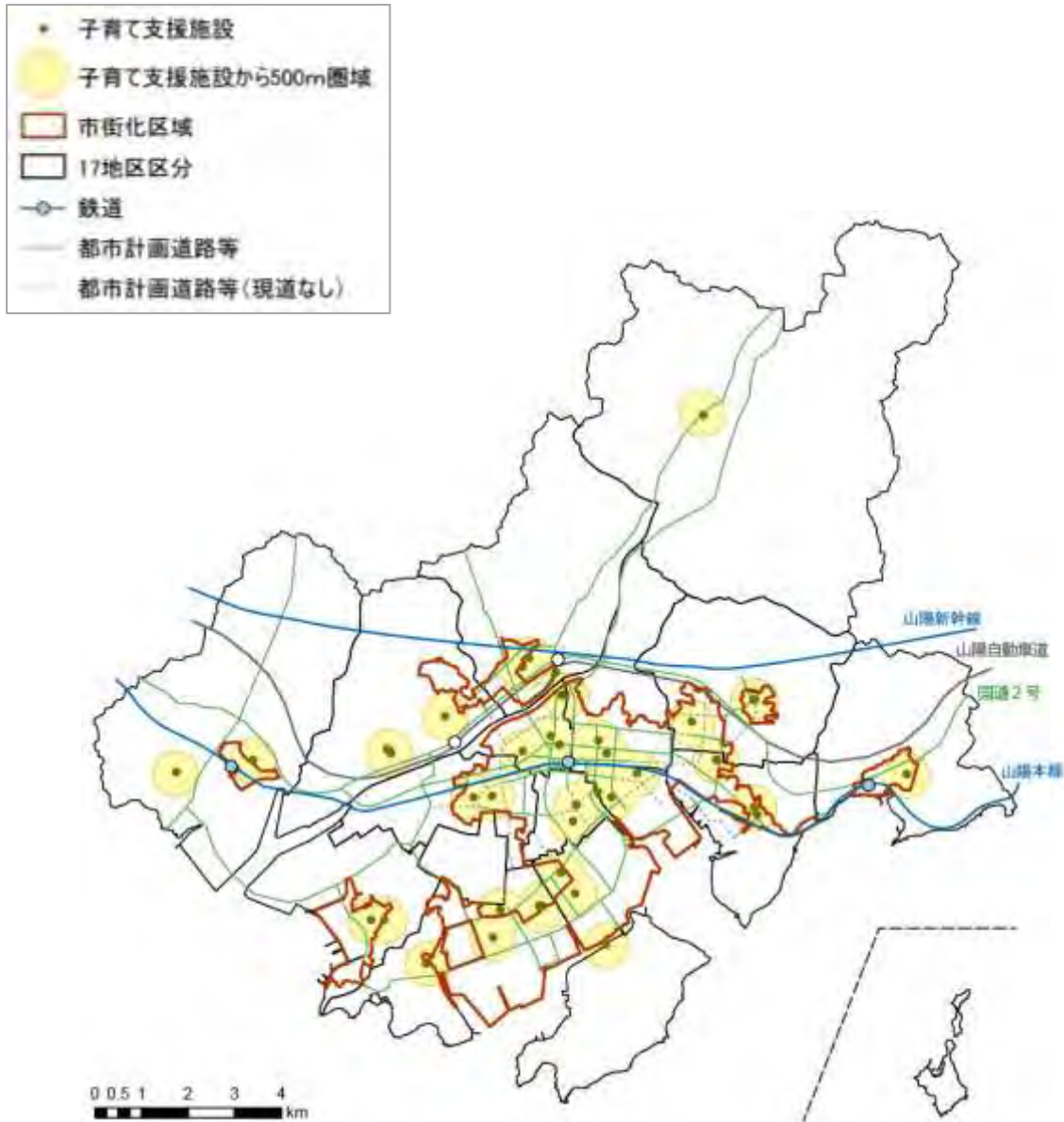
図-39 医療施設から500m圏



④ 子育て支援施設

子育て支援施設（幼稚園・保育所等）は40か所立地しており、野島地区を除く各地区に1か所以上立地しています。全人口に対し、子育て支援施設から500m圏域の人口の割合は約50%、市街化区域内人口に対しての割合は、約60%となっています。（2016年（平成28年）4月1日現在）（図-40）

図-40 子育て支援施設から500m圏

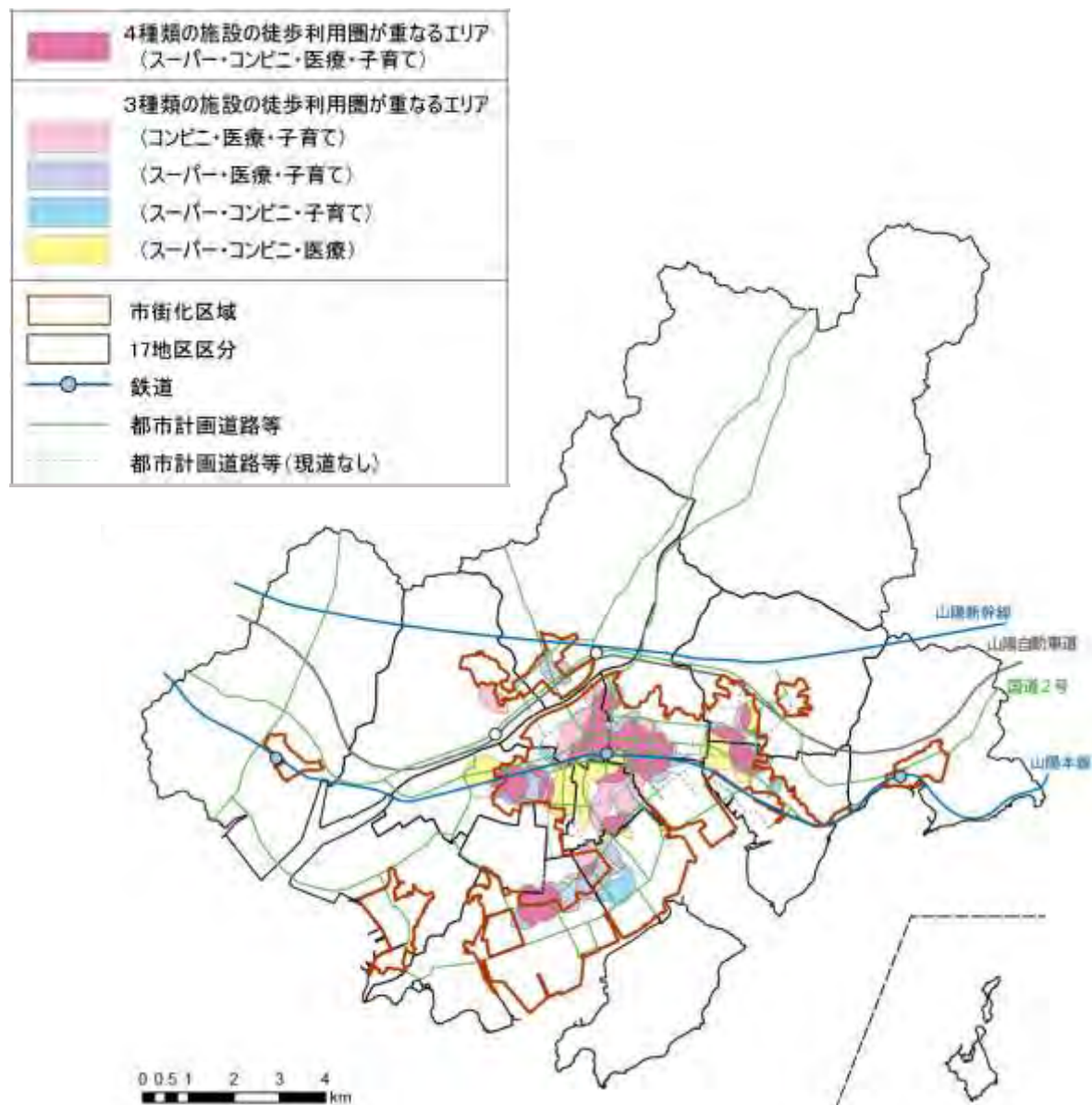


⑤ 生活利便施設の利用しやすい区域

4種類の施設の500m圏が重なるエリアは、生活利便性が優れていると考えられ、中心部や中関地区・華城地区・牟礼地区の一部に存在しています。(図-41)

また、4種類又は3種類の施設から500m圏にあるエリアを合わせた面積の合計は1,348haとなっており、このうち市街化区域内の面積は1,138haで、市街化区域の38.2%を占めています。

図-41 生活利便施設の利用しやすい区域

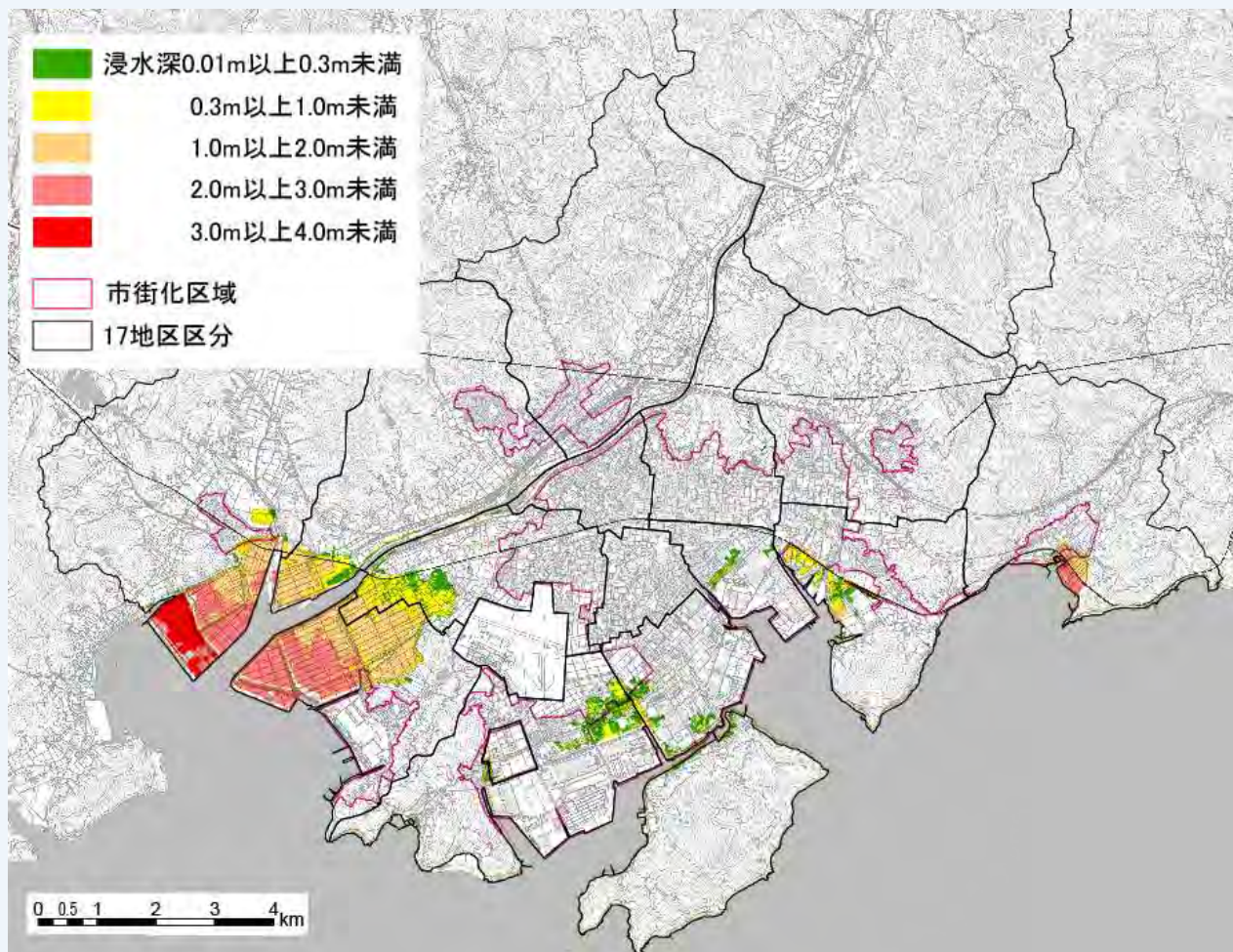


(7) 災害想定

① 津波

津波浸水想定区域（図-42）によると、富海地区・大道地区・西浦地区の沿岸部で2 m以上の浸水深が想定されている区域がみられます。

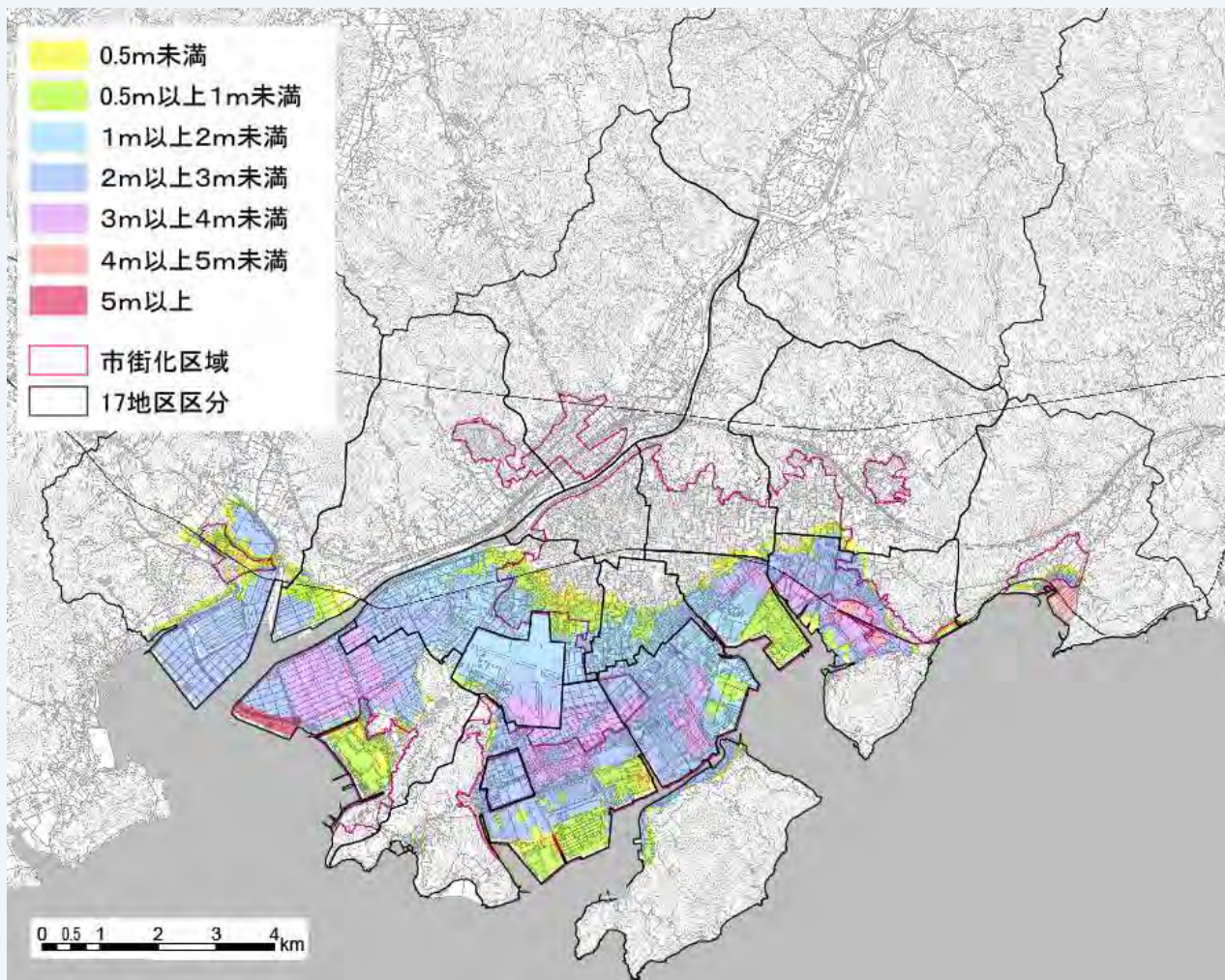
図-42 津波浸水想定区域



② 高潮

高潮浸水想定区域（図-43）によると、大規模な高潮が発生した場合には海岸から数キロ内陸まで浸水の範囲が広がるおそれがあり、沿岸では最大で5mを超えて浸水する区域がみられます。

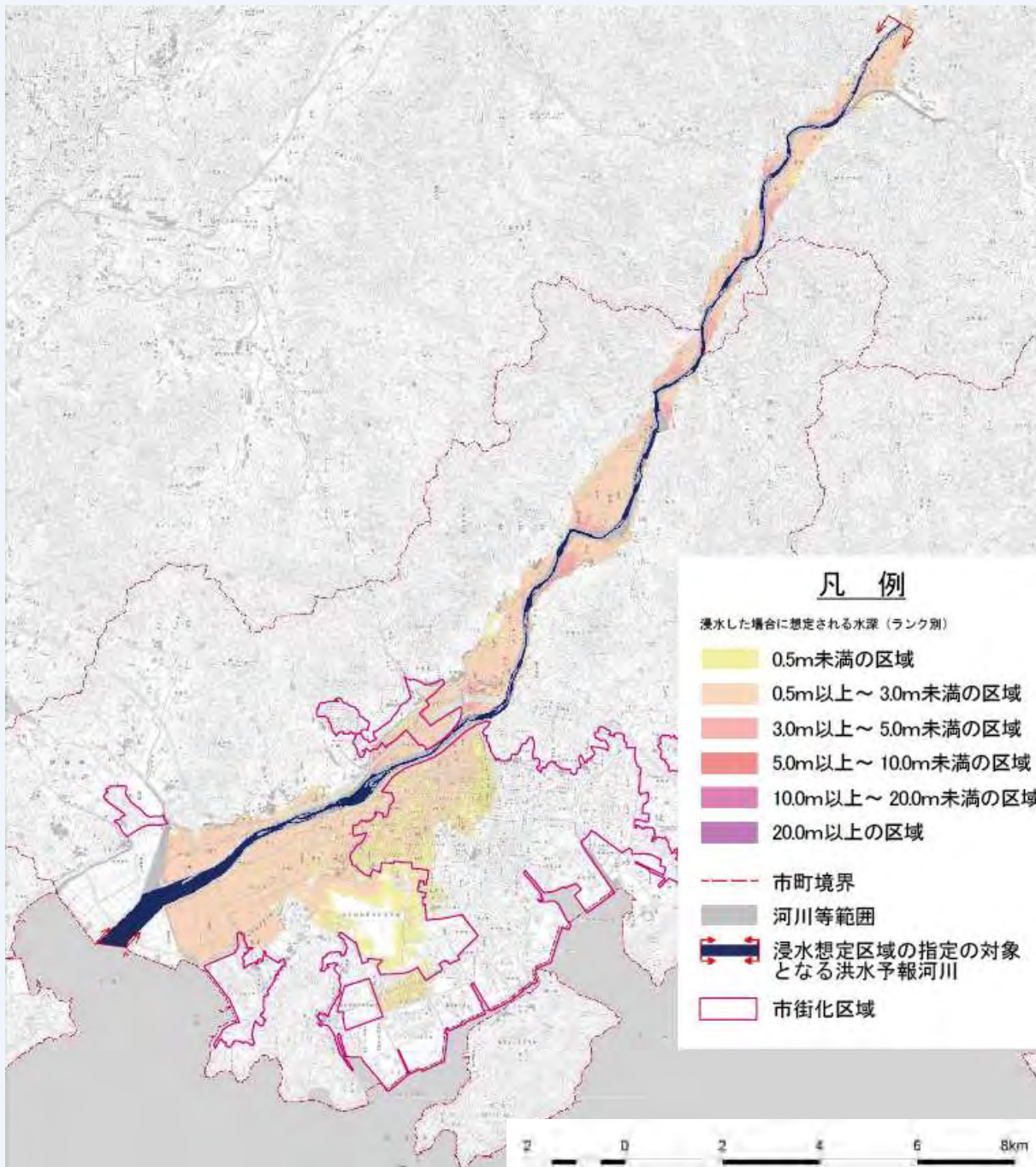
図-43 高潮浸水想定区域



③ 洪水

佐波川水系佐波川洪水浸水想定区域(図-44)によると、佐波川沿いでは、浸水深0.5m以上～3.0m未満の浸水想定区域が広がっています。市街化区域内では、佐波地区・華城地区・右田地区に浸水想定区域が広くみられます。また、市街化調整区域、都市計画区域外の一部に浸水深3.0m以上～5.0m未満の区域がみられます。

図-44 佐波川水系佐波川洪水浸水想定区域

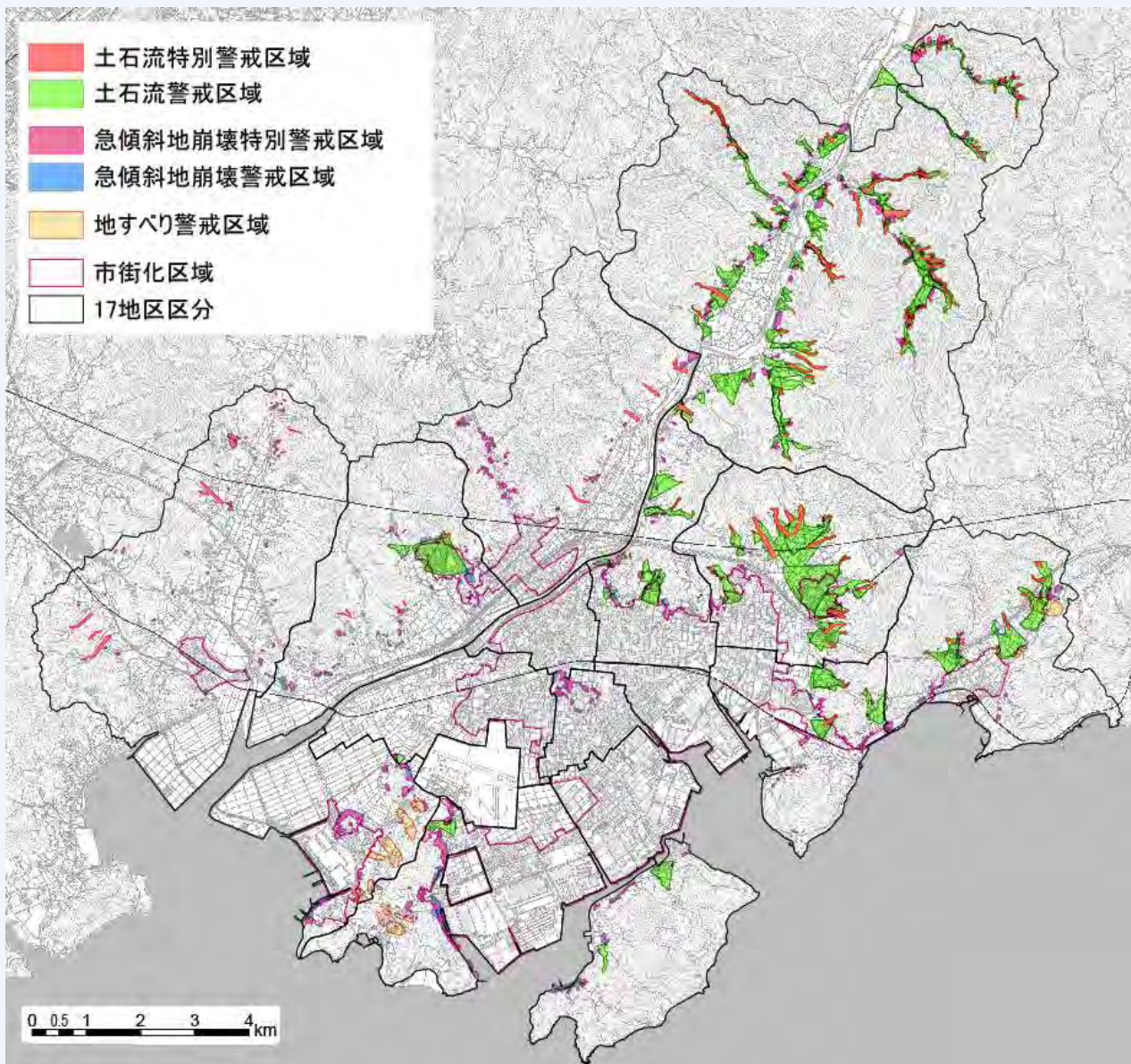


注) この図は、佐波川水系佐波川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。この洪水浸水想定区域は、公表時点の佐波川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%))の降雨に伴う洪水により佐波川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

④ 土砂災害

土砂災害警戒区域・特別警戒区域（図-45）によると、土砂災害は、市街化調整区域の斜面地を中心に土石流及び急傾斜地崩壊の特別警戒区域及び警戒区域がみられますが、市街化区域内では天神山、桑山の一部が特別警戒区域に、自由ヶ丘、坂本団地等が警戒区域に指定されています。

図-45 土砂災害警戒区域・特別警戒区域



<平成21年7月に発生した豪雨災害の様子>



5 都市施設整備の状況

(1) 道路状況

幹線道路は、中心部と山口市を結ぶ「国道262号」、東西に横断する「国道2号」「山陽自動車道」があり、防府東I.C.と防府西I.C.が設置されています。

その他、市街地の環状ルートとしての「防府環状線」、大道地区から宇部方面を結ぶ「宇部防府線」、大道地区から山口方面を結ぶ「山口防府線」、山口市徳地を結ぶ「防府徳地線」、防府駅前から国道262号を結ぶ「防府停車場線」、小野地区から徳山方面を結ぶ「山口徳山線」の6路線の主要地方道があり、これらを結ぶ一般県道が8路線あります。

また、「国道2号」は順次4車線化の整備が進んでいます。また、山口宇部空港方面へのアクセス道路として、「防府環状線」が整備され、広域交通網の整備は進みつつあります。

(2) 都市計画道路の計画と整備状況

都市計画道路は44路線(延長距離 125.5km)が計画決定されており、計画延長の53.1%(66.7km)が整備済みとなっています。(2016年(平成28年)3月31日現在)(図-46)

図-46 都市計画道路の整備状況



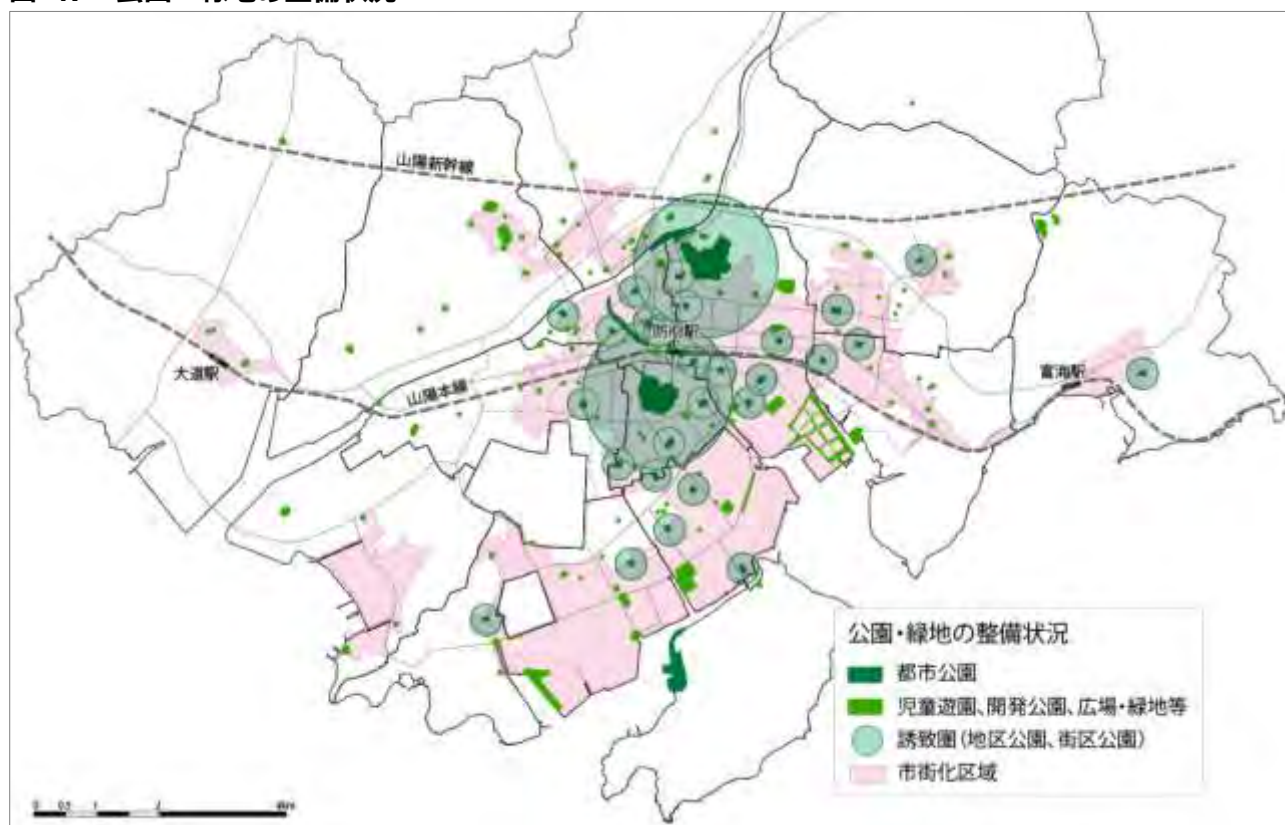
(3) 公園・緑地の計画と整備状況

都市計画公園は、30か所（面積68.69ha）が決定され、供用面積は68.34haとなっています。

また、都市計画公園以外の公園・緑地としては、街区公園6か所、総合公園1か所、特殊公園2か所、広場公園1か所、児童遊園22か所の計32か所、13haが設置されており、都市計画公園とともに、市民の憩いの場として利用されています。（図-47）

なお、一人当たりの都市公園面積の確保目標量17㎡以上に対し、現在は8.7㎡、確保率は51%となっています。（2016年（平成28年）3月31日現在）

図-47 公園・緑地の整備状況



※ 都市計画公園は、街区公園、地区公園、運動公園、特殊公園、緑道を対象とします。

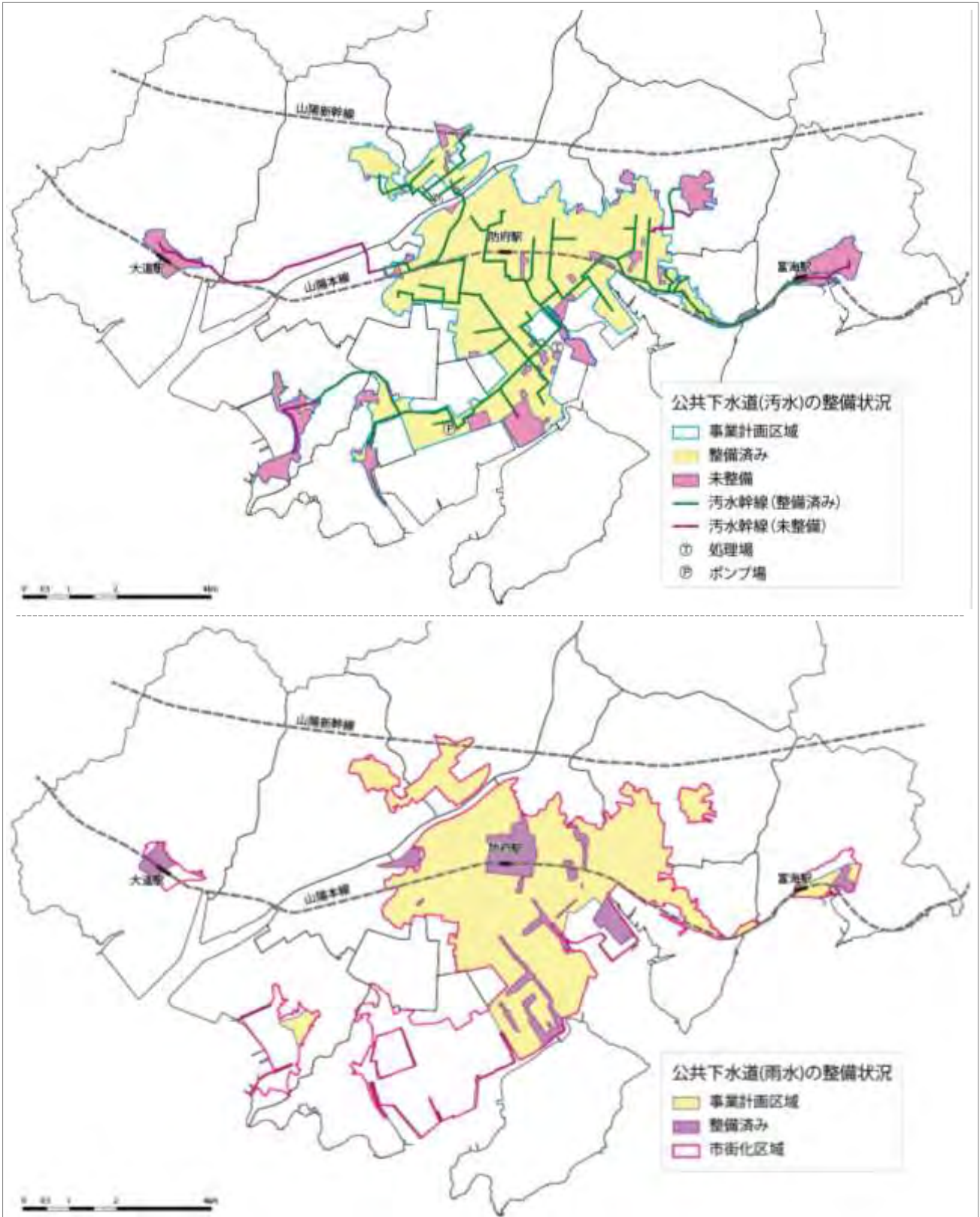
※ 地区公園の誘致圏は1 km（境界から1 km（≒重心から公園と等積の円の半径 + 1 km））、街区公園の誘致圏は250mとしています。

(4) 公共下水道の計画と整備状況

公共下水道は、中心市街地及び近郊を範囲とする防府処理区で、全体面積2,407haに対し整備済みの面積が1,943haであり、整備率は80.7%となっています。この値は人口普及率※にして65.1%となっています。(2017年(平成29年)3月31日現在) (図-48)

※ 人口普及率 = (処理区域の人口 / 行政区の人口) × 100 (%)

図-48 公共下水道の整備計画



6 交通の状況

(1) 公共交通の動向

鉄道は、JR山陽本線が市域を横断し、富海駅、防府駅、大道駅が設置されています。JR各駅の一日当たり乗車人数の推移（図-49）は、大道駅では変動がみられますが、全体としては減少傾向となっています。

バス路線は、防府駅を中心に、市内及び隣接市への路線が運行されています。しかし、山口市や県立総合医療センター方面に30本/日以上以上の路線があるほかは一日当たりの運行本数が少なく、バス利用者は減少傾向となっています。（図-50、図-51、表-6）

図-49 JR各駅の一日当たり乗車人数の推移

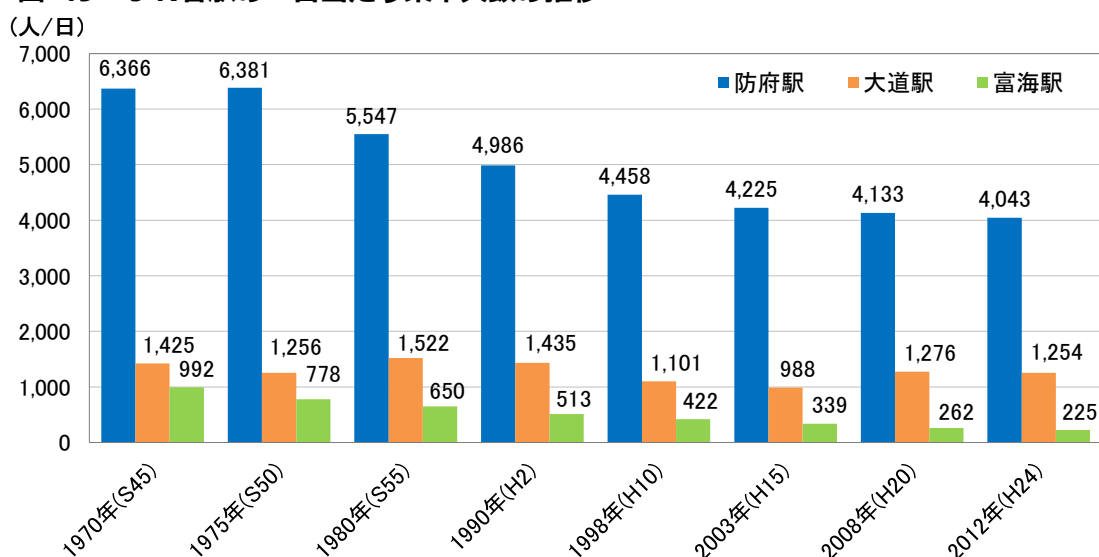


図-50 市内バス路線の運行本数と輸送人員の推移

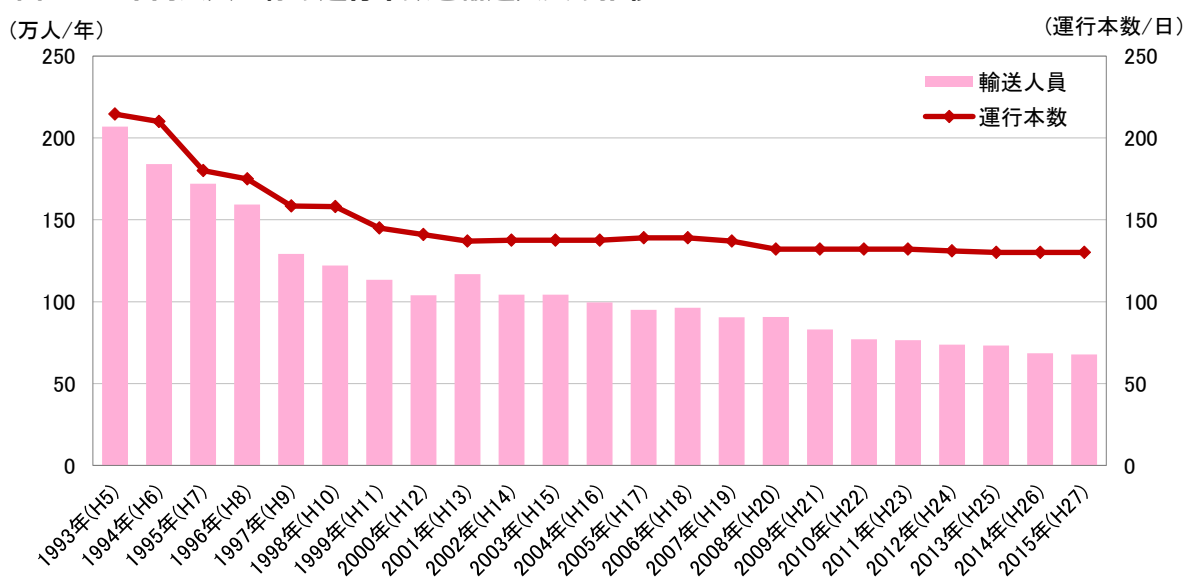


図-51 公共交通路線と利用圏

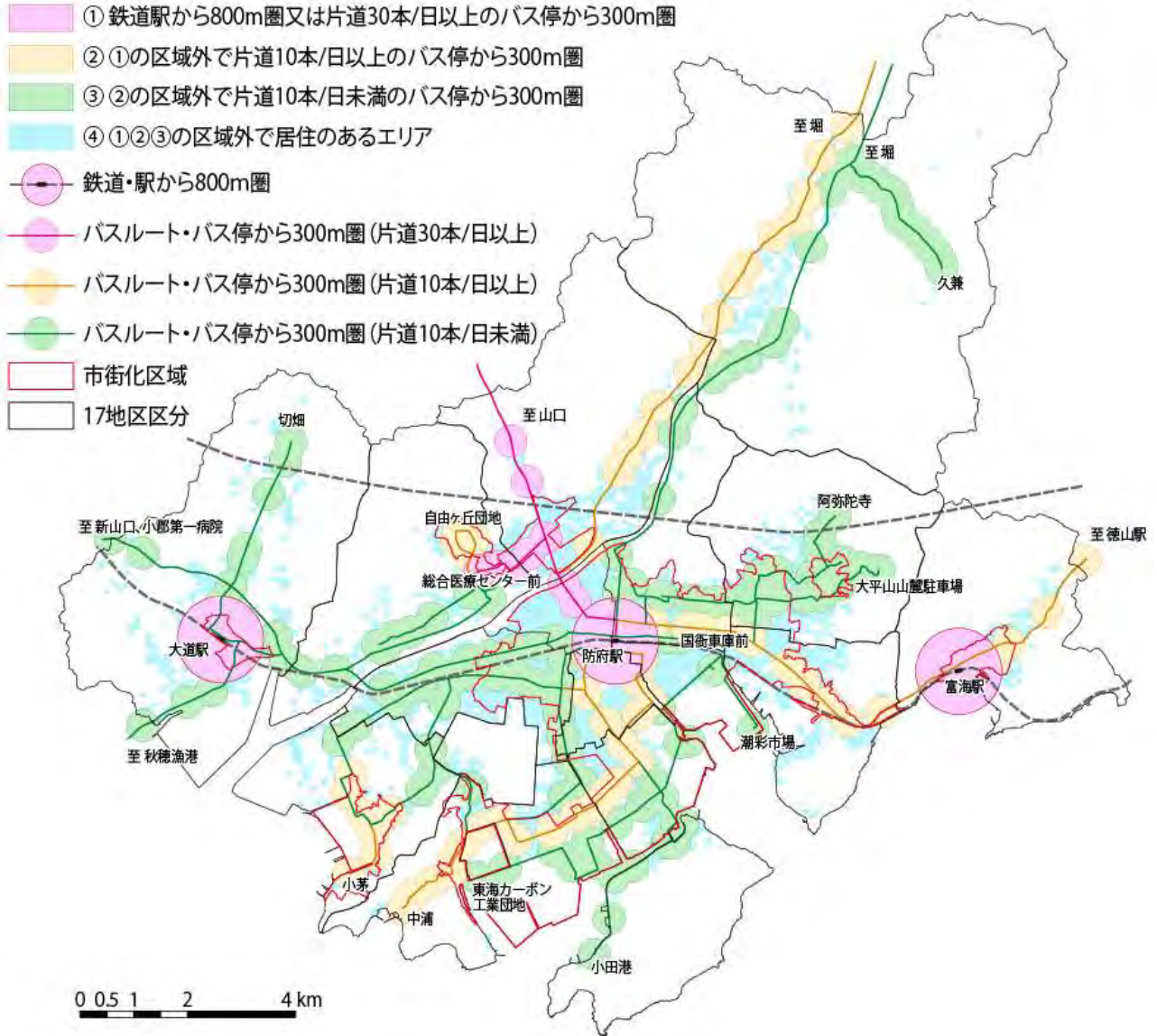


表-6 公共交通利用圏の人口

	人口(人)	割合(%)	面積(ha)	人口密度(人/ha)	
① 鉄道駅から800m圏又は片道30本/日以上 のバス停から300m圏 (日中30分ごと程度)	14,396	12.4	819	17.6	
	駅から800m圏内				10,166
	駅から800m圏外				4,229
② ①の区域外で片道10本/日以上 のバス停から300m圏 (日中1時間ごと程度)	30,775	26.5	1,458	21.1	
③ ①②の区域外で片道10本/日未満の バス停から300m圏 (日中2時間以上ごと程度)	33,954	29.3	2,752	12.3	
④ ①②③の区域外で居住のあるエリア	36,817	31.8	13,908	2.6	

(2) 市民の交通行動

市民の交通行動（図-52）は、自家用車への依存度が高く、自ら運転する場合と家族等の送迎を合わせると、84.8%が自動車での移動となっています。

バスでの移動は、病院への移動の割合がやや高くなっているものの、3.0%にとどまっています。

鉄道での移動は、大学・高校等への移動で17.1%、文化ホールへの移動で8.7%と割合がやや高くなっています。

徒歩での移動は、公民館等への移動で27.8%、公園への移動で25.0%と割合が高くなっています。

また、通勤・通学における交通手段（図-53）のうち、自家用車の分担率は、1990年（平成2年）から2010年（平成22年）までの間に16.2%増加しており、依存度が高まっています。

図-52 市民の交通行動

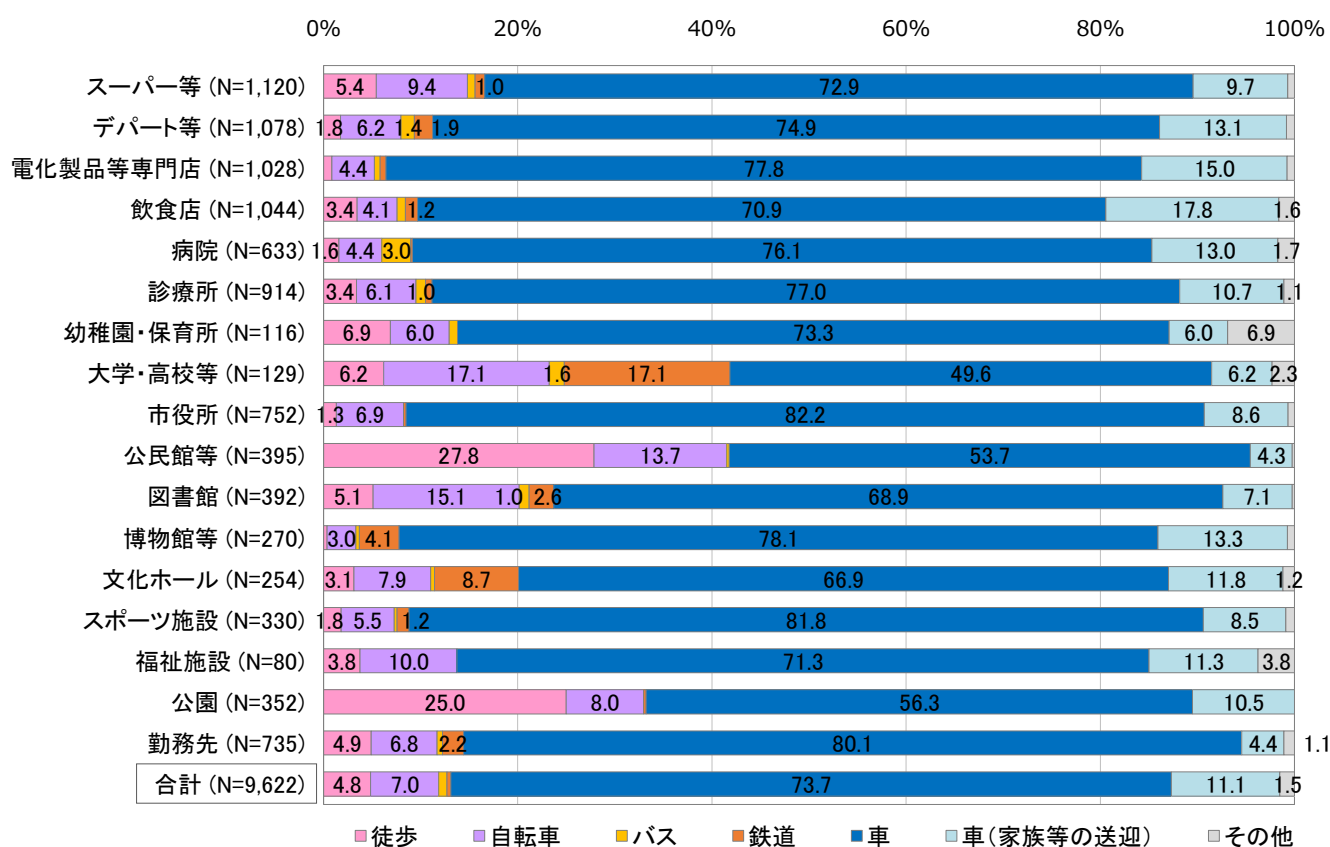
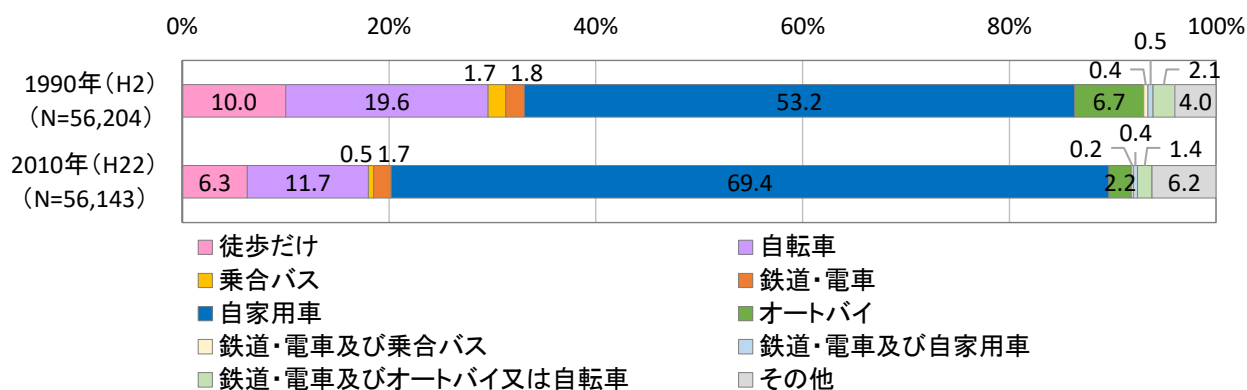


図-53 通勤・通学における交通手段



第1章

防府市の現況

An aerial view of a city with a blue overlay. The city is shown in a light gray color, and the blue overlay is a semi-transparent rectangle that covers the top half of the image. The text is centered within this blue area.

第2章 まちづくりの課題

1 まちづくりの課題

An aerial view of a city in a light gray color. The city is shown in a light gray color, and the blue overlay is a semi-transparent rectangle that covers the top half of the image. The text is centered within this blue area.

第2章 まちづくりの課題

1 まちづくりの課題

(1) 総合課題

<課題> 人口減少に対応する都市づくり

現状

- 人口構成は、**少子高齢化が進み**、今後は**人口減少の加速化**も予測されています
- 世帯数の増加及び小世帯化が進み、**高齢者のみの世帯が増加**しています
- **人口密度は、防府駅周辺からやや離れた地域で高くなっています**

少子高齢化の進行・人口減少の加速化
+
高齢者のみの世帯の増加
人口の低密度化
小世帯化

今後考えられる影響例

- ・居住地を選択する際に選ばれにくい地域の増加
- ・地域コミュニティの高齢化、活力低下

課題

人口減少による人口の低密度化及び少子高齢化の進行が避けられないため、各地域のコミュニティが維持できるよう、極端な人口減少を回避することが求められます。

持続可能な都市構造（生活の拠点とネットワーク）の形成を主軸に、産業活動、土地利用、都市施設、交通等の施策を総合的に展開する、**人口減少に対応する都市づくり**が必要となります。

分野別課題

(2) 分野別課題

① 産業活動に関する課題

<課題> 防府駅周辺の活力と魅力を高める都市づくり

現状

- 防府駅周辺には、商業機能が集積していますが、従業者数は減少しています
- 商業は、商店数、販売額が減少しており、中心部の活力の低迷がうかがえます
- 旧市街地には、建物の老朽化等、防災上の課題があります
- 防府駅周辺では、市街地開発事業による市街地整備が進んでいます
- 旧市街地には、歴史・文化資源が多く分布しています

少子高齢化の進行・人口減少の加速化
+
中心部の商業衰退・従業者数の減少
防災上課題のある市街地の残存
防府駅周辺の市街地整備事業
歴史・文化資源

今後考えられる影響例

- ・ 空き店舗、空地の増加
- ・ 来街者の減少
- ・ 防府駅周辺の利便性、魅力の低下



課題

防府駅周辺では、商店数、従業者数の減少がみられ、中心部としての活力の低迷がうかがえる一方、市街地開発事業等による高度な市街地の形成が進みつつあります。

本市及び県央部の拠点として、求心性を持つ中心部の構築を推進し、**防府駅周辺の活力と魅力**を高める都市づくりが必要となります。

<課題> 産業の活力を高める都市づくり

現状

- 臨海部の工業地には、製造業が集積しています
- 製品出荷額、従業者数の増減は、輸送用機械器具製造業の動向に左右されやすい状況にあります
- 災害危険性のある産業地が存在しています

少子高齢化の進行・人口減少の加速化

+

臨海部への製造業の集積
製造業を中心とした産業形態
災害危険性のある地域が存在

今後考えられる影響例

- ・ 業種の固定化による景気へのリスク
- ・ 災害等に伴う経済活動へのリスク



課題

臨海部は、本市の産業を牽引する産業が集積する地域として、引き続き、産業活動基盤の維持向上が必要となります。また、内陸部においても、広域幹線道路網を活かし、臨海部と連携した産業地の形成等、本市の特性を活かした展開が望まれます。

産業の活力は、雇用の拡大、地域経済の活性化等、都市の持続性に大きく影響するため、先行して産業活動に寄与する都市構造を構築することにより、**産業の活力を高める都市づくり**が必要となります。

② 土地利用に関する課題

<課題> 地域の特性に応じた土地利用の推進

現状

- 市街地は、過去30年間で大きく拡大しています
- 市街化調整区域において、農地等の宅地化が進行しています
- 生活利便施設は、中心部や、中関地区・華城地区・牟礼地区の一部に集積しています
- 災害危険性のある住宅地が存在しています

少子高齢化の進行・人口減少の加速化
+
市街地の拡大（拡散）
市街化調整区域における営農環境の悪化
災害危険性のある地域が存在

今後考えられる影響例

- ・ 自然環境、営農環境に対する悪影響
- ・ 災害等に伴う居住環境へのリスク



課題

過去30年間で市街地は拡大し続け、人口減少の局面を迎えても、なお、市街化調整区域における農地の宅地開発が進み、営農環境の悪化、災害リスクの増加、中心部の求心性の低下等の悪影響が懸念されるままに拡大が進んでいます。また、全国的に災害が多発しており、災害に強い安全な市街地の形成、農地の保全が必要となっています。

土地利用の誘導は、災害による被害の低減、生活利便施設等の立地に展開され、市民の生活環境への安全・安心・満足度の向上や持続的な都市の構築に大きな役割を担うため、**地域の特性に応じた土地利用を推進**することが必要となります。

③ 都市施設整備に関する課題

<課題> 効率的な都市施設の維持整備

現状

- 都市計画道路の整備率は、計画に対して約5割にとどまっています
- 一人当たりの公園面積の目標達成率は約5割で、市街化区域内にも身近な公園・緑地がない住宅地が存在しています
- 下水道の整備率は約8割で、効率的な維持管理を目的とした整備・運営が進められています

少子高齢化の進行・人口減少の加速化
+
未整備路線の存在
身近な公園・緑地がない住宅地の存在
効率的な維持管理・整備・運営の実施

今後考えられる影響例

- ・ 地域と地域を結ぶ交通環境の不足
- ・ 公園へのニーズの多様化
- ・ 都市施設利用者の低密度化



課題

都市計画道路や公園等の都市施設の整備は十分な状況になく、長期にわたり未整備となっている都市計画道路の区間も存在しています。

公共交通や土地利用との連携を図り、潤いある都市空間や交通環境、生活環境への需要を見極め、都市経営的な視点で**効率的な都市施設の維持整備**を進めることが必要となります。

④ 交通に関する課題

<課題> 持続性のある公共交通ネットワークの構築

現状

- 公共交通の利用者は、鉄道・バスともに減少傾向にあります
- 市民の交通行動の多くに、**自家用車への依存**がみられます

少子高齢化の進行・人口減少の加速化
＋
公共交通利用者の減少
自家用車への依存

今後考えられる影響例

- ・ 公共交通利用者の継続的な減少
- ・ 高齢化に伴い交通弱者が増加
- ・ 公共交通の維持が困難化



課題

公共交通は、地域の利便性や価値を高め、CO2排出量の低減につながる一連の効果が期待されるほか、交通弱者の増加により需要の拡大が予測されます。一方で、市民の交通手段には自家用車への依存がうかがえ、公共交通利用者は減少傾向にあります。

公共交通は、人の流れを生み、地域間交流を展開でき、都市の持続性に寄与する流動的役割を担うため、**持続性のある公共交通ネットワークの構築**が必要となります。

An aerial illustration of a city with a blue overlay. The overlay contains the chapter title and a list of three items. The background shows a city grid, buildings, trees, and a body of water with a ship in the distance.

第3章 まちづくりの理念と目標

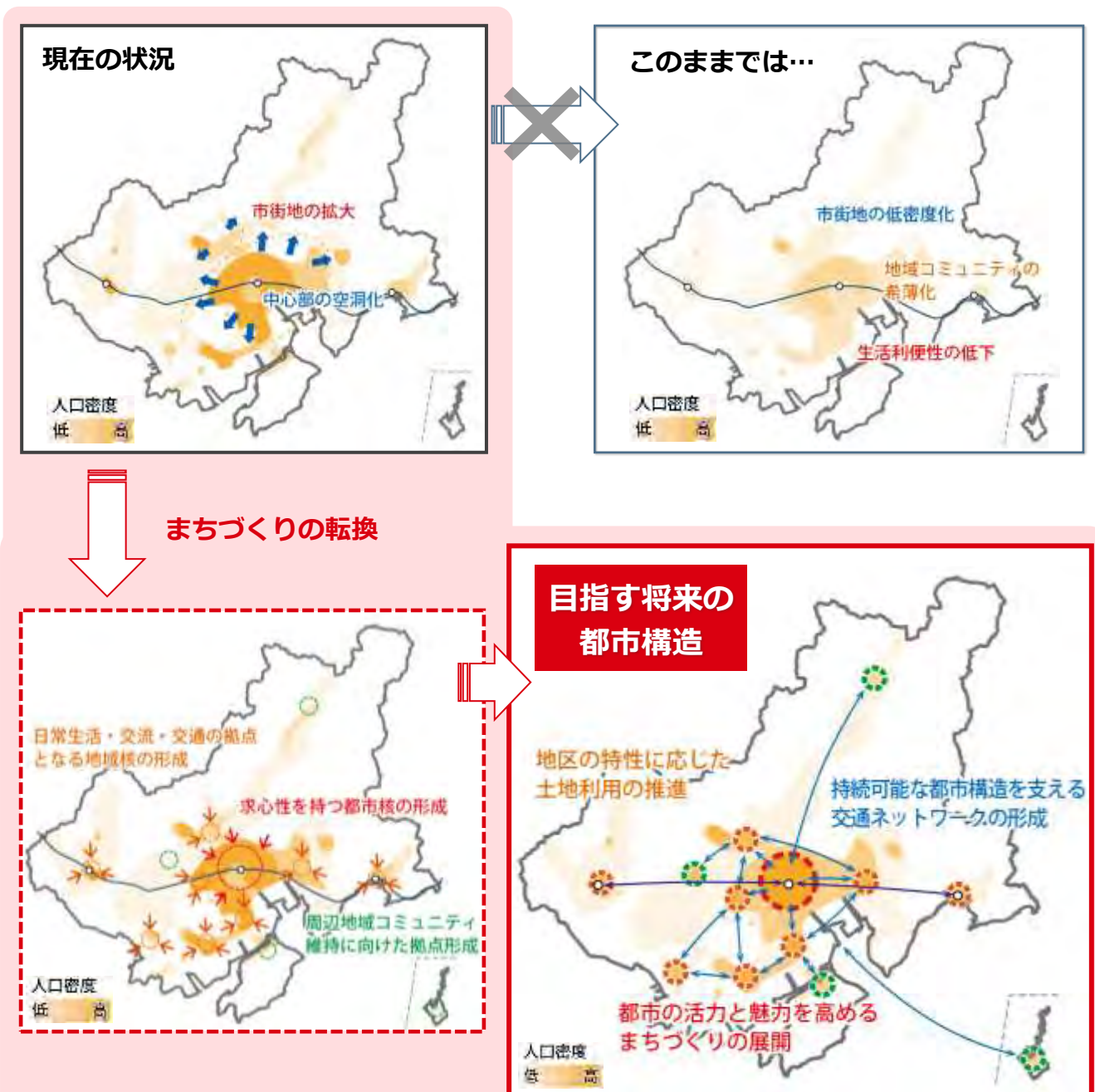
- 1 これからのまちづくりの考え方
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 まちづくりの基本目標

第3章 まちづくりの理念と目標

1 これからのまちづくりの考え方

全国的な少子高齢化の進行や人口減少の波は本市にも押し寄せ、従来の拡大を前提としたまちづくりとは異なる都市の発展の形を模索していく必要があります。

まちづくりの転換のイメージ



目指す将来の都市構造では、拠点の形成を図る「都市の活力と魅力を高めるまちづくりの展開」、土地利用の適正化を図る「地区の特性に応じた土地利用の推進」、道路網と公共交通網で拠点をつなぐ「持続可能な都市構造を支える交通ネットワークの形成」を目指すことを掲げます。

2 まちづくりの基本理念

人口減少社会の到来をはじめとする様々なまちづくりの課題に向き合い、将来にわたり持続的に発展するまちづくりを展開するため、これからのまちづくりは、本市の地理的条件を最大限活用し、社会的な情勢の変化に対応し得る「柔軟性」を備える必要があります。

また、将来にわたり持続的に発展するまちづくりを着実なものとするため、都市経営的な視点を取り入れ、まちの「持続性」を高め、産・官・学・民の「協働」するまちづくりを推進し、まちそのものの価値を高めていくことが重要となっています。

そのため、都市計画マスタープランの中核となる「まちづくりの基本理念」を次のように掲げ、「目指すまちの姿」を示します。

まちづくりの基本理念

市民誰もが心地よく暮らせる、潤いと活気に満ちたまちづくり

— 持続的に発展するまちづくりに向けて —

目指すまちの姿

心地よい暮らし

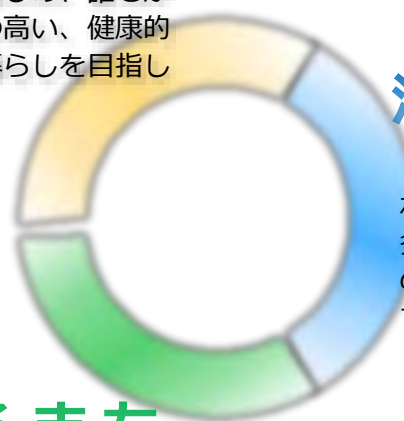
子ども、高齢者をはじめ、誰もが安全・安心で利便性の高い、健康的な生活を実現できる暮らしを目指します。

活力あるまち

多くの人々が交流し、魅力とにぎわいにあふれた都市空間を形成し、多種多様な産業が集まり、多くのものや情報が行き交うまちを目指します。

潤いあるまち

豊かな自然を将来にわたり大切にし、まちの中に自然を取り入れ、自然環境との共生を実現できるまちを目指します。



3 まちづくりの基本目標

(1) まちづくりの基本目標

先に掲げたまちづくりの基本理念を、より具体的に展開していくため、次の7つの目標を「まちづくりの基本目標」として掲げます。

まちづくりの基本目標

① 各地域が持続する住み心地よいまちづくり

② 防府駅周辺を拠点としたまちづくり

③ 多様な産業活動が展開できるまちづくり

④ 移動環境を支えるまちづくり

⑤ 歴史・文化資源を活かしたまちづくり

⑥ 豊かな自然環境と共生するまちづくり

⑦ 産・官・学・民 の協働によるまちづくり

① 各地域が持続する住み心地よいまちづくり

人口減少、少子高齢化が進行しているため、各地域の特性に応じて住み心地のよい居住環境をつくり、将来にわたり持続する地域を形成します。

<目標の展開>

- 地域固有の環境を活かした生活の拠点や居住空間をつくります
- 誰もが生き生きと暮らせる生活環境をつくります
- 災害に強く安全で安心して暮らせる環境をつくります

② 防府駅周辺を拠点としたまちづくり

中心部のにぎわいを創出するため、各種事業の導入や、拠点性を活かした各地域とのネットワークの強化により、多くの人々が集まる空間をつくります。

<目標の展開>

- 拠点の利便性を活かした交通環境を形成し、防府駅周辺のにぎわいある空間をつくります
- 人々が多く集まり活動を展開する魅力ある空間をつくります
- 拠点の利便性を活かし、まちなか居住を推進します

③ 多様な産業活動が展開できるまちづくり

将来にわたる産業活動の活性化と就業の確保を図っていくことは、まちのにぎわいや定住化の促進等、本市の経済活動を支えていく上での原動力となっているため、多様な産業活動が展開できるまちづくりを進めます。

<目標の展開>

- 第1次産業から第3次産業まで、多様な産業が展開できるまちをつくります
- 時代の要請に対応した、新たな産業が立地しやすい環境づくりを、基盤整備を主とするハード面と、企業立地を促進するソフト面の両面から支援します
- 地域の歴史・文化資源を活かし、市民や事業者が自ら携わっていく観光産業の発展を支援します

④ 移動環境を支えるまちづくり

少子高齢化社会における各地域の持続性や都市の産業活動を支えるため、交通網の確保や公共交通の持続性の担保等、交通ネットワークを重視したまちづくりを進めます。

<目標の展開>

- 都市の発展と地域間の交流を支える交通基盤をつくります
- 持続可能な公共交通ネットワークを構築します

⑤ 歴史・文化資源を活かしたまちづくり

本市の豊富な歴史・文化資源は、市民の暮らしを彩り、誇りとなる重要な要素であるため、これらの資源を活かし、魅力あるまちづくりを進めます。

<目標の展開>

- 歴史・文化資源を守り、市民が誇りに感じられるまちをつくります
- 歴史・文化資源を活かした防府らしい街並み景観をつくります

⑥ 豊かな自然環境と共生するまちづくり

自然とのふれあいは、市民の暮らしへ潤いを与える重要な要素であるため、自然環境と共生できるまちづくりを進めます。

<目標の展開>

- 豊かな自然環境を守り、自然とのふれあいを大切にしたまちをつくります
- 資源のリサイクルや省エネルギーを実践する環境にやさしいまちをつくります
- 周囲の自然環境と調和した街並み等、潤いあふれる景観をつくります

⑦ 産・官・学・民の協働によるまちづくり

市民主体のエリアマネジメントや各種まちづくり活動等、活発な参画が行われる風土づくりを進めます。

<目標の展開>

- 多様な主体による各種まちづくり活動を支援します

第3章

井上氏の理念と目標

An aerial illustration of a city with a blue overlay. The overlay contains the chapter title and a list of four items. The background shows a city grid, buildings, trees, and a body of water with a ship in the distance.

第4章 まちづくりの基本的な方針

- 1 将来都市構造
- 2 土地利用の基本方針
- 3 都市基盤整備の基本的な方針
- 4 都市環境形成の基本的な方針

第4章 まちづくりの基本的な方針

1 将来都市構造

将来都市構造は、「目指すまちの姿」「心地よい暮らし・潤いあるまち・活力あるまち」を実現するための基本的な方向性として、地域の特性を踏まえた一定の広がりある「区域とエリア」、都市の骨格として人々の交流や物流等の流れをつくる「核と軸」を表し、基本的な考え方を示します。

(1) 都市構造の基本的な方向性

都市構造は、市全体の土地利用を「都市的領域」、「自然的領域」、「その他の領域」とし、それら領域の土地利用の考え方に基づいてエリアごとの整備、活用、保全に関する考え方を次のように設定します。

◆都市的領域

1 都市機能誘導エリア

都市機能誘導エリアは、防府駅周辺の主要な商業・業務・公共施設が集積する日常生活及び移動環境の利便性が高いエリアとし、人口の維持を積極的に図るエリアとして位置づけます。

2 居住エリア

居住エリアは、生活利便性と交通ネットワークを担保し、秩序ある潤い豊かな居住環境の整備を図るエリアとして位置づけます。

3 産業集積エリア

産業集積エリアは、本市の産業を支える臨海部産業地帯を中心とし、継続的な産業基盤の強化と新規産業施設の立地を図るエリアとして位置づけます。

◆自然的領域

1 農業・集落調和エリア

農業・集落調和エリアは、営農環境及び自然環境と調和した集落地であるため、農業地として保全・活用を図り、既存のコミュニティを維持していくエリアとして位置づけます。

2 山林保全エリア

山林保全エリアは、市域を包む重要な緑地帯である山々、森林であるため、保水機能や浄化機能の確保及び動植物の生息地の保全を図るエリアとして位置づけます。

3 親水エリア

親水エリアは、市域に潤いを与える河川や海岸線であるため、まちの変化や水と親しむ空間として保全を図るエリアとして位置づけます。

◆その他の区域

1 歴史・文化周遊エリア

歴史・文化周遊エリアは、本市の歴史を伝える多くの資源が点在する地域であり、各施策と連携し、資源の保全、歴史、文化を活かした空間形成、回遊性の向上を図るエリアとして位置づけます。

2 レクリエーションエリア

レクリエーションエリアは、市民の憩いの場、活動、運動の場であり、景観の保全及び各種レクリエーション機能の拡充を図るエリアとして位置づけます。

(2) 都市の核と軸の形成

将来における都市形成の方向性を明確にするため、「都市の核」、「都市の軸」を次のように形成します。

◆都市の核の形成

1 都市核（商業・業務・交流の中心、交通の結節点）

都市核は、本市の中心及び県央部の主導的な役割を担う高次都市機能の集積地並びに市内各地域及び周辺都市との交通結節点として位置づけます。

都市核においては、商業施設・業務施設・公共施設等の都市機能の集積及び空間をデザインすることにより、本市の顔となる魅力や利便性を高めるまちづくりを展開します。

2 地域核（日常生活、交流、交通等の拠点）

地域核は、各地域に応じた生活利便性を有するまちづくりの展開に向けて、日常生活、交流、交通等の拠点として位置づけます。

市街化区域内の地域核においては、生活に必要なサービスを担保し、公共交通で多極的なネットワーク化を図ることで、将来の都市構造を支える拠点形成を図るとともに、持続的な地域コミュニティに寄与するまちづくりを展開します。

農漁村集落の地域核においては、交流機能を中心に、地域に合った生活サービスや交通ネットワークの確保等により、コミュニティ維持に向けた拠点形成を図ります。

◆都市の軸の形成

1 広域幹線交通軸（周辺都市との連携により都市活動・産業活動を促進する広域幹線交通網）

広域幹線交通軸は、周辺都市との連携により、都市活動・産業活動を促進する広域幹線交通網を位置づけます。

高速道路網で各地とネットワークされる「山陽自動車道」、本市と周辺都市を結び、産業活動や物流の効率化に寄与する「国道2号」、「国道262号」、「防府環状線」、「山口防府線」、「宇部防府線」、「防府徳地線」、市内の環状道路として重要度の高い「都市計画道路環状一号線」、「都市計画道路開出塚原線」、物流における国土的な輸送力を持つ「海上交通」を、道路網と市内インターチェンジ、三田尻中関港、貨物駅と連携強化することにより、交通の円滑化と輸送力の向上を図り、産業・経済の発展を促します。

2 地域幹線交通軸（公共交通ネットワークと広域幹線交通軸を補完する道路網）

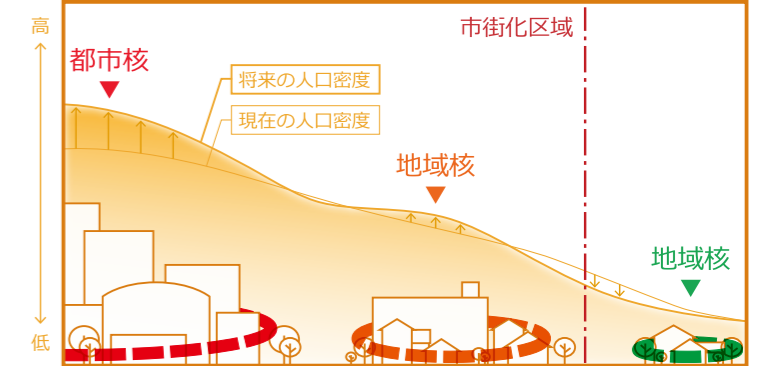
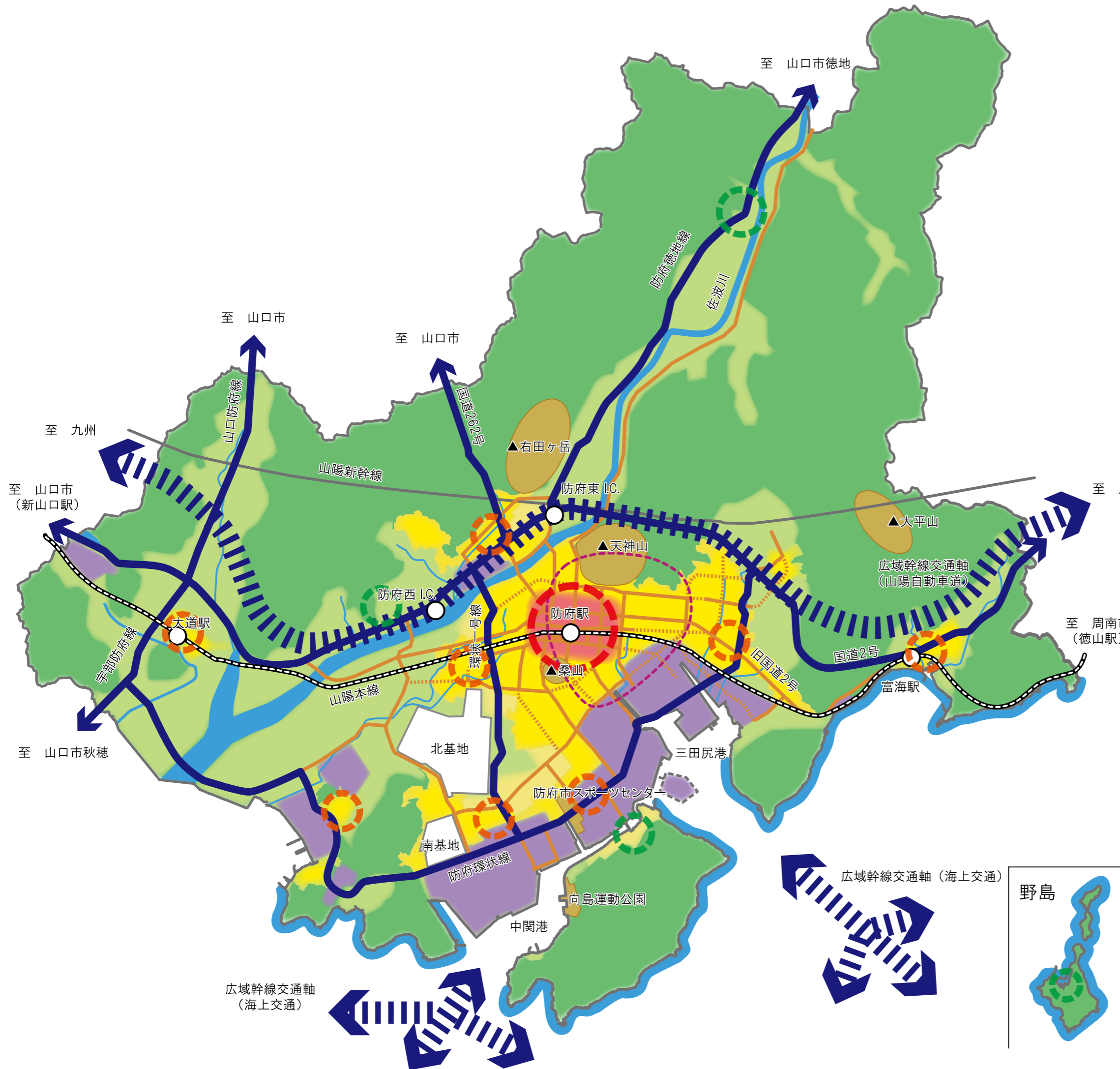
地域幹線交通軸は、市内を結ぶ基幹的な公共交通であるバス路線と鉄道（山陽本線）及び広域幹線交通軸に接続する主要路線を、都市核と各地域核とのネットワーク化を図る軸として位置づけます。

基幹的なバス路線とそれを補完するバス路線の構築、バス路線と鉄道の連携強化等により、公共交通の維持・利用促進に向けた方策を展開します。

都市の核と軸の形成イメージ図



将来都市構造図



凡例			
都市的區域 自然的區域 その他の区域	都市的區域	都市機能誘導エリア	
		居住エリア	
		産業集積エリア	
	自然的區域	農業・集落調和エリア	
		山林保全エリア	
		親水エリア	
	その他の区域	歴史・文化周遊エリア	
レクリエーションエリア			
都市の核	都市核		
	地域核 (市街化区域内)		
	地域核 (農漁村集落)		
都市の軸	広域幹線交通軸		
	地域幹線交通軸	現道あり 現道なし	
	地域幹線交通軸 (鉄道)		

2 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、前記の「1 将来都市構造」で示した考え方を踏まえて、より具体的な土地利用区分に分類し、各々のエリアにおける基本方針を示します。

基本方針は、各種の基盤整備、施設整備及び適正な土地利用の誘導を図るための指針となります。

将来の都市構造	都市構造を 土地利用別に 分類	土地利用の基本方針
◆都市的區域		
都市機能誘導エリア		都市機能誘導エリア（都市核） 生活都心
居住エリア		居住エリア（地域核） 都心産業隣接居住地 近隣居住地 制約型周辺居住地
産業集積エリア		産業集積エリア 臨海型産業・業務地 内陸型産業・業務地 地場産業工業地 沿道型商業・業務地
◆自然的區域		
農業・集落調和エリア		農業・集落調和エリア（地域核） 農業集落地、漁業集落地 農業地
山林保全エリア		山林保全エリア 山林域
親水エリア		親水エリア 河川域 砂浜海岸域
歴史・文化周遊エリア レクリエーションエリア		区域区分
◆都市の核 都市核 地域核		
◆都市の軸 広域幹線交通軸 地域幹線交通軸		

(1) 都市的區域の基本方針

1 都市機能誘導エリア

① 生活都心

生活都心は、各種公的機関や民間の業務施設をはじめ、商業・医療・介護・子育て等の都市機能が集積し、市民の活動の拠点を担っています。また、本市及び県央拠点として、積極的に人口を維持するため、新たな都市機能を誘導し、空間のデザインを図る等、魅力ある都市空間と利便性の高い居住環境を創出するための施策を展開していきます。

2 居住エリア

① 都心産業隣接居住地

都心産業隣接居住地は、交通ネットワーク、生活利便施設等の生活を支える機能の集積を図り、生活都心と産業集積地及び観光地を結ぶ居住地として、持続的に暮らしやすく、働きやすい居住環境の形成を図ります。

② 近隣居住地

近隣居住地は、将来にわたり閑静な居住環境を維持し、一定の生活を支える機能を担保し、持続的に潤い豊かな居住環境の形成を図ります。

③ 制約型周辺居住地

制約型周辺居住地は、市街化調整区域のうち、十分な生活道路のないままに宅地化されたことによる交通問題、宅地に囲まれた農地の営農環境の悪化等の問題を抱えている地域であり、地区計画等のルールづくりを検討し、無秩序な市街地の拡大を防ぐことにより、一定の制約による質の高い居住環境の形成を図ります。

(3) 市街化区域・市街化調整区域の区分に関する基本方針「1 居住地形成に関する方針」参照

3 産業集積エリア

① 臨海型産業・業務地

臨海型産業・業務地は、本市の産業基盤としての強化を目指すエリアとし、将来に向けての生産機能及び物流機能の強化を図ります。既存の産業・業務地と連続する地区を新たな産業基盤の候補地として、産業・業務地の形成を図ります。

また、これらをネットワークする道路網の整備により産業基盤の強化を図ります。

② 内陸型産業・業務地

内陸型産業・業務地は、広域幹線交通網沿道の利便性の高いエリアとし、時代の要請に対応した産業の立地や臨海部との連携を図る産業の候補地として位置づけ、整備を検討します。

③ 地場産業工業地

地場産業工業地は、陶製品の生産を中心とした窯業等の産業地とし、多くは「牟礼南地区」に立地しています。このような地場産業については、観光等の地域資源としての活用を視野に入れ、地域に根ざした産業として、文化財的視点による保護に努めます。

④ 沿道型商業・業務地

沿道型商業・業務地は、沿道サービス施設の集積による利便性の確保と、道路と住宅地の緩衝帯としての役割を担っており、「国道262号」、「防府停車場線」、「旧国道2号」、将来の市街地内幹線の要となる「都市計画道路環状一号線」の沿道について、沿道型の商業・業務系の誘導を図ります。

(3) 市街化区域・市街化調整区域の区分に関する基本方針「2 産業・業務地の形成に関する方針」参照

(2) 自然的区域の基本方針

1 農業・集落調和エリア

① 農業集落地、漁業集落地

農業集落地、漁業集落地は、高齢化や継続的な人口減少が予測されており、持続的に暮らしやすい地域づくりを進めるため、既存の公共施設周辺等を中心に生活の拠点を誘導します。

なお、公共施設のない小規模な集落地については、道路や集落排水施設等の基盤施設の改善等を通して、生活環境の向上・改善に努めます。

② 農業地

農業地は、良好な水田、畑作地帯を形成しているエリアとし、農業振興地域農用地に指定されている優良農地については、農業基盤の改善等農業生産の向上に努めます。

農業振興策と連携し、耕作放棄地等の農地の賃貸借のあっせんや農地の維持に努めます。

2 山林保全エリア

① 山林域

山林域は、^{おおひらやま}「大平山」、^{えどまりやま}「江泊山」、^{やはづがだけ}「矢筈ヶ岳」、「錦山」、「田島山」、「右田ヶ岳」、「^{りょうごんじやま}楞嚴寺山」、「^{くわのやま}天神山」、「桑山」等市域を包む重要な緑地帯である山々であり、豊かな自然環境を醸成し、都市に潤いを与える景観としても重要な役割を果たしています。また、「大平山」、「矢筈ヶ岳」、「右田ヶ岳」、「天神山」、「桑山」等は自然を活かしたレクリエーション地としても親しまれています。

このため、これらの山林については、貴重な緑の景観として保全し、自然を活かしたレクリエーション地としての活用も図ります。

3 親水エリア

① 河川域

河川域は、「佐波川」をはじめとする河川の自然環境であり、都市に潤いとやすらぎを与える空間となっているため、市民が親しみ安心して利用できる親水空間の整備を進めます。

また、河川の環境保全や安全性を高める治水を推進し、自然に親しめる潤いとやすらぎの空間として活用を図ります。

② 砂浜海岸域

砂浜海岸域は、「富海海岸」、「中関大久保海岸」、「野島」等であるが、本市の海岸線の多くは工業地帯の中にあり、岸壁や護岸として整備されているため、市民が海辺に近づける範囲は非常に少なくなっているため、重要な海辺空間として保全・創出を図り、市民の憩いとやすらぎの空間として活用します。

(3) 市街化区域・市街化調整区域の区分に関する基本方針

1 居住地形成に関する方針

① 居住地形成の方針

本市の市街地は、県内で最も広い防府平野に形成されており、市街地が広がりやすい地形にあります。市街化区域は、中心部等の旧市街地を除くと、現在も農地が点在する比較的ゆとりある居住環境を形成しています。

一方で、農地については、個人農業者の後継者不足や農地と宅地の混在による営農環境の悪化等に伴い、手放すケースが増加しています。さらに、都市計画法第34条第11号による市街化調整区域における宅地開発の緩和を背景とし、農地を宅地化させる悪循環を形成しています。

このため、秩序ある自然環境の保全と秩序ある居住環境が求められるため、「ゆとりと秩序ある低層住宅地の形成」を目指し、次の居住地形成の方針を示します。

居住地形成の方針

- 市街地の拡大を前提としない
- 市街化区域内の低未利用地の活用を優先する
- 既成市街地内の空き家対策を推進する

② 市街化調整区域の環境維持

秩序ある低層住宅地の形成のため、市街化調整区域への居住地の拡大は行わず、市街化調整区域の環境維持に努めます。

市街化調整区域内の開発行為については、区域区分制度の意義とこれまでの各地域での開発の実情を踏まえ、『防府市開発行為等の許可の基準に関する条例』の見直しを行います。

市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、すでに宅地化が進んでいる地域については、山口県都市計画区域マスタープランに示される方針に沿って、居住環境の整備や『市街化調整区域における地区計画』の策定を検討します。

2 産業・業務地の形成に関する方針

① 産業・業務地形成の方針

本市は、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る産業都市となっています。しかし、産業の大半は臨海部の自動車関連の製造業に占める割合が高いため、円高不況等に陥ると本市財政は、多大な影響を受けることが想定されます。従って、時代の変化にも柔軟に対応できる産業基盤を整えていくことが求められています。

そのため、臨海部については、新たな産業基盤を確保するため、産業用地の拡大を図ります。また、流通面で利便性が高く、臨海部との将来的な連携を図れる内陸部については、新たな内陸型の産業・業務基盤を確保するため、産業用地の拡大を図り、臨海部と内陸部が時代の変化に対応できる、「複合化・多角化した産業構造の確立」を目指します。

また、用途地域の指定に当たっては、地区計画の導入、特別用途地区の指定等の産業・業務地に適した土地利用の誘導を図ります。

市街化調整区域においては、周辺環境への配慮や適切な地区施設の整備を誘導するため、『市街化調整区域における地区計画』の策定を検討します。

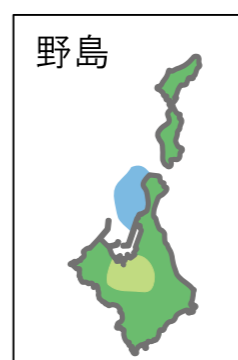
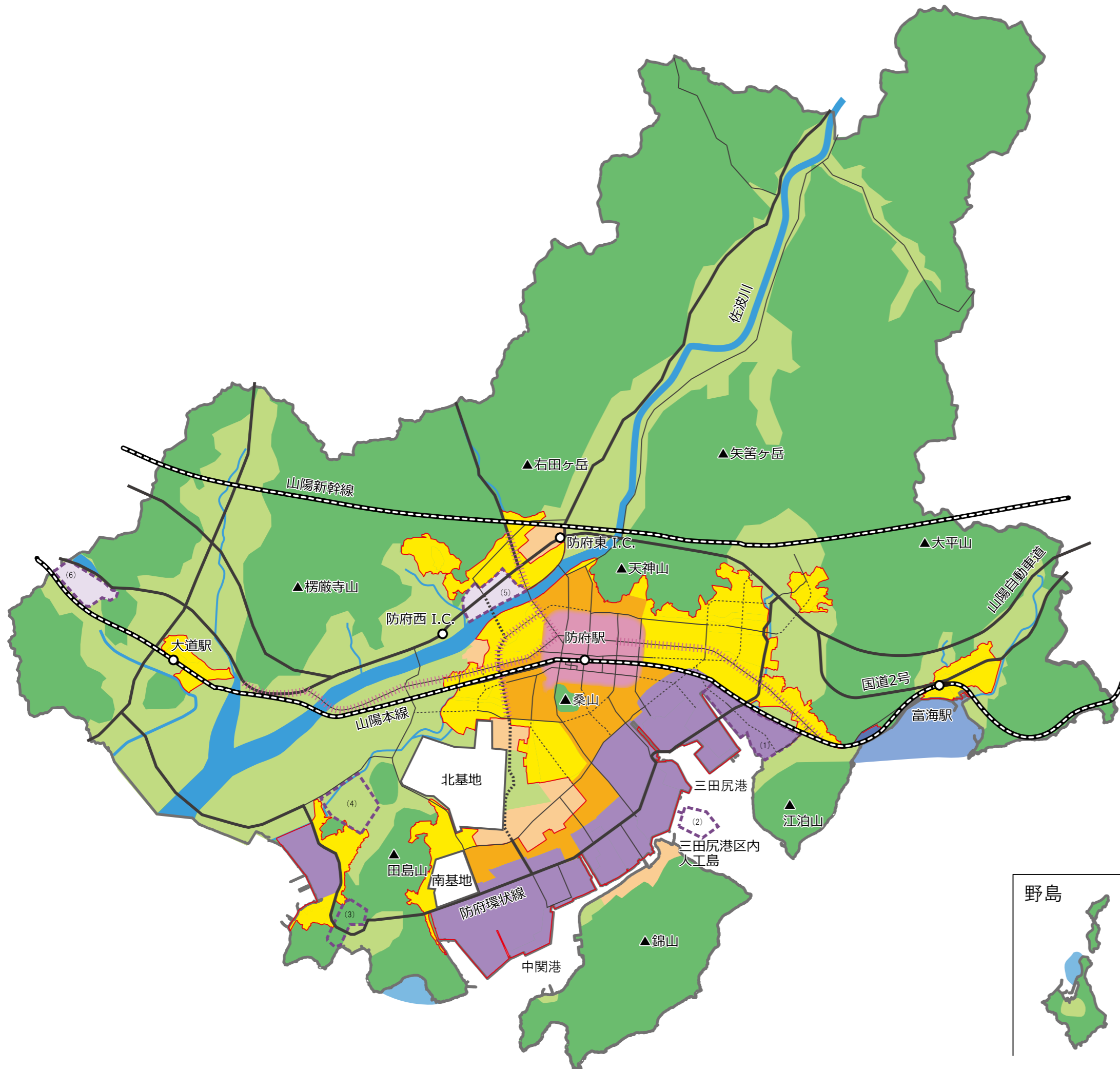
② 産業・業務地の形成候補地

新たな産業を立地させ、複合化・多角化した産業構造への転換を図るためには、新たに産業・業務地を確保することが重要な要素となります。本市では、下記の産業基盤の形成候補地について、社会経済の情勢、地域住民の意向を踏まえ、「必要性」と「実現性」が高い箇所から面的な基盤整備の導入を前提に市街化区域（工場、事務所が立地可能な区域）の拡大を図ります。

産業・業務地の形成候補地

番号	対象地域	対象地区	内容	面積(ha)
(1)	牟礼地域	牟礼南地区（江泊）	工業系	103
(2)	新田・中関地域	三田尻港区内人工島	流通・業務系	26
(3)	新田・中関地域	中関地区（中浦）	流通・業務系	28
(4)	西浦地域	西浦地区（開作）	工業系	40
(5)	右田地域	右田地区（高井）	流通・業務系	42
	玉祖地域	玉祖地区（大崎）	流通・業務系	
(6)	大道地域	大道地区（長沢）	流通・業務系	61
合計				300

土地利用方針図



凡例			
項目		区分	
都市的 区域	都市機能誘導 エリア	生活都心	
		都心産業隣接居住地	
	居住エリア	近隣居住地	
		制約型周辺居住地	
		産業集積 エリア	臨海型産業・ 業務地
	内陸型産業・ 業務地		
	地場産業 工業地		
	産業・業務地 の候補地		
	沿道型商業・ 業務地		
	自然的 区域	農業・集落 調和エリア	農業集落地 漁業集落地
農業地			
山林保全 エリア		山林域	
親水エリア		河川域	
		砂浜海岸域	
市街化区域 (平成30年3月現在)			

3 都市基盤整備の基本的な方針

(1) 市街地整備の基本的な方針

1 基本的な考え方

将来にわたり安全で安心して暮らせる生活空間の整備を図るため、目的に応じた市街地整備を進め、より暮らしやすい都市空間づくりを推進します。

都市機能誘導エリア

健全な都市活動・産業活動のための土地の有効利用がされていない要因として、道路等の都市基盤が未整備であること、老朽化した建築物及び不整形な敷地が残存していること、空き家、空き店舗、空地が存在していることがあります。

長期的な見通しを持ち、民間事業者等と連携しながら、生活都心にふさわしい市街地の環境改善を図ります。

居住エリア

都心産業隣接居住地、近隣居住地については、居住環境の質の保全及び向上のため、一定の生活を支える機能を担保する道路等の都市基盤の整備を図ります。また、制約型周辺居住地については、住民による積極的な地区計画、建築協定等のルールづくりを支援します。

2 主要施策の実施方針

① 都市核の形成

都市活動・産業活動の拠点として、道路等の都市基盤の整備、空地・空き家の敷地の活用促進等土地の有効活用を図ります。

また、空間のデザインによる魅力の向上を図るため、必要に応じて土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地開発事業と民間主導の敷地の再編、共同建替え等のまちづくり手法を検討しながら適切な事業を選択・実施します。

② 地域核の形成

生活利便施設が集積している地域では、機能の維持・強化を推進します。地区計画等の土地利用制度の活用や、新たな民間施設の立地・集積を誘導します。

③ 住宅地の安全性の向上

市内の道路等の都市基盤が未整備な住宅地では、老朽化した木造建物の点在、緊急車両の通行が困難である等の防災上の課題を改善するため、生活道路の拡幅や老朽化した建物の建替え、耐震改修の誘導等により、安全性の向上に努めます。

④ 魅力ある景観や潤いあるまちづくり

「宮市周辺」、「三田尻周辺」は、旧市街地の面影を残しています。景観に配慮した街並み形成に向けて、官民協働でまちづくりを推進していきます。

⑤ 地区計画や建築協定に基づくルールづくり

街並み等の維持・保全・改善に向けて、地区の特性にあった建替え、新築に際しての建物のルール

づくりを支援します。

また、建替え等に合わせて生活道路の拡幅やポケットパークの確保、景観形成等を進める場合の支援策等を検討します。

(2) 交通施設等整備の基本的な方針

1 基本的な考え方

県中部にふさわしい道路体系の確立を図るため、国道を主軸とする広域幹線道路や都市内幹線道路の体系的・計画的な整備を推進します。また、長期にわたり未着手となっている都市計画道路については、整備の有効性や実現性を踏まえ、路線機能の縮小・廃止等を整理し、都市計画道路の見直しを行います。

生活空間については、安全性や快適性の向上を図るため、生活道路における歩行者空間の確保や通行形態の見直しを推進します。

また、過度な自動車交通への依存に伴う朝夕を中心とした交通渋滞の慢性化、環境問題、高齢者の増加、障害者への対応を踏まえ、鉄道やバス等の公共交通機関の役割を再認識し、利用の促進及び利便性の向上を図る整備を促します。

駐車場については、自家用車の普及による需要の増大に見合った効率的な駐車場整備を誘導します。

2 主要施策の実施方針

① 道路整備

幹線道路については、国道2路線のうち、未改良区間のある「国道2号」については、全線整備の促進を積極的に働きかけていきます。また、環状機能をもち臨海工業地帯と山陽自動車道や国道を結ぶ「都市計画道路環状一号線」の整備を促進し、連携する市内の各幹線道路の整備を図り、効率的な都市活動の基盤を確立します。

生活道路については、市街化区域を中心に道路の拡幅や一方通行の導入等の通行形態の見直し、歩行者空間の確保を図り、道路緑化、歩道の段差解消等、質の高い居住空間を目指した道路整備を推進します。

また、生活都心については、電線類の地中化や道路施設を含めた空間のデザイン、幹線道路における植樹帯の設置や街路樹の整備、人や自転車に配慮した歩道の整備等の道路環境の向上を図ります。

② 公共交通機関

公共交通については、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、市民・交通事業者と連携し、『地域公共交通網形成計画』及び『地域公共交通再編実施計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ります。

バス交通については、幹線と支線や地域の交通結節点を整理し、運行本数、運行の時間帯、運行系統等を見直し、利便性の向上と持続性について検討します。また、運行案内板、屋根、ベンチ等の待合環境の充実、段差が少ない低床式バスの増強を交通事業者に働きかけます。

鉄道については、バスとの乗り継ぎの強化や富海駅、大道駅のバリアフリー化についてJRに働きかけます。

また、デマンドタクシーの運行や小型循環バスの導入等、既存の交通体系を補完する柔軟な仕組みを展開します。

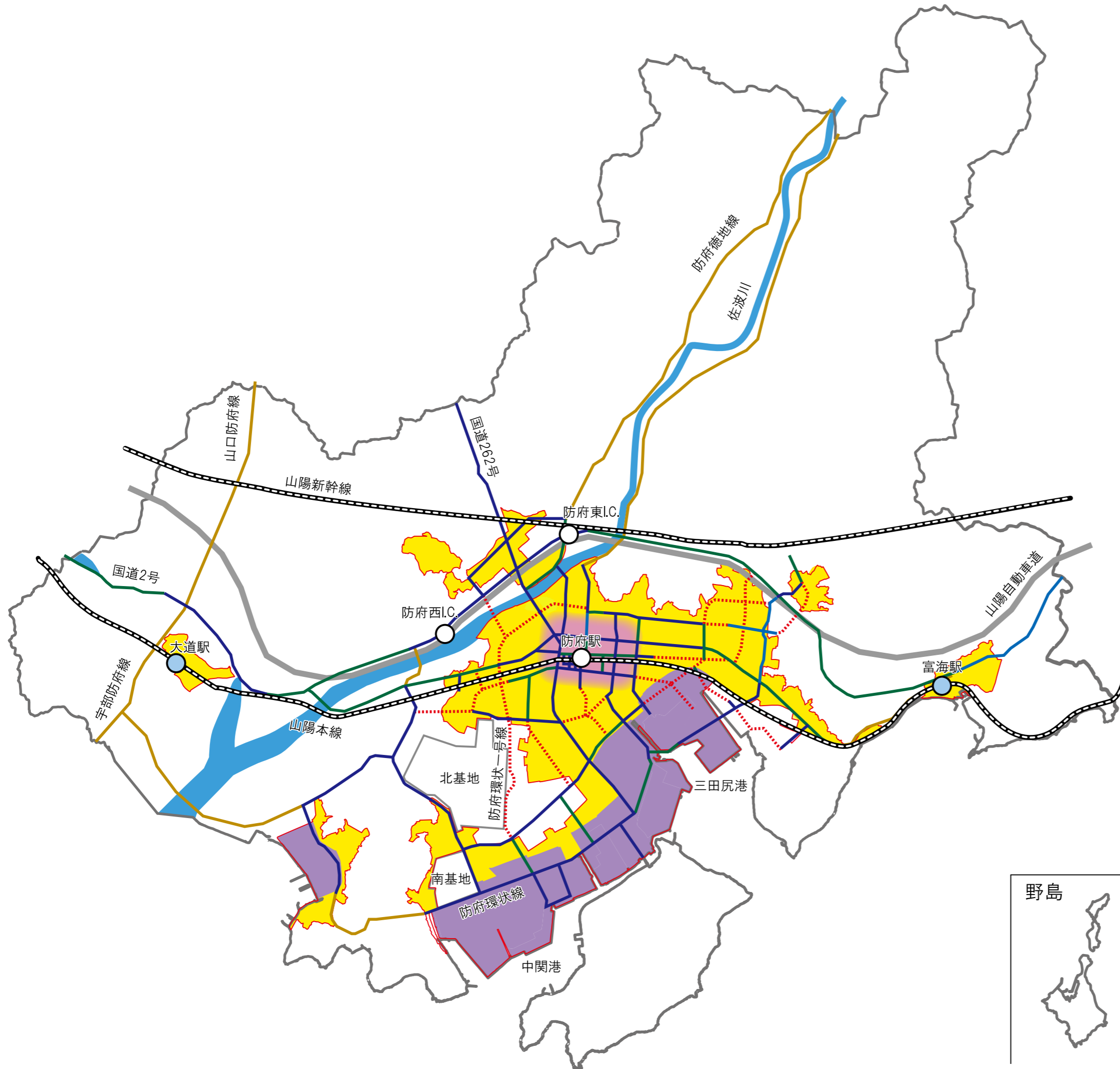
③ 駐車場整備

生活都心における駐車場対策については、地域の事業者等との連携や周辺の公共施設とのネットワーク化を図り、公共駐車場の需給把握に努め、各種駐車場への案内システムの導入や各種サービスの提供を検討し、駐車場の利用を促します。

第4章

まちづくりの基本的な方針

交通施設等整備方針図



■都市軸／産業集積エリアにおける整備
 ・臨海工業地帯と山陽自動車道や国道2号の連携強化
 ・バス路線などの市内循環路線の機能強化

■都市機能誘導エリアにおける整備
 ・電線類の地中化、道路施設を含めた空間のデザイン
 ・幹線道路における植樹帯の設置や街路樹の整備
 ・人や自転車に配慮した歩道の整備
 ・各種駐車場への案内システムの導入や各種サービスの提供

■居住エリアにおける整備
 ・道路の拡幅
 ・一方通行の導入等の通行形態の見直し
 ・歩行者空間の確保
 ・道路緑化
 ・歩道の段差解消

■バス交通
 ・幹線と支線や地域の交通の結節点の整理
 ・運行本数、運行の時間帯、運行系統等の見直し
 ・バス停の運行案内板、屋根、ベンチ等の施設の充実、バリアフリー化の推進
 ・低床式バスの増強

■鉄道（山陽本線）
 ・富海駅、大道駅のバリアフリー化
 ・路線バスとの乗り継ぎ強化

凡例	
整備済み	
整備中	
一部供用	
未整備（現道のない区間）	
その他	
市街化区域（平成30年3月現在）	

(3) 公園・緑地整備の基本的な方針

1 基本的な考え方

公園・緑地の整備については、防災機能の充実した潤い豊かな市街地環境の構築に向けて、市民や民間事業者の参画を推進し、整備や保全の方策を検討します。

2 主要施策の実施方針

① 公園・緑地の配置検討

1999年（平成11年）に策定した『緑の基本計画』に示す公園・緑地の整備方針について、市民の潤い環境や防災機能が不足している地域の再評価を行い、人口減少社会における公園・緑地の配置の方針を検討します。

② 公園・緑地の整備

市民誰もが利用しやすく、潤いとやすらぎが感じられる公園・緑地を整備するため、利用形態及び利用目的の把握に努めます。特に、レクリエーション活動が楽しめる公園・緑地については、地域の特性や配置のバランスに配慮し、整備を推進します。

また、市民生活の安全性の向上が重要視されているため、各種防災機能を有した公園の整備を進め、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

③ 街路樹や植樹帯の整備の推進

緑豊かな街路の整備や過度な日射の抑制、防災機能の充実を図るため、幹線道路を中心に街路樹や植樹帯を整備し、道路の緑化を推進します。

④ 地域制緑地の指定

緑地や斜面緑地等については、都市の重要な緑地として、将来にわたる保全を確立するため、必要な法制度の適用を検討します。また、市域を包む山々や貴重な動植物が生息・生育する緑地については、緑の骨格をなす地域として、「特別緑地保全地区」や「風致地区」の指定を視野に入れ、緑地の保全を図ります。

⑤ 都市緑化の推進

公共施設の緑化を図り、緑のネットワークの拡大を推進します。

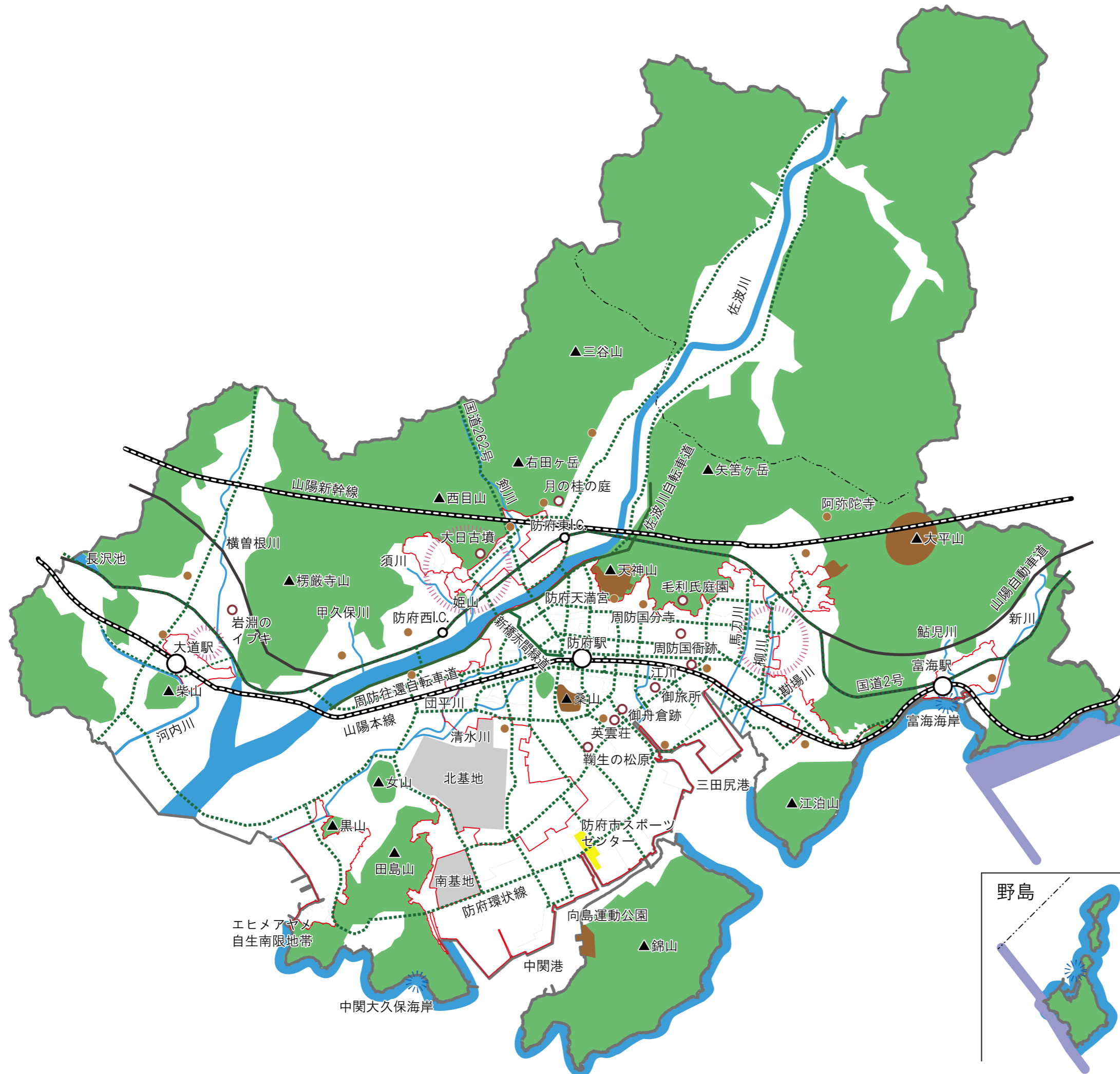
⑥ 市民活動の啓発と民有地の緑化の推進

自然環境の保全や緑化の充実に対する市民意識の高揚活動を推進し、生垣化や植栽の充実等民有地の緑化を促し、市民主体による各種緑化活動を支援します。

第4章

まちづくりの基本的な方針

公園・緑地の整備方針図



凡例		
項目	区分	備考
街路樹 緑の軸	■ ■ ■ ■ ■	市街地における 重要な緑の軸
	—	緑道など
地区公園 運動公園 総合公園 墓園	■	
運動広場	■	防府市スポーツ センター
拠点公園 の整備	○	スポーツやレクリエーション 活動を楽しめ、防災機能 を有する公園の整備
歴史と緑 の調和	○	歴史的文化遺産と 一体となった緑の保全 と活用
	●	社寺と一体となった 緑の保全と活用
背後に連なる 山々の保全	■	市街地の背後に連なる山々 や、貴重な動植物が息息・ 生育する緑の保全
水辺空間の 保全と活用	○	海辺の保全と活用
	—	河川及び海辺の 保全と活用
	—	瀬戸内海国立公園
	—	都市計画区域界
	□	市街化区域 (平成30年3月現在)

(4) 河川整備の基本的な方針

1 基本的な考え方

河川の整備については、治水対策として水害防止機能の強化を図り、都市における貴重な自然空間に位置づけ、生態系を踏まえ、自然的環境の保全を促し、都市に潤いとやすらぎを与える場としての空間の創出等、地域に根ざした自然豊かな川づくりを推進します。

2 主要施策の実施方針

① 治水対策

国・県管理の河川については、安全性の向上を図るため、各種改修事業の実施を積極的に働きかけます。

また、しみずがわ清水川、たんぺいかわ団平川、かんぼがわ勘場川等の準用河川については、親水性に配慮し、治水対策の強化を進めます。

② 河川環境の整備

河川の水質悪化を防止するため、各種下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の促進を図ります。

また、河川空間は都市における貴重な自然空間であるため、都市に潤いとやすらぎを与える場として、水辺に親しめる空間の創出や河川緑化等を考慮した整備を図ります。

さらに、河川空間は生物の生息域でもあるため、生態系を守り・育成する多自然型の河川としての整備、保全を促進します。

(5) 供給処理施設整備の基本的な方針

■上水道

1 基本的な考え方

上水道の普及率は、2016年度（平成28年度）時点で92.1%（※専用水道を含まない。）であり、都市活動・産業活動を支えるライフラインとして、重要な役割を果たしています。また、節水機器の普及、環境との共生意識の高揚といった諸要因により、その需要は減少傾向にあります。

良質な水を長期にわたり安定供給するため、『防府市水道ビジョン』に基づき、計画的かつ効率的な投資と徹底した経費削減に努め、財政基盤の強化を図りながら、水質の向上、施設の耐震化や老朽化対策、未給水区域の解消等に努めます。

2 主要施策の実施方針

① 水質の改善

水質の改善や安全で安定した給水を図るため、水源保全や水質管理を強化し、浄水施設の適切な整備・維持・管理を行います。

② 配水管網及び施設の整備

老朽化している配水管の布設替え、未給水地域への円滑な供給を図るため、配水管網全体の計画的な整備、既存施設の改善に努めます。

■下水道

1 基本的な考え方

汚水処理人口普及率は、2016年度（平成28年度）時点で、86.6%であり、全国平均（90.4%）に対し、低い水準にあります。

居住環境の保持、公衆衛生の向上、河川等の水質の保全等による快適な都市環境の整備を図るため、より一層公共下水道の普及拡大を図る必要があります。また、老朽化した下水道施設においては、計画的な改築・更新を行います。

2 主要施策の実施方針

① 公共下水道（汚水）の整備

公共下水道（汚水）の整備については、事業計画区域内の早期整備を図ります。

また、施設の適切な維持・管理を行うため、長寿命化計画に沿って、計画的な改築・更新を行います。

② 公共下水道（雨水）の整備

雨天時に生活排水や雨水を適切に排水するため、雨水排水路やポンプ場を整備する等、公共下水道における雨水排水の浸水対策を推進します。

③ その他の整備

市街化調整区域内における集落地等については、各種施策の連携により、合併処理浄化槽の設置や集落排水施設等の整備を促進します。

■ごみ処理

1 基本的な考え方

2014年度（平成26年度）から、新しいごみ処理施設の稼働や新たなごみの分別区分による収集を開始し、更なる環境負荷の低減や資源の有効利用を推進しています。

新しいごみ処理施設の運営については、P F I的手法の中で、市が資金調達して、設計・施工・運営を一括して民間に委託するD B O方式により実施しており、その他の既存施設についても、適切に維持・管理を行います。

2 主要施策の実施方針

① 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

3 R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））に対する市民や事業者の理解を深め、ごみを出さない生活様式、事業活動の浸透を図るための啓発に取り組みます。3 Rの中でも、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）による、ごみそのものを減らす取組を促進するため、市民や事業者に対して様々な方法により働きかけを行い、ごみ排出量の削減を進めます。

② 再生利用（リサイクル）の推進

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進を優先的に進めた上で、どうしても排出されるごみについて、できる限り循環的に利用することが重要であり、資源ごみの分別の徹底、処理施設を活用した資源化の充実等、「ごみではなく資源である」という視点に立って、再生利用（リサイクル）の拡大を図ります。

③ 環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分という一連の過程において、各種法令等に基づく規準を遵守し、適正かつ衛生的な運営に努めるとともに、エネルギーの効率的回収を推進し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理体制を構築します。

④ 施設の維持・管理

「防府市クリーンセンター」や「防府市一般廃棄物最終処分場」といった廃棄物処理施設について、計画的な維持・管理を行います。

(6) その他の施設整備の基本的な方針

■公営住宅

1 基本的な考え方

公営住宅については、昭和30～40年代に建設された住宅を中心に老朽化が進んでいるため、『防府市公営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的な保全を推進します。

施設の更新については、代替施設の有無、需給バランスを踏まえ、必要数を検討し、民間活力の活用について検討します。

また、建替えについては、従来の居住空間の更新だけではなく、多様なニーズに対応できる住宅整備を図り、周辺地域の公共施設等との一体的な居住環境の整備も含め、総合的に検討します。

2 主要施策の実施方針

① スtockマネジメント

公営住宅の適切な点検、修繕、データ管理等による長寿命化を推進し、公営住宅に対する将来的な需要の見通しを踏まえ、建替えを含めた効率的・効果的な整備を行います。

② 周辺地域との一体的な整備

建替え事業については、周辺地域のコミュニティ等に配慮し、充足すべき公共施設等との一体的な整備を図ることにより、総合的な居住環境の向上を図ります。

■斎場

1 基本的な考え方

斎場については、2003年（平成15年）に建替え整備が完了しているため、計画的な維持・管理を行います。

■墓園

1 基本的な考え方

大光寺原霊園については、1980年（昭和55年）に都市計画墓園として事業認可を受け、現在2,071区画の墓所を管理運営しています。

市営墓地を含めた供給方針については、2016年度（平成28年度）に実施したアンケート調査の結果、市営墓地無縁区画の整備状況を踏まえ、検討します。

4 都市環境形成の基本的な方針

本市を取り巻く自然環境及び社会環境の変化は、都市環境への視点を多様化させています。

- (1) 質の高い街並み形成や地域固有の風情を活かす「景観」に関する視点
- (2) 少子高齢化社会に求められる都市環境を反映した「福祉」に関する視点
- (3) 持続的な維持・保全の取組が求められる「環境」に関する視点
- (4) 各地で頻発する大規模災害を踏まえた「防災」に関する視点

将来にわたり持続的に発展していく都市環境を形成するためには、これらの視点に対する取組が重要であり、それぞれの視点についての基本的な取組方針を示します。

(1) 景観形成に関する基本的な方針

景観は、地域を性格付ける特徴であり、市民に潤いとやすらぎを与え、「防府に暮らすこと」を視覚的に実感させる重要な資源となっています。

本市は、2012年（平成24年）に景観法に基づく『景観計画』及び『防府市景観条例』の策定を行い、翌2013年（平成25年）に条例を施行しています。景観形成については、この景観計画に基づいて、地域固有の風土や魅力の創出に向けた取組を推進します。なお、「土地利用の基本方針」に示す、新たな性格を持つ市街地形成を進めるエリアについては、各エリアに応じてにぎわいや潤い等を感じられる景観の創出に努めます。

1 生活の景観づくり

① 生活都心

多くの人々が集まり本市の顔でもある「生活都心」については、市街地における景観形成の拠点として都市景観の創出を図ります。

防府駅でんじんぐち及びみなとぐちについては、本市の玄関口として、周辺の商業・業務施設と一体となって、活気やにぎわいをもたらす景観形成を図ります。

天神商店街、天神町銀座商店街等は中心市街地のにぎわいの軸として、商業振興施策との連携に努め、緑地や水辺を活かしたオープンスペースの確保等により、潤いとにぎわいのある景観づくりを図ります。

② 居住地

居住地については、生活の中で心地良さが感じられる空間とするため、生垣化、植栽の奨励等、緑多き居住空間の創出を促します。また、地域固有の雰囲気や風景と調和した街並みの形成を図るため、必要に応じて建築物等の形態や意匠に対する誘導方策を検討します。

日常生活と生産活動が密接に結びついている農山漁村の居住地については、周囲の自然環境や生産環境に配慮しつつ、快適な居住地景観の形成を図ります。

③ 工業地

臨海部に広がる工業地景観は、本市の活力の象徴であるため、海岸線を活かした近代的な工業地景観の形成を図ります。

本市の発展を支えてきた近代遺産としての建造物等は、その価値を再認識し、その保全・活用を図ります。

④ 幹線道路沿道

商業・サービス施設が立地する旧国道2号、国道262号沿道は、緑化の推進や屋外広告物等の整備により、周辺の景観や街並みと調和した、秩序あるにぎわいの景観形成を図ります。

その他の主要な幹線道路では、緑化の推進等により、潤いのある快適な沿道景観の形成を図ります。

2 歴史・文化の景観づくり

① 防府天満宮周辺、三田尻中関港周辺

「防府天満宮周辺」、「三田尻中関港周辺」は、本市の歴史を伝える地域であり、歴史的な街並みの価値を再認識し、保全・活用を図り、ゆとりある生活の場としての充実を図ります。

「旧山陽道」、「萩往還」等の旧街道は、歴史的価値の高い街道であり、周辺には「玉祖神社」、「周防国分寺」、「毛利氏庭園」、「周防国衙跡」、「御舟倉跡」、「英雲荘」等、多くの社寺や歴史的文化遺産が点在しています。これら社寺や歴史的文化遺産は、防府の歴史を感じられる風景であり、それらの保全・活用に努め、市民や来訪者が歴史・文化の景観に親しむことのできる環境づくりを展開します。

3 自然の景観づくり

① 大平山、矢筈ヶ岳、右田ヶ岳、楞厳寺山等の山並み景観

市域を包む「大平山」、「矢筈ヶ岳」、「右田ヶ岳」、「楞厳寺山」等の山々と市街地の貴重な緑地である「天神山」、「桑山」は、都市に緑と潤いを与える役割を果たしており、自然の豊かさ、雄大さを感じさせる景観であるため、積極的に保全・活用を図ります。

また、「大平山」、「右田ヶ岳」、「天神山」、「桑山」等については、良好な眺望の景観として、周辺とあわせた整備に努めます。

② 佐波川、富海海岸等の水辺景観

「佐波川」、「富海海岸」等の水辺については、都市に潤いを与える貴重な水辺空間となっているため、水辺に親しめる空間整備を通して、水辺景観の保全、創出を図ります。

河川、水路、池等の水辺空間については、水質の保全や親水性の確保を推進し、潤いを感じる水辺景観の形成を図ります。特に、「佐波川」については、景観形成における重要な景観軸として位置づけ、その積極的な保全・活用を図ります。

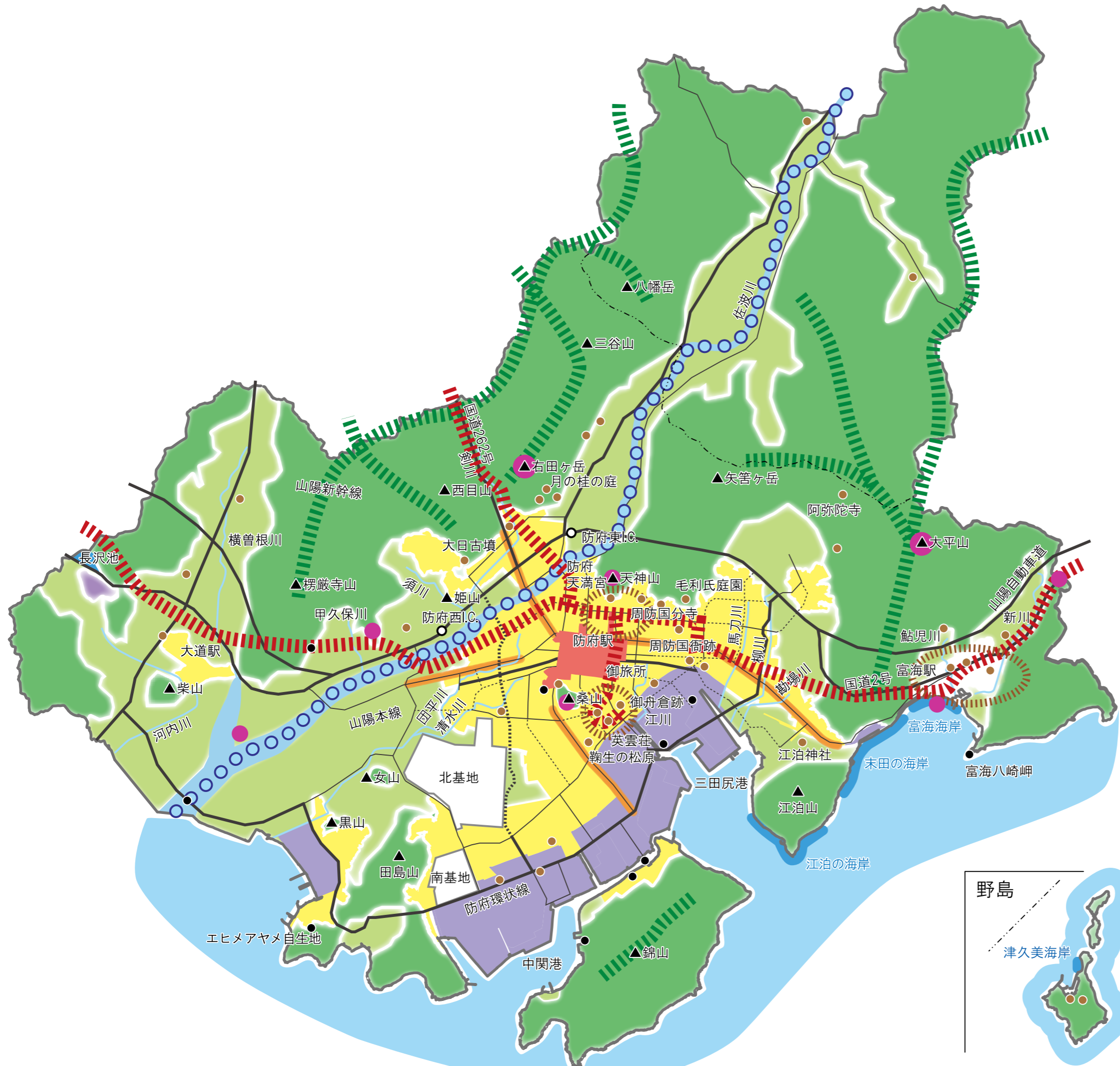
富海海岸等の砂浜海岸は、海水浴、ビーチサッカー等におけるレクリエーション機能の充実を図り、雄大な眺望と海の美しさ、豊かさを感じられる水辺景観の形成を図ります。

瀬戸内海国立公園の一角を占める野島については、瀬戸内を形成する美しい島々の景観の一つとして、自然環境の保全・活用を図ります。

③ 田園景観の保全・活用

平野部に広がる広大な農地の保全に努め、都市的土地利用と自然的土地利用の緩急ある景観を大切にし、実り豊かな農業生産活動と地域住民の生活が調和した景観形成を図ります。

景観形成方針図



景観の軸と点

凡例		
項目	内容	
自然的な景観	稜線軸	
	河川軸	●●●●
	主な河川・水路・ため池	————
	自然海岸	————
歴史・文化的な景観	歴史的なまち並み	
	歴史的な街道	
	代表的な歴史・文化的景観資源	●
生活の景観	にぎわいの軸	————
	主要な景観資源	●
	主な眺望点	●

土地利用（面的な景観）

凡例		
項目	内容	
自然的な景観	森林	■
	農地	■
	水辺	■
まち並み景観	中心市街地	■
	住宅地	■
	工業地	■

(2) 福祉に関する基本的な方針

少子高齢化、核家族化の進行、単身世帯の増加による社会環境及び家庭環境の変化により、日常生活に支援を必要とする高齢者、障害者、子育て世代を地域で支える仕組みづくりや、多世代交流の促進が求められています。

また、高齢者、障害者、子育て世代等が日常生活において自由に活動できる都市基盤や医療・福祉・子育て支援等の都市機能、居住環境の整備を促進し、積極的な社会参加を促す都市空間の整備に努めます。

1 移動や利用が容易な都市空間の整備

快適かつ安全に移動できる都市空間を創出するため、道路における歩車道分離、幅の広い歩道の整備、段差の解消・障害物の排除、歩行者専用道路の整備、誘導標示の設置、公共施設におけるエレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等のバリアフリー環境の市街地を目指した整備を推進し、民間の施設の環境整備についても、積極的に働きかけます。

鉄道、バス等の公共交通機関については、障害者等もスムーズに乗降できる新車両の導入を関係機関へ積極的に働きかけ、鉄道駅、バス停のバリアフリー化や待合環境の改善等により、利用しやすい公共交通の環境整備を図ります。

2 居住環境の整備

居住環境については、安全で安心して生活できる空間や地域の交流空間を確保するため、歩行者の安全性が優先される道路の整備、気軽に立ち寄れる公園の整備、ポケットパークの整備等に努めます。

公営住宅の建替え、大規模修繕等の検討については、多様化する生活様式に対応した、安全で安心して暮らすことのできる住宅となるよう配慮します。

民間住宅については、福祉面や居住環境に配慮した建築物等に対する助成制度により、質の高い住宅環境の普及を促します。

3 医療・福祉・子育て支援施設等の充実

医療・福祉施設の充実については、将来の高齢者人口の増加を見込み、必要な施設の整備と適正な配置を誘導します。また、住み慣れた地域で生活を継続したいという需要に対応して、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築に向けたネットワークづくりを推進し、健康福祉センター、保健センターを活用し、市民の健康づくりの総合的なバックアップを図ります。

子育て支援施設については、適正な配置を検討し、近年の子育てニーズの多様化に合わせ、その機能の充実を図ります。

(3) 環境に関する基本的な方針

本市の環境は、産業型公害の分野では改善が進んでいますが、より快適な生活環境を求めるライフスタイルに起因した都市生活型公害が問題となっています。自然の浄化能力や循環能力を超える環境負荷をもたらす日常の生活や事業活動のあり方を見直し、低炭素社会、循環型社会の構築を目指します。

また、山林、河川等の自然環境を保全・再生し、自然を活かす産業を育む等の良好な環境形成を推進します。

1 都市環境の維持・保全

① 3Rの実践による循環型社会の構築

3R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））の実践により、ごみの減量化を促進します。また、市民や事業者に対しては、環境負荷の低減や循環型社会の構築に向けた理解を深めるため、市の取組に対する継続的な周知・啓発を行います。

② 省エネルギーと新エネルギーの普及促進

地球温暖化対策のため、二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー型製品の普及や、本市の地理的、地形的な特徴を活かした太陽光発電等の新エネルギーの普及を促進し、電気使用量の低減や環境負荷の軽減に努めます。

2 自然環境の維持・保全

① 山の緑と水環境の維持・保全

市域を包む山々の緑は、大気の浄化や市民生活を支える水の供給に大きな役割を果たしています。また、佐波川をはじめとする河川の水も、市民生活に不可欠となっているため、これら自然環境の維持・保全を図ります。

(4) 防災に関する基本的な方針

本市は、台風や大雨による風水害を経験しており、2009年（平成21年）7月21日に発生した豪雨災害では、本市にとって未曾有の被害となりました。

また、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」、「熊本地震」等の大規模災害が全国各地で頻発しており、地震等に起因する各種複合災害から市民を守るための施策、基盤整備の重要性が高まっているため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図れるまちを目指して、『地域防災計画』等との整合性を図り、災害に強い環境整備を推進します。

1 安全な市街地の形成

道路等の都市基盤が整わず老朽木造住宅が密集した市街地については、狭あい道路の拡幅、建物の耐震化・不燃化を進め、安全な市街地形成を図ります。

洪水、高潮の被害が想定される区域については、総合的な治水対策、市街地の雨水処理能力の向上を図り、水害の予防に努めます。

津波による浸水被害のおそれがある区域については、護岸や防潮堤等の整備や適切な土地利用の誘導により、被害軽減に努めます。

市街地周辺も含む、急傾斜地等の土砂災害のおそれのある箇所については、適切な土地利用の誘導や治山、治水、砂防の整備等により土砂災害や水害に対する強化を図ります。

2 避難や応急活動を円滑にする施設の整備

円滑な避難を可能とするため、各地域において洪水、高潮等の災害事象別に指定緊急避難場所を指定します。

緑地帯等の延焼遮断帯、避難路の整備を推進し、防災機能を付加した公園の整備を検討します。

災害時の救急搬送、緊急輸送を円滑にするため、応急活動を行う拠点間を結ぶ緊急輸送道路の機能確保を行います。

3 生活基盤（ライフライン）の強化による早期に復旧・復興ができる基盤づくり

電力、通信施設、上下水道、ガス等の供給処理施設については、市民生活の基盤を支える都市施設であり、災害時の復旧に係る活動についても重要な役割を果たすため、施設の強化・充実を図ります。

4 「防災都市づくり計画」の策定

市街地が潜在的に有している地震に対する市街地構造としての危険性を、都市レベル、地区レベルで総合的に把握・評価し、これに基づき防災基盤の整備等防災上展開すべきまちづくりの対策方針を明らかにする『防災都市づくり計画』の策定を検討します。

5 市民の防災意識や地域防災力の向上

市民に対しては、災害時における避難場所や避難経路、備蓄物資等について、その認識を徹底する等、自助の取組を促します。

各地域については、コミュニティの連携意識の醸成や自主防災組織の結成等、相互扶助の体制の構築により、共助の取組を促します。

第4章

まちづくりの基本的な方針



第5章 まちづくりの地域別構想

地域区分の考え方

- | | | |
|-----------|--------|---------|
| 1 中央地域 | 5 華城地域 | 9 大道地域 |
| 2 新田・中関地域 | 6 右田地域 | 10 向島地域 |
| 3 西浦地域 | 7 玉祖地域 | 11 小野地域 |
| 4 牟礼地域 | 8 富海地域 | 12 野島地域 |

第5章 まちづくりの地域別構想

地域区分の考え方

まちづくりの地域別構想は、市域における全体構想を具体的に示し、各種の施策を総合的かつ体系的に展開し、まちづくりの基本理念である「市民誰もが心地よく暮らせる、潤いと活力に満ちたまちづくり」を進めていくことを目的としています。また、本構想をより市民に身近なものとするため、それぞれの地域におけるまちづくりの方針を示します。

地域区分については、本市が形成されてきた沿革、行政上・統計上での区分、市民の最も身近な生活行動単位である自治会区、小学校区、地形による特性等を踏まえ、一体的なまちづくりを進めていくにふさわしいと考えられる範囲を定めます。

地域区分図

凡例	
行政界	——
地域界	——
地区界	- - - -
鉄道	——
主要道路



○地域区分

地域別構想では、市域を12地域に区分し、まちづくりの方針を示します。

○地域

地域は、地区のまとまりとして、地域別構想における計画の地域単位とします。中央地域、新田・中関地域及び牟礼地域は、一体的なまちづくりを進めていくため、複数の地区で地域を構成します。



























○地区

地区は、小学校区を基本とした基礎的な生活圏に相当し、地域分析のための17地区を最小単位とします。

地域名		地区名
1	中央地域	① 松崎地区
		② 佐波地区
		③ 勝間地区
		④ 華浦地区
2	新田・中関地域	⑤ 新田地区
		⑥ 中関地区
3	西浦地域	⑦ 西浦地区
4	牟礼地域	⑧ 牟礼地区
		⑨ 牟礼南地区
5	華城地域	⑩ 華城地区
6	右田地域	⑪ 右田地区
7	玉祖地域	⑫ 玉祖地区
8	富海地域	⑬ 富海地区
9	大道地域	⑭ 大道地区
10	向島地域	⑮ 向島地区
11	小野地域	⑯ 小野地区
12	野島地域	⑰ 野島地区

地域区分カルテ

地域区分における地域特性等を地域区分カルテにまとめ、地域別構想に展開します。

	地域名	地区名	主な産業	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	地域特性	人口[人]	
								上：2015年 下：2040年	人口増減[%] 上：1995-2015年 下：2015-2040年
1	中央地域	松崎地区	商業	○	○	○ (山林)	駅前 歴史	 10,750	0.0
								 9,348	-13.0
		佐波地区	商業	○	○	○	駅前 歴史	 9,194	-2.8
								 8,228	-10.5
		勝間地区	商業	○	○	-	駅前 歴史 三田尻港	 4,991	-2.3
								 4,481	-10.3
		華浦地区	商業	○	○	-	駅前 歴史	 8,980	-4.1
								 6,723	-25.1
2	新田・中関地域	新田地区	工業	○	○	○	臨海産業地帯 三田尻港	 9,075	14.7
								 8,870	-2.3
		中関地区	工業	○	○	○	臨海産業地帯 中関港	 12,595	-7.3
								 11,568	-8.2
3	西浦地域	西浦地区	工業 農業	○	○	○	臨海産業地帯 農業	 3,911	-15.7
								 2,731	-30.2
4	牟礼地域	牟礼地区	商業 農業	○	○	○	低層住宅	 9,008	0.2
								 7,360	-18.3
		牟礼南地区	商業 農業	○	○	○	低層住宅 沿道商業	 7,261	-7.0
								 5,654	-22.1
5	華城地域	華城地区	商業 農業	○	○	○	低層住宅 沿道商業	 14,285	13.1
								 13,717	-4.0
6	右田地域	右田地区	商業 農業	○	○	○	沿道商業 広域交通網	 7,565	-1.1
								 6,153	-18.7
7	玉祖地域	玉祖地区	医療 農業	○	○	○	農業 医療 広域交通網	 6,079	-17.2
								 5,664	-6.8
8	富海地域	富海地区	農業 漁業	○	○	○	農業 漁業 駅前	 2,009	-29.4
								 1,157	-42.5
9	大道地域	大道地区	農業 工業	○	○	○	農業 駅前	 5,505	-16.7
								 3,506	-36.3
10	向島地域	向島地区	漁業	○	-	○	漁業 運動公園	 1,297	-34.2
								 646	-50.3
11	小野地域	小野地区	農業	-	-	-	農業 自然	 3,333	-38.9
								 1,993	-40.2
12	野島地域	野島地区	漁業	-	-	-	漁業 自然	94	-61.6
								30	-70.2

第5章

まちづくりの地域別構想

1 中央地域

(1) 地域の概況と特性

中央地域は、本市の中央に位置し、北側に佐波川、南側に三田尻港を有し、防府駅を中心に市街地が形成されています。

防府駅周辺は、鉄道の開通以降に市街地の形成が進み、多くの商業・業務施設が集まり、本市の中心市街地を形成しています。また、JR山陽本線の連続立体交差事業、駅南・駅北土地区画整理事業、市街地再開発事業等により高度な市街地の形成が進み、本市及び県中部の拠点としての発展が期待されます。

防府天満宮の門前町から英雲荘までは、旧山陽道、萩往還で結ばれており、本市の市街地形成の礎となっています。また、歴史的文化遺産である周防国分寺、毛利氏庭園等の多くの史跡は、本地域の歴史を今に伝える、重要な役割を担っています。



■ 地域の基礎データ

面積	1,371ha (7.2%) [市街化区域 988ha、市街化調整区域 383ha]
人口	33,915人 (29.3%)
高齢化率	29.1%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-2.2%
世帯数	15,219世帯 (32.0%)

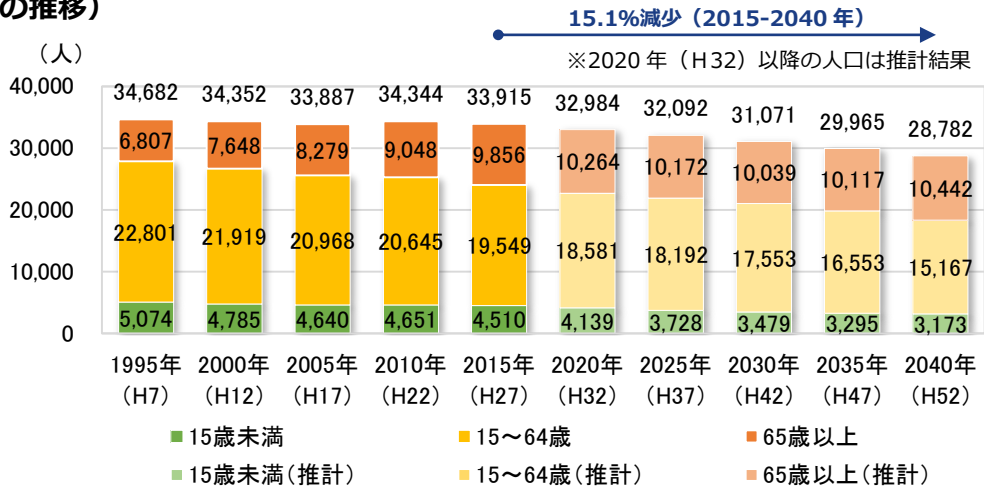
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯

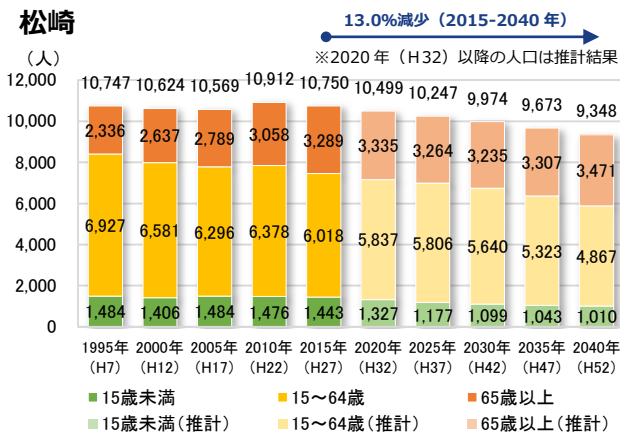
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけてやや減少傾向にあり、年齢別では高齢者が増加しています。また、推計結果によると、人口は減少していくことが予測されます。

世帯数は、増加傾向にあり、世帯類型では、65歳未満単身世帯が最も多く、高齢者の単身世帯が著しく増加しています。

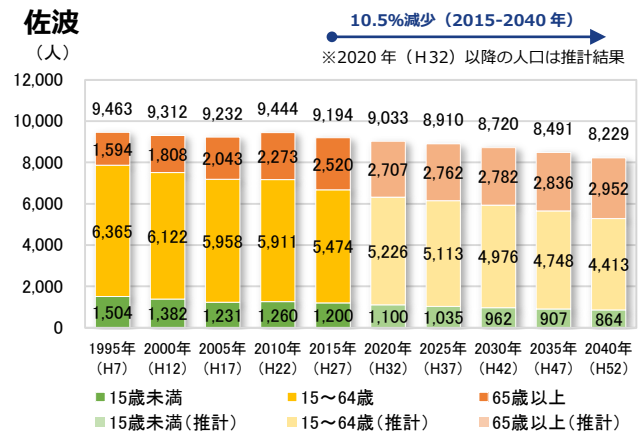
（人口の推移）



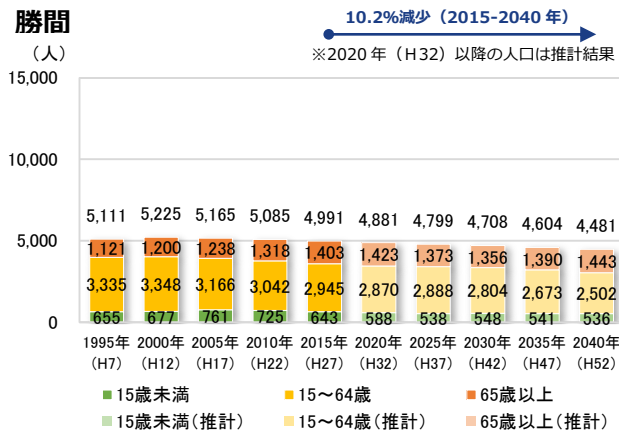
松崎



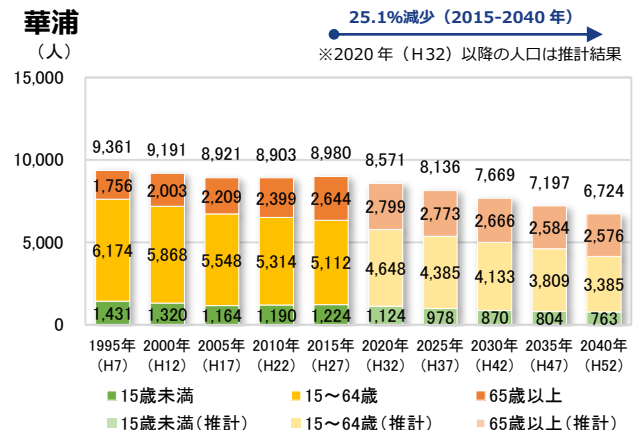
佐波



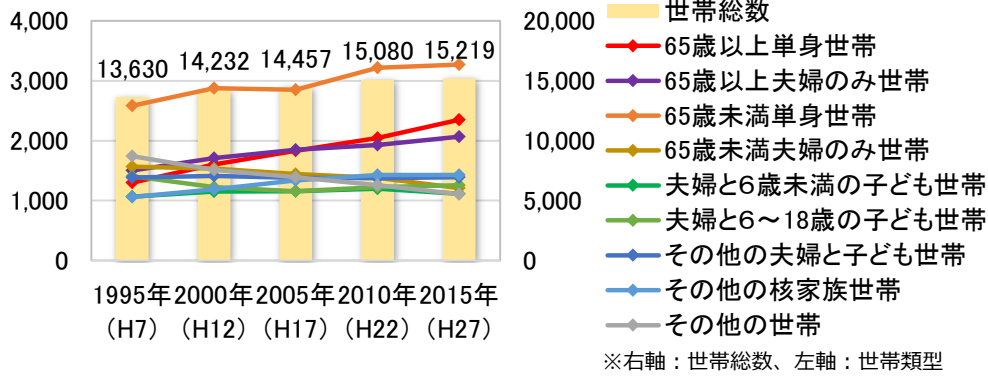
勝間



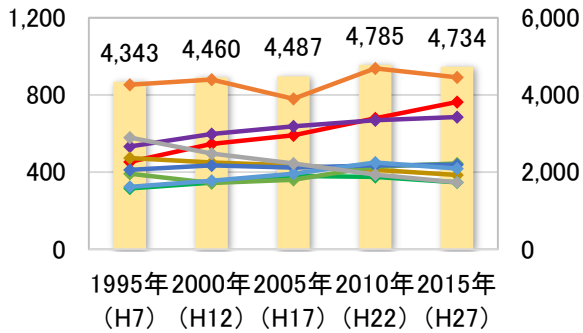
華浦



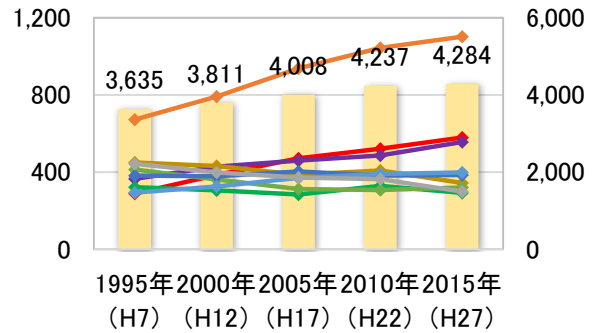
(世帯数の推移)



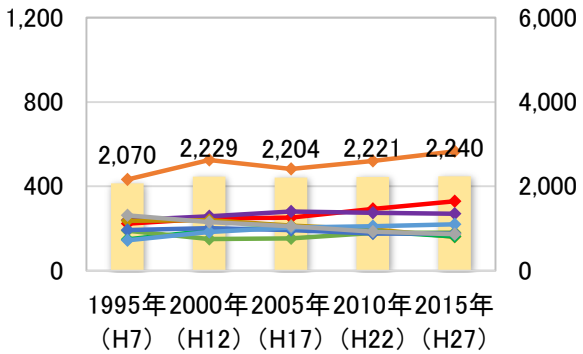
松崎



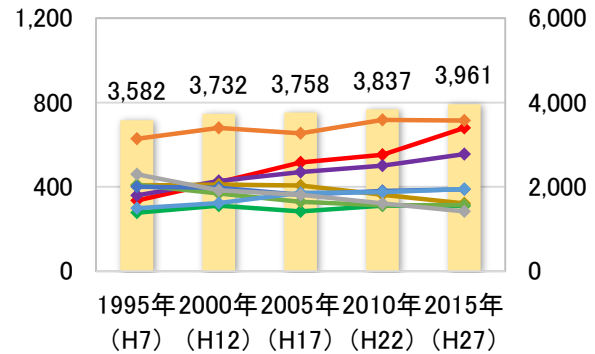
佐波



勝間



華浦



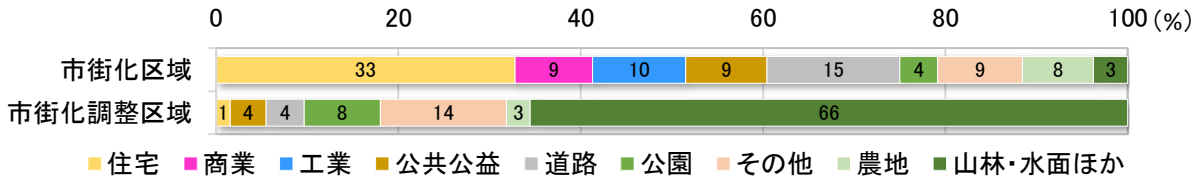
■土地利用

市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、約30%を占めています。

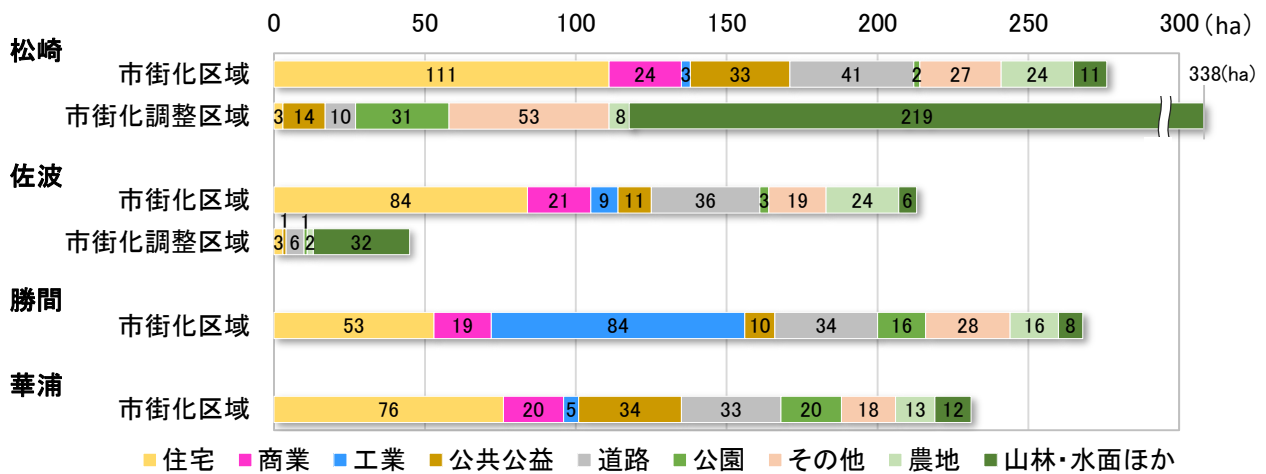
地区別では、松崎地区、華浦地区で公共公益、勝間地区で工業が多くなっています。また、本地域は、他地域に比べ、商業が多くなっています。

商業地の集積する中心市街地には天神商店街、天神町銀座商店街等の複数の商店街が広がっています。また、旧国道2号の沿道に商業・業務施設等が立地しています。

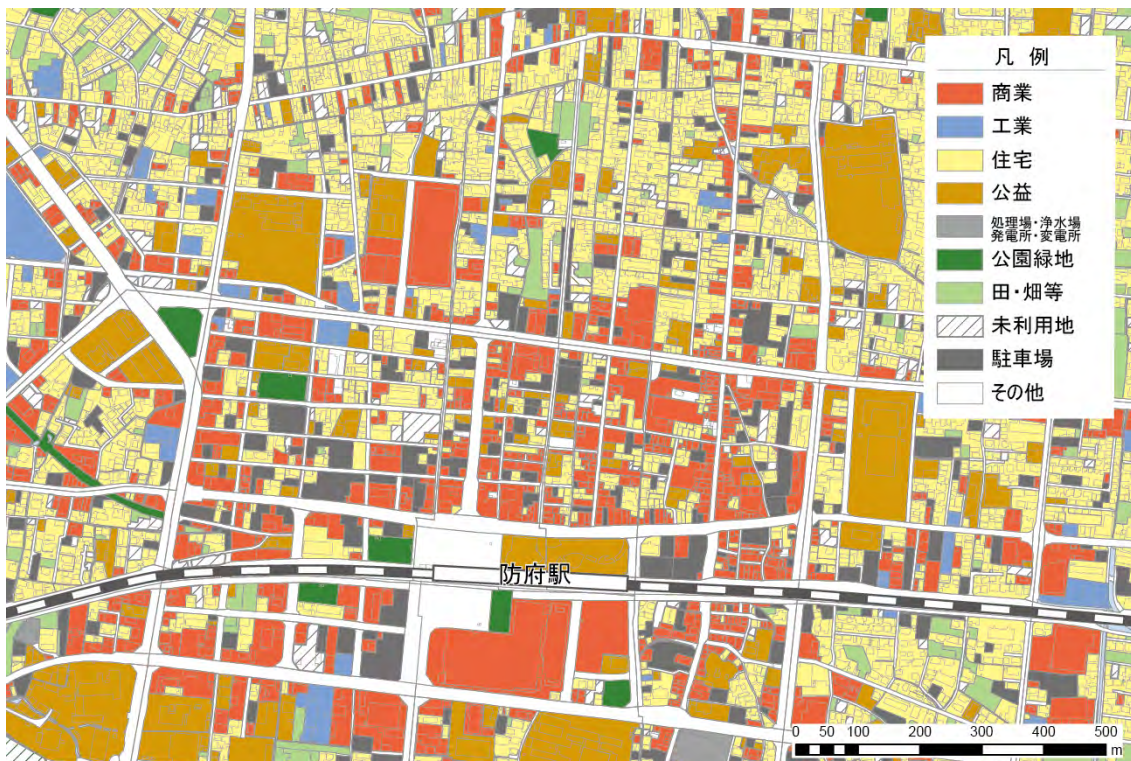
(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(土地利用の現況：中心市街地周辺)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

- ・ 中心市街地への定住人口の回帰
- ・ 超高齢社会へ対応した地域づくり

本地域の人口は、やや減少傾向にあります。また、中心市街地の人口は、本地域内周辺部に比べ密度が低く、空洞化が進んでいます。高齢化の進行に相まって高齢者の単身世帯が増加しており、中心市街地への定住人口の回帰と超高齢社会へ対応した地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

- ・ 人々が集う魅力ある商業空間の創出

中心市街地は、商業・業務施設が集積しており、各地域の中で最も広い商業施設売場面積を有しています。しかし、商店数・従業者数・年間商業販売額は減少傾向にあるため、多くの人々が集う魅力ある商業空間の創出による活性化が求められます。

3 市街地環境からみた課題

① 中心市街地の再構築

- ・ 既存事業と連携した市街地環境の改善と魅力ある商業・業務空間の創出
- ・ 防災機能の向上

中心市街地の空洞化は、更なる人口の減少、商業の停滞を誘発させる悪循環の要因となるため、連続立体交差事業、駅南・駅北土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基盤整備事業の実績を活かし、市街地環境の改善と空間のデザインによる魅力ある商業・業務空間、居住環境の形成が求められます。

また、駐車場等に利用されている低未利用地が多く残されており、定住人口の増加とにぎわいの創出に向けて、土地の有効活用を進める必要があります。

あわせて、市街地の再構築、土地の有効利用に当たっては、将来にわたり安全で安心して暮らせるよう、防災機能の向上を図る必要があります。

② 市街化区域縁辺部における居住環境の改善及び市街化調整区域における宅地開発への制約

- ・ 建築物等の適切な誘導による良好な居住環境の形成
- ・ 無秩序な宅地開発への対応

「佐波地区（西部）」の住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、建築物等の適切な誘導による質の高い居住環境の形成が求められます。また、市街化調整区域における宅地開発区域については、居住環境のルール化を図り、秩序ある居住環境を形成することが必要となっています。

③ 公園・緑地等の公共空間の充実

- ・ 既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

本地域は、天神山公園、桑山公園等、ゆとりとやすらぎを与える公園・緑地が整備されています。しかし、市民ニーズの多様化に対応するため、防災機能、市民の活動が展開できる機能等を有する新たな公園、緑地の整備や既存の広場にそれらの機能を付加していくことが求められます。

④ 古くから残る住宅地における環境改善と歴史的文化遺産の活用

- ・地域の風土に配慮した生活基盤の改善と防災機能の強化
- ・歴史的文化遺産を活用した、防府らしさを感じさせるまちづくりの推進

旧山陽道、萩往還周辺では、家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障が出ており、市街地の空洞化にまで進展していることがうかがえます。

一方で、歴史ある街並みを今に残しており、固有の風土を活かした修景整備による市街地環境の充実と防災機能の強化が求められます。

また、本地域の歴史的文化遺産については、周辺環境の整備、保全等を進めることにより、防府らしさを感じさせる個性あるまちづくりを進める必要があります。

中央地域課題図



- ・人口はやや減少傾向
- ・高齢化の進行に相まって、高齢者の単身世帯が増加

○超高齢社会へ対応した地域づくり

- ・天神山公園、桑山公園等のゆとりとやすらぎを与える公園・緑地が整備されている

○既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

- ・宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念される
- ・市街化調整区域においても宅地開発が進行

○建築物等の適切な誘導による良好な居住環境の形成

○無秩序な宅地開発への対応

- ・旧山陽道や萩往還周辺では、家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障がある
- ・歴史ある街並みが残る
- ・歴史的文化遺産が数多く点在

○地域の風土に配慮した生活基盤の改善と防災機能の強化

○歴史的文化遺産を活用した、防府らしさを感じさせるまちづくりの推進

- ・中心市街地は本地域内周辺部に比べ人口密度が低く、空洞化が進行
- ・多くの商業・業務施設が集積し中心市街地を形成
- ・商店数・従業者数・年間商業販売額は減少傾向
- ・連続立体交差事業、駅南・駅北土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基盤整備事業が完了
- ・駐車場等に利用されている低未利用地が多く残る

○中心市街地への定住人口の回帰

○人々が集う魅力ある商業空間の創出

○既存事業と連携した市街地環境の改善と魅力ある商業・業務空間の創出

○防災機能の向上



(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

本市及び県央部の拠点として、働きやすく暮らしやすい魅力ある市街地環境を創出し、歴史を継承した求心性のある地域形成を目指し、**生活都心の利便性と歴史・文化が共存する魅力ある地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

生活都心の利便性と歴史・文化が共存する魅力ある地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 広域拠点としての中心市街地の形成

本市及び県央部の拠点として、駅南・駅北土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基盤整備事業の実績を活かし、遊休地の利活用、土地の高度利用を推進し、マンション等の共同住宅の誘導による定住人口の増加の促進と商業・業務施設等の誘導による産業の強化を図り、魅力ある中心市街地の形成を図ります。

② 歴史の再認識と利活用

防府天満宮を中心とした歴史を活かした街並みの形成、周防国分寺、毛利氏庭園、周防国衙跡等の歴史的文化遺産の活用を図り、歴史と文化に彩られた魅力と個性あふれる地域づくりを図ります。

③ 居住環境のルール化

市街化区域内の住宅地については、建築物等の適切な誘導を図り、良質な居住環境の形成を推進します。

また、市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、宅地開発を許容する区域と農地や営農環境を保全する区域を明確化し、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

④ 水辺を活用したまちづくり

地域に潤いを与える重要な自然空間として、佐波川を中心に水辺と親しめる環境整備を行い、潤いとやすらぎのある水辺空間の創出を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

中央地域においては、都市核として、各種公的機関・商業・医療・介護・子育て等の都市機能が集積し、市民の活動の拠点となる防府駅周辺を位置づけます。

② 土地利用に関する方針

中心市街地については、市街地の再構築による産業機能、居住機能等の都市機能の拡充と、商業環境の改善によるにぎわいの創出を目標に、駅南・駅北土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基盤整備事業の実績を活かし、土地の高度・有効利用の誘導・支援により高機能な市街地形成を図ります。

「松崎地区」、「佐波地区」については、培われてきた歴史を保全し、市街地環境の改善を図るため、地区計画等の導入により、道路、公園等の基盤施設の整備、建築物等の適切な誘導を図ります。

市街化区域内の住宅地については、潤いある住宅市街地の創出を目指し、地区計画等の導入による道路・公園等の整備と建築物等の誘導を図ります。

市街化調整区域に広がる住宅地については、『山口県都市計画区域マスタープラン』に示される方針に沿って、市街化調整区域における地区計画を策定し、居住地形成に関するルールを設けることで、地区施設の整備と建築物等の適切な誘導により、地域の特性に応じた居住環境の形成を図ります。

旧国道2号、都市計画道路環状一号線、国道262号の沿道については、利便性の確保と背後に広がる住宅地の緩衝帯としての役割を目的に、沿道型の商業・業務施設の誘導を図ります。

天神山、^{やはすがだけ}矢筈ヶ岳、^{くわのやま}桑山等の山々については、自然環境、地域景観の観点から保全を図り、市民のレクリエーションの場としての利活用を図ります。

③施設整備に関する方針

■道路・交通

都市計画道路環状一号線、都市計画道路開出塚原線については、南北の連携や市域の交通体系、臨海部の産業地帯の生産性に大きな影響を与えるため、早期に全線の整備を促進します。

その他の都市計画道路については、地域内及び市域全体における道路のネットワーク状況を踏まえ、路線の有効性・実現性を精査し、優先度の高いものから整備を図り、交通利便性の向上を図ります。

旧山陽道、萩往還については、歴史性に配慮した道路として、修景整備、歩行空間の確保を推進し、回遊性の高い道路を整備します。

防府駅てんじんぐち・みなとぐちについては、鉄道、バス、タクシーの公共交通機関が集中する重要な交通の結節点であるため、誰もが利用しやすく快適に移動できるよう、各種施設の充実と適切な施設の配置を図ります。

中心市街地においては、電線類の地中化や道路を含めた空間のデザイン、幹線道路における植樹帯の設置や街路樹の整備、人や自転車に配慮した歩道の整備等の道路環境の向上を図ります。また、効率的な駐車場の利用を促すため、アクセス性を高める集約型駐車場、立体型駐車場の整備を検討します。

生活道路については、歩行空間の確保、交差点の改良、一方通行の導入等により、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園や気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

天神山公園については、遊歩道の新設、野外活動を支援する施設等、公園機能の充実を図り、利用を促します。

桑山公園については、市街地にある貴重な緑地として維持・保全に努め、より多くの人々に親しまれる公園とするため、遊歩道や眺望点の整備等、公園施設の充実を図ります。

新橋赤間緑道については、防府駅てんじんぐち、てんじんぐち多目的広場、鉄道記念広場、佐波川緑地までの連続性を保ち、利用しやすい緑道の充実を図ります。

周防国衙跡（二町域、船所・浜ノ宮地区）については、本市の文化遺産として保全し、人々の憩いの場や歴史学習の場となるよう史跡公園として整備を推進します。

御舟倉跡については、本市の文化遺産として保全し、市街地内における貴重な水辺空間として、隣接する記念モデル児童遊園と一体となった公園の整備を図り、憩いやすらげる空間の創出を図ります。

英雲荘については、本市の文化遺産として保全し、隣接する三田尻公園と一体となった空間整備を図り、憩いやすらげる空間の創出を図ります。

鞠生の松原については、歴史を物語る自然として保全し、歴史を感じさせる魅力ある緑地空間としての環境整備を図ります。

■河川・公共下水道

佐波川については、豊かな自然と清らかな水を保全し、自然にふれあい親しめる周辺環境整備を進め、治水による安全性の確保と並行して、本市を代表する一級河川として豊かな水辺空間の創出を図ります。

江川等については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、住宅地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図り、施設の適切な維持・管理のため、長寿命化計画に沿って、計画的な改築・更新を行います。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④地域環境の形成に関する方針

〈にぎわいと魅力あふれた中心市街地をつくる〉

中心市街地は、本市及び県央部の拠点として、駅南・駅北土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基盤整備事業の実績を活かし、多くの人々が住み、働き、集まり、楽しみ、憩うことのできる魅力ある都市空間の創出を図ります。

〈歴史・文化を活かした個性あるまちづくりを進める〉

防府天満宮、周防国分寺、毛利氏庭園、周防国衙跡、御旅所、御舟倉跡、英雲荘、旧山陽道、萩往還等の本市の文化遺産については、積極的に保全し、各文化遺産との回遊性の強化や周辺環境整備により、地域固有の風土の創出を図り、観光資源としての利活用を促進します。

社寺、社寺林については、地域の風土を形づくる緑地空間となっているため、保全を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

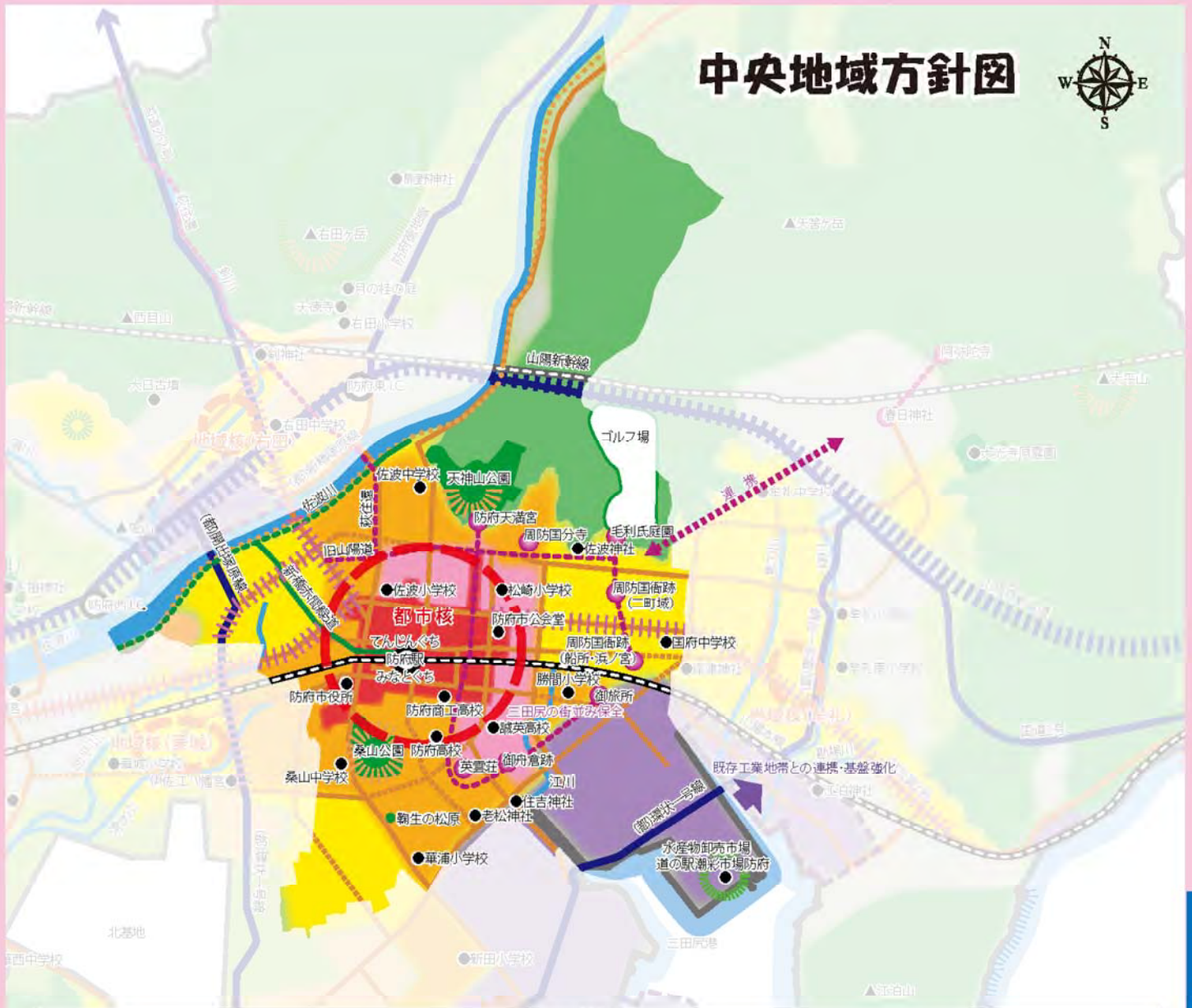
天神山等の山々、佐波川をはじめとする河川については、地域における自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

老朽家屋が密集し火災の延焼等防災上の危険性が高い住宅地については、建築物の不燃化や狭あい道路の整備、防災施設の整備等を促進し、防災性の向上を図ります。

みなとオアシス三田尻については、災害時の拠点的役割を担えるよう防災機能の強化を図ります。

中央地域方針図



凡例

項目	内容	項目	内容
	本市の商業・業務拠点としてにぎわいと魅力あふれる都市空間を創出する区域		緑道の維持・改善 新規の緑道の整備
	地域の歴史的背景を踏まえ、地域の風土の保全と市街地環境の改善を図る区域		既存の公園・緑地などの整備・機能拡充
	持続的に暮らしやすく、働きやすい居住地として生活を支える機能の整備を図る区域		レクリエーション機能の創出
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		自転車道の整備
	産業・業務機能の維持・拡充を図る区域		眺望点の整備
	沿道に商業・業務を誘導する路線		河川空間周辺環境の整備
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		広域幹線交通軸（高速道路）
	農地の保全を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	山の緑の保全を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
	歴史風土を活かすネットワーク軸の形成		地域幹線交通軸（現道なし）
	歴史・文化遺産の保全・活用		地域幹線交通軸（鉄道）

第5章

まちづくりの地域別構想

2 新田・中関地域

(1) 地域の概況と特性

新田・中関地域は、臨海部に位置し、臨海産業地帯を軸に市街地が形成されています。

干拓により築かれた広大な塩田跡地は、現在では重工業や製造業を主とする臨海産業地帯に姿を変え、本市の重要な産業基盤としての役割を担っています。

広域幹線道路である都市計画道路環状一号線が工業地を横断しており、防府停車場向島線、牟礼中関線の沿道に商業・業務施設が立地し、利便性の高い地域となっています。

地域内には三田尻中関港が立地しており、臨海産業地帯の物流の要衝を担っています。また、防府市スポーツセンターが立地し、スポーツ、レクリエーションの場として市民に利用されています。

このほか、国土防衛の教育機関である航空自衛隊防府北基地、南基地が立地しています。



■ 地域の基礎データ

面積	1,766ha (9.3%) [市街化区域 924ha、市街化調整区域 842ha]
人口	21,670人 (18.7%)
高齢化率	22.8%
人口増減率 1995(H7)～2015(H27)年	0.8%
世帯数	8,542世帯 (18.0%)

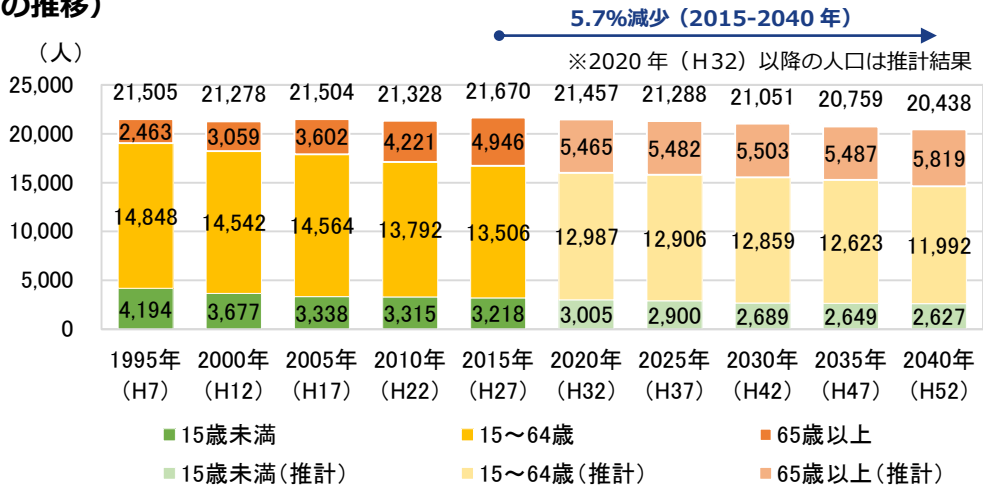
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯

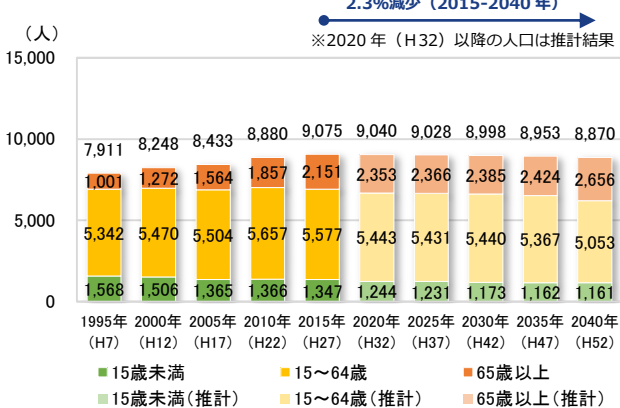
人口は、おおむね横ばいで推移していますが、地区別にみると、新田地区では1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて増加しており、中関地区ではやや減少傾向にあります。年齢別では、地域全体で高齢者が増加しています。また、推計結果によると、人口は減少に転じていくことが予測されます。

世帯数は、一貫して増加しており、世帯類型では、65歳未満単身世帯が最も多くなっており、高齢者のみの世帯も増加しています。

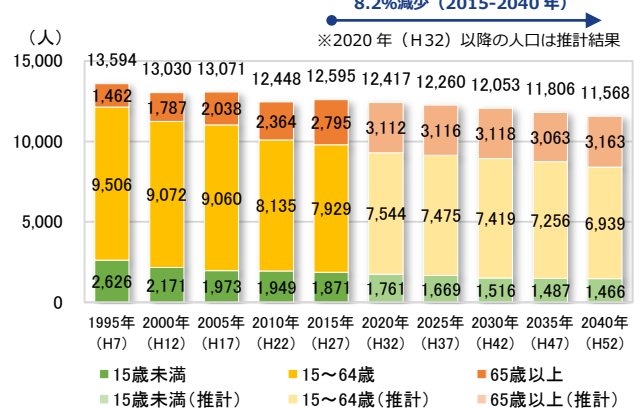
(人口の推移)



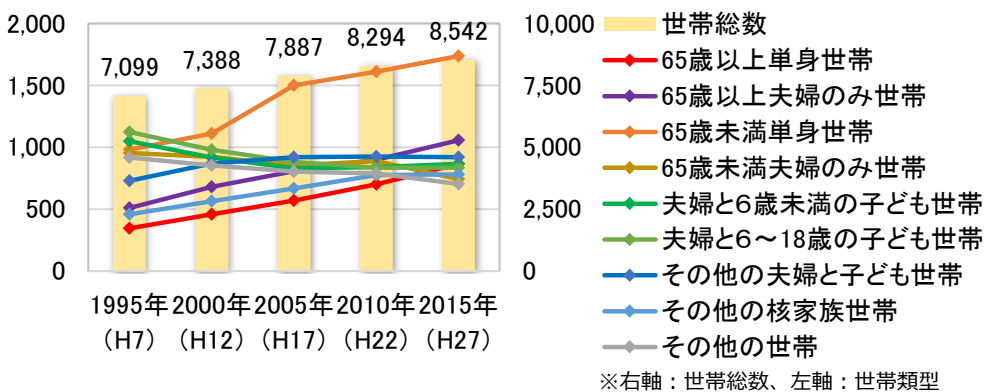
新田



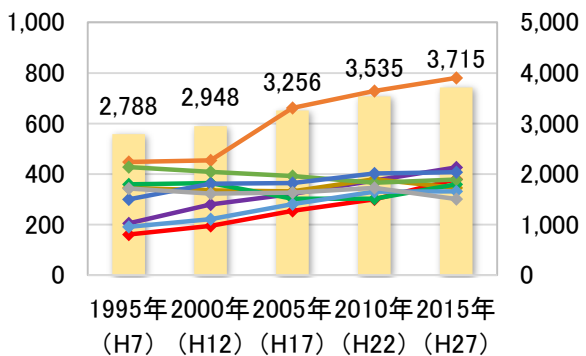
中関



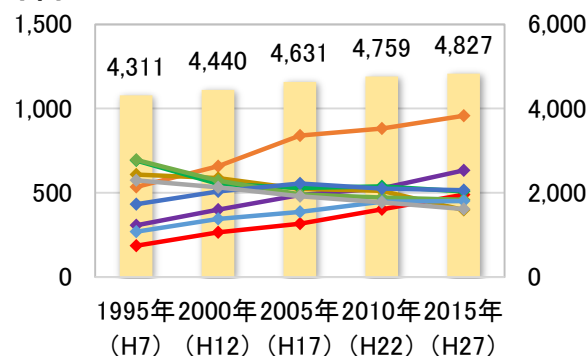
(世帯数の推移)



新田



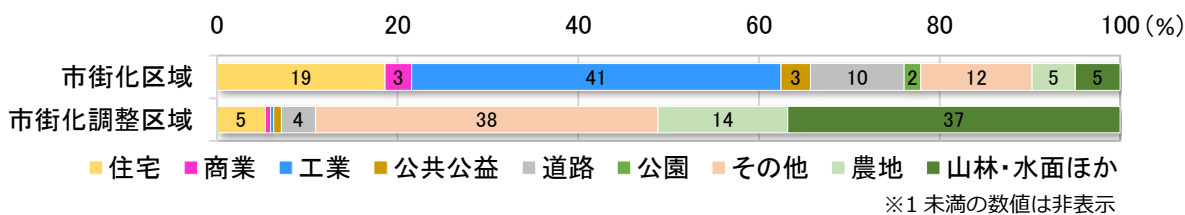
中関



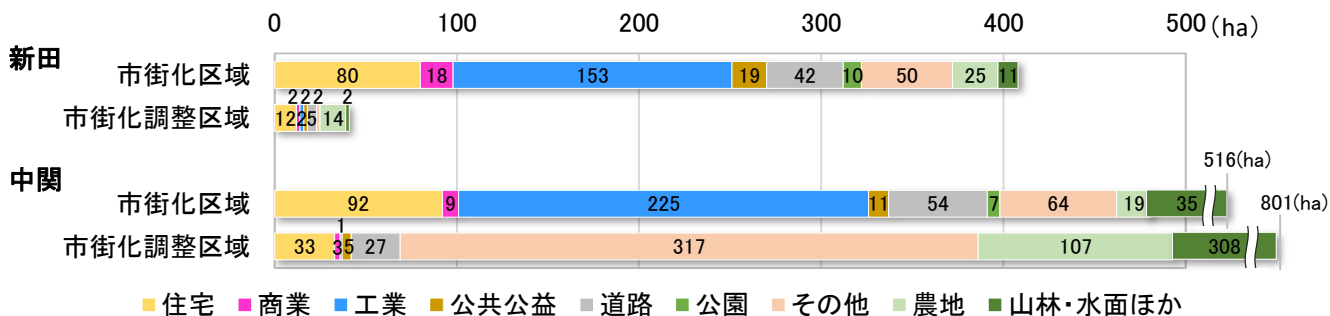
■ 土地利用

市街化区域では、工業系の用途が最も多く約40%を占めており、次いで住宅系の用途が多くなっています。また、市街化調整区域にも住宅系の用途がみられます。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

- ・既成市街地における人口の定住化
- ・市街化調整区域における宅地開発への対応

本地域の人口はおおむね維持されていますが、新田地区では増加傾向にあり、中関地区では減少傾向にあります。また、世帯数は地域全体で増加傾向にあり、市街化調整区域における宅地開発の影響がうかがえます。推計結果によると、減少に転じていくことが予測されることから、既成市街地への人口の定住化と市街化調整区域における宅地開発への対応が必要です。

2 産業環境からみた課題

- ・三田尻港区内の人工島計画の推進や新たな産業・業務地の形成による物流機能の強化や道路環境の充実による周辺地域との連携の強化

本市を支える重要な産業基盤である臨海産業地帯は、産業機能の集積や基盤を活かした産業の展開が行われることが望まれ、三田尻港区内の人工島計画の推進等による新たな産業・業務地の形成や、道路環境の充実による物流機能の強化が必要となります。

3 市街地環境からみた課題

① 地域の拠点の形成

- ・都市機能の集約と魅力ある市街地づくり

本地域は、準工業地域の占める割合が大きく、多様な用途の建物が混在しやすい地域となっています。居住環境の観点から、地域の拠点形成を進め、工業地と住宅地の適切なすみ分けを図っていくことが求められます。

② 市街化調整区域における宅地開発への制約

- ・無秩序な宅地開発への対応

市街化調整区域における宅地開発区域については、無秩序な市街地形成を避けるため、居住環境のルール化を図り、秩序ある居住環境を形成することが必要となっています。

③ 市街化区域における居住環境の改善

- ・生活基盤の整備による居住環境の改善と防災機能の強化

市街化区域内の古くから残る住宅地には、家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障が出ている区域がみられ、人口の市街化調整区域への流出と居住者の高齢化による活力低下が懸念されるため、建築物の新築・更新と併せた居住環境の改善と防災機能の強化が必要となります。

④ 公園等の公共空地の充実

- ・既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

公園や緑地については、市民ニーズの多様化に対応するため、防災機能、市民の活動が展開できる機能等を有する新たな公園、緑地の整備や既存の広場にそれらの機能を付加していくことが求められます。

⑤ 歴史を認識したまちづくりの推進

- ・地域に築かれてきた風土や歴史を踏まえた個性ある市街地環境の形成

三田尻塩田記念産業公園や枅築らんかん橋等、歴史的文化遺産については、周辺環境の整備、保全

等を進めることにより、防府らしさを感じさせる個性あるまちづくりを進める必要があります。

第5章

まちづくりの地域別構想

新田・中関地域課題図



・準工業地域の占める割合が大きく、多様な用途の建物が混在しやすい

○都市機能の集約と魅力ある市街地づくり

・人口は減少に転じていくことが予測される
・市街化区域内の古くから残る住宅地には、家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障がある

○既成市街地における人口の定住化

○生活基盤の整備による居住環境の改善と防災機能の強化

・市街化調整区域において宅地開発が進行

○市街化調整区域における宅地開発への対応



・本市を支える重要な産業基盤である臨海工業地帯が形成されている

○三田尻港区内の人工島計画の推進や新たな産業・業務地の形成による物流機能の強化や道路環境の充実による周辺地域との連携の強化

・公園や緑地に対する市民ニーズの多様化

○既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

・三田尻塩田記念産業公園や枅築らんかん橋等の歴史文化遺産が点在

○地域に築かれてきた風土や歴史を踏まえた個性ある市街地環境の形成

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

産業基盤を活かした臨海型産業の活性化を考慮し、働きやすく暮らしやすい魅力ある市街地環境の創出と経済活動に寄与する地域形成を目指し、**臨海型産業と生活環境が共存する働きやすく暮らしやすい地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

臨海型産業と生活環境が共存する働きやすく暮らしやすい地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 本市を支える産業基盤の充実

臨海部に形成された工業地帯は、本市を支える重要な産業の拠点となっているため、社会基盤の強化による生産性の向上を図ります。また、従業者にとっても、働きやすく暮らしやすい環境整備を図ります。

② 市街化調整区域における居住環境のルール化

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、宅地開発を許容する区域と農地や営農環境を保全する区域を明確化し、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

新田・中関地域においては、地域核として、以下の2つを位置づけます。

- 1) 防府市スポーツセンター等の公共施設が位置し、都市計画道路環状一号線の沿道利用の促進により、生活利便性、交通結節機能の向上を見込めるエリアを位置づけます。
- 2) 都市計画道路環状一号線と牟礼中関線が交差する、生活利便性、交通結節機能が高く、多様な用途の集積が見込めるエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

臨海産業地帯については、「三田尻港区内人工島」、「中関地区（中浦）」を新たな産業用地の候補地とし、また、都市計画道路環状一号線の全線の早期整備による交通機能の強化等により、産業基盤の充実に図ります。

市街化区域内の住宅地については、産業環境や自然環境と調和した住宅市街地の創出を目指し、地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の誘導を図ります。

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、『山口県都市計画区域マスタープラン』に示される方針に沿って、市街化調整区域における地区計画を策定し、居住地形成に関するルールを設けることで、地区施設の整備と建築物等の適切な誘導により、地域の特性に応じた居住環境の形成を図ります。

都市計画道路環状一号線の沿道については、沿道サービス施設の集積による利便性の確保と、背後に広がる住宅地との緩衝帯としての役割を目的に、沿道型の商業・業務施設の誘導を図ります。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産の向上を図ります。

田島山等地域の山々については、自然環境、地域景観の観点から維持・保全を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■道路・交通

都市計画道路環状一号線については、南北の連携や市域の交通体系、中関港と山陽自動車道を結ぶ物流の重要な役割を担っており、臨海部の産業地帯の生産性に大きな影響を与えるため、早期に全線の整備を促進します。

その他の都市計画道路については、地域内及び市域全体における道路のネットワーク状況を踏まえ、路線の有効性・実現性を精査し、優先度の高いものから整備を図り、交通利便性の向上を図ります。

生活道路については、歩行空間の確保、交差点の改良、一方通行の導入等により、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

防府市スポーツセンターについては、防災機能の観点から、災害時における避難地として利活用を図ります。

■河川・公共下水道

衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道(汚水)の事業計画区域内の早期整備を図り、施設の適切な維持・管理のため、長寿命化計画に沿って、計画的な改築・更新を行います。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈海に近い地域の特性を活かしたまちづくりを進める〉

海辺に隣接する住宅地については、地域の特性を活かし、より海辺と親しめる空間の整備を推進し、地域にゆとりと潤いを与える市街地環境の創出を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

田島山等の山々、海岸、河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

老朽家屋が密集し火災の延焼等の防災上の危険性が高い地域については、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅、防災施設の整備を促進し、防災性の向上を図ります。

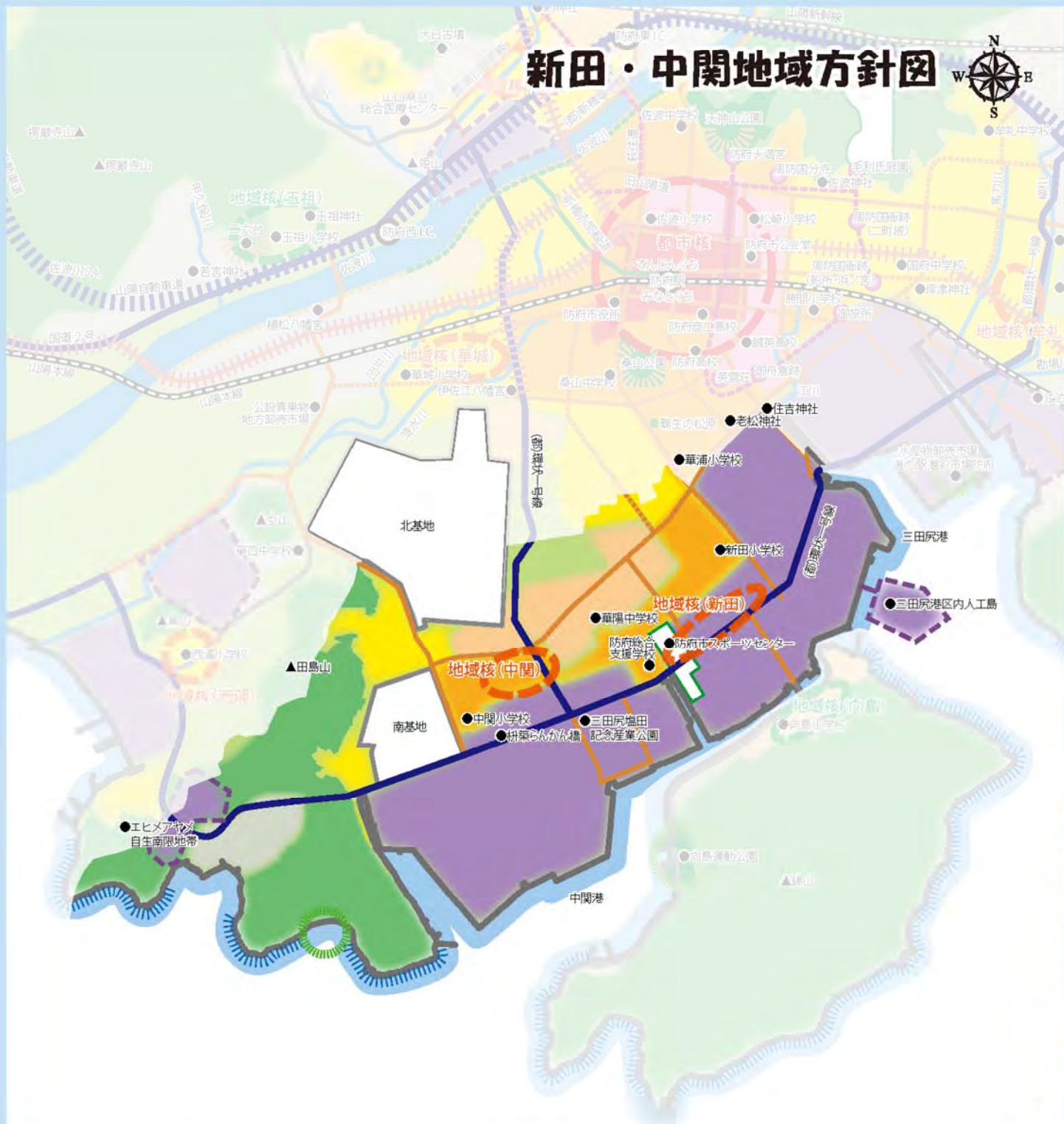
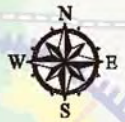
災害時における避難路や輸送路としての機能と火災時における延焼遮断帯としての機能の向上を目的に、都市計画道路の効果的な整備を推進します。

防府市スポーツセンターの活用や新規の公園の整備については、災害時における地域の人々の避難地としての役割も果たせるよう、防火樹林帯の整備や備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置等、多様な機能をもった施設の整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

新田・中関地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	持続的に暮らしやすく、働きやすい居住地として生活を支える機能の整備を図る区域		農地の保全を図る区域
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		山の緑の保全を図る区域
	一定の制約により居住環境のルール化を図る区域		レクリエーション機能の創出
	産業・業務機能の維持・拡充を図る区域		自然海岸の保全を図る区域
	産業・業務活動の活発化に向けた、新たな産業・業務基盤の整備の候補地		広域幹線交通軸（幹線道路）
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
			地域幹線交通軸（現道なし）

第5章

まちづくりの地域別構想

3 西浦地域

(1) 地域の概況と特性

西浦地域は、本市の南西沿岸部に位置し、沿岸部の工業地と市街化区域の集落を中心に市街地が形成されています。

干拓により築かれた広大な塩田跡地は、現在では臨海産業地帯に姿を変え、本市の重要な産業基盤としての役割を担っています。

広域幹線道路である防府環状線が地域を横断しており、東側の工業地帯に接続しています。

居住地域は女山、黒山等の山々に囲まれており、エヒメアヤマの自生南限地帯等、地域固有の風土を形成しています。



■ 地域の基礎データ

面積	813ha (4.3%) [市街化区域 168ha、市街化調整区域 645ha]
人口	3,911人 (3.4%)
高齢化率	31.5%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-15.7%
世帯数	1,792世帯 (3.8%)

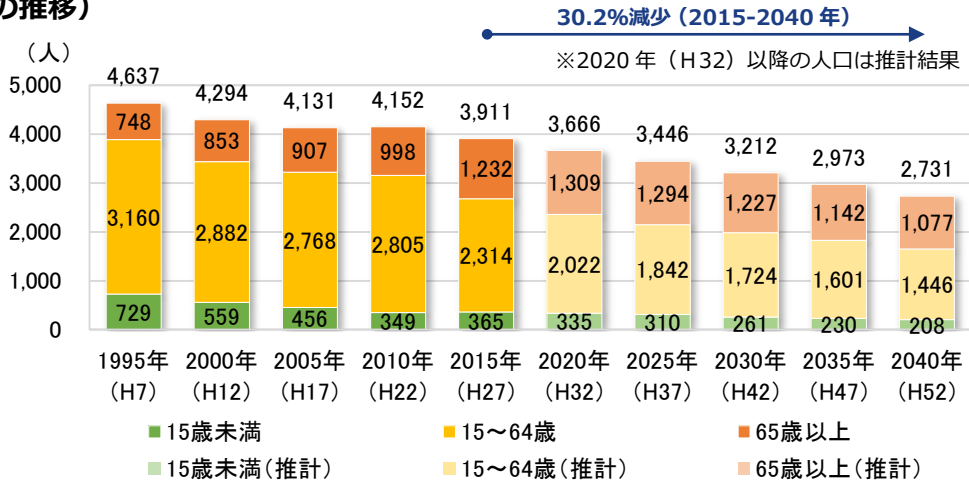
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯

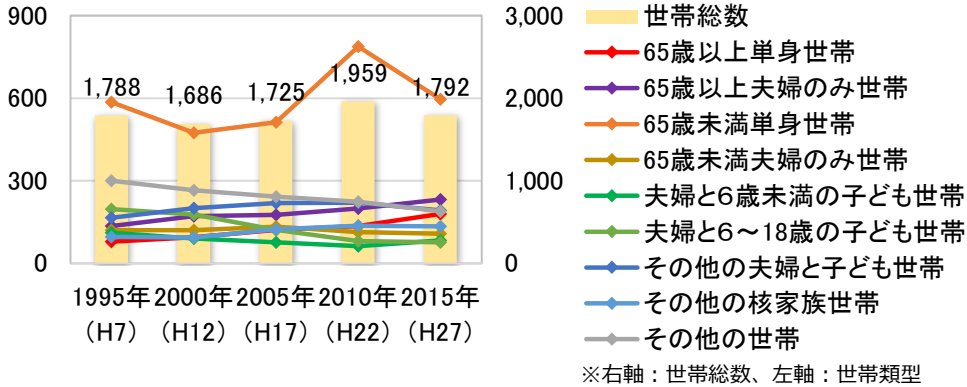
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて減少傾向にあり、年齢別では高齢者が増加しています。また、推計結果によると、人口は減少し続けることが予測されます。

世帯数には変動がみられ、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけては減少しています。世帯類型では、65歳未満単身世帯がもっとも多く、変動がみられるほか、高齢者のみの世帯が増加しています。

（人口の推移）



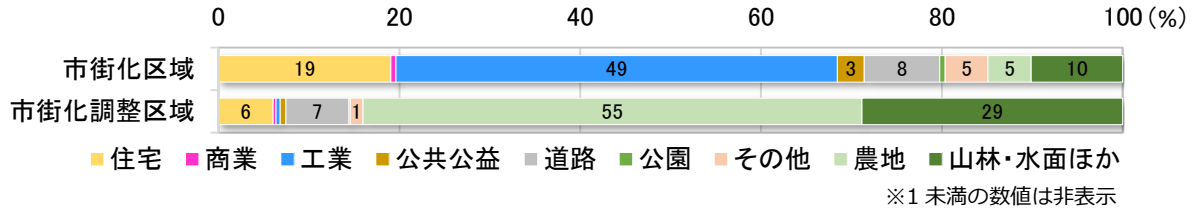
（世帯数の推移）



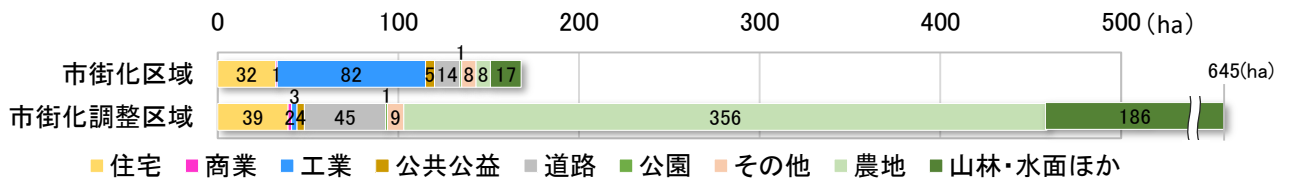
■土地利用

市街化区域では、工業系の用途が最も多く、約50%を占めており、次いで住宅系の用途が多くなっています。また、市街化調整区域にも住宅系の用途がみられます。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

・人口減少と超高齢社会へ対応した地域づくり

本地域は、人口・世帯数ともに減少傾向にあり、高齢者の人口が増加する傾向にあるため、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

・新たな産業・業務地の形成による物流機能の強化や道路環境の充実による周辺地域との連携の強化

本市を支える重要な産業基盤である臨海産業地帯は、産業機能の集積や基盤を活かした産業の展開が行われることが望まれ、新たな産業・業務地の形成が必要となります。

3 市街地環境からみた課題

① 市街化区域における居住環境の改善

・生活基盤の整備による居住環境の改善と防災機能の強化

市街化区域内の古くから残る住宅地には、家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障が出ている区域がみられ、人口の市街化調整区域への流出と居住者の高齢化による活力低下が懸念されるため、建築物の新築・更新と併せた居住環境の改善と防災機能の強化が必要です。

② 公園等の公共空地の充実

・既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

公園や緑地については、市民ニーズの多様化に対応するため、防災機能、市民の活動が展開できる機能等を有する新たな公園、緑地の整備や既存の広場にそれらの機能を付加していくことが求められます。

③ 地域風土の保全・創出

・自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

本地域に点在する女山、黒山等の山々や北西を流れる佐波川は、本市の特徴ある自然空間であり、地域の社寺とともに地域固有の風土を形成しています。地域を形づくる自然や歴史的文化遺産等を守り、活かすことにより、地域固有の風土の保全と創出を図る必要があります。

西浦地域課題図



- ・人口・世帯数ともに減少傾向
- ・高齢者の人口が増加傾向にある

○人口減少と超高齢社会へ対応した地域づくり

- ・公園や緑地に対する市民ニーズの多様化

○既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

- ・女山、黒山等の山々や佐波川、社寺が地域固有の風土を形成

○自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

- ・市街化区域内の古くから残る住宅地には、家屋の密集、老朽化、狭い道路等の諸要因から建築物の建替えに支障がある

○生活基盤の整備による居住環境の改善と防災機能の強化

- ・本市を支える重要な産業基盤である臨海産業地帯が形成されている

○新たな産業・業務地の形成による物流機能の強化や道路環境の充実による周辺地域との連携の強化



(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の営農環境、自然環境を考慮し、臨海型産業が継続的に展開できる産業基盤の充実を目指し、**臨海型産業と農業が共存する地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

臨海型産業と農業が共存する地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 本市を支える産業基盤の充実

臨海部に形成された工業地帯は、本市を支える重要な産業の拠点となっているため、農地を保全すべきエリアに配慮しながら、社会基盤の強化による生産性の向上を図ります。

② 自然環境と地域風土の保全

田島山等の山々や河川、海辺空間については、自然環境を保全し、人々の憩いとやすらぎの場として利用できるよう整備を推進します。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

西浦地域においては、地域核として、学校施設、公民館等の、既存のコミュニティを支える公共施設が位置するエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

臨海部の産業地帯については、「西浦地区（開作）」を新たな産業用地の候補地とし、社会経済の情勢、地域住民の意向を踏まえ、産業基盤の充実を図ります。

市街化区域内の住宅地については、産業地帯や自然環境と調和した潤いある住宅市街地の創出を目指し地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の誘導を図ります。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産の向上を図ります。

女山、黒山等の地域の山々については、自然環境、地域景観の観点から維持・保全を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■道路・交通

生活道路について、歩行空間の確保、交差点の改良、一方通行の導入等により、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

■河川・公共下水道

地域内を流れる河川については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう

整備を推進し、住宅地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図ります。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈海に近い地域の特性を活かしたまちづくりを進める〉

海辺に隣接する住宅地については、地域の特性を活かし、より海辺と親しめる空間の整備を推進し、地域にゆとりと潤いを与える市街地環境の創出を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

エヒメアヤマ自生南限地帯や、田島山等の山々、海岸、河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

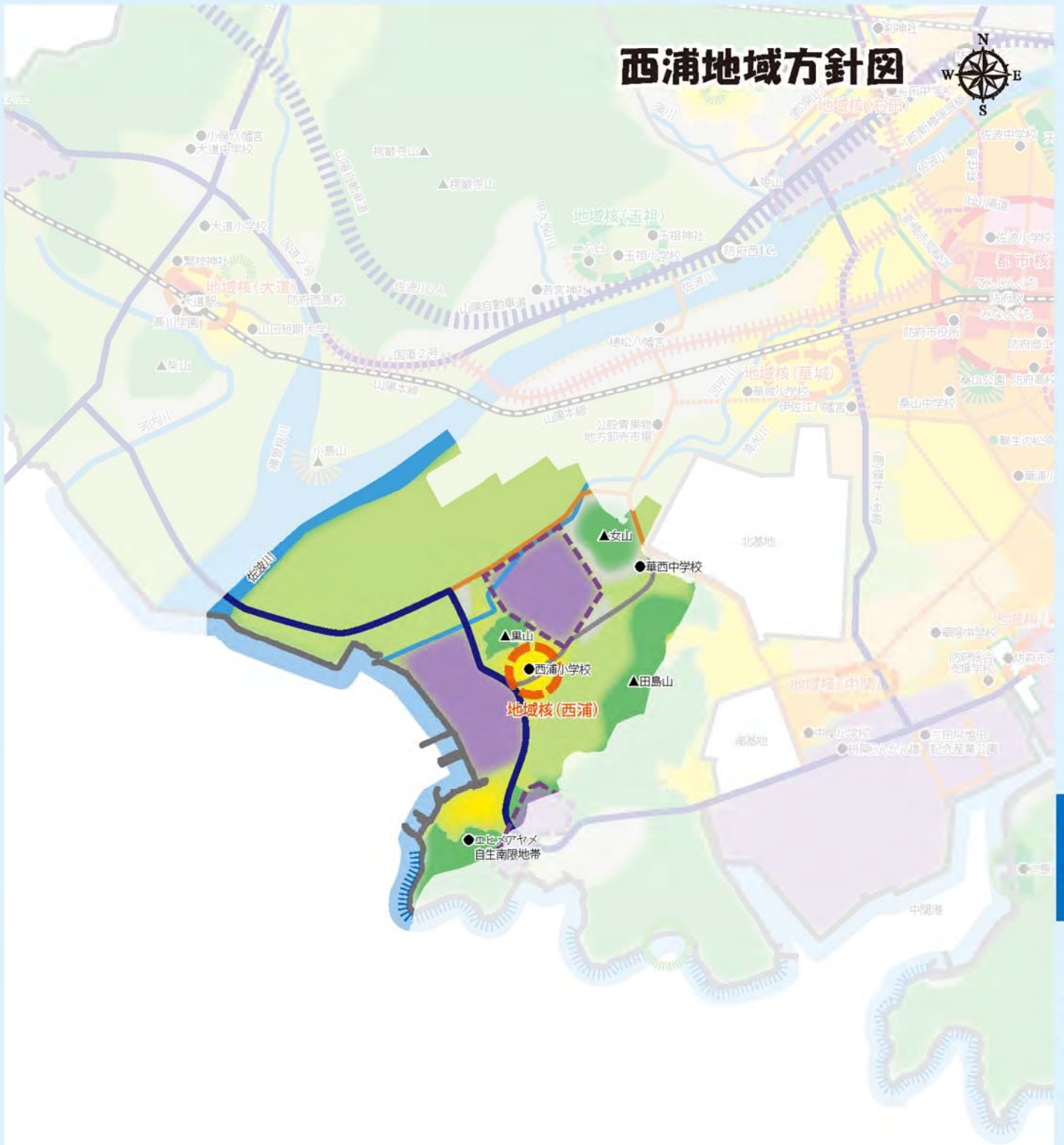
老朽家屋が密集し火災の延焼等の防災上の危険性が高い地域については、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅、防災施設の整備を促進し、防災性の向上を図ります。

災害時における避難路や輸送路としての機能と火災時における延焼遮断帯としての機能の向上を目的に、都市計画道路の効果的な整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

西浦地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		山の緑の保全を図る区域
	産業・業務機能の維持・拡充を図る区域		河川空間周辺環境整備
	産業・業務活動の活発化に向けた、新たな産業・業務基盤の整備の候補地		自然海岸の保全を図る区域
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	農地の保全を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
			地域幹線交通軸（現道なし）

第5章

まちづくりの地域別構想

4 牟礼地域

(1) 地域の概況と特性

牟礼地域は、本市の中心部の東に位置し、地域の東側には大平山があり、地域を横断する旧国道2号を軸に市街地が形成されています。

広域幹線道路である旧国道2号沿道には、沿道に商業・業務施設が立地し、後背地では、低層住宅を主とする住宅地の形成が進んでいます。また、都市計画道路環状一号線が地域を縦断しており、臨海産業地帯に接続しています。

歴史的文化遺産である阿弥陀寺、春日神社、江泊神社等の史跡を有しており、地域の風土を形づくっています。また、大平山の山頂には、市民のレクリエーションの場として公園が整備されています。



■ 地域の基礎データ

面積	2,030ha (10.7%) [市街化区域 360ha、市街化調整区域 1,670ha]
人口	16,279人 (14.0%)
高齢化率	31.7%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-3.1%
世帯数	6,386世帯 (13.4%)

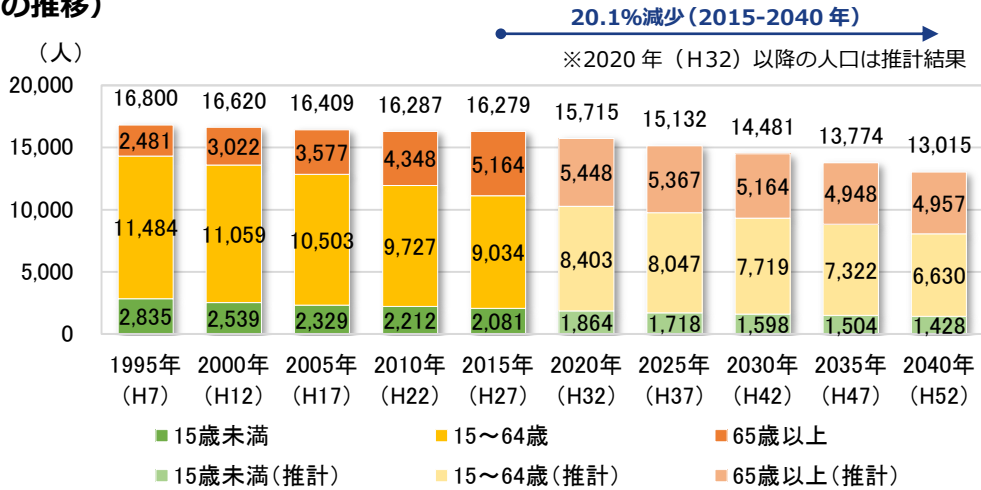
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯

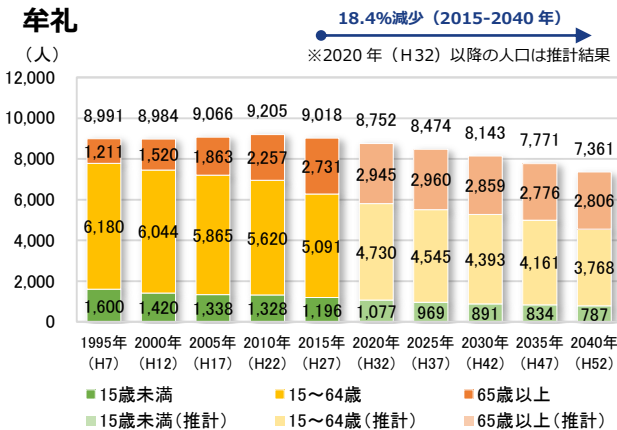
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて減少傾向にあり、年齢別では高齢者が増加しています。また、推計結果によると、人口は、減少し続けることが予測されます。

世帯数は、一貫して増加しており、世帯類型では、65歳以上夫婦のみ世帯が最も多く、高齢者の単身世帯が著しく増加しています。

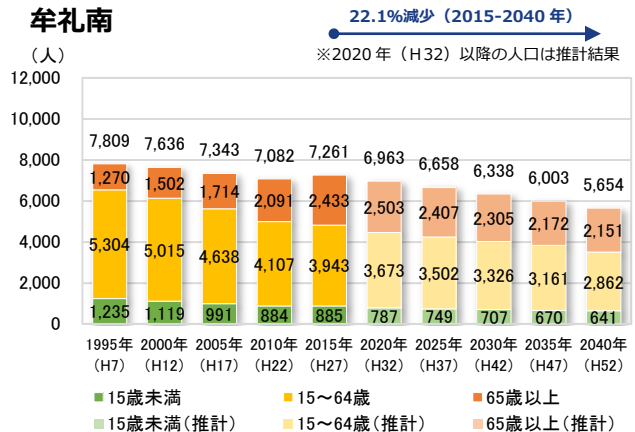
（人口の推移）



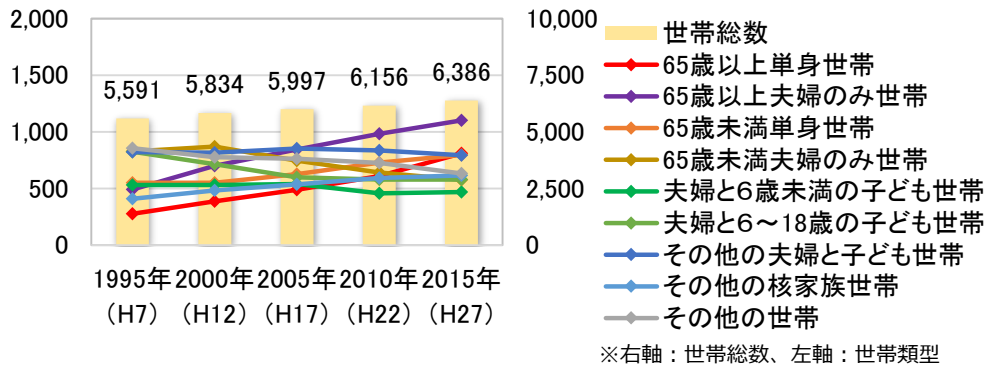
牟礼



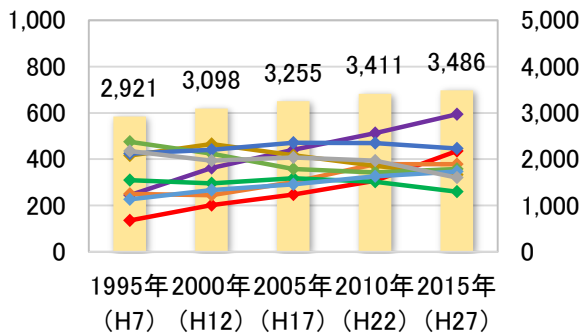
牟礼南



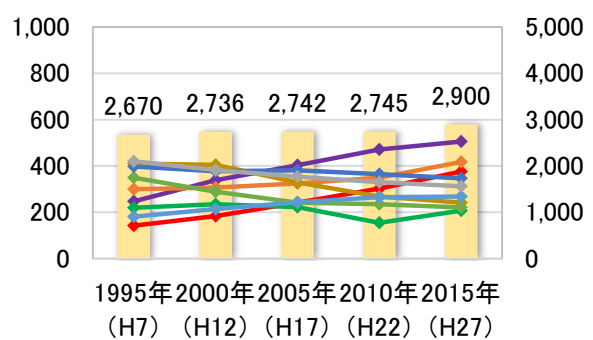
(世帯数の推移)



牟礼



牟礼南

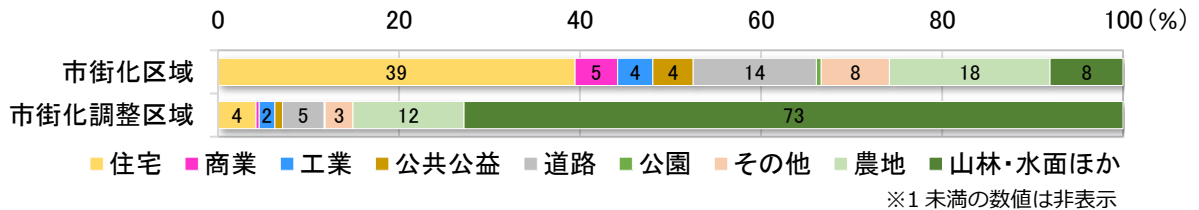


■土地利用

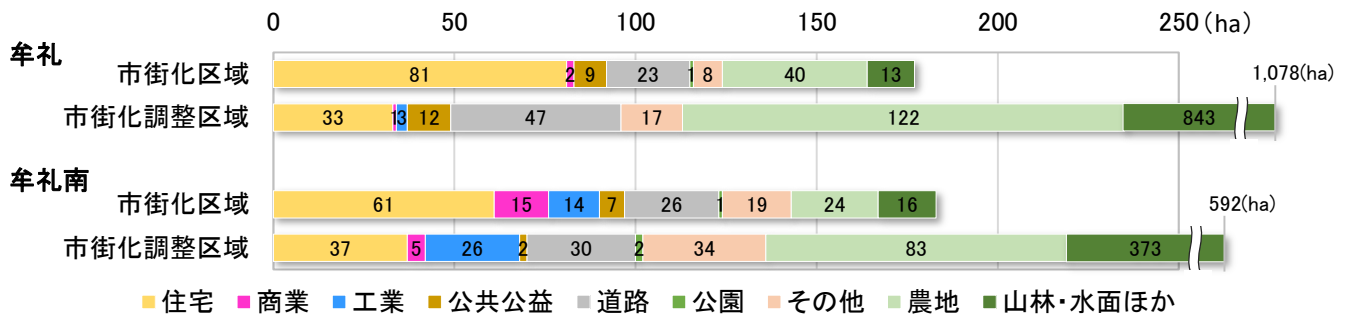
市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、約40%を占めています。

また、市街化調整区域にも住宅系の用途がみられるほか、牟礼南地区の旧国道2号の沿道で商業、沿岸部で工業が多くなっています。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

・超高齢社会へ対応した地域づくり

本地域の人口は、減少しており、高齢者の人口が増加する傾向にあるため、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

・地域の特性を活かした産業の誘導

牟礼南地区は、既存の臨海産業地帯に隣接し、国道2号に接続する都市計画道路環状一号線が縦断する等、道路網が充実しているため、これらの地域の特性を活用した産業の誘導や産業基盤の整備が求められます。

3 市街地環境からみた課題

① 地域の拠点の形成

・都市機能の集約と魅力ある市街地づくり

本地域は、幹線道路を軸として市街地が形成されているため、幹線道路沿道への都市機能の集約等により地域の拠点形成を進める必要があります。

② ゆとりある居住環境の形成

・建築物等の適切な誘導による良好な居住環境の形成

市街化区域内の住宅地については、幹線道路の後背地に低層住宅を主とするゆとりある居住環境の形成が進んでいることを踏まえ、より一層の質の高い居住環境の形成が求められます。

③ 地域風土の保全・創出

・自然や歴史、地場産業等の地域固有の風土の保全と創出

本地域の背後にそびえる大平山は、本市の特徴ある自然空間であり、山頂周辺は人々のレクリエーションの場として活用されています。阿弥陀寺、春日神社、江泊神社等の社寺は、地域固有の風土を形成しています。また、陶製品の生産を中心とした窯業等が、牟礼南地区に立地しています。

こうした地域を形づくる自然や歴史的文化遺産等を守り、活かすことにより、地域固有の風土の保全と創出を図る必要があります。

牟礼地域課題図



・人口は減少している
 ・高齢化の人口が増加する傾向にある

○超高齢社会へ対応した地域づくり

・幹線道路を軸として市街地が形成されている

○都市機能の集約と魅力ある市街地づくり

・大平山山頂周辺がレクリエーションの場として活用されている
 ・歴史的文化遺産が数多く点在
 ・陶製品の生産を中心とした窯業等が牟礼南地区に立地

○自然や歴史、地場産業等の地域固有の風土の保全と創出

・低層住宅を主とするゆとりある居住環境の形成が進む

○建築物等の適切な誘導による良好な居住環境の形成

・既存の臨海工業地帯と隣接し、道路網が充実している地域の存在

○地域の特性を活かした産業の誘導



(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の豊かな自然環境や風土を守りながら、ゆとりある居住環境の形成と交通利便性の高さを活かした市街地の創出を目指し、**沿道型産業とゆとりある生活環境が共存する地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

沿道型産業とゆとりある生活環境が共存する地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 新たな産業空間の創出

既存の臨海産業地帯との近接性や広域的な交通の利便性を活かした産業基盤の整備により、新たな産業空間の創出を図ります。

② 自然環境と地域風土の保全

大平山等の山々や河川については、自然環境を保全し、人々の憩いとやすらぎの場として利用できるよう整備を推進します。また、地域の風土を形づくる上で重要な役割を果たしている阿弥陀寺等の歴史的文化遺産や社寺についても、積極的に保全を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

牟礼地域においては、地域核として、地域及び市域の交通体系に大きな影響を与える旧国道2号、都市計画道路環状一号線により交通の要衝となる地域において、既存の公共施設や生活利便施設の集積により生活利便性が高く、多様な用途の集積が見込めるエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

市街化区域内の住宅地については、低層住宅を主とするゆとりある居住環境の形成が進んでいることを踏まえ、地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の適切な誘導により、地域の特性に応じた質の高い居住環境の形成を図ります。

「牟礼南地区（江泊）」については、都市計画道路環状一号線の整備等により、臨海産業地帯と一体的な土地利用が可能となるため、将来の新たな産業用地として土地利用の転換を図ります。

旧国道2号、都市計画道路環状一号線の沿道については、利便性の確保と背後に広がる住宅地との緩衝帯としての役割を目的に、沿道型の商業・業務系施設の誘導を図ります。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産の向上を図ります。

大平山、江泊山等の山々については、自然環境、地域景観の観点から保全を図り、市民のレクリエーションの場としての利活用を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■ 道路・交通

都市計画道路環状一号線については、南北の連携や市域の交通体系、臨海部の産業地帯の生産性に大きな影響を与えるため、早期に全線の整備を促進します。

その他の都市計画道路については、地域内及び市域全体における道路のネットワーク状況を踏まえ、路線の有効性・実現性を精査し、優先度の高いものから整備を図り、交通利便性の向上を図ります。

生活道路については、歩行空間の確保、交差点の改良、一方通行の導入等により、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

大平山山頂公園については、体験学習、野鳥観察、環境学習等の教育機能を付加し、他世代が利用しやすい公園の整備を推進します。

■河川・公共下水道

柳川、馬刀川、勘場川等については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図ります。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈地域資源を守り活かしたまちづくりを進める〉

阿弥陀寺、春日神社、江泊神社等の本市の文化遺産については、積極的に保全し、地域固有の風土の創出を図ります。また、本市中心部の各歴史文化遺産との回遊性の強化により、観光資源としての利活用を促進します。

社寺、社寺林については、地域の風土を形づくる緑地空間となっているため、保全を図ります。

陶製品の生産を中心とした地場産業については、観光等の地域資源としての活用を視野に入れ、地域に根ざした産業として、文化財的視点による保護、観光的視点による育成に努めます。

〈自然を守るまちづくり〉

大平山等の山々、河川については、地域における自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

家屋が密集し防災上危険性の高い地域については、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅、防災施設の整備を促進し、防災機能の向上を図ります。

山々と河川に囲まれているため、治山、治水による自然災害に強いまちづくりを推進します。

新規の公園の整備については、災害時における防災機能を兼ね備えた多機能な公園の整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

牟礼地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		レクリエーション機能の創出（山間地）
	産業・業務機能の維持・拡充を図る区域		眺望点の整備
	産業・業務活動の活発化に向けた、新たな産業・業務基盤の整備の候補地		河川空間周辺環境の整備
	沿道に商業・業務を誘導する路線		自然海岸の保全を図る区域
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		広域幹線交通軸（高速道路）
	農地の保全を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	山の緑の保全を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
	歴史風土を活かすネットワーク軸の形成		地域幹線交通軸（現道なし）
	歴史・文化遺産の保全・活用		地域幹線交通軸（鉄道）
	既存の公園・緑地などの整備・機能拡充		

第5章

まちづくりの地域別構想

5 華城地域

(1) 地域の概況と特性

華城地域は、本市の中心部の西に位置し、地域の北側には佐波川が流れ、地域東部の市街化区域に市街地が形成されています。

広域幹線道路である旧国道2号が地域を横断しており、沿道には商業・業務施設が立地しています。後背地では、低層住宅を主とする住宅地の形成が進んでいますが、市街化調整区域における宅地開発の進行が著しくなっています。



■ 地域の基礎データ

面積	659ha (3.5%) [市街化区域 230ha、市街化調整区域 429ha]
人口	14,285人 (12.3%)
高齢化率	24.2%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	13.1%
世帯数	5,861世帯 (12.3%)

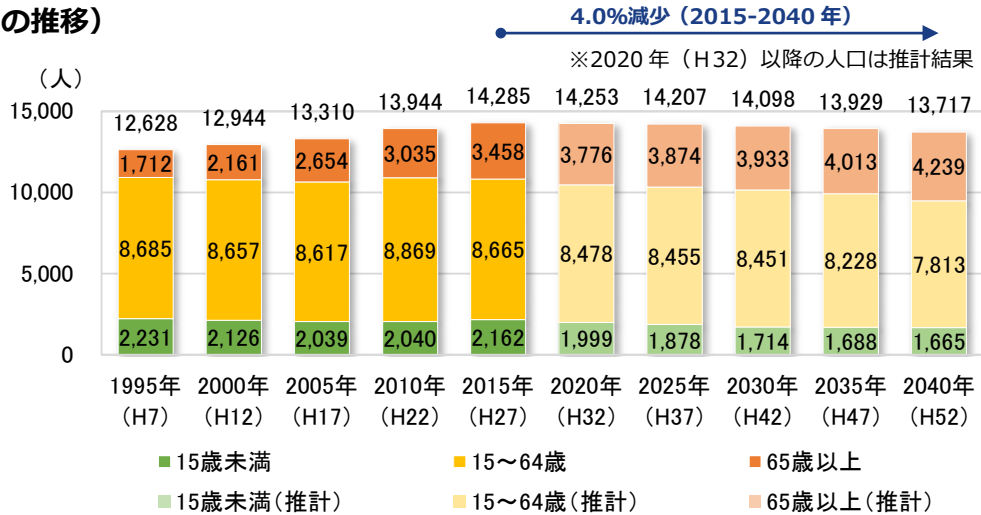
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯

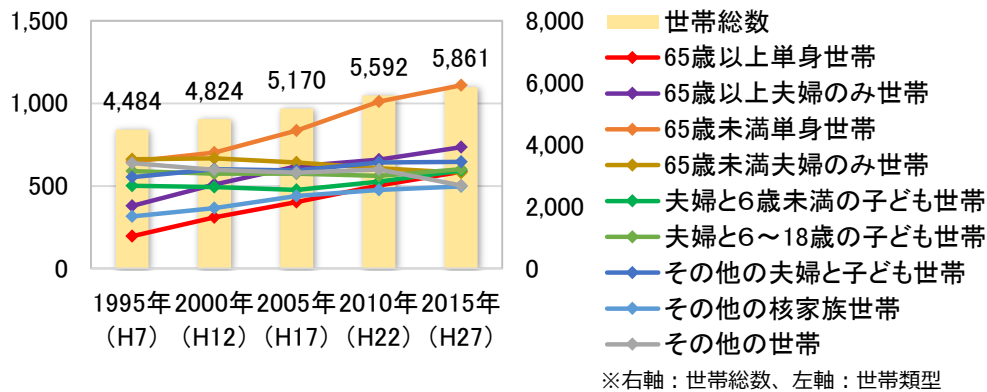
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて増加しており、年齢別では高齢者が増加しています。また、推計結果によると、人口は、減少に転じていくことが予測されます。

世帯数は、一貫して増加しており、世帯類型では、65歳未満単身世帯が最も多く、高齢者の単身世帯とともに著しく増加しています。

（人口の推移）



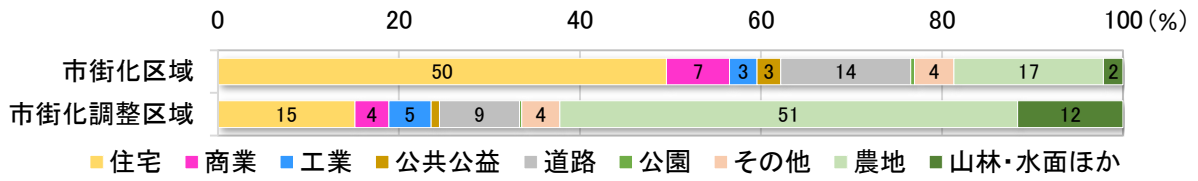
（世帯数の推移）



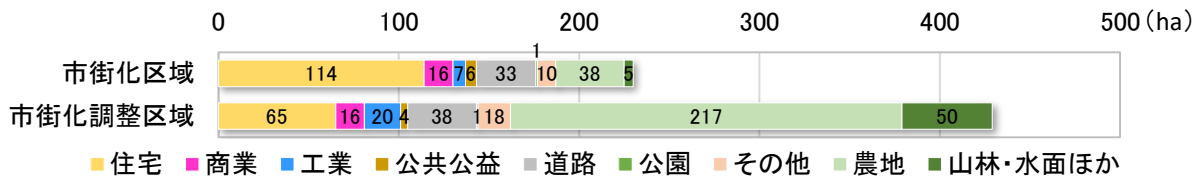
■土地利用

市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、約50%を占めています。
また、市街化調整区域にも住宅系の用途がみられます。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

- ・既成市街地における人口の定住化
- ・市街化調整区域における宅地開発への対応

本地域は、人口・世帯ともに増加しており、市街化調整区域における宅地開発の影響がうかがえます。推計結果によると、人口は減少に転じていくことが予測されるため、既成市街地への人口の定住化と市街化調整区域における宅地開発への対応が必要です。

2 産業環境からみた課題

- ・地域の特性を活かした産業の誘導

本地域は、旧国道2号沿道に商業・業務施設が立地しており、この集積を活かした沿道型産業の集積が求められます。

3 市街地環境からみた課題

① 市街化調整区域における宅地開発への制約

- ・無秩序な宅地開発への対応

市街化調整区域における宅地開発区域については、居住環境のルール化を図り、秩序ある居住環境を形成することが必要となっています。

② 市街化区域における居住環境の改善

- ・生活基盤の整備による良好な居住空間の創出

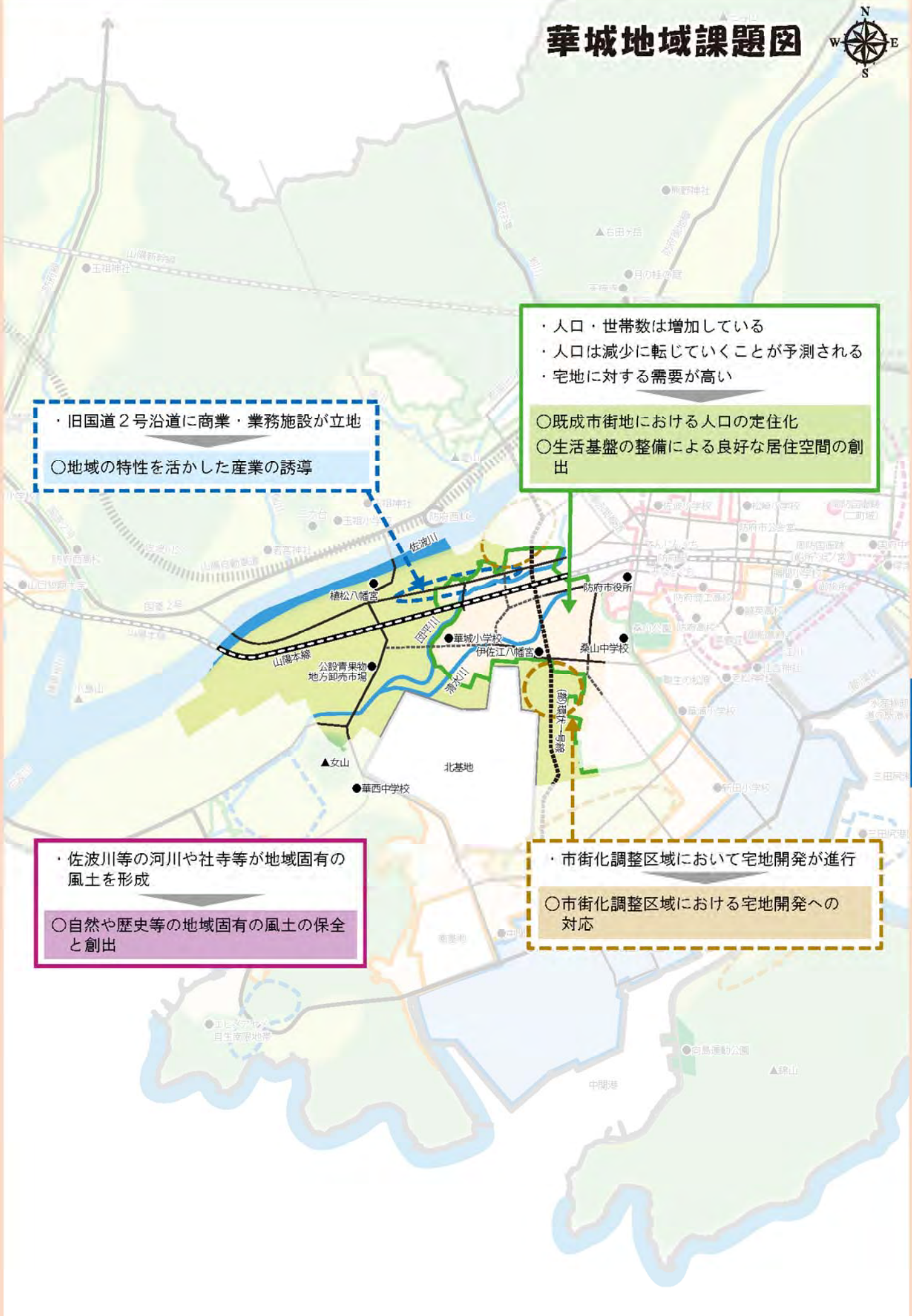
人口・世帯数は増加しており、宅地に対する需要は高いといえるため、建築物の新築・更新と併せた良質な居住空間の創出が求められます。

③ 地域風土の保全・創出

- ・自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

佐波川をはじめとする河川については、本市の特徴ある自然空間であり、伊佐江八幡宮、植松八幡宮等の社寺とともに地域固有の風土を形成しています。地域を形づくる自然や歴史的文化遺産等を守り、活かすことにより、地域固有の風土の保全と創出を図る必要があります。

華城地域課題図



・旧国道2号沿道に商業・業務施設が立地
○地域の特性を活かした産業の誘導

・人口・世帯数は増加している
・人口は減少に転じていくことが予測される
・宅地に対する需要が高い
○既成市街地における人口の定住化
○生活基盤の整備による良好な居住空間の創出

・佐波川等の河川や社寺等が地域固有の風土を形成
○自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

・市街化調整区域において宅地開発が進行
○市街化調整区域における宅地開発への対応

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の豊かな自然環境や風土を守りながら、ゆとりある居住環境の形成と交通利便性の高さを活かした市街地の創出を目指し、**沿道型産業とゆとりある生活環境が共存する地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

沿道型産業とゆとりある生活環境が共存する地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 市街化調整区域における居住環境のルール化

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、宅地開発を許容する区域と農地や営農環境を保全する区域を明確化し、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

② 自然環境と地域風土の保全

河川については、自然環境を保全し、人々の憩いとやすらぎの場として利用できるよう整備を推進します。また、地域の風土を形づくる上で重要な役割を果たしている伊佐江八幡宮、植松八幡宮等の社寺についても、積極的に保全を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

華城地域においては、地域核として、既存の公共施設や生活利便施設の集積を活かし、都市計画道路環状一号線の整備と合わせた沿道利用の促進により、拠点形成が見込めるエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

市街化区域内の住宅地については、自然環境と調和した潤いある住宅市街地の創出を目指し地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の誘導を図ります。

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、『山口県都市計画区域マスタープラン』に示される方針に沿って、市街化調整区域における地区計画を策定し、居住地形成に関するルールを設けることで、地区施設の整備と建築物等の適切な誘導により、地域の特性に応じた居住環境の形成を図ります。

都市計画道路環状一号線の沿道については、沿道サービス施設の集積による利便性の確保と、背後に広がる住宅地との緩衝帯としての役割を目的に、沿道型の商業・業務系施設の誘導を図ります。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産の向上を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■ 道路・交通

都市計画道路環状一号線については、南北の連携や市域の交通体系、臨海部の産業地帯の生産性に大きな影響を与えるため、早期に全線の整備を促進します。

その他の都市計画道路については、市域全体における道路のネットワーク状況を踏まえ、路線の有

効性・実現性を精査し、優先度の高いものから整備を図り、交通利便性の向上を図ります。

生活道路については、歩行空間の確保、交差点の改良、一方通行の導入等により、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

■河川・公共下水道

佐波川については、豊かな自然と清らかな水を保全し、自然にふれあい親しめる周辺環境整備を進め、治水による安全性の確保と並行して、本市を代表する一級河川として豊かな水辺空間の創出を図ります。

団平川、清水川等の河川については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図ります。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈自然を守るまちづくり〉

団平川、清水川等の河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

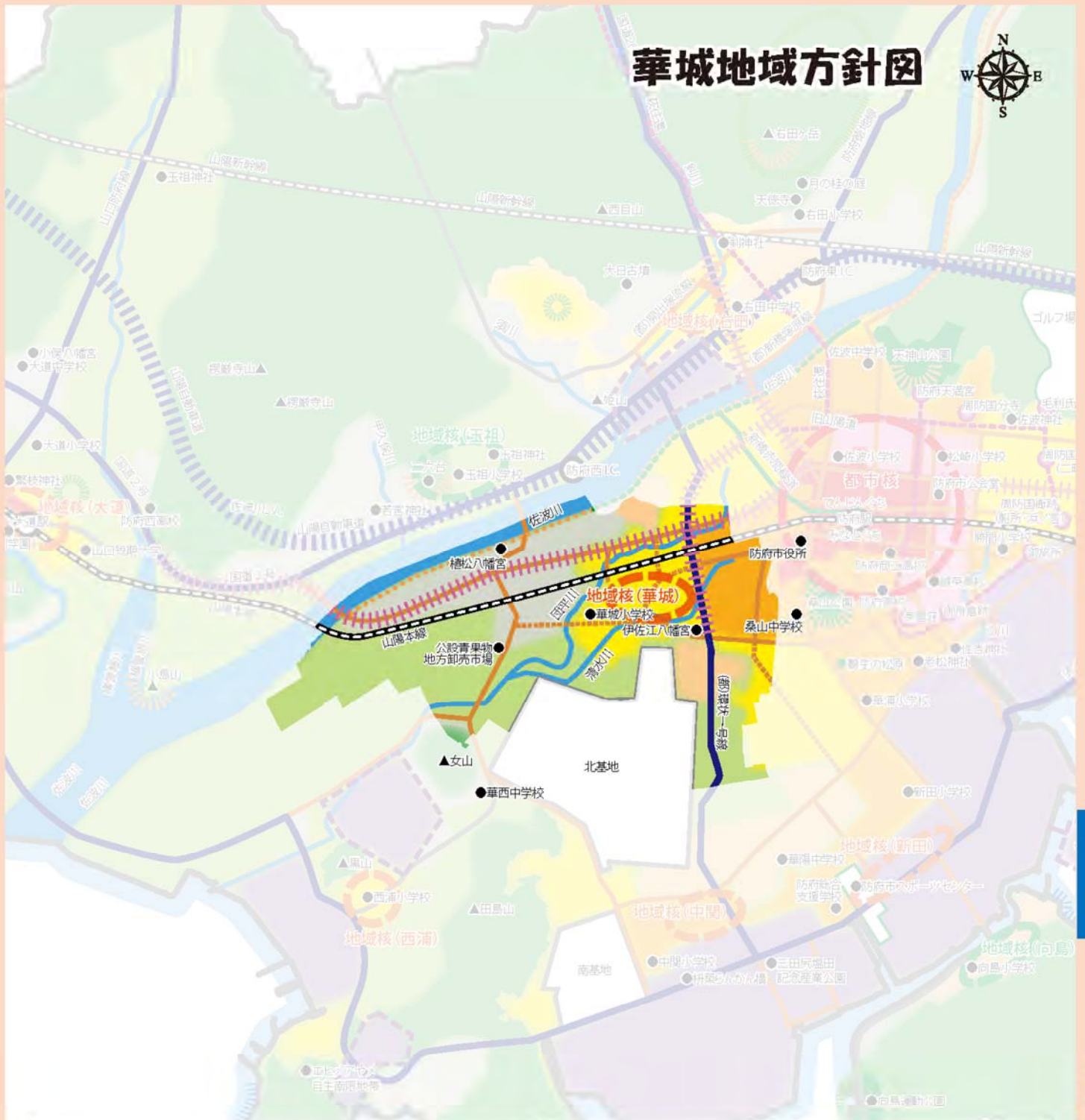
老朽家屋が密集し火災の延焼等の防災上の危険性が高い地域については、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅、防災施設の整備を促進し、防災性の向上を図ります。

災害時における避難路や輸送路としての機能と火災時における延焼遮断帯としての機能の向上を目的に、都市計画道路の効果的な整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

華城地域方針図



凡例

項目	内容	項目	内容
	持続的に暮らしやすく、働きやすい居住地として生活を支える機能的整備を図る区域		山の緑の保全を図る区域
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		河川空間周辺環境整備
	一定の制約により居住環境のルール化を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	沿道に商業・業務を誘導する路線		地域幹線交通軸（現道あり）
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		地域幹線交通軸（現道なし）
	農地の保全を図る区域		地域幹線交通軸（鉄道）

第5章

まちづくりの地域別構想

6 右田地域

(1) 地域の概況と特性

右田地域は、三谷山、右田ヶ岳等の山々を背後に、佐波川右岸に農地や集落が広がる地域で、本市の中心部とは佐波川により地形的に区分されています。

市街地は国道262号周辺を中心とした市街化区域に形成されています。国道262号沿道と市街化区域の一部に商業施設の立地がみられるものの、大規模な商業の集積はみられません。

広域幹線道路である山陽自動車道のインターチェンジや国道2号及び国道262号が交差しているため、本市における自動車交通の要衝となっています。



■地域の基礎データ

面積	1,807ha (9.5%) [市街化区域 107ha、市街化調整区域 1,700ha]
人口	7,565人 (6.5%)
高齢化率	29.8%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	1.1%
世帯数	2,807世帯 (5.9%)

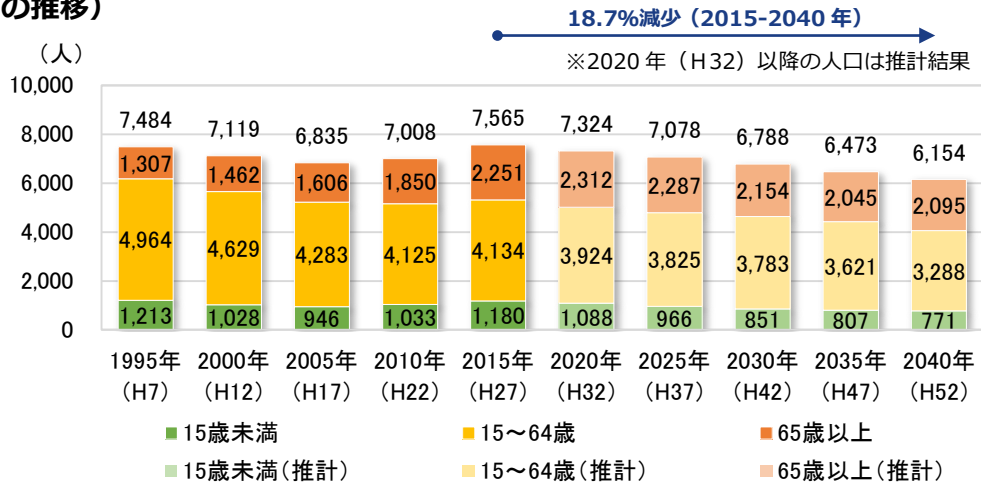
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯の動向

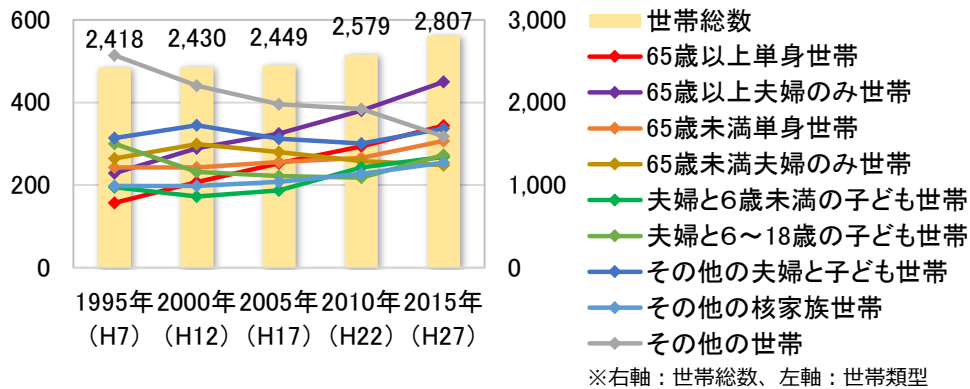
人口は、2005年（平成17年）から2015年（平成27年）にかけては増加していますが、推計結果によると、2015年（平成27年）をピークに減少していくことが予測されます。また、年齢別では高齢者が増加しています。

世帯数は、一貫して増加しており、世帯類型では、高齢者の夫婦のみ世帯が最も多く、高齢者の単身世帯とともに著しく増加しています。

（人口の推移）



（世帯数の推移）

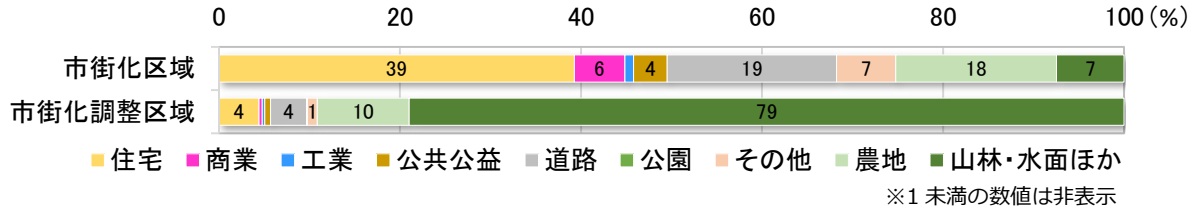


■土地利用

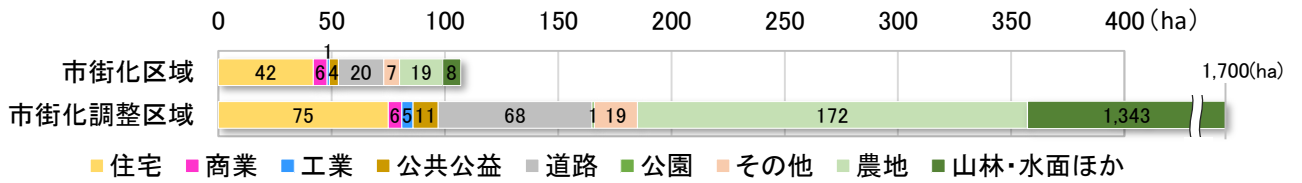
市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、約40%を占めています。また、約20%が農地となっています。

市街化調整区域の約80%は山林等が占めています。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

・市街化調整区域における宅地開発への対応

本地域は、人口・世帯数ともに増加傾向にあり、市街化調整区域における宅地開発による影響がうかがえます。

このため、既成市街地への人口の定住化と市街化調整区域における宅地開発への対応が必要です。

2 産業環境からみた課題

・地域の特性を活かした新たな産業展開

本地域は、農業を主体とした産業構造にあり、工業や商業等の大きな集積はみられません。

しかし、山陽自動車道、国道2号、国道262号の主要幹線道路が集まる本地域は、広域的な交通の利便性が高く、この地域の特性を活かした内陸型の産業基盤の整備を推進することが求められます。

3 市街地環境からみた課題

① 市街化調整区域における宅地開発への制約

・無秩序な宅地開発への対応

市街化調整区域における宅地開発区域については、居住環境のルール化を図り、秩序ある居住環境を形成することが必要となっています。

② 市街化区域における居住環境の改善

・市街地基盤の整備による良好な居住空間の創出

人口・世帯数は増加傾向にあり、交通利便性が高いため、今後も宅地に対する需要は高いといえるため、建築物の新築・更新と併せた良質な居住空間の創出が求められます。

③ 地域風土の保全・創出

・自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

本地域の背後にそびえる三谷山、右田ヶ岳及び地域の東南を流れる佐波川は、本市の特徴ある自然空間であり、右田ヶ岳周辺は人々のレクリエーションの場として活用されています。また、萩往還、大日古墳等の歴史的文化遺産、剣神社、天徳寺等の社寺は、地域固有の風土を形成しており、地域を形づくる自然や歴史的文化遺産等を守り、活かすことにより、地域固有の風土の保全と創出を図る必要があります。

右田地域課題図



- ・地域の山々や佐波川、歴史文化遺産、社寺等が地域固有の風土を形成
- ・右田ヶ岳周辺はレクリエーションの場として活用されている

○自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

- ・人口・世帯数ともに増加傾向
- ・交通利便性が高いため、宅地に対する需要は高い

○市街地基盤の整備による良好な居住空間の創出

- ・市街化調整区域において宅地開発が進行

○市街化調整区域における宅地開発への対応

- ・農業を主体とした産業構造にあり、工業や商業等の大きな集積は見られない
- ・主要幹線道路が集まり、広域的な交通の利便性が高い

○地域の特性を活かした新たな産業展開

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の豊かな自然環境や風土を守りながら、広域的な交通利便性の高さを活かした市街地の創出を目指し、**交通利便性を活かし新たな産業とゆとりある暮らしが共存する地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

交通利便性を活かし新たな産業とゆとりある暮らしが共存する地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 新たな産業空間の創出

広域的な交通の利便性を活かした産業基盤の整備により、新たな産業空間の創出を図ります。

② 市街化調整区域における居住環境のルール化

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、宅地開発を許容する区域と農地や営農環境を保全する区域を明確化し、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

③ 自然環境と地域風土の保全

右田ヶ岳等の山々、佐波川をはじめとした河川については、自然環境を保全し、人々の憩いとやすらぎの場として利用できるよう整備を推進します。また、地域の風土を形づくる上で重要な役割を果たしている歴史的文化遺産や社寺についても、積極的に保全を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

右田地域においては、地域核として、地域及び市域の交通体系に大きな影響を与える国道2号、国道262号により交通の要衝となる地域において、既存の公共施設や生活利便施設の集積により生活利便性が高く、多様な用途の集積が見込めるエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

広域交通の要衝となっている山陽自動車道のインターチェンジや国道2号、国道262号の交差点の周辺については、交通の利便性を活かした産業基盤の整備を推進します。

市街化区域内の住宅地については、地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の誘導を図り、風土の保全や建築物の不燃化対策等を推進し、居住環境の改善と防災性の向上を図ります。

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、『山口県都市計画区域マスタープラン』に示される方針に沿って、市街化調整区域における地区計画を策定し、居住地形成に関するルールを設けることで、地区施設の整備と建築物等の適切な誘導により、地域の特性に応じた居住環境の形成を図ります。

国道262号の沿道については、商業・業務施設の誘導により、土地利用を図ります。

「右田地区（高井）」については、都市計画道路環状一号線、開出塚原線の整備等により、臨海産業地帯と連携した土地利用が可能となるため、将来の新たな内陸型産業基盤としての土地利用の転換を推進します。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産性の向上を図ります。

右田ヶ岳等の山々については、自然環境、地域景観の観点から維持・保全を図り、右田ヶ岳周辺については、市民のレクリエーションの場としての利活用を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■道路・交通

生活道路の拡幅や道路形態の見直しを推進することにより、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

萩往還等の歴史ある道路については、地域の風土を形づくる歴史の道として、沿道の遊休地を活用した小規模な公園・緑地等の整備等により、歩いて楽しむことのできる道路づくりを検討します。

■河川・公共下水道

佐波川については、豊かな自然と清らかな水を保全し、自然にふれあい親しめる周辺的环境整備を進め、治水による安全性の確保と並行して、本市を代表する一級河川として豊かな水辺空間の創出を図ります。

剣川等の河川については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図ります。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈地域資源を守り活かしたまちづくりを進める〉

右田ヶ岳の周辺については、地域固有の自然環境や自然景観を守り、自然と親しむことのできるレクリエーションの場としての整備を推進します。

剣神社等の社寺、社寺林については、地域の風土を形づくる緑地空間となっているため、保全を図ります。

大日古墳等については、地域の重要な歴史的文化的文化遺産であるため、積極的に保全し、観光資源としての利活用を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

三谷山、右田ヶ岳等地域の山々、佐波川をはじめとする河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

山々と多くの河川に囲まれているため、治山、治水による自然災害に強いまちづくりを推進します。

新規の公園の整備については、災害時における防災機能を兼ね備えた多機能な公園の整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

右田地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		レクリエーション機能の創出（山間地）
	一定の制約により居住環境のルール化を図る区域		眺望点の整備
	産業・業務活動の活発化に向けた、新たな産業・業務基盤の整備の候補地		河川空間周辺的环境整備
	沿道に商業・業務を誘導する路線		広域幹線交通軸（高速道路）
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	農地の保全を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
	山の緑の保全を図る区域		地域幹線交通軸（鉄道）
	歴史風土を活かすネットワーク軸の形成		
	歴史・文化遺産の保全・活用		

第5章

まちづくりの地域別構想

7 玉祖地域

(1) 地域の概況と特性

玉祖地域は、西目山、^{りょうごんじやま}楞嚴寺山等の山々を背後に、佐波川右岸に農地や集落が広がる地域です。

地域の東側に市街化区域が指定されており、山口県立総合医療センターが位置するほか、西目山の山麓には自由ヶ丘団地が開発により整備されています。

本地域は交通利便性が向上しており、広域幹線道路である山陽自動車道のインターチェンジへのアクセスが確保されているため、広域的な自動車交通の利便性が高い地域となっています。



■ 地域の基礎データ

面積	1,376ha (7.3%) [市街化区域 72ha、市街化調整区域 1,304ha]
人口	6,079人 (5.2%)
高齢化率	25.4%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	17.2%
世帯数	2,281世帯 (4.8%)

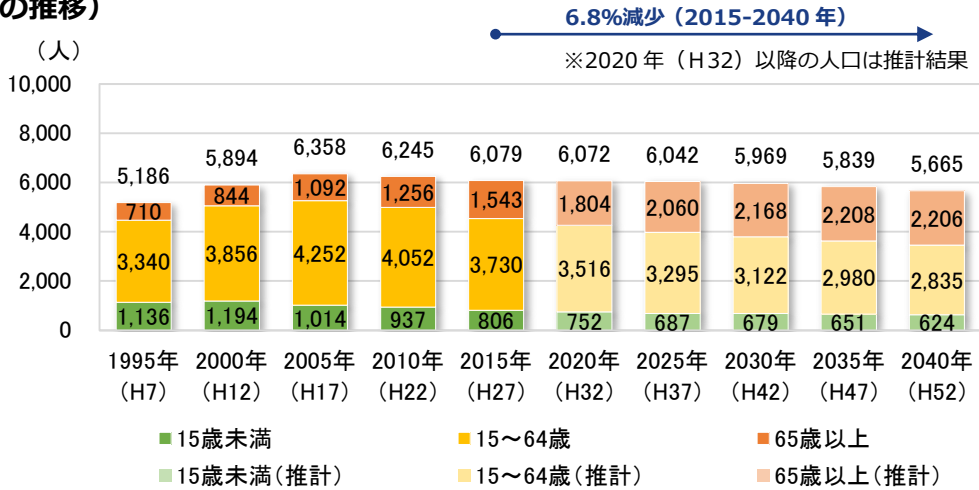
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯の動向

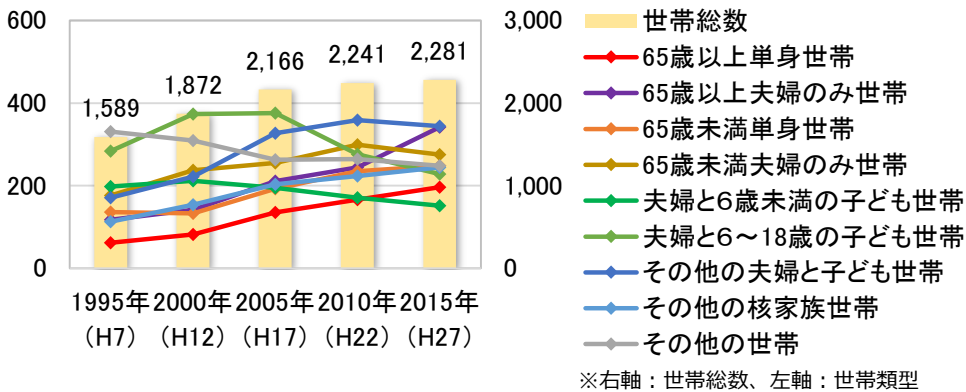
人口は、2005年（平成17年）をピークに減少しており、推計結果によると、今後も減少し続けることが予測されます。また、年齢別では高齢者が増加しています。

世帯数は一貫して増加しており、世帯類型では、高齢者の夫婦のみ世帯が最も多く、高齢者の単身世帯とともに著しく増加しています。

（人口の推移）



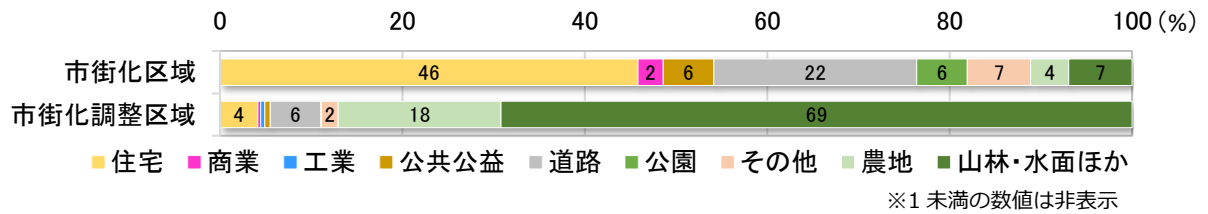
（世帯数の推移）



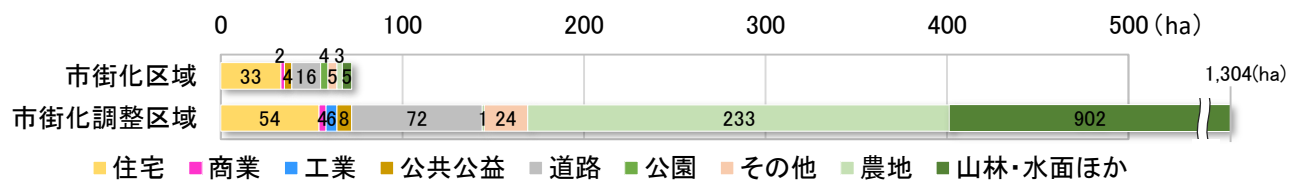
■土地利用

市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、46%を占めています。市街化調整区域の約70%は山林等が占めています。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

・超高齢社会へ対応した地域づくり

本地域の人口は、減少しており、高齢化の進行が著しいことから、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

・地域の特性を活かした新たな産業展開

本地域は、農業を主体とした産業構造であり、持続可能な営農環境を整備する必要があります。
また、山陽自動車道、国道2号の主要幹線道路が集まる本地域は、広域的な交通の利便性が高く、この地域の条件特性を活かした内陸型の産業基盤の整備を推進することが求められます。

3 市街地環境からみた課題

① 地域の拠点の形成

・地域コミュニティを支える拠点づくり

本地域は、平地の大部分を市街化調整区域が占めており、市街地環境の充実が図りにくい地域にあります。集落地周辺的生活環境整備等により地域のコミュニティを支える環境づくりが求められます。

② 良好な居住環境の整備

・生活基盤の整備による良好な居住空間の創出

・集落部の営農環境の保全

市街化区域においては、建築物の新築・更新と併せた良質な居住空間の創出が求められます。
市街化調整区域においては、無秩序な農地の宅地開発の規制や集落地周辺的生活環境整備等により、良質な営農環境を保全していく必要があります。

③ 地域風土の保全・創出

・自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

本地域の背後にそびえる西目山及び地域の東南を流れる佐波川は、本市の特徴ある自然空間であり、二六台は、地域活動の場として活用されています。また、玉祖神社、若宮神社等の社寺は、地域固有の風土を形成しており、地域を形づくる自然や歴史的文化遺産等を守り、活かすことにより、地域固有の風土の保全と創出を図る必要があります。

玉祖地域課題図



- ・人口は減少傾向
- ・高齢化の進行が著しい

○超高齢社会へ対応した地域づくり

- ・平地の大部分を市街化調整区域が占めており、市街地環境の充実が図りにくい

○地域コミュニティを支える拠点づくり

- ・市街化区域においては、市街地基盤の整備による良質な居住空間の創出が求められる

○生活基盤の整備による良好な居住空間の創出

- ・市街化調整区域においては、無秩序な農地の宅地開発の規制や集落地周辺の生活環境整備等により、良質な営農環境を保全していく必要がある

○集落地部の営農環境の保全



- ・農業を主体とした産業形態
- ・主要幹線道路が集まり、広域的な交通の利便性が高い

○地域の特性を活かした新たな産業展開

- ・地域の山々や佐波川、歴史文化遺産、社寺等が地域固有の風土を形成

○自然や歴史等の地域固有の風土の保全と創出

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の豊かな自然環境を将来にわたり守り、自然とともにある環境整備を目指し、**自然と交通利便性を活かしたゆとりと潤いのある地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

自然と交通利便性を活かしたゆとりと潤いのある地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 新たな産業空間の創出

広域的な交通の利便性を活かした産業基盤の整備により、新たな産業空間の創出を図ります。

② 自然環境と地域風土の保全

西目山等の山々、佐波川をはじめとした河川については、自然環境を保全し、人々の憩いとやすらぎの場として利用できるよう整備を推進します。また、地域の風土を形づくる上で重要な役割を果たしている歴史的文化遺産や社寺についても、積極的に保全を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

玉祖地域においては、地域核として、地域コミュニティやレクリエーションの拠点となる公共施設や玉祖神社、二六台等が位置するエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

市街化区域内の住宅地については、地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の誘導を図り、風土の保全や建築物の不燃化対策等を推進し、居住環境の改善と防災機能の向上を図ります。

市街化調整区域に広がる住宅地については、宅地化の進行による無秩序な市街地形成が懸念されるため、『山口県都市計画区域マスタープラン』に示される方針に沿って、地域の特性に応じた居住環境の形成を図ります。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産性の向上を図ります。

西目山等の山々については、自然環境、地域景観の観点から維持・保全を図り、二六台周辺については、市民のレクリエーションの場としての利活用を図ります。

「玉祖地区（大崎）」については、都市計画道路環状一号線、開出塚原線の整備等により、臨海産業地帯と連携した土地利用が可能となるため、将来の新たな内陸型産業基盤としての土地利用の転換を推進します。

③ 施設整備に関する方針

■道路・交通

都市計画道路開出塚原線については、臨海部の産業地帯と市内の交通流動の向上から、早期に全線の整備を推進します。

その他の都市計画道路については、市域全体における道路のネットワーク状況を踏まえて整備を推進することにより、交通利便性の向上を図ります。

生活道路については、道路の拡幅や道路形態の見直しを推進することにより、安全性の向上を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

■河川・公共下水道

佐波川については、豊かな自然と清らかな水を保全し、自然にふれあい親しめる周辺的环境整備を進め、治水による安全性の確保と並行して、本市を代表する一級河川として豊かな水辺空間の創出を図ります。

剣川、甲久保川等の河川については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（汚水）の事業計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈地域資源を守り活かしたまちづくりを進める〉

二六台の周辺については、地域固有の自然環境や自然景観を守り、自然と親しむことのできるレクリエーションの場としての整備を推進します。

玉祖神社の社叢については、地域の風土を形づくる緑地空間となっているため、保全を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

西目山等地域の山々、佐波川をはじめとする河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

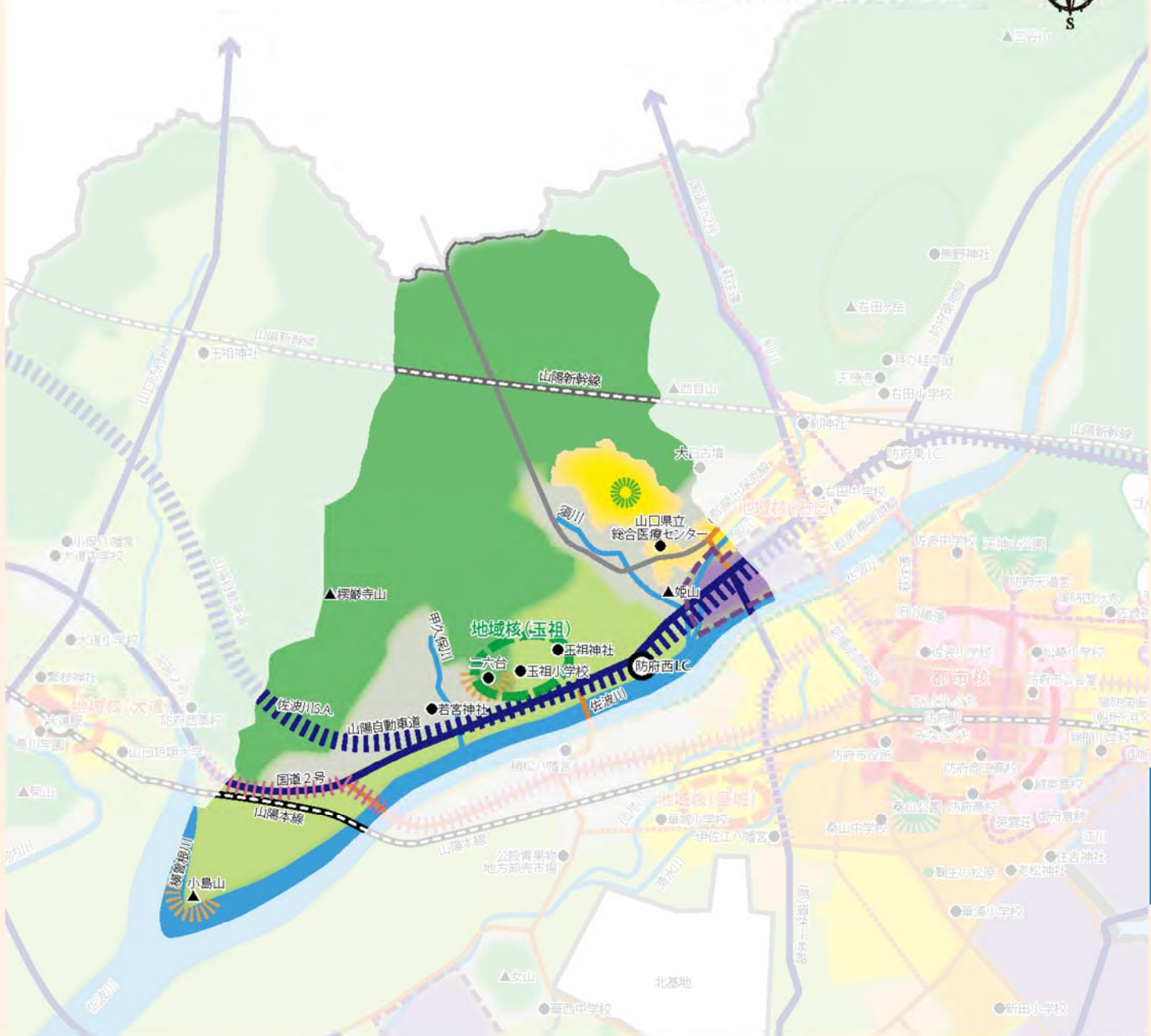
〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

山々と多くの河川に囲まれているため、治山、治水による自然災害に強いまちづくりを推進します。新規の公園の整備については、災害時における防災機能を兼ね備えた多機能な公園の整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

玉祖地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		レクリエーション機能の創出
	産業・業務活動の活発化に向けた、新たな産業・業務基盤の整備の候補地		河川空間周辺環境の整備
	沿道に商業・業務を誘導する路線		広域幹線交通軸（高速道路）
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	農地の保全を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
	山の緑の保全を図る区域		地域幹線交通軸（鉄道）
	眺望点の整備		

第5章

まちづくりの地域別構想

8 富海地域

(1) 地域の概況と特性

富海地域は、本市の東部に位置し、旧来、宿場町と農・漁業を中心に集落が形成されたため、市街地は旧山陽道（県道富海停車場線）沿い、漁港周辺を中心とした市街化区域に形成されています。また、三方を山に固まれた地形にあるため平坦地が少なく、田畑の多くは棚田やみかん園等、傾斜地を利用したものとなっています。

広域幹線道路である国道2号が地域の中央を東西に走り、本市の中心部へ連絡する旧国道2号（県道）との分岐点となっており、JR山陽本線の富海駅が位置するため、本市における東の玄関口にあたります。

富海海岸は本市の最大規模の砂浜海岸であり、夏に多くの海水浴客が集まるため、市内の海浜レクリエーション地としての性格をもつ地域となっています。



■地域の基礎データ

面積	1,220ha (6.4%) [市街化区域 82ha、市街化調整区域 1,138ha]
人口	2,009人 (1.7%)
高齢化率	47.8%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-29.4%
世帯数	861世帯 (1.8%)

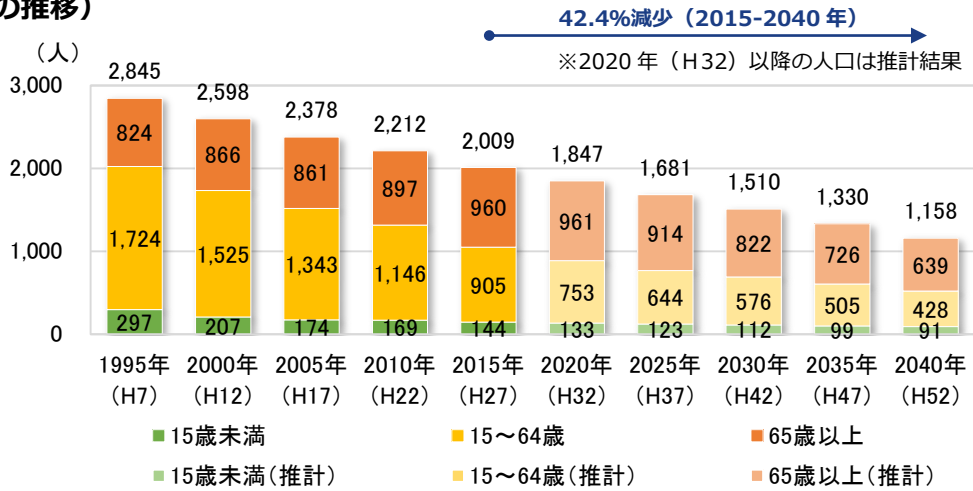
※（ ）内は市全体に占める割合

■人口・世帯の動向

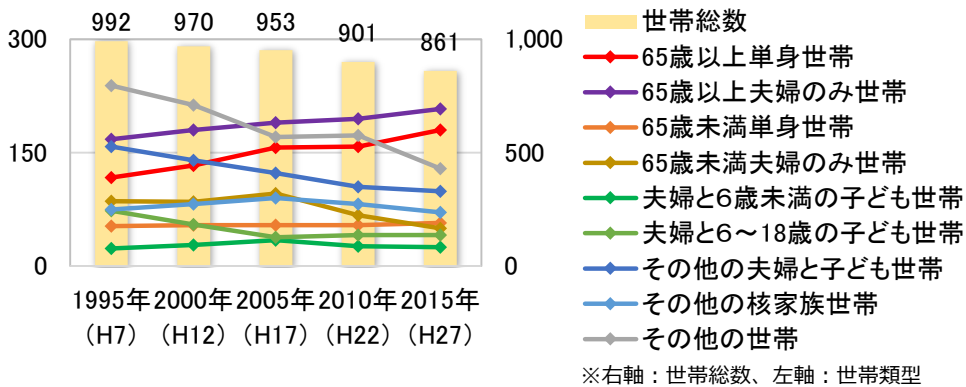
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の20年間で30%減少しています。人口構成では少子高齢化が進行しており、高齢化率は48%となっています。また、推計結果によると、人口減少と少子高齢化が一層進行していくことが予測されます。

世帯数も、一貫して減少しており、世帯類型では、高齢者の夫婦世帯が最も多く、高齢者の単身世帯が著しく増加しています。

（人口の推移）



（世帯数の推移）

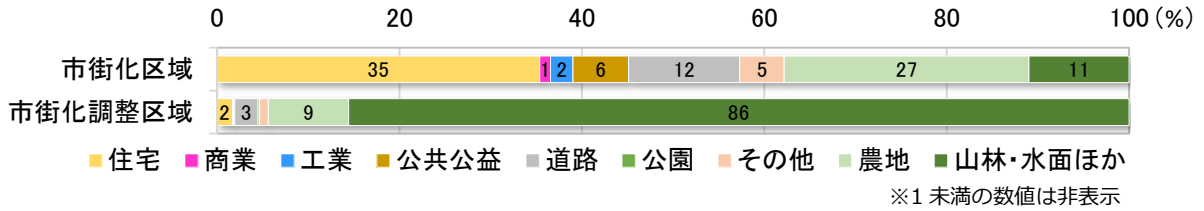


■土地利用

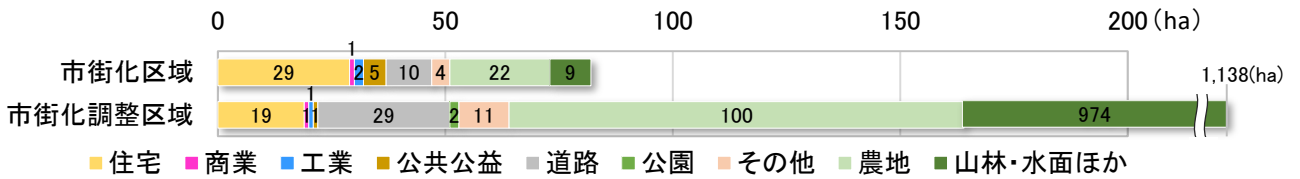
市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、35%を占めています。また、約30%が農地となっています。

市街化調整区域の86%が山林等で、約10%が農地となっています。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

・人口減少と超高齢社会への対応

本地域は、人口・世帯数ともに減少しており、高齢化の進行が著しいことから、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

・地域の特性を活かした産業の創出

本地域は農・漁業等を主体とした産業構造にあります。本市の中心部から鉄道でのアクセスが可能であるため、観光の振興等、地域の特性を活かした産業の創出を図る必要があります。

3 市街地環境からみた課題

① 市街化区域における居住環境の改善

- ・生活基盤の改善と防災機能の向上による定住の促進
- ・良好な居住空間の創出

旧山陽道、富海漁港を中心に形成される市街地は、商業施設、公共施設が立地しており、地域の中心的な役割を果たしています。しかし、家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障が出ており、人口の流出と居住者の高齢化による活力低下や空き家の増加等が懸念されるため、建築物の新築・更新と併せた生活基盤の整備による居住環境の改善と防災機能の強化が求められます。また、定住の促進のためには、富海海岸の水辺空間等の地域固有の風土を活かした居住環境の形成が求められます。

② 公共交通機関の連携

・富海駅周辺の利活用

富海駅は、駅前広場が狭く、駅と富海海岸を結ぶアクセスが十分でないことから、富海駅と周辺の活用が望まれます。

③ 富海海岸の保全と利活用

・レクリエーション機能の充実による潤いのある海辺空間の創造

富海海岸は、本市の最大規模の砂浜海岸であり、人々に潤いを与える重要な海辺のレクリエーションの場として自然環境を守り、レクリエーション機能の充実を図ることにより、年間を通して楽しめる海辺空間の創造が望まれます。

④ 風土の保全

・培われてきた風土の保全

宿場町の雰囲気や今に残す旧山陽道、大平山等の山々、南に広がる富海海岸は、地域における固有の風土であるため、将来にわたり保全することが求められます。

富海地域課題図



- ・人口・世帯数ともに減少傾向
- ・高齢化が著しく進行

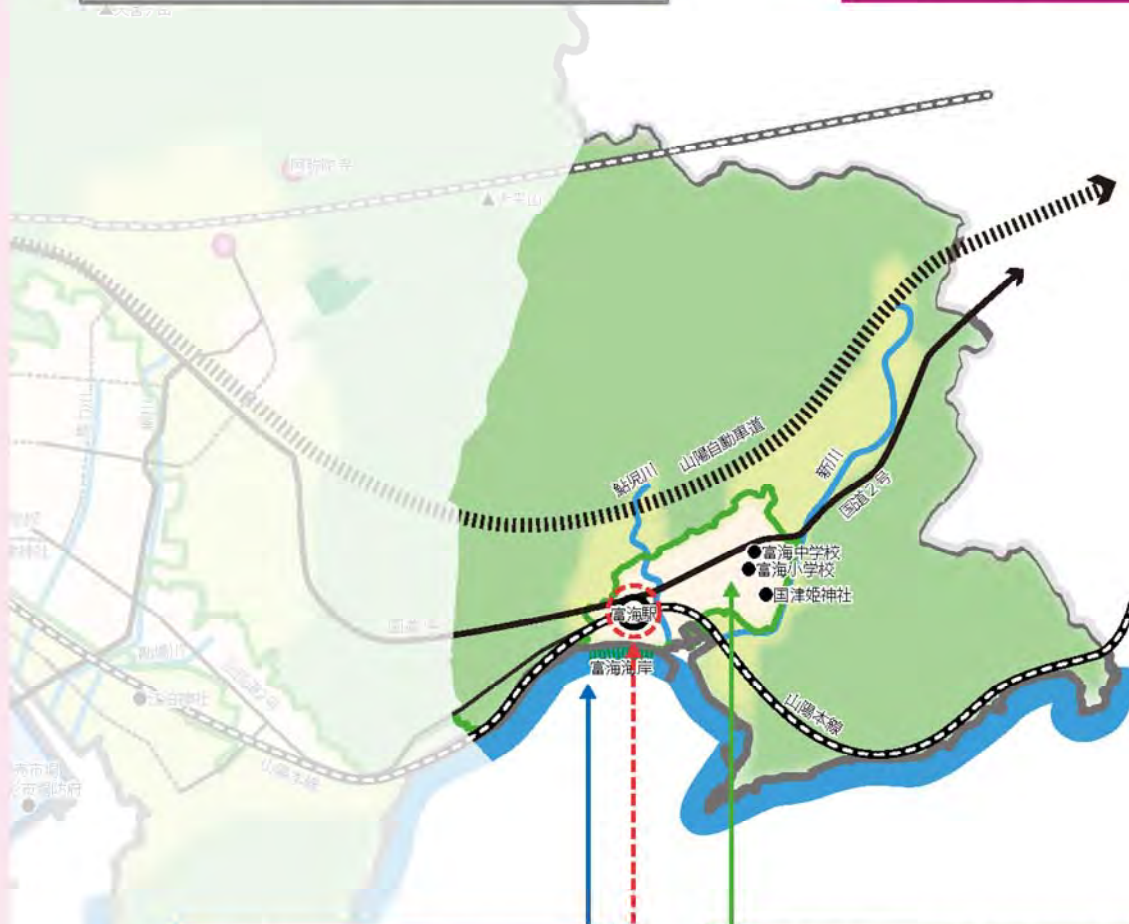
○人口減少と超高齢社会への対応

- ・農・漁業等第を主体とした産業構造
- ・本市の中心部から鉄道でのアクセスが可能

○地域の特性を活かした産業の創出

- ・宿場町の雰囲気や今に残す旧山陽道、大平山等の山々、富海海岸が、地域固有の風土を形成

○培われてきた風土の保全



- ・本市最大規模の砂浜海岸である富海海岸が市民のレクリエーション地として活用されている

○レクリエーション機能の充実による潤いのある海辺空間の創造

- ・富海駅の駅前空間が狭い

○富海駅周辺の利活用

- ・旧山陽道、富海漁港を中心に形成される市街地は、商業施設、公共施設が立地し、地域の中心的な役割を果たしている

- ・家屋の密集、老朽化、狭あい道路等の諸要因から建築物の建替えに支障がある

○生活基盤の改善と防災機能の向上による定住の促進

○良好な居住空間の創出

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

良好な海辺環境の活用等、地域の特性を活かすとともに、質の高い市街地環境の創出を目指し、**海辺を活かし潤いとやすらぎのある地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

海辺を活かし潤いとやすらぎのある地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 富海海岸の利活用

富海海岸は、本市の最大規模の砂浜海岸であり、地域を特徴づける貴重な海辺空間の保全を図ります。また、富海駅に近く誰もが気軽に立ち寄れる立地条件にあるため、人々のレクリエーションの場、子どもたちの自然学習の場等、自然にふれあい親しめるような海辺空間として利活用を図ります。

② 地域の特性を活かした居住環境の創造

本地域は、大平山等の山々、富海海岸などの自然、宿場町としての歴史・文化資源が地域の特性となっているため、本市の中心部とは趣の違った自然とともにある居住環境を創出することにより、やすらぎのある地域づくりを進めます。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

富海地域においては、地域核として、旧街道を軸に、交通の要衝となる富海駅、市民のレクリエーションの場となる富海海岸、地域コミュニティの拠点となる公共施設の連携が見込めるエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

市街化区域内の住宅地については、地域の特性を踏まえ、地区計画等の導入による道路、公園等の整備や建築物等の適切な誘導により、居住環境の改善を図ります。

市街化調整区域の集落地については、地域の特性を活かし、周辺環境と調和した居住空間の形成を図ります。

国道2号の沿道には、沿道サービス機能と居住地に対する緩衝機能の向上のため、商業・業務施設の誘導を図ります。

家屋の密集している住宅地については、家屋の不燃化を進め、防災性の向上を推進します。

優良農地については、将来にわたり保全し、農業基盤の改善等の推進により、生産の向上を図ります。

大平山等の地域の山々については、自然環境、地域景観の観点から保全を図ります。また、大平山周辺については、市民のレクリエーションの場としての利活用を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■ 道路・交通

国道2号については、4車線化の早期整備を促進します。

県道富海停車場線については、歴史的な建築物等の保全や沿道における小規模な公園の設置等、旧

山陽道としての歴史的経緯を踏まえた整備を検討します。

富海駅については、自動車によるアクセス性の向上と、駅と富海海岸を結ぶ駅周辺の活用を推進し、地域の交通拠点としての機能の向上を図ります。

生活道路については、道路の拡幅や道路形態の見直しによる安全性の向上を、地域の特性に応じて推進します。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

富海海岸については、海辺の環境を活かした多様なレクリエーションの場として公園の整備を推進します。

■河川・公共下水道

新川、鮎見川等については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

公共下水道については、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図ります。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、雨水排水路の整備により、浸水対策を推進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈地域の特性を活かしたまちづくりを進める〉

富海海岸は、憩いとやすらぎを与える自然空間であるため、周辺道路や公共交通との連携の強化と公園機能の充実を図り、年間を通して楽しめる海辺のレクリエーション空間の創出を図ります。

国津姫神社と周囲を取り巻く社寺林は、地域の風土を代表する地域の人々の貴重な緑地空間であるため、緑地空間の保全を図ります。

富海駅は、富海海岸、旧山陽道に近く観光の玄関口でもあるため、海辺や宿場町をイメージできるにぎわいと個性ある街並みの創出を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

大平山等の周囲の山々、海岸、河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちをつくる〉

家屋が密集し火災の延焼等、防災上の危険性の高い地域については、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅、防災施設の整備を促進し、防災性の向上を図ります。

山々と海、河川に囲まれているため、治山、治水による自然災害に強いまちづくりを推進します。

公園の整備については、災害時における防災機能を兼ね備えた多機能な公園の整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

富海地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	地域の拠点として利便性の高い都市空間を創出する区域		眺望点の整備
	市街地基盤の改善・整備と建築物などの誘導により良好な居住環境を創出する区域		河川空間周辺的环境整備
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		自然海岸の保全を図る区域
	農地の保全を図る区域		広域幹線交通軸（高速道路）
	山の緑の保全を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	歴史風土を活かすネットワーク軸の形成		地域幹線交通軸（現道あり）
	歴史・文化遺産の保全・活用		地域幹線交通軸（鉄道）
	レクリエーション機能の創出		

第5章

まちづくりの地域別構想

9 大道地域

(1) 地域の概況と特性

大道地域は本市の西部に位置し、横曽根川、河内川に沿った低平地に農地が広がり、周囲には集落が点在しています。特に、横曽根川・佐波川河口の右岸には干拓による広大な農地が整備されています。

地域内を広域幹線道路である国道2号、JR山陽本線等の主要交通が横断しており、大道駅が位置しています。県道宇部防府線、県道山口防府線、防府湾岸道路の整備等が整備され、地域における自動車交通の利便性は大きく向上しています。

市街地は、大道駅を中心に形成されており、スーパー等の商業施設、山口短期大学、高川学園等の教育施設、公営住宅等が集積し、地域の拠点となっています。



■ 地域の基礎データ

面積	2,466ha (13.0%) [市街化区域 51ha、市街化調整区域 2,415ha]
人口	5,505人 (4.7%)
高齢化率	41.9%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-16.7%
世帯数	1,899世帯 (4.0%)

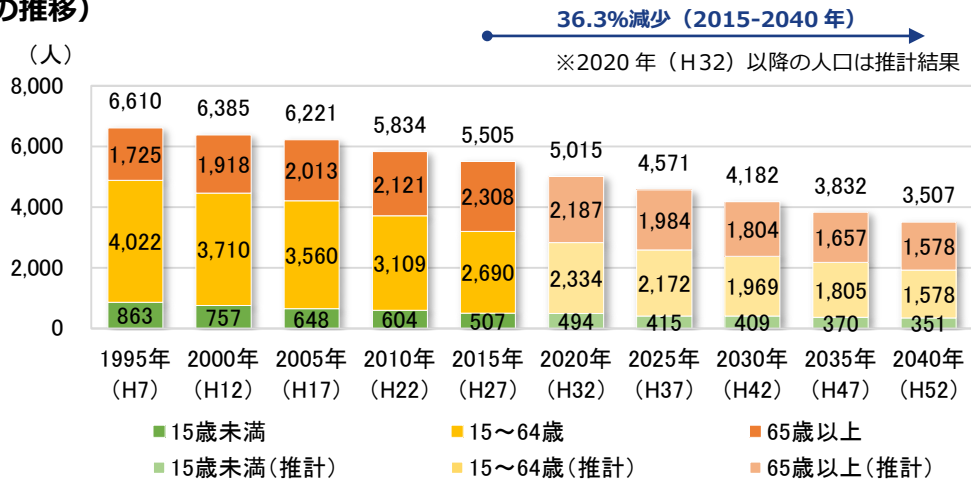
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯の動向

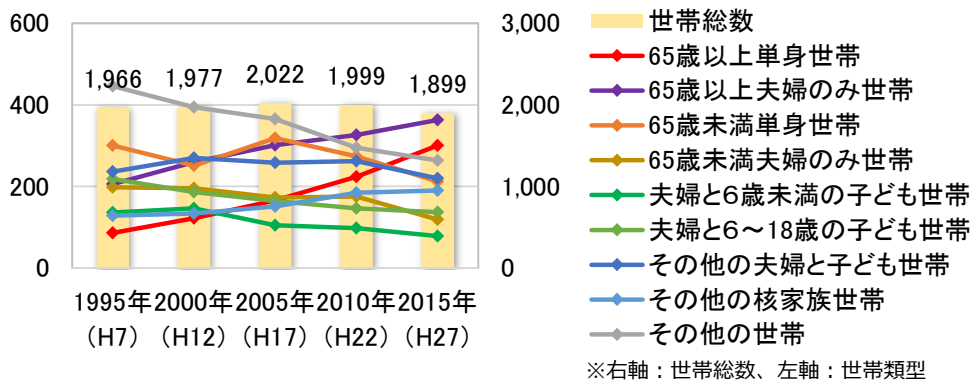
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の20年間で17%減少しています。人口構成では少子高齢化が進行しており、高齢化率は42%となっています。また、推計結果によると、人口減少と少子高齢化が一層進行していくことが予測されます。

世帯数は、2005年をピークに減少傾向にあります。世帯類型では、高齢者夫婦のみ世帯が最も多く、高齢者の単身世帯が著しく増加しています。高齢者のみ世帯以外は減少傾向となっています。

（人口の推移）



（世帯数の推移）

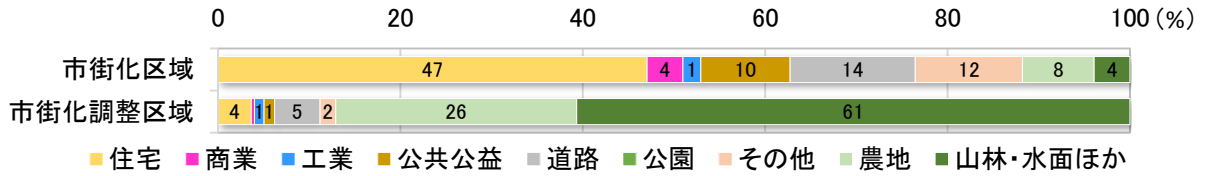


■土地利用

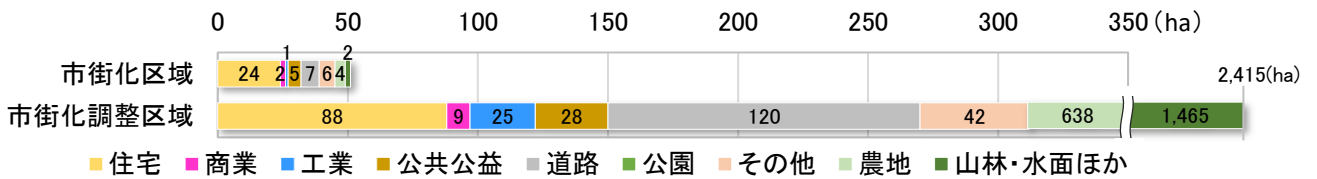
市街化区域では、住宅系の用途が最も多く、約50%を占めています。また、約10%が公共公益となっています。

市街化調整区域の約60%が山林等で、約30%が農地となっています。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

・人口減少と超高齢化の進展への対応

本地域は、人口・世帯数ともに減少傾向にあり、高齢化の進行が著しいことから、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

・地域の特性を活用した産業の誘導

本地域は、農業を主体とした産業構造であり、工業等の集積はみられません。

国道2号をはじめ道路網が充実しているため、この地域の特性を活用した産業の誘導が見込める地域です。

3 市街地環境からみた課題

① 地域の拠点の形成

・都市機能の充実と魅力ある市街地づくり

大道駅を中心に形成される市街地は、商業施設や公共施設が集まり、地域の拠点となっており、その魅力を高めるため、駅周辺の整備、建築物の新築・更新と併せた生活基盤の整備により、ゆとりある質の高い市街地形成と防災機能の強化が求められます。

② 地域の潜在能力の活用

・幹線道路網を活用した新たな地域づくり

本地域の交通利便性は、大きく向上しており、地域のポテンシャルを活用した新たな地域づくりが望まれます。

③ 特徴ある地域風土の保全

・地域の風土の保全

佐波川河口に広がる農地と点在する農村集落は、本地域を代表する風景となっているため、地域固有の風土として保全する必要があります。

大道地域課題図

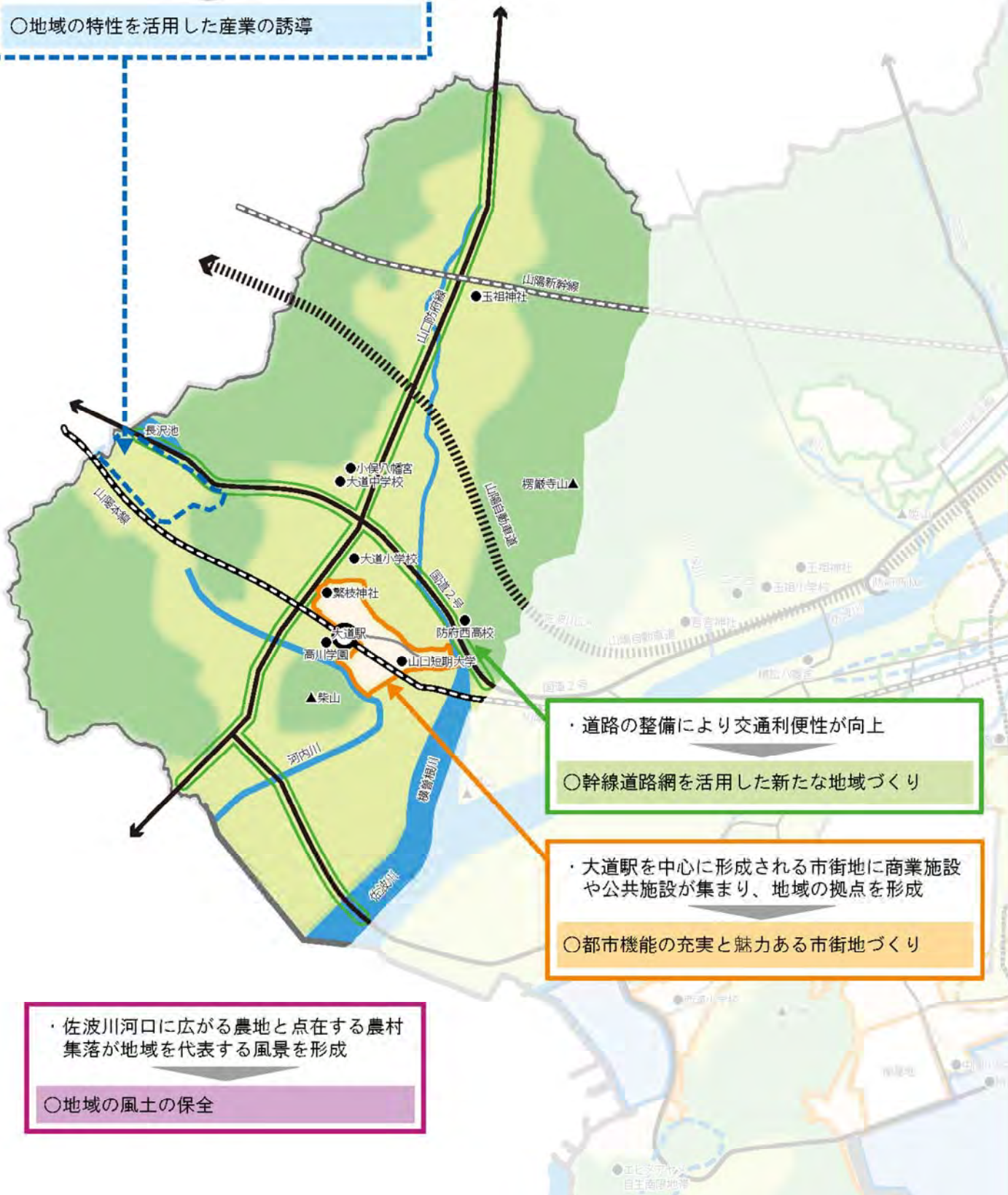


- ・人口・世帯数ともに減少傾向
- ・高齢化の進行が著しい

○人口減少と超高齢化の進展への対応

- ・農業を主体とした産業形態にあり、工業等の集積は見られない
- ・国道2号をはじめ道路網が充実

○地域の特性を活用した産業の誘導



・道路の整備により交通利便性が向上

○幹線道路網を活用した新たな地域づくり

・大道駅を中心に形成される市街地に商業施設や公共施設が集まり、地域の拠点形成

○都市機能の充実と魅力ある市街地づくり

・佐波川河口に広がる農地と点在する農村集落が地域を代表する風景を形成

○地域の風土の保全

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

豊かな自然環境や農村環境を守り、地域の特性を活かした市街地機能の充実を図ることにより、将来に向けたより活力ある地域づくりを目指し、**豊かな自然と居住空間が調和する地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

豊かな自然と居住空間が調和する地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 大道駅を中心とした市街地の形成

大道駅を中心とする市街地については、本地域における拠点として、日常生活の利便性を高めるまちづくりを展開します。

② 道路網を活かした新たな産業の展開

近隣都市や市内の臨海部を結ぶ道路網による、自動車交通の利便性を活かした新たな産業の立地を図り、地域における産業構造の多様化を促します。

③ 自然環境の保全

周囲を囲む山々と横曽根川、河内川、長沢池等の自然空間については、地域を形づくる自然環境や自然景観として保全を図ります。また、地域の風土を形づくる上で重要な役割を果たしている社寺等についても、積極的に保全を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

大道地域においては、地域核として、交通の要衝となる大道駅を中心に、生活利便、教育、交流機能が集積するエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

大道駅の周辺については、地域の人々の日常生活における利便性の向上や高校・大学に通う多くの学生が集えるにぎわいある空間の創出を図ります。また、建物が密集し、生活道路が未整備な区域については、地区計画等の導入による道路、公園等の整備や建築物等の適切な誘導により、居住環境の改善を図ります。

市街化調整区域の集落地については、居住環境の向上を図るため、地区計画等の導入による道路、公園等の整備と建築物等の誘導により、ゆとりある質の高い居住空間の創出を図ります。

国道2号（長沢）の沿道については、新たな産業を誘導することによる産業構造の多様化を図ります。

楞りょうごんじやま厳寺山等の地域の山々、農地については、自然環境や地域景観の観点から保全を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■道路・交通

国道2号については、4車線化（長沢）の早期整備を促進します。

生活道路については、道路の拡幅や道路形態の見直しによる安全性の向上を地域の特性に応じて推進します。

大道駅については、地域の重要な交通の拠点であり、地域住民や学生等多くの利用があることから、より利用しやすい駅となるよう施設や機能の充実を図ります。

■公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽にスポーツを楽しむことができる公園等、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

■河川・公共下水道

横曽根川、河内川等については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

また、衛生的で快適な居住環境を実現するため、公共下水道（污水）の事業計画区域内の早期整備を図ります。その他の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈地域資源を守り活かしたまちづくり〉

長沢池周辺については、地域の自然環境を保全し、レクリエーションの場として利活用を図ります。

繁枝神社、小俣八幡宮等の社寺、社寺林については、地域の風土を形づくる緑地空間となっているため、保全を図ります。

農地や集落地に囲まれた柴山等の里山については、地域の背景をなす景観であり、貴重な緑地空間であるため、維持・保全を図ります。

〈にぎわいある地域拠点の演出〉

大道駅周辺については、地域の拠点としてにぎわいを演出する都市空間の創出を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

楞りょうごんじやま厳寺山等の周囲の山々、横曽根川、河内川等の河川については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

〈災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり〉

家屋が密集し火災の延焼等、防災上の危険性の高い地域については、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅、防災施設の整備を促進し、防災性の向上を図ります。

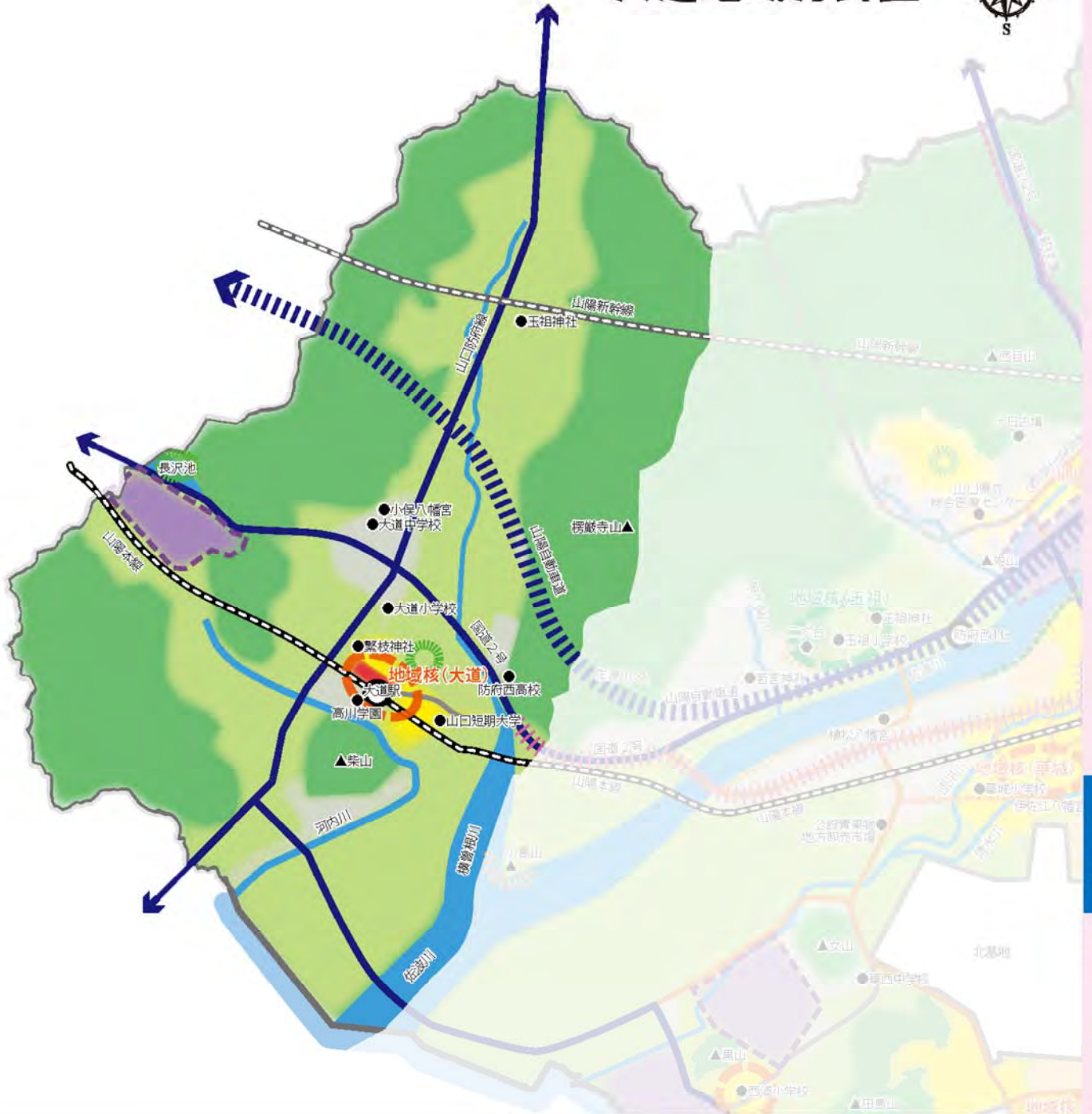
山々と河川に囲まれているため、治山、治水による自然災害に強いまちづくりを推進します。

公園の整備については、災害時における防災機能を兼ね備えた多機能な公園の整備を推進します。

第5章

まちづくりの地域別構想

大道地域方針図



凡例

項目	内容	項目	内容
	地域の拠点として利便性の高い都市空間を創出する区域		山の緑の保全を図る区域
	市街地基盤の改善・整備と建築物等の誘導により良好な居住環境を創出する区域		レクリエーション機能の創出
	産業・業務活動の活発化に向けた、新たな産業・業務基盤の整備の候補地		河川空間周辺的环境整備
	沿道に商業・業務を誘導する路線		広域幹線交通軸（高速道路）
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	農地の保全を図る区域		地域幹線交通軸（鉄道）

第5章

まちづくりの地域別構想

10 向島地域

(1) 地域の概況と特性

向島地域は、本市の南部に位置する島で、中央には錦山があり、本土とは錦橋で結ばれています。全域が市街化調整区域の地域で、島北部の海岸線に沿った平地に集落が形成されています。

地域の西側には、向島運動公園が立地し、市民のスポーツ、レクリエーション地として利用されています。



■地域の基礎データ

面積	813ha (4.3%) [市街化調整区域 813ha]
人口	1,297人 (1.1%)
高齢化率	46.5%
人口増減率 1995(H7)～2015(H27)年	-34.2%
世帯数	570世帯 (1.2%)

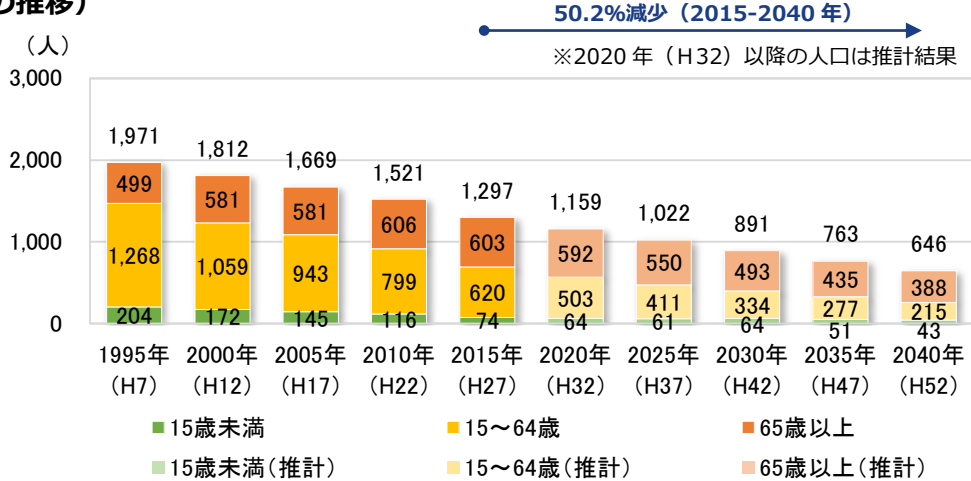
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯

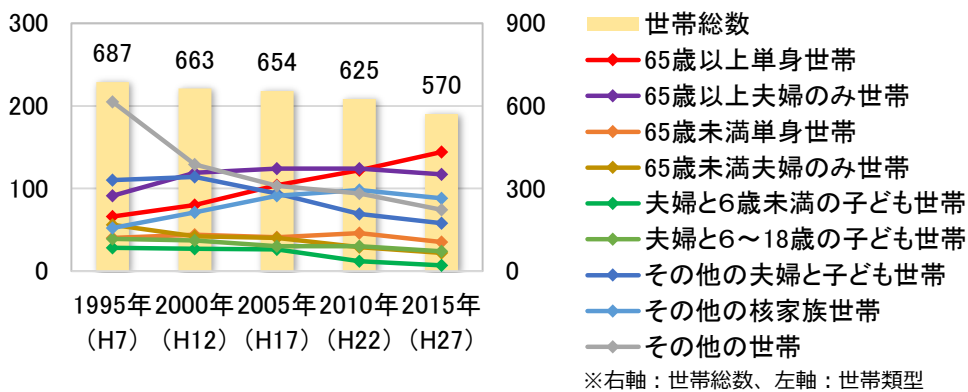
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の20年間で34%減少しています。人口構成では少子高齢化が進行しており、高齢化率は47%となっています。また、推計結果によると、人口減少と少子高齢化が一層進行していくことが予測されます。

世帯数も一貫して減少しており、世帯類型では、高齢者の単身世帯が増加し、最も多くなっています。

（人口の推移）



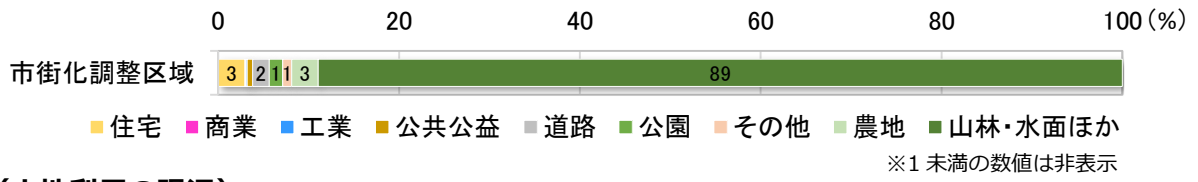
（世帯数の推移）



■土地利用

本地域は全域が市街化調整区域にあり、地域の大部分を山林等が占めています。

(土地利用の内訳)



(土地利用の現況)



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

- ・人口減少と超高齢社会の進展への対応

本地域は、人口・世帯数ともに減少しており、高齢化の進行が著しいことから、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

- ・地域の特性を活かした産業の創出

本地域は、漁業等を主体とした産業構造にありますが、周辺臨海地域からのアクセスが可能であるため、観光の振興等、地域の特性を活かした産業の創出を図る必要があります。

3 市街地環境からみた課題

① 秩序ある居住環境の形成

- ・居住環境のルール化

本地域については、他地域への人口流出と居住者の高齢化による活力低下が懸念されるため、居住環境のルール化を図り、秩序ある居住環境を形成する必要があります。

② 公園等の公共空地の充実

- ・既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

本地域では、運動公園として向島運動公園が整備されています。市民ニーズの多様化に対応するため、防災機能等の諸機能を付加していくことが求められます。

向島地域課題図



- ・人口・世帯数がともに減少
- ・高齢化の進行が著しい

○人口減少と超高齢社会の進展への対応

- ・他地域への人口流出と居住者の高齢化による活力低下が懸念される

○居住環境のルール化

- ・漁業等を主体とした産業構造
- ・周辺臨海地域からのアクセスが可能

○地域の特性を活かした産業の創出

- ・向島運動公園が整備されている
- ・公園や緑地に対する市民ニーズの多様化

○既存の広場や新たな公園・緑地の整備による防災機能の向上

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

運動公園の活用等、地域の特性を活かすとともに、質の高い市街地環境の創出を目指し、**自然を活かし地域交流を生み出す地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

自然を活かし地域交流を生み出す地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 向島運動公園の利活用

向島運動公園は、豊かな自然環境に囲まれたスポーツ・レクリエーションの場として、利活用を図ります。

② 豊かな自然環境の保全

本地域は、自然豊かな地域であり、海辺に隣接している風土を将来にわたり保全します。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

向島地域においては、地域核として、地域コミュニティの拠点となる学校施設、公民館が位置するエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

市街化調整区域の住宅地については、『山口県都市計画区域マスタープラン』に示される方針に沿って、市街化調整区域における地区計画を策定し、居住地形成に関するルールを設けることで、地区施設の整備と建築物等の適切な誘導により、地域の特性に応じた居住環境の形成を図ります。

錦山については、自然環境、地域景観の観点から維持・保全を図り、向島運動公園周辺については、市民のレクリエーションの場としての利活用を図ります。

③ 施設整備に関する方針

■ 道路・交通

生活道路の拡幅や道路形態の見直しを推進することにより、安全性の向上を図ります。

■ 公園・緑地

防災機能を付加した公園、気軽に立ち寄れる小規模な公園等を、『緑の基本計画』と連携を図り、必要に応じて、整備を推進します。

向島運動公園については、気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション活動の場として、各種公園機能の充実を図ります。

■ 河川・公共下水道

衛生的で快適な居住環境を実現するため、各種施策の連携により合併処理浄化槽の設置の促進や集落排水施設の整備を促進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

〈海に近い地域の特性を活かしたまちづくりを進める〉

海辺に隣接する地域の特性を活かし、より海辺と親しめる空間の整備を推進し、地域にゆとりと潤いを与える市街地環境の創出を図ります。

〈自然を守るまちづくり〉

錦山や海岸については、地域における貴重な自然空間として維持・保全を図ります。

第5章

まちづくりの地域別構想

向島地域方針図



凡例			
項目	内容	項目	内容
	一定の制約により居住環境のルール化を図る区域		既存の公園・緑地などの整備・機能拡充
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域		レクリエーション機能の創出（海辺・山間地）
	山の緑の保全を図る区域		自然海岸の保全を図る区域

第5章

まちづくりの地域別構想

11 小野地域

(1) 地域の概況と特性

小野地域は本市の北部に位置し、全域が都市計画区域外の地域となっています。

周囲を山々に囲まれ、地域の中央を流れる佐波川を挟んで低平地が広がり、集落地が点在しています。

県道防府徳地線、県道三田尻港徳地線が佐波川の兩岸を走り、本市の中心部や隣接する山口市（徳地）を結んでいます。

地域の産業は、農業をはじめとする第1次産業が主体となっています。



■地域の基礎データ

面積	4,529ha (23.9%) [都市計画区域外 4,529ha]
人口	3,333人 (2.9%)
高齢化率	38.7%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-20.8%
世帯数	1,291世帯 (2.7%)

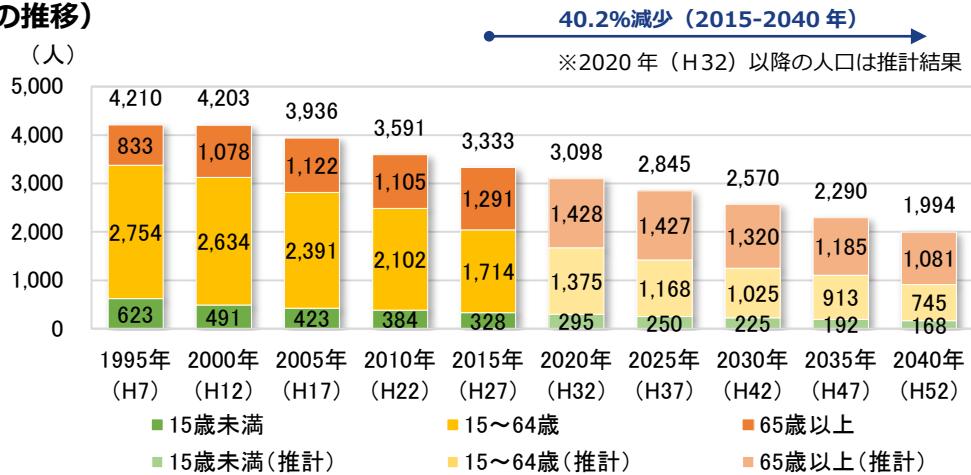
※（ ）内は市全体に占める割合

■人口・世帯の動向

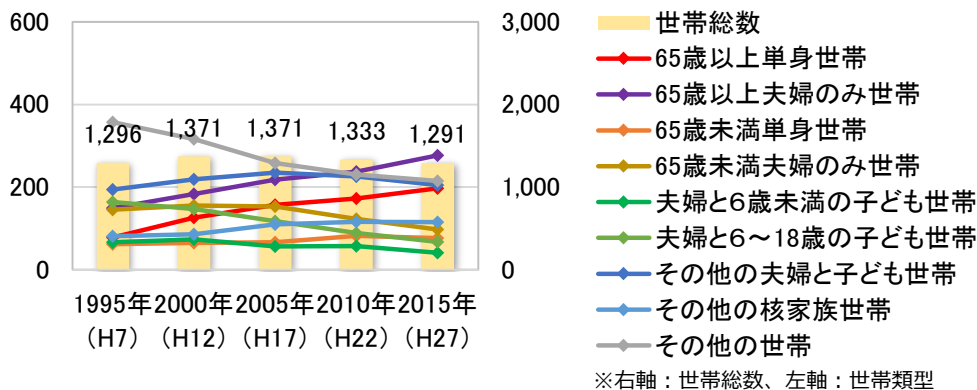
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の20年間で21%減少しています。人口構成では少子高齢化が進行しており、高齢化率は39%となっています。また、推計結果によると、人口減少と少子高齢化が一層進行していくことが予測されます。

世帯数は、2000年（平成12年）から2005年（平成17年）を最大に、以降は減少しています。世帯類型では、高齢者の夫婦世帯が最も多く、高齢者の単身世帯が著しく増加しています。

（人口の推移）



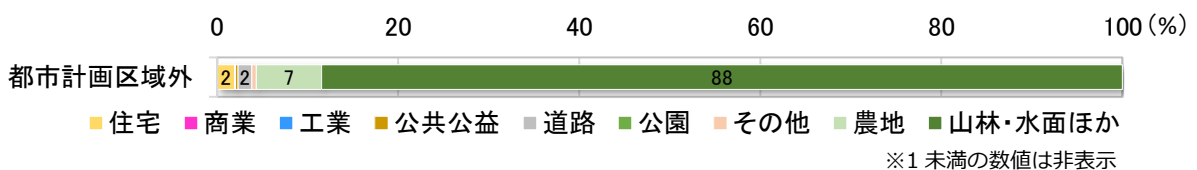
（世帯数の推移）



■土地利用

本地域は全域が都市計画区域外にあり、地域の大部分を山林等が占めています。

（土地利用の内訳）



（土地利用の現況）



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

- ・人口減少と超高齢社会の進展への対応

本地域は、人口・世帯数ともに減少傾向にあり、高齢化の進行が著しいことから、地域の持続性や超高齢社会を支える地域づくりが必要です。

2 産業環境からみた課題

- ・持続可能な営農環境の形成

本地域は、農業を主体とした産業構造であり、持続可能な営農環境を整備する必要があります。

3 市街地環境からみた課題

- ・生活環境の保全

本地域は、都市計画区域外の地域であるため、土地利用に対する規制が非常に弱い地域にあります。このため、無秩序な農地の宅地開発の規制や集落地周辺的生活環境整備等により、農村の良質な営農環境を保全し、生活環境の充実を図っていく必要があります。

第5章

まちづくりの地域別構想

小野地域課題図



・人口・世帯数ともに減少傾向
・高齢化が著しく進行

○人口減少と超高齢社会の進展への対応

・佐波川沿いの低平地に農地や集落地が点在
・農業を主体とした産業構造

○持続可能な営農環境の形成

・都市計画区域外の地域であり土地利用に対する規制が弱い

○生活環境の保全

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の豊かな自然環境を将来にわたり守り、計画的な土地利用により農地を保全し、自然とともにある地域環境の創出を目指し、**豊かな自然が息づく地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

豊かな自然が息づく地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 秩序ある土地利用の推進

周囲を囲む山々、農地等の自然環境を保全し、集落地等における生活環境の改善により、地域の特性に応じた秩序ある土地利用を推進します。

② 豊かな自然環境の保全と農業の振興

本地域は、周囲の豊かな自然を背景に農業を主体とした地域となっています。このため、周囲の山々や地域を流れる佐波川等の自然環境の保全を図り、優良農地における営農環境の改善により、農業の振興を図ります。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

小野地域においては、地域核として、地域コミュニティの拠点となる学校施設、公民館が位置するエリアを位置づけます。

② 土地利用に関する方針

農村地域の特性に応じた良好な生産基盤の整備と営農環境の改善を図り、農業の振興と農村の生活環境の一体的な形成を推進することにより、農業生産活動と生活環境の充実を図ります。

③ 施設整備に関する方針

生活道路については、道路の拡幅による車と歩行者の分離や交差点等の改良により、安全性の向上を図ります。また、歩行者を優先した道路の整備等、各種の道路形態を検討することにより、地域の特性に応じた道路整備を推進します。

誰もが気軽に利用でき、地域にゆとりとやすらぎを生む身近な公園整備を推進します。

佐波川については、水辺の楽校をはじめとする自然に学び親しめるような周辺環境整備を進め、治水による安全性の確保と並行して、本市を代表する一級河川として豊かな水辺空間の創出を図ります。

その他の河川については、治水による安全性の向上を図り、自然の豊かな河川域となるよう整備を推進し、居住地の自然空間として、潤いとやすらぎが感じられる空間の創出を図ります。

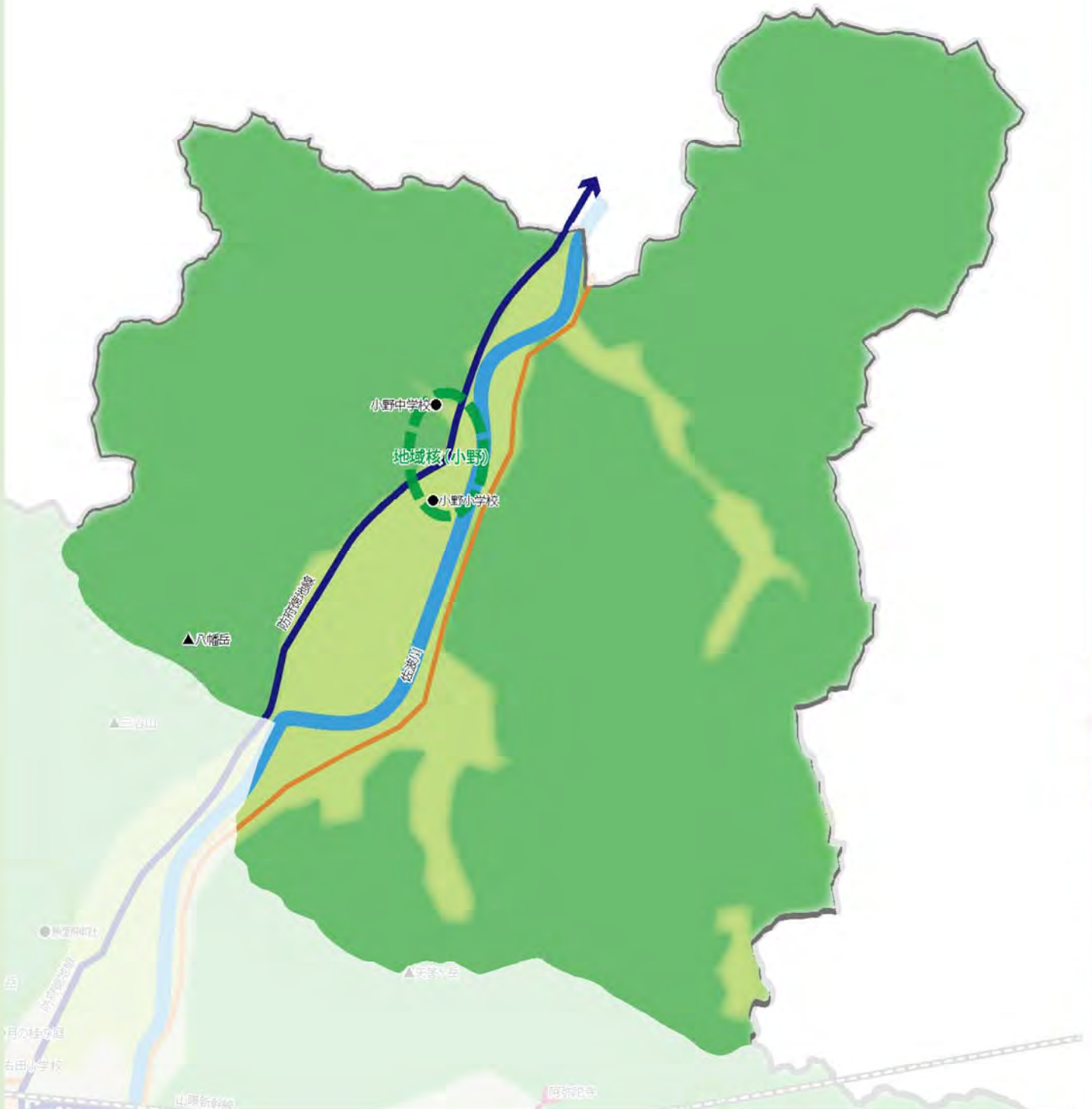
衛生的で快適な居住環境を実現するため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

④ 地域環境の形成に関する方針

周囲の山々、佐波川をはじめとする河川については、地域における貴重な自然空間として維持保全を図ります。

山々と河川に囲まれているため、治山・治水による自然災害に強いまちづくりを推進します。

小野地域方針図



凡例

項目	内容	項目	内容
	農地の保全を図る区域		広域幹線交通軸（幹線道路）
	山の緑の保全を図る区域		地域幹線交通軸（現道あり）
	河川空間周辺環境整備		



第5章

まちづくりの地域別構想

12 野島地域

(1) 地域の概況と特性

野島地域は、瀬戸内海国立公園の区域に含まれた周防灘に浮かぶ島で、三田尻港から南東に約15kmの海上に位置しています。本市で唯一の島しょ部における居住地域となっています。

産業は、漁業、水産加工等の水産業に特化しています。また、年間を通して釣り客が訪れており、島内には海水浴場とキャンプ場が整備されています。

本土との交通は、定期連絡船による海上交通となっています。



■ 地域の基礎データ

面積	87ha (0.5%) [都市計画区域外 87ha]
人口	94人 (0.1%)
高齢化率	70.2%
人口増減率 1995(H7)~2015(H27)年	-61.6%
世帯数	64世帯 (0.1%)

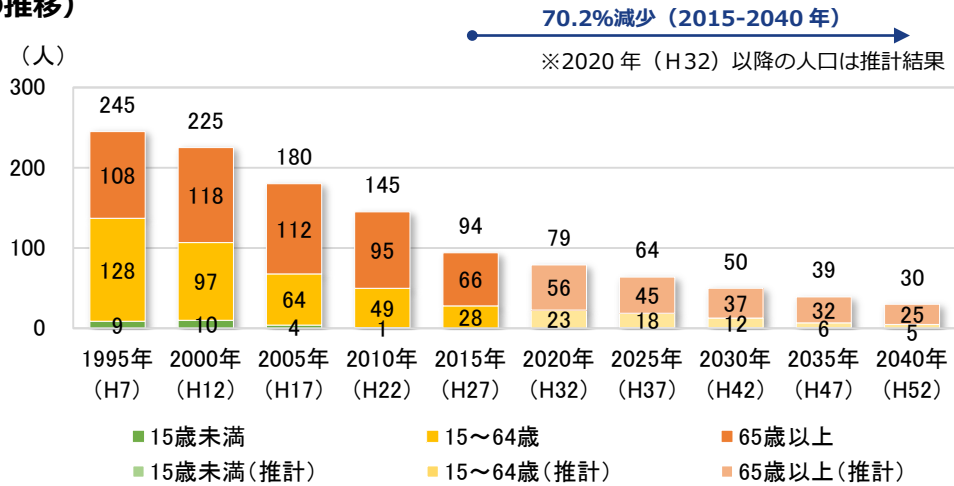
※ () 内は市全体に占める割合

■人口・世帯の動向

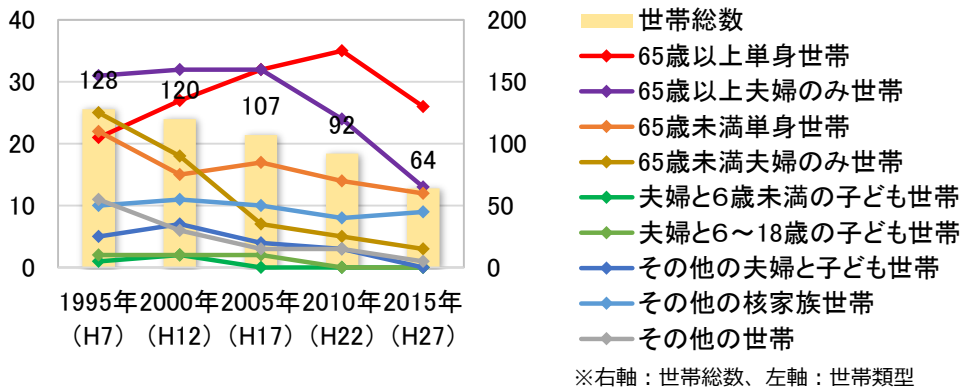
人口は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の20年間で62%減少しています。人口構成では少子高齢化が進行しており、高齢化率は70%となっています。また、推計結果によると、人口減少と少子高齢化が一層進行していくことが予測されます。

世帯数も、一貫して減少しており、世帯類型では、高齢者の単身世帯が最も多くなっています。

（人口の推移）



（世帯数の推移）



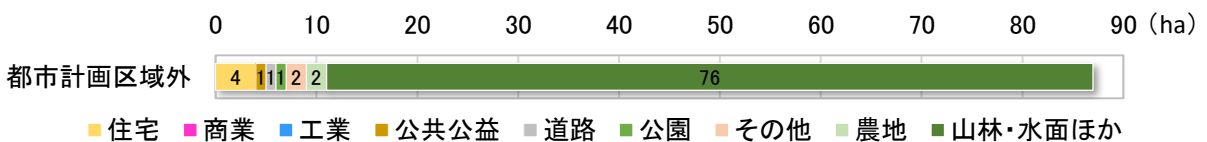
■土地利用

本地域は、全域が都市計画区域外にあり、地域の大部分を山林等が占めています。

（土地利用の内訳）



（土地利用の現況）



(2) まちづくりの課題

1 人口・世帯からみた課題

- ・人口減少と超高齢社会の進展への対応

本地域は、人口・世帯数ともに減少しており、市内で最も高齢化の進行が著しい地域となっています。離島という特性から、他地域との交流を前提とした対策が必要です。

2 産業環境からみた課題

- ・地域産業の維持
- ・地域間交流の推進

本地域は、小規模な漁業と養殖業等が産業の主体となっていますが、漁業就業者の減少、高齢化により、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

また、本地域は夏季に利用される海水浴場やキャンプ場があるほか、釣り等のレクリエーションの場としての資源を有しています。また、2001年（平成13年）より実施されている茜島シーサイドスクール事業のほか、イベント等による地域間交流が行われており、人々の交流を支える移動環境の維持が求められます。

3 市街地環境からみた課題

- ・集落地の生活環境の維持

本地域は、都市計画区域外及び離島地域にあるため、市街地環境の充実が図りにくい地域にあります。集落地周辺の生活環境整備等により島民の生活環境の維持・向上を図り、観光交流・レクリエーション産業を支える環境づくりが求められます。

第5章

まちづくりの地域別構想

野島地域課題図



・人口・世帯数がともに減少、居住者の高齢化が進行

○人口減少と超高齢社会の進展への対応

・産業は小規模な漁業と養殖業等が主体
・夏季に利用される海水浴場やキャンプ場、釣り等のレクリエーション地としての資源を保有
・茜島シーサイドスクール事業やイベント等による地域間交流を実施

○地域産業の維持
○地域間交流の推進

・都市計画区域外及び離島地域にあり、市街地環境の充実が図りにくい

○集落地の生活環境の維持

(3) まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

地域の魅力を最大限に活かし、将来にわたり持続的に地域間の交流を展開する地域を目指し、**自然を活かし人々が交流する地域づくり**を目標にまちづくりを進めます。

自然を活かし人々が交流する地域づくり

2 特徴あるまちづくりに向けて

① 活力ある野島の創造

本地域は、産業の主体である漁業の振興を図り、人々のレクリエーションの場としての利活用を図ることにより、島の活性化を進めます。

② 豊かな自然環境の保全

本地域は、自然の豊かな島であり、瀬戸内海国立公園にも指定されているため、この島のもつ豊かな自然を将来にわたり保全します。

3 まちづくりの方針

① 都市の核に関する方針

野島地域においては、地域核として、地域コミュニティの拠点となる公共施設が位置する漁港周辺を位置づけます。

② 土地利用に関する方針

本地域は、瀬戸内海国立公園に指定されているため、地域の風土を形づくる重要な自然環境を保全します。

津久美海岸等については、地域住民の安全確保のための災害防止と自然環境の保全に努めます。

③ 施設整備に関する方針

離島であるため、海上交通の利便性を図り、誰もが利用しやすく快適に移動できるよう、各種施設の充実を図ります。

誰もが気軽に利用でき、地域にゆとりとやすらぎを生む身近な公園整備を推進します。

津久美海岸については、海岸のもつ自然環境を守り、多様なレクリエーションの場として憩いやすらげる海浜空間の創出を図ります。

野島川については、自然の豊かな川となるよう配慮し、安全性の向上を図ります。

④ 地域環境の形成に関する方針

海浜に隣接する地域の特性を活かし、海浜と親しめる空間の整備を推進し、地域にゆとりと潤いを与える居住環境の創出を図ります。

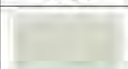



集落内は老朽木造住宅が密集し、生活道路も不十分であるほか、人口減少に伴う空き家が増加しているため、建築物の更新や除却と併せた居住環境の改善を図ります。

基幹産業である漁業については、後継者の育成や観光との連携等、漁業振興を支援します。

生産・流通・加工の基盤整備については、漁港施設と水産物の加工・冷蔵施設を一体的に整備し、新たな販路の開拓と併せ、既存商品の定着化、新たな特産品の開発等を支援します。

野島地域方針図



凡例	
項目	内容
	農・漁村集落地の環境の維持・改善を図る区域
	山の緑の保全を図る区域
	自然海岸の保全を図る区域
	広域幹線交通軸（海上交通）

第5章

まちづくりの地域別構想

An aerial illustration of a city with a blue overlay. The overlay contains the chapter title and a list of four items. The background shows a city grid, buildings, trees, and a body of water with a ship in the distance.

第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて

- 1 立地適正化計画の推進
- 2 将来都市構造を支える総合的な施策の推進
- 3 産・官・学・民の協働によるまちづくりへの推進
- 4 実現化に向けた進捗管理と見直しの推進

第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて、主要な取組として「立地適正化計画の推進」、「将来都市構造を支える総合的な施策の推進」、「産・官・学・民の協働によるまちづくりの推進」、「実現化に向けた進捗管理と見直しの推進」を掲げ、その方策の具体的な展開を示します。

主要な取組

1	立地適正化計画の推進
2	将来都市構造を支える総合的な施策の推進
3	産・官・学・民の協働によるまちづくりの推進
4	実現化に向けた進捗管理と見直しの推進

【取組の基本方針】

- 人口減少・少子高齢化という、これからのまちづくりの前提条件を踏まえ、「人口や社会の構造への適応と持続可能な都市構造の構築」を目指し、各施策を展開します。
- 都市計画マスタープランを推進する中で、過渡的、中長期的に現れる諸課題に対処できるよう、柔軟な施策展開を図ります。
- 将来都市構造の実現を目指し、都市的土地利用を図るべき空間を限定・誘導していく上で、他のエリアの受け皿を設けるため、一定の規制や投資を行うエリアを明確にし、具体の施策を展開します。

1 立地適正化計画の推進

市民生活を支える都市の核の形成を図り、働きやすく暮らしやすい居住環境の形成に向けて、『立地適正化計画』の策定に取り組みます。これにより、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の形成を担保し、都市の核を中心とした地域づくりの推進を目指します。

立地適正化に当たっては、居住環境を支える機能の立地状況、市民ニーズ、地域の実情を踏まえ、医療、福祉、産業、防災、交通等関連施策と連携し、効果的・効率的な誘導を図ります。

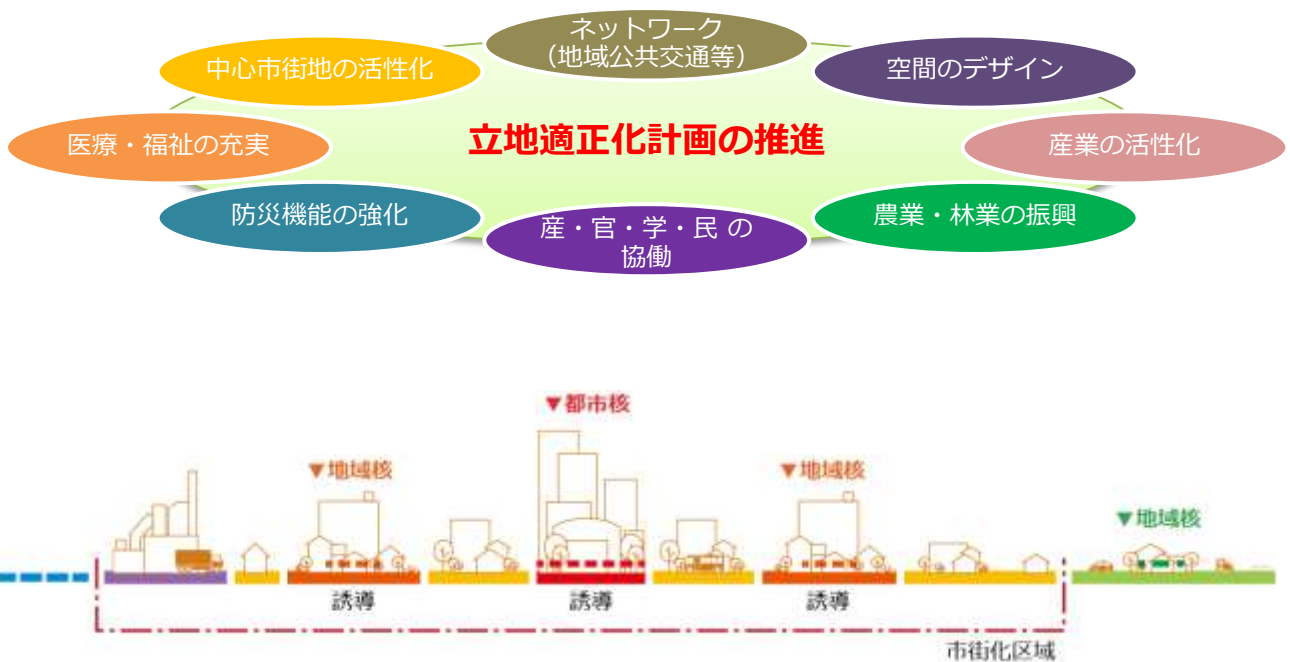
『立地適正化計画』とは

(都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画)

- ・居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる都市計画マスタープランの高度化版です。
- ・地域交通の再編との連携、居住や民間施設の誘導に資する仕組みを整える等、都市計画マスタープランの実現を担保するアクションプランとして位置づけます。
- ・都市機能施設を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る「都市機能誘導区域」と、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を目指す「居住誘導区域」を定めます。

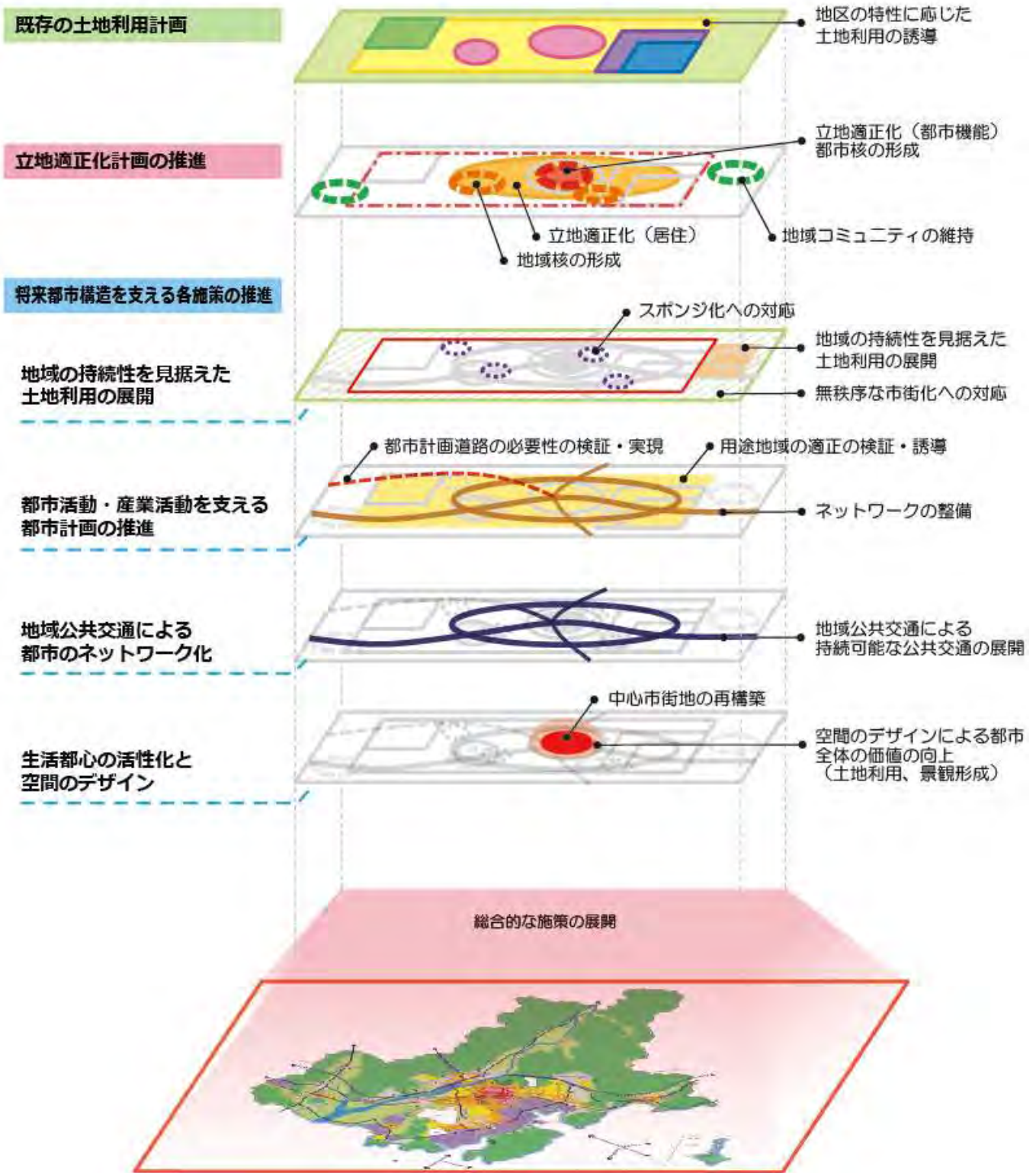
【取組方針】

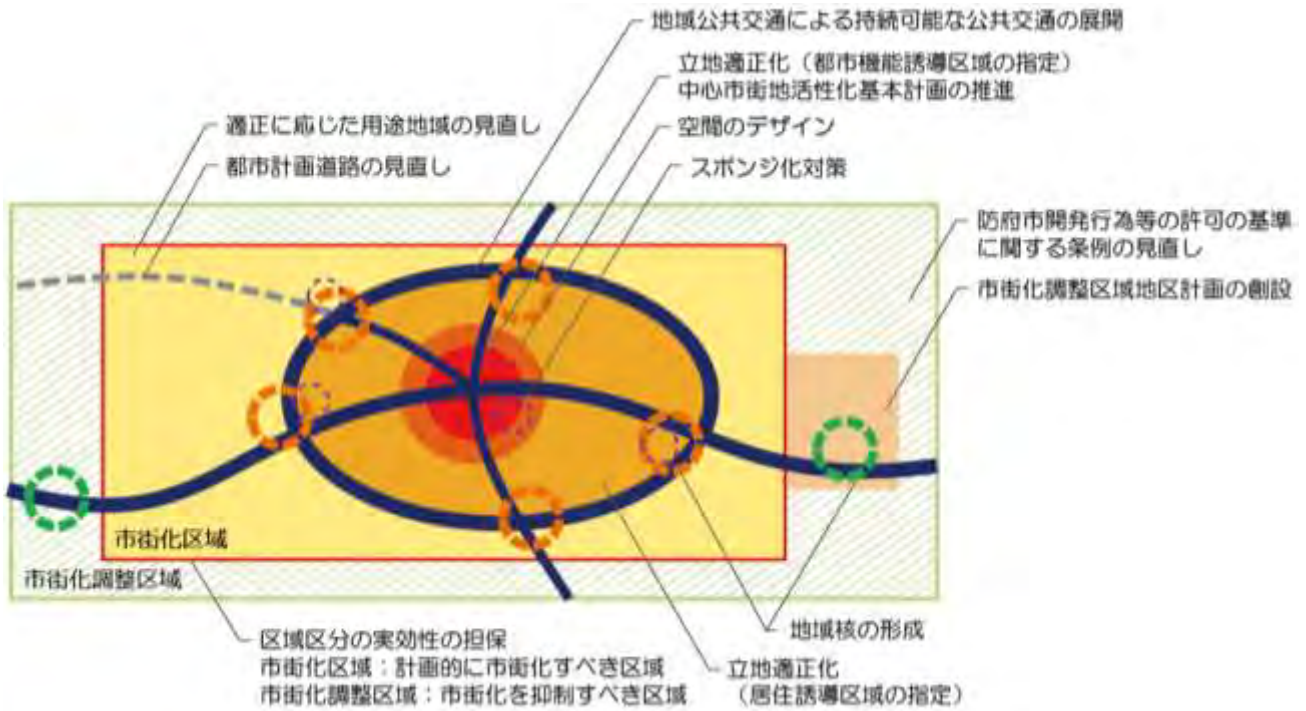
- 都市計画マスタープランに示す都市核・地域核等のエリアについて、具体的な市街地のイメージを明らかにし、それに応じた即地的な戦略を立て、核の形成に資する都市機能施設や居住の誘導等、都市空間の有効利用を図ります。
- 都市空間として維持・活用していく具体的なエリアを指定することにより、市域でランダムに発生する空地、空き家等の低未利用空間の発生により生じる治安、景観、居住環境の悪化、災害危険性の増大等の共通課題への対策を即地的に検討し、得られた成果を周辺エリアへ波及していきます。



2 将来都市構造を支える総合的な施策の推進

都市計画マスタープランの方針に沿って、立地適正化計画及び将来都市構造を支える各施策を総合的かつ一体的に展開し、都市計画の理念を踏まえた持続可能な都市の実現を目指します。





・地域の持続性を見据えた土地利用の展開

市街化調整区域において、地域コミュニティの維持、既に宅地化が進んでいる地域の環境形成、新たな産業・業務地の形成等の持続可能な都市の実現に資することを目的として、『市街化調整区域における地区計画運用基準』を策定し、地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

また、土地利用の基本的な方針に沿って、区域区分の意義を踏まえた市街化区域への開発の誘導と市街化調整区域の環境維持を目的として、市街化区域・市街化調整区域の開発状況、都市施設の整備状況等を考慮し、『防府市開発行為等の許可の基準に関する条例』の見直しを行い、居住環境の質の向上を図ります。

なお、産業・業務地の形成候補地等、新たな性格を持つ土地利用を誘導するエリアにおいては、各地域の特性に応じて、自然環境との調和等を感じられる緩急ある空間の創出に努めます。

・都市活動・産業活動を支える都市計画の推進

都市計画道路については、長期にわたって未着手となっている路線を対象とし、道路の機能、配置のほか、都市計画マスタープランに示す方針に沿って、産業活動、都市の核の形成に資する効果等を考慮し、整備の有効性及び実現性を踏まえて、路線の必要性の判断や見直しを行います。

整備の推進については、限られた財源の中で効果的・効率的なまちづくりを進めるため、既存ストックの活用可能性、投資効果等を踏まえ、優先度を見極めた上で実施していく必要があります。そのため、都市の骨格となり、産業活動を支え、都市の核を結ぶネットワーク等、重要性の高い路線から整備を推進します。

用途地域については、立地適正化計画、都市計画道路の整備状況、土地利用の誘導状況等を鑑みて、用途地域の適正を検証し、まちの質の向上に必要とされる見直しを行います。

ほか、都市計画に決定している都市施設、区域等については、必要に応じて検証・見直しを行います。

・地域公共交通による都市のネットワーク化

都市計画マスタープラン及び『立地適正化計画』と整合を図り、持続可能な公共交通の形成に向けて、『地域公共交通網形成計画』及び『地域公共交通再編実施計画』の策定に取り組みます。

公共交通の運営については、都市計画マスタープランに示す方針に沿って、働きやすく暮らしやすい居住環境のための重要な機能として地域の需要を見据えた持続可能な運営を図ります。

『地域公共交通網形成計画』及び『地域公共交通再編実施計画』とは

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成26年改正))

- ・人口減少社会における公共交通事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、地域の活力を維持、強化するために、コンパクトなまちづくりと連携して、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ることを目的とした計画です。
- ・地域公共交通網形成計画とは、地域にとって望ましい公共交通網の姿を示すマスタープランとしての役割を果たすもので、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための取組を示します。
- ・地域公共交通再編実施計画とは、地域公共交通網形成計画を実現するための実施計画となるものです。

・生活都心の活性化と空間のデザイン

生活都心の魅力の向上と活性化による継続的な発展のための、都市計画マスタープランに示す方針に基づき、関係機関と連携して、『中心市街地活性化基本計画』の策定に取り組み、市の中心部及び県央部の拠点として、にぎわいある利便性の高い空間の創出を図ります。

また、都市環境の質を高めるため、各種都市計画、景観計画、緑の基本計画に基づき、土地利用の誘導、景観の形成、まちの空間をデザインすることにより、都市全体へ波及する生活都心の魅力の構築に努めます。

『中心市街地活性化基本計画』とは

(中心市街地の活性化に関する法律)

- ・少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とした計画です。
- ・快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本として、地域の関係者が主体的に取り組み、それに対し国が集中的に支援を行う仕組みが構築されています。

・都市のスポンジ化への対応

将来都市構造の実現に向けた施策展開に当たって重大な支障となりうる空地・空き家等が、小規模な敷地単位で時間的・空間的に無作為に、相当程度の分量で発生する状況に対して、前述の施策を的確に実現することを前提に、対応策の実施について、検討を行います。

「都市のスポンジ化への対応策」とは

【取組方針】

- 発生した空地・空き家の適正管理、有効利用の促進
- 土地・建物の利用放棄等を回避する環境の整備
- 土地・建物の利用段階を見据えた施策の展開

（取組例）

- ・所有と利用の情報集約とマッチングによる利活用の推進
- ・土地・建物の利用放棄等への働きかけ、暫定利用の積極的な評価、利用転換の促進
- ・都市空間の管理（マネジメント）を推進するための契約的手法の導入
- ・土地利用に関するルール等を官民で設定することによるエリアマネジメントの担保
- ・市民、事業者等のまちづくりに寄与する活動を積極的に認定・支援する仕組みの導入
- ・土地・建物の有効利用に向け、地権者が共同して計画・整備・管理を一体的に行う実施主体を推進する事業手法等の導入

3 産・官・学・民 の協働によるまちづくりの推進

協働によるまちづくりに向けては、産（事業者）・官（行政）・学（教育）・民（市民）が『都市計画マスタープラン』に示す方針を共通の目標とし、それぞれの役割を認識しながらまちづくり活動に積極的に取り組めるよう、まちづくりとの関係性を深め、様々な主体が連携できる参画・協働の機会の創出を推進します。

産・官・学・民 の協働によるまちづくり

- 市民、事業者、行政等が目指す都市像を共有
- 多様な参加と柔軟な連携の下に、協働のまちづくりを推進

(1) 参画と協働によるまちづくりへの基盤づくり

1 まちづくりに関する積極的な情報の提供

- ・まちづくりに関する情報の公開
- ・市広報、市ホームページ、市メールサービス、コミュニティFM、テレビ等の情報媒体を活用したまちづくり情報の提供

まちづくりをより身近なものとするため、情報の受発信による、“まちづくり”を知るきっかけづくりが必要です。そのため、分かりやすい形で、まちづくりに関する情報を積極的に受発信することが求められます。

「情報発信」に当たっては、市広報、市ホームページ、市メールサービス、SNS、コミュニティFM、テレビ等の情報媒体を活用し、地域団体等と連携しながら情報発信を行います。

また、GISやSNSを活用したまちづくりに関する「情報の受発信」が可能な仕組みを検討します。

2 まちづくりに対する参加の場の提供

- ・まちづくりに関するシンポジウムやイベント、懇話会などの定期的な開催

産・官・学・民 の協働によるまちづくりにおいては、多様な主体のまちづくりへの積極的な参加が不可欠です。そのため、地域のまちづくりへの参加を促し、まちづくりについて考える「環境づくり」が必要となります。

「環境づくり」としては、シンポジウム（講演会）、まち歩き、マッピングパーティー、懇話会（ワークショップ）等の定期的な開催等、まちづくりに関する参加の場を提供し、「参画と協働によるまちづくり」のための基盤づくりに取り組んでいきます。



実施例：官学民協働による景観ワークショップ

(2) まちづくりの仕組みづくり

1 まちづくりに関する協働の場の創出

産・官・学・民の協働によるまちづくりを展開していくため、『防府市参画及び協働の推進に関する条例』に基づき、政策の形成、実施、評価の各過程への協働の機会の拡充に努め、協働の仕組みづくりの整備を推進します。

2 まちづくりの担い手となる人材の育成

まちづくりを市内各所で多様な形で展開していくためには、担い手となる人材の確保が必要です。市民・事業者がまちづくりを行うプレイヤーとして活躍・連携できるよう、「人材の育成」に努めます。

「人材の育成」に当たっては、産・官・学・民が連携して研修会の開催、人材の交流、専門家の派遣、市民団体などの組織化等を行い、相互に学び合う環境づくりを推進します。



実施例：官学協働のサテライトカレッジ

3 まちづくり活動の支援

まちづくり活動の拠点となる施設や活動組織等の充実を図り、活動の活性化を支援します。

産・官・学・民がそれぞれの枠組みを超えて連携するための窓口として、各主体に対する情報の受発信、人材育成、活動への参加・交流の機会の創出等、参画と協働に向けた総合的な機能を持つ市域のまちづくり活動を支えるまちづくり組織の構築を推進します。組織には、都市デザイン等の専門的な視点を加え、まちづくり、地域課題、暮らし、最先端技術等、様々な視点からまちづくり活動を展開できる、継続的な運営システムを検討します。



4 庁内組織体制の充実（横断連携）

まちづくりの要請に幅広く応えていくために、庁内組織体制の充実を図り、まちづくりの推進を総合的に支援していきます。都市計画以外の分野が主体となる取組については、必要に応じて庁内の関係課と連携し、効果的・効率的にまちづくりを推進します。

5 関係機関との連携（広域連携）

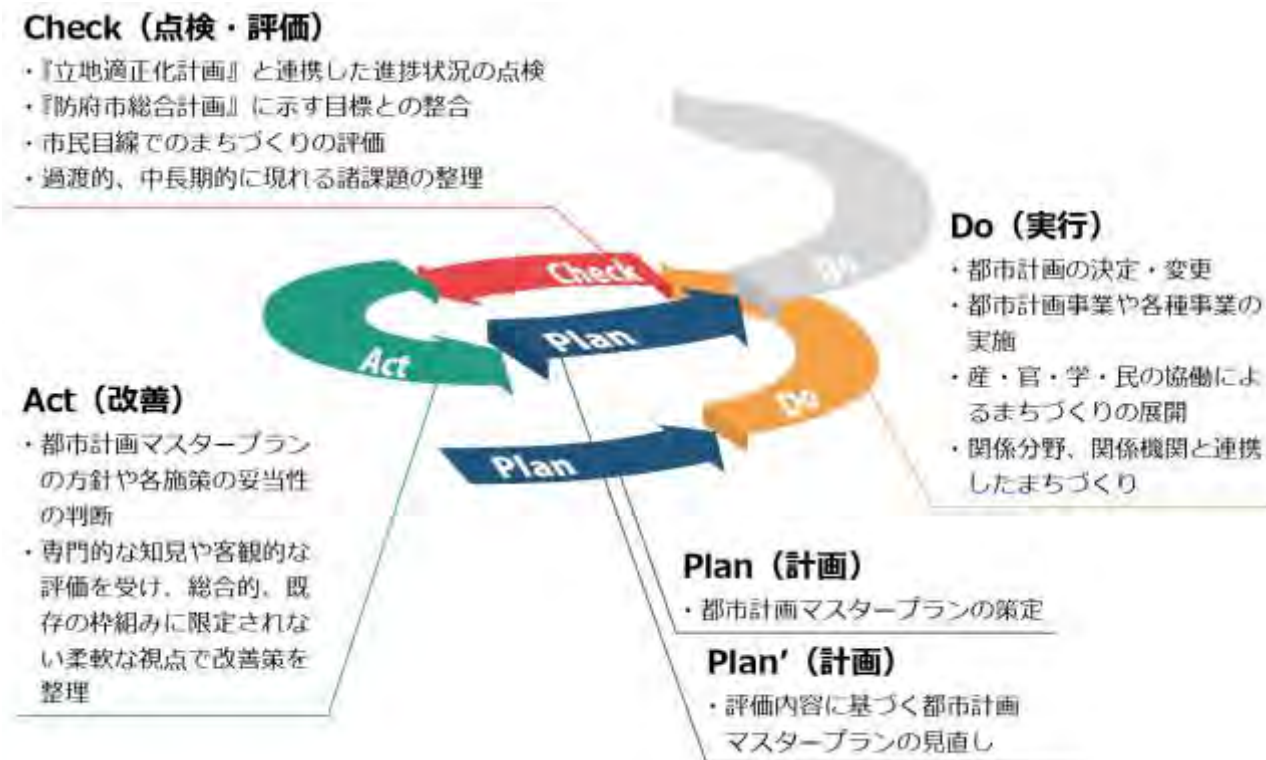
広域的な都市構造や都市環境に影響を与える可能性のある都市計画の決定や施策の展開を行う際は、本市の都市計画マスタープランの方針に沿って、関係行政機関との調整や連携を図ります。

4 実現化に向けた進捗管理と見直しの推進

都市計画マスタープランの実現のため、PDCA（計画、実行、点検・評価、改善）による進捗管理と見直しを着実に進める必要があります。

進捗管理については、方針に基づく施策の展開状況、各種事業の実施状況、効果等の点検・評価を定期的に行います。具体的には、『立地適正化計画』において、都市計画マスタープランに示す目標を定量的に示し、達成状況について、その経過を測ります。

見直しについては、社会情勢の変化、上位計画等の変更の際に、必要に応じて行います。

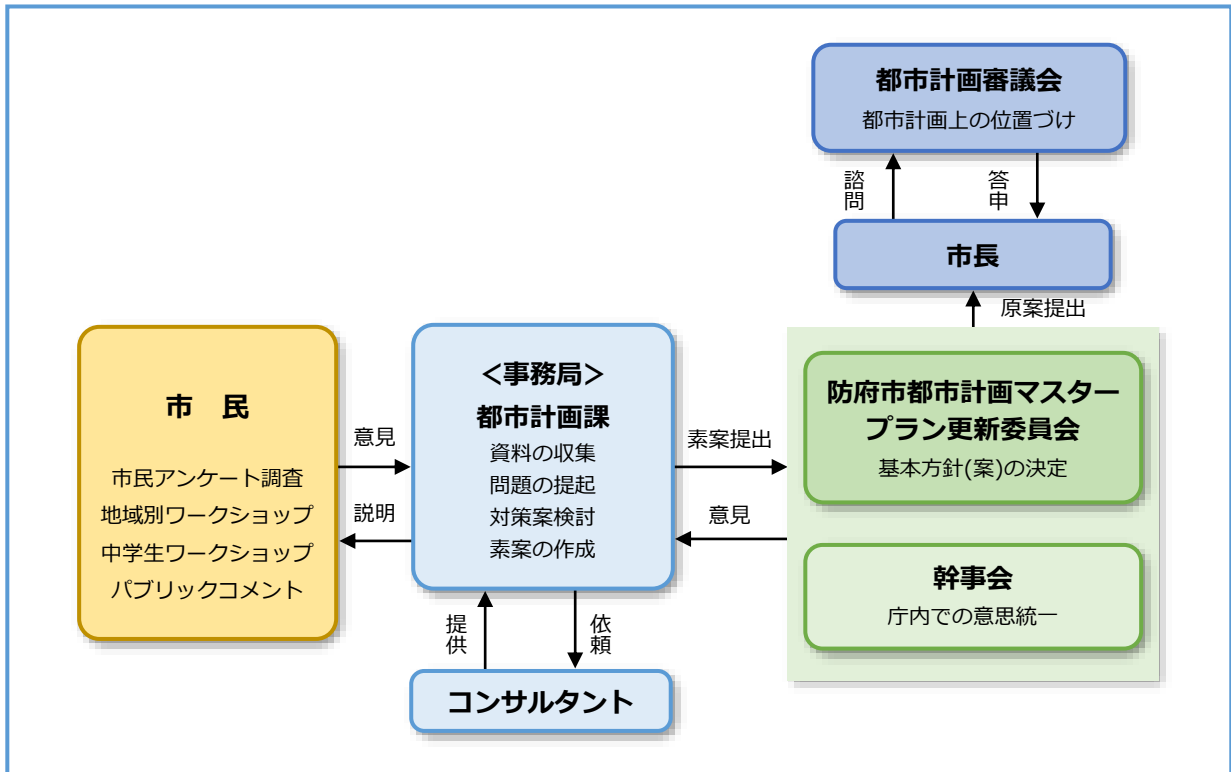




付属資料

付属資料

1 策定体制



防府市都市計画マスタープラン更新委員会設置要綱

平成28年4月14日制定

(目的)

第1条 この要綱は、コンパクトシティなど近未来の社会情勢に応じた都市構造へ転換を図るため防府市都市計画マスタープランを更新し、その策定に関し、防府市都市計画マスタープラン更新委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は10人以内とし、別表1に掲げる学識経験者、民間団体及び公募により選出した者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

3 委員の任期は、防府市都市計画マスタープランの更新が終了するまでとする。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

(1) 防府市都市計画マスタープランの更新に関すること

(2) その他本市の都市計画に関すること

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長とする。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の運営に関し、庁内の連携を密にし、委員会の運営を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、土木都市建設部次長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

2 事務局長は、都市計画課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の目的を達成するため必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分	所属又は職名等	氏 名
学識経験者	教授又は准教授	
〃	〃	
民間団体	防府市自治会連合会	
〃	防府市農業委員会	
〃	防府商工会議所	
〃	NPO法人市民活動さぽーとねっと	
公 募	4人以内(男性は2人以内)	

別表2 (第6条関係)

土木都市建設部次長、総務部次長、総合政策部次長、生活環境部次長 健康福祉部次長、産業振興部次長、教育委員会教育部次長

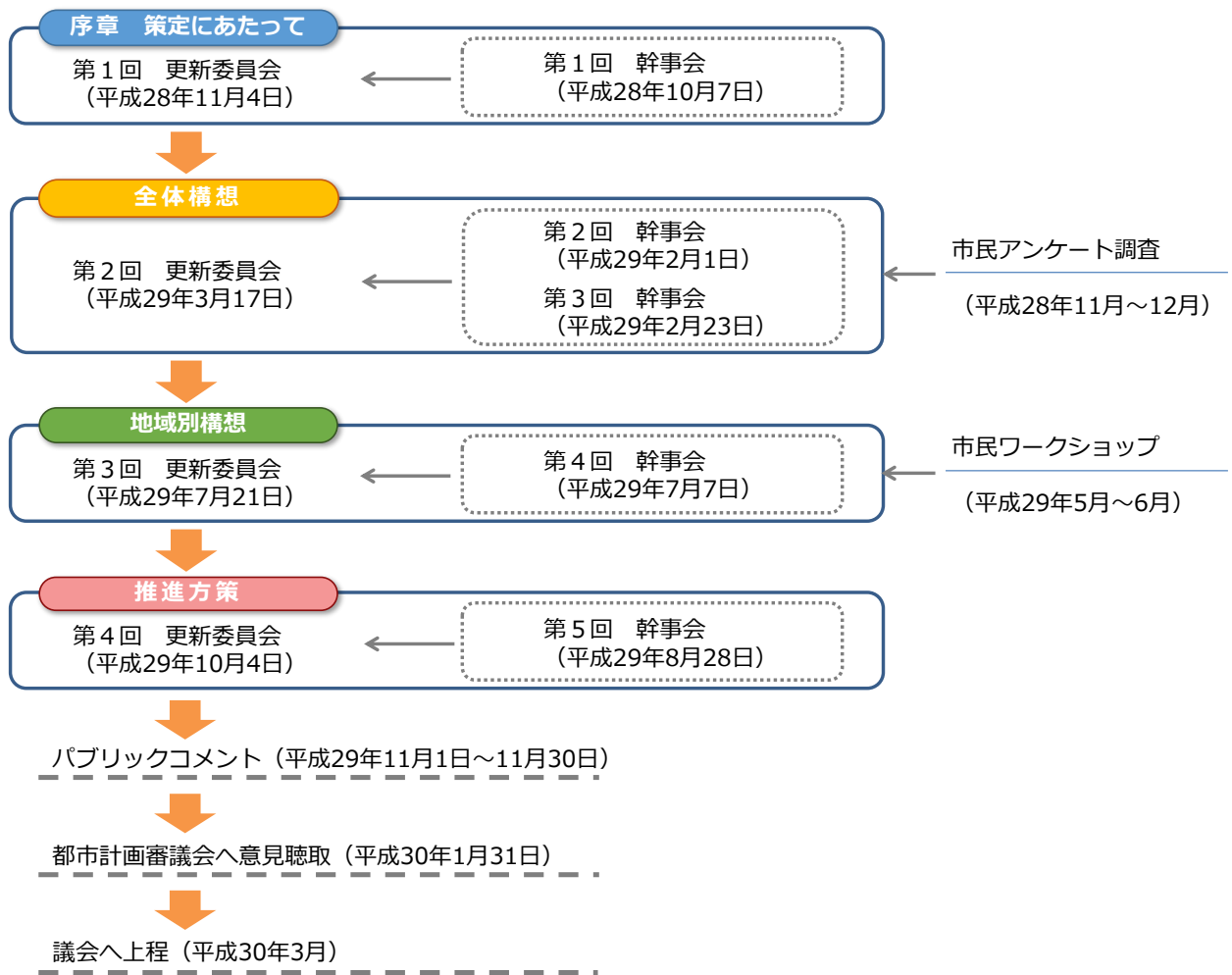
防府市都市計画マスタープラン更新委員会名簿

職名	氏名	備考
山口大学大学院教授	鵜 心治	委員長
徳山工業高等専門学校教授	佐賀 孝徳	副委員長
防府市自治会連合会	広石 聖	
防府市農業委員会	池田 静枝	
防府商工会議所	徳永 雄	
NPO法人市民活動さぼーとねっと	平井 佐和子	
公募委員	金田 賢治	
公募委員	山中 憲治	
公募委員	山根 佳織	※平成 28 年度のみ

防府市都市計画マスタープラン更新委員会幹事会名簿

職名	(平成 29 年度) 氏名	(平成 28 年度) 氏名	備考
土木都市建設部次長	伊崎 知行	伊崎 知行	幹事長
総務部次長	伊豆 利裕	熊野 博之	
総合政策部次長	亀井 幸一	伊豆 利裕	
生活環境部次長	島田 文也	佐甲 裕史	
健康福祉部次長	藤井 隆	藤井 隆	
産業振興部次長	赤松 英明	赤松 英明	
教育委員会教育部次長	河田 和彦	原田 みゆき	

2 策定までの経過



市民アンケート調査

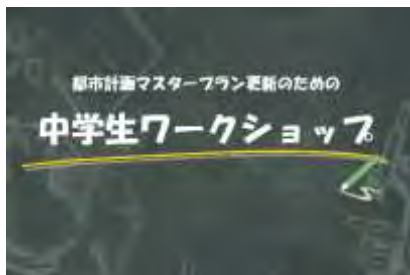
実施期間	平成28年11月22日～平成28年12月5日
標本数	3,000人
回収数(回収率)	1,195 (39.8%)

市民ワークショップ

中学生対象 ワークショップ	実施期間	平成29年5月18日～平成29年5月25日
	対象	市内公立中学校
	実施内容	地域の良い所・改善すべきところ・20年後のまちづくり自分達にできることを抽出
地域別 ワークショップ	実施期間	平成29年6月10日～平成29年6月11日
	対象	自治会、小学校PTA
	実施内容	人口減少を前提に、地域の特性を考察し、まちづくりの方針を検討

※野島地域のみ自治会、小中学校(児童・生徒・教員、保護者)を対象に平成29年5月27日にワークショップを実施

中学生対象ワークショップの様子



国府中学校



佐波中学校



牟礼中学校



華陽中学校



華西中学校



桑山中学校



右田中学校



富海中学校



大道中学校



小野中学校



野島小学校・中学校

地域別ワークショップの様子



松崎地区、佐波地区



勝間地区



華浦地区



新田地区



中関地区



西浦地区



牟礼地区



牟礼南地区



華城地区



右田地区



玉祖地区



富海地区



大道地区



向島地区



小野地区

3 用語解説・掲載資料出典

(1) 用語解説

あ行

- **アクセス道路**
p.38
空港、港湾、駅、高速道路のインターチェンジといった主要な交通施設への接続を容易にする道路のこと。
- **一級河川**
p.106,147,157,167,206
国土保全上または国民経済上、特に重要な河川。
- **運動公園**
p.39,95,194,196
都市住民全般の、主として運動の利用を目的とする公園。面積15ha～75haを標準とする。
- **延焼遮断帯**
p.91,117,127,147
市街地に大火が発生した際に周辺に火災が広がらないよう、道路・河川・鉄道、公園などの公共施設をはじめ、耐火建築物などによって、建物の延焼を遮断する帯状の不燃空間。
- **オープンスペース**
p.85
公園や緑地などの建物がない空間のこと。日照や通風を確保し生活環境の質の向上に貢献するとともに、住民のレクリエーション需要に応える機能がある。

か行

- **街区公園**
p.39
主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積0.25haを標準とする。
- **防府市開発行為等の許可の基準に関する条例**
p.67,220
都市計画区域と都市計画区域外における、それぞれの目的に即した開発行為や建築行為等について、防府市長が許可する条例。
- **合併処理浄化槽**
p.81,82,106,117,127,137,147,157,167,177,187,196,206
し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
- **環境負荷**
p.83,90
人の活動により、環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
- **既存ストック**
p.220
公園、上下水道、河川などをはじめ、既に整備がなされている公共施設。この他にも、住宅団地や工業団地のほか、既存の建物も含まれる。

- **狭あい道路** 幅員が4 m未満の狭い道路。
 p.91,102,106,112,117,
 124,127,137,147,174,
 177,187
- **協働** 市民等及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むこと。
 p.2,52,71,223,224
- **建築基準法第42条第2項道路** 建築基準法第42条第2項に定められている道路で、一般的に「2項道路」と呼ばれる。建築基準法では、原則として幅員が4 m以上ないと道路として認められないが、幅員4 m未満でも、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体）が道路として指定したものは、建築基準法上の道路とみなされる。
 p. 26
- **建築協定** 建築基準法第 69 条に基づき、住宅地としての環境等、建築物の利用を維持増進するため、土地の所有者等が全員の合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備など建築物に関する基準を定めた協定のこと。
 p.3,71
- **広域幹線道路** 都市間などのより広域の交通を主として受け持つ道路。
 p.47,73,109,121,131,
 141,151,161,171,181
- **公共施設** 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。
 p.57,59,66,73,77,84,89,
 116,126,136,146,156,
 166,174,176,184,214
- **高次都市機能** 行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響のある機能。
 p.59
- **交通結節点** 鉄道やバス、タクシーなどの複数の交通機関が集まり、相互乗り換えや連絡などが円滑に行える場所のこと。
 p.59,73
- **交通弱者** 自動車中心社会において移動を制約される人、交通事故の被害に遭いやすい人。
 p.50

さ行

- **参画**
p.2,55,77,223,224
市の政策の形成等に至る各過程において、市民等が自主的にかかわり行動すること。

- **産業型公害**
p.90
環境基本法第2条第3項に規定される公害のうち、事業活動とともに発生する公害。

- **市街化区域**
p.11,14,16,24,25,26,27,29,30,31,32,33,36,37,49,59,67,68,73,95,100,101,104,105,111,112,116,121,123,124,126,133,134,136,141,143,144,146,151,153,154,156,161,163,164,166,171,173,174,176,183,220
すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。

- **市街化調整区域**
p.11,14,25,27,36,37,48,64,67,68,82,95,101,104,105,111,112,116,123,124,133,141,143,144,146,153,154,156,163,164,166,173,176,183,186,191,193,196,220
都市計画区域内において、市街化を抑制する区域。

- **市街地開発事業**
p.1,3,28,46,71
都市計画法に規定される事業で、地方公共団体等が、一定の地域について総合的な計画に基づく、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う事業のこと。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業など計6種類がある。

- **市街地再開発事業**
p.3,28,71,97,101,104,106
都市計画法及び都市再開発法に基づいて、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備を行う事業で、低層木造住宅が密集しているなど有効に利用されていない既成市街地を集約し、高層のビルを整備する事業などがある。

- **市メールサービス**
p.223
「防災」「防犯」「消防」「生活・健康」「イベント」の情報をメールで無料提供するサービス。

- **循環型社会**
p.90
3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

- **準用河川**
p.81
二級河川の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。
- **人口集中地区（DID）**
p.8,10
1 km²あたりの人口密度4,000人以上の区域に隣接し、5,000人以上を有する区域。
- **水防法**
p.36
洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、被害を軽減することにより公共の安全を保持することを目的とする法律。
- **生活利便施設**
p.29,33,48,64,71,136,146,156
銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
- **総合公園**
p.39
都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園。都市規模に応じ、面積10～50haを標準とする。

た行

- **地域公共交通**
p.221
地域住民の日常生活や社会生活における移動又は観光旅客などの移動のための交通手段として利用される交通機関。
- **地域地区**
p.3
都市計画区域内の土地を、土地利用の目的により区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定める都市計画。
- **地域包括支援センター**
p.89
地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えることを目的とする機関。
- **地球温暖化**
p.90
人間の活動の拡大により、熱を蓄積する性質をもつ二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、一酸化窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
- **地区計画**
p.3,28,64,68,71,104,105,116,126,136,146,156,166,176,186,196
良好な市街地環境を形成するため、特定の地区を指定し、土地利用や建築物の規制、誘導を図る都市計画。
- **低未利用地**
p.67,101
空き地、空き家、空き店舗および工場跡地といった未利用地と、一時的に利用されている資材置場、青空駐車場といった低利用地の総称。
- **デマンドタクシー**
p.73
タクシー車両を利用して、利用者から予約があった場合のみ運行する乗合タクシーのこと。

- **特別用途地区**
p.3,68

用途地域に重ねて建物用途などを指定することにより、その地域に適した土地利用の増進や環境保護などを図るもの。
- **特別緑地保全地区**
p.77

都市緑地法第12条に規定される、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。
- **都市機能**
p.59,64,89,104,112,134,184,218,221

商業・業務・教育・文化・交流・行政など、都市的サービスを提供する機能。
- **都市基盤**
p.71,89,91

道路、公園、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院などの公共施設のこと。
- **都市計画区域**
p.1,4,11,14,25,27,36,95,201,202,203,210,211

市街地から郊外の農地や山林の田園地域にいたるまで、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市としてとらえる必要がある区域。
- **都市計画公園**
p.39

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律で、都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。
- **都市計画道路**
p.3,38,49,59,65,73,105,109,116,117,127,131,134,136,137,146,147,156,157,166,220

国道、県道、市道などの道路のうち、都市の基盤的施設として都市計画法（都市の健全な発展等を目的とする法律）に基づき都市計画決定した道路。
- **都市公園**
p.39

地方公共団体が設置する公園・緑地や、国が設置する国営公園などをいう。
- **都市施設**
p.1,2,3,38,45,49,91,220

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するとともに良好な都市環境を保持するために必要不可欠な施設のこと。道路等の交通施設、公園緑地等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路など、計11種類が都市計画法で定められている。
- **都市生活型公害**
p.90

産業型公害に対し、都市化の進展や生活様式の変化などともなって発生する公害。

- **土砂災害警戒区域**
p.37
急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りの警戒を要する、土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。通称をイエローゾーンという。
- **土砂災害特別警戒区域**
p.37
土砂災害警戒区域のうち、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる、土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。通称をレッドゾーンという。
- **土地区画整理事業**
p.3,28,71,97,101,104,106
都市計画区域内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るため、土地の区画形成を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園等の公共施設の整備改善を図る事業。

は行

- **バリアフリー**
p.73,89
子どもから高齢者や障害者など、あらゆる人々が、社会生活に参加し行動するうえで、妨げとなっている様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
- **風致地区**
p.77
都市計画法に規定される地域地区の一つで、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）の維持が必要な区域について定める都市計画のこと。
- **防火・準防火地域**
p.3
市街地における火災の危険を防ぐため、容積率の高い地域や住宅と工場の混在する地域などに指定される地域。一定規模以上の建築物は耐火建築物とすることが義務付けられるため、延焼防止など地域の防災性向上が図られる。
- **防府市景観条例**
p.85
景観法の施行に関し、本市にふさわしい良好な景観を形成し個性的で魅力あるまちづくりを推進するために必要な事項を定めた条例。
- **防府市参画及び協働の推進に関する条例**
p.224
防府市における参画及び協働を推進するための基本的事項を定め、もって豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とした条例。
- **防府市自治基本条例**
p.3
「自治の基本ルール」として自治の基本理念や基本原則、自治の担い手である市民等、市議会、行政のそれぞれの役割、行政運営の基本的事項などを定めた条例。
- **ポケットパーク**
p.72,89
都市環境を改善するために設けられた、公開空地や密集住宅地の中に設けられた小公園等のこと。

ま行

- **まちづくり条例**
p.3
地域住民の参加による住み良いまちづくりを推進するため、地区計画等の作成手続きに関することや、まちづくり提案、まちづくり協定等に関することを定めた条例。
- **マッピングパーティー**
p.223
オープンライセンスで地図を共同作成しているオープンストリートマップ上にテーマに沿って地図情報を集めていくイベントのこと。
- **みなとオアシス**
p.106
国土交通省の各地方整備局により登録された、「みなと」に関する交流施設・旅客ターミナル・緑地・マリーナなどを活用した交流拠点・地区の愛称名。
- **無縁区画**
p.84
承継者が不在となった墓地の区画。

や行

- **優良農地**
p.66,116,126,136,146,157,166,176,206
一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいい、原則として転用を認めないこととされている。
- **用途地域**
p.3,68,220
都市を住居系、商業系、工業系などいくつかの種類に区分し、それぞれ建てることのできる建築物等の用途を定めるもの。

ら行

- **緑地協定**
p.3
都市緑地法に基づく制度で、地域の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。
- **連続立体交差事業**
p.97,101
都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差点において、鉄道を高架化または地下化することによって、都市交通を円滑化するとともに鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業で、防府駅付近では鉄道を高架化している。

わ行

- **ワークショップ**
p.223
テーマについて参加者が自由にアイデアを出し合い、学び合う集まり。まちづくりなど、多面的な角度からの合意形成が望まれる課題解決に有効な方法。

英数字

- **DBO方式**
p.83
公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の設計・建設、運営等を民間事業者に包括的に委託する方式。

- **GIS**
p.223
Geographic Information Systemsの略称。文字や数字、画像などを地図と結びつけて、コンピューター上に再現し、位置や場所から様々な情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができる仕組み。行政や市民生活やビジネスの現場で幅広く利用することが可能。

- **PFI**
p.83
Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。その手法の中で、新ごみ処理施設は、市が資金調達して、設計・施工・運営を一括して民間に委託するDBO方式（Design Build Operate）で実施している。

- **SNS**
p.223
social networking service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。

- **3R（発生抑制・再使用・再利用）**
p.83,90
発生抑制（Reduce：リデュース）は、廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先されるべき取組をいう。再使用（Reuse：リユース）は、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することで、製品リユース、リターナブル、部品リユースなどがある。再生利用（Recycle：リサイクル）は、原材料として再利用するマテリアル・リサイクルと焼却して熱エネルギーとして活用するサーマル・リサイクルがある。

(2) 掲載資料出典

頁	資料名	出典
p.8	図-2 防府市の市街地形成過程と人口集中地区(DID)の変遷	国勢調査
p.9	図-3 人口の推移	国勢調査 ※2020年(平成32年)以降の人口は推計結果
p.9	図-4 年齢3区分別人口構成の推移	国勢調査 ※2020年(平成32年)以降の人口は推計結果
p.10	図-5 人口動態	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)
p.10	図-6 人口集中地区	国勢調査
p.11	表-2 区域別人口	国勢調査
p.12	図-8 世帯数の推移	国勢調査
p.12	図-9 世帯種類別構成比の推移	国勢調査
p.13	図-10 住宅の建て方別世帯構成比の推移	国勢調査
p.13	図-11 住宅の所有関係別世帯構成比の推移	国勢調査
p.14	表-3 区域別の将来人口推計	2015年(平成27年)は国勢調査 ※2040年(平成52年)は推計結果
p.18	図-17 産業分類別就業者の構成の推移	国勢調査
p.18	図-18 通勤・通学の状況	国勢調査、2015年(平成27年)
p.19	図-19 産業大分類別従業者数の推移	経済センサス
p.19	図-20 地区別産業大分類別従業者数	経済センサス、2014年(平成26年)
p.20	図-21 地区別従業者数の推移	経済センサス
p.21	図-22 商業の動向[商店数]	商業統計調査
p.21	図-23 商業の動向[販売額]	商業統計調査
p.21	図-24 商業集積地の商業の動向[商店数]	商業統計調査
p.21	図-25 商業集積地の商業の動向[販売額]	商業統計調査
p.22	図-26 工業の動向	工業統計調査
p.22	図-27 業種別製品出荷額	工業統計調査、2014年(平成26年)
p.23	図-28 観光客数の推移	観光客数増減調べ
p.24	図-30 土地利用の変化	国土交通省国土政策局(国土数値情報)
p.25	図-31 都市計画区域別土地利用の現況	都市計画基礎調査、2012年(平成24年)
p.25	図-32 用途別土地利用の現況	都市計画基礎調査、2012年(平成24年)
p.26	図-33 築30年以上の建物割合と建築基準法第42条第2項道路の分布状況	都市計画基礎調査、2012年(平成24年)
p.27	図-34 新築動向	建築確認申請データ
p.27	図-35 開発動向	開発許可データ
p.29	図-37 スーパーから500m圏	supermarket.geomedian.com(全国スーパーマーケット検索サイト)、2016年(平成28年)8月1日時点
p.30	図-38 コンビニから500m圏	https://itp.ne.jp/?rf=1 (iタウンページ)、2016年(平成28年)8月1日時点

頁	資料名	出典
p.31	図-39 医療施設から500m圏	健康増進課資料
p.32	図-40 子育て支援施設から500m圏	子育て支援課資料、防府市公共施設白書 2014年を元に作成
p.34	図-42 津波浸水想定区域	防府市防災マップ 津波編
p.35	図-43 高潮浸水想定区域	防府市ハザードマップ 高潮編
p.36	図-44 佐波川水系佐波川洪水浸水想定区域	防府市防災マップ 佐波川洪水編
p.37	図-45 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	防府市防災マップ 土砂災害編
p.41	図-49 J R各駅の日あたり乗車人数の推移	第二次防府市生活交通活性化計画、JR西日本資料
p.41	図-50 市内バス路線の運行本数と輸送人員の推移	防長交通資料
p.43	図-52 市民の交通行動	都市計画マスタープランに関する市民アンケート
p.43	図-53 通勤・通学における交通手段	国勢調査



防府市

Basic policy of Hofu